

令和 6 年度  
包括外部監査結果報告書

<テーマ>

高齢者福祉及び障害福祉  
に関する事務事業について

西宮市包括外部監査人  
公認会計士 中原 純一

報告外監第1号

令和7年2月10日

西宮市包括外部監査人

中原 純一

令和6年度 包括外部監査の結果に関する報告について

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づき、令和6年度包括外部監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第5項の規定により次のとおり提出します。

## 目次

### 第1章包括外部監査の概要

I. 外部監査の種類	1
II. 選定した特定の事件（テーマ）	1
III. 事件を選定した理由	1
IV. 監査の対象期間	2
V. 監査の着眼点及び実施した手続	2
1. 監査の着眼点	2
2. 実施した手続	2
VI. 監査対象の選定方法、監査の概要	3
1. 監査対象の選定方法	3
2. 監査の概要	5
VII. 監査の実施期間及び補助者	7
1. 監査の実施期間	7
2. 補助者	7
VIII. 利害関係	7

### 第2章監査対象の概要

I. 健康福祉局の概要	9
1. 組織図	9
2. 事務分掌	10
II. 西宮市地域福祉計画（第4期）	15
1. 計画の位置づけと期間	15
(1) 地域福祉計画とは	15
(2) 関連計画との関係	15
(3) 計画の期間	16
2. 計画の基本理念、基本目標及び施策体系と事業との関連性	17
(1) 基本理念、基本目標及び施策体系	17
(2) 事業との関連性	18
III. 高齢者福祉の概要	20
1. 西宮市における高齢者福祉の現状	20
(1) 高齢者等の推移	20
(2) 介護サービスの状況	29
(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の状況	32
2. 西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画	34
(1) 計画の位置づけと期間	34

(2) 日常生活圏域と地域包括ケア連携圏域 .....	37
(3) 計画の基本理念・基本目標・施策体系と事業との関連性 .....	40
IV. 障害福祉の概要 .....	46
1. 西宮市における障害福祉の概要 .....	46
(1) 障害のある人の状況 .....	46
(2) 市全体の状況 .....	47
(3) 身体障害者手帳所持者の状況 .....	49
(4) 療育手帳所持者の状況 .....	51
(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者等の状況 .....	53
(6) 難病患者等の状況 .....	55
2. 西宮市障害福祉推進計画 .....	57
(1) 計画の位置づけと期間 .....	57
(2) 計画の基本理念・基本目標・施策体系と事業との関連性 .....	61
V. 各事務事業の評価 .....	66
1. 事務事業評価 .....	66
(1) 事務事業評価の目的 .....	66
(2) 事務事業評価の活用 .....	66
(3) コストの考え方 .....	66
(4) 事務事業の指標 .....	67
(5) 事業分類と評価項目 .....	68
VI. 社会福祉法人に対する指導監査の概要 .....	70
1. 制度の概要 .....	70
(1) 指導監査とは .....	70
(2) 指導監査の種類 .....	70
(3) 一般監査の実施周期 .....	71
(4) 指導方法の種類 .....	73
2. 市における指導監査の概要 .....	73
(1) 指導監査の流れ .....	73
(2) 指導監査の実施状況 .....	74
(3) 指導監査の結果 .....	74
<b>第3章包括外部監査の指摘事項及び意見</b>	
I. 総評 .....	80
II. 指摘事項及び意見 .....	87
1. 全般的事項 .....	87
(1) 事務事業の指標について .....	87
(2) 事務事業の点検について .....	88



(3) 障害福祉課所管の行政財産及び普通財産の個別施設計画と今後の方向性について .....	92
2. 各事務事業 .....	96
【福祉総括室・地域共生推進課】 .....	96
(1) 民生委員・児童委員活動推進事業 .....	96
(2) 地域福祉活動助成事業 .....	101
【福祉総括室・福祉のまちづくり課】 .....	109
(3) 民間老人福祉施設建設補助事業 .....	109
(4) 軽費老人ホーム補助事業 .....	117
(5) 地域包括支援センター運営事業 .....	119
(6) 民間障害福祉施設建設等補助事業 .....	121
【福祉部・高齢介護課】 .....	123
(7) はり・きゆう・マッサージ施術費補助事業 .....	123
(8) 老人福祉施設等改修事業・老人福祉施設等管理運営事業 .....	126
(9) 高齢者外出支援サービス事業 .....	129
(10) 介護施設等新型コロナウイルス感染症対策支援事業 .....	134
【福祉部・高齢施設課】 .....	139
(11) 養護老人ホーム管理運営事業（寿園） .....	139
【福祉部・障害福祉課】 .....	142
(12) 障害者団体補助事業 .....	142
(13) 障害者社会参加促進事業 .....	148
(14) 特別障害者手当等支給事業 .....	157
(15) 地域生活支援事業 .....	161
(16) 自立支援医療事業 .....	170
(17) 障害者自立支援施設管理運営事業 .....	174
(18) 障害者就労支援等事業 .....	181
【生活支援部・生活支援課】 .....	188
(19) 権利擁護支援センター運営事業 .....	188
3. 現地視察及び現地調査 .....	190
(1) 権利擁護支援センター【権利擁護支援センター運営事業】 .....	191
(2) 西宮市障害者就労生活支援センター【障害者就労支援等事業】 .....	193
(3) いずみ園【障害者自立支援施設管理運営事業】 .....	194
(4) 名神あけぼの園【障害者自立支援施設管理運営事業】 .....	195
(5) 旧市立デイサービスセンター（安井）【老人福祉施設等改修事業】 .....	197
(6) 鳴尾老人福祉センター【老人福祉施設等管理運営事業】 .....	199
(7) 老人いこいの家【老人福祉施設等管理運営事業】 .....	200

(8) 養護老人ホーム西宮市立寿園【養護老人ホーム管理運営事業】	205
4. 指導監査	212
(1) 複数年度連続した文書指摘事項について	212
(2) 文書指摘事項に係る改善状況の確認について	212
(3) 複数年度連続した口頭指摘事項について	213
(4) チェックリストの事前送付について	213
<b>別添</b> 指摘事項及び意見のまとめ	215

# 第 1 章包括外部監査の概要

## I. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び西宮市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

## II. 選定した特定の事件（テーマ）

### 「高齢者福祉及び障害福祉に関する事務事業について」

## III. 事件を選定した理由

わが国の総人口は、令和 5 年 10 月 1 日時点で 124,352 千人であり、そのうち 65 歳以上の高齢者人口は 36,227 千人となっており、高齢化率（65 歳以上の人口が総人口に占める割合）は、既に 29%を超えている。西宮市（以下、「市」という。）においても、令和 5 年 9 月 30 日時点で総人口は 482,422 人であり、そのうち 65 歳以上の高齢者人口は 118,684 人となっており、高齢化率は、24.6%に及んでいる。市の高齢化率は、全国と比較して低いものの増加の一途を辿っており、少子高齢化が進行する中で、高齢化率は、今後も継続的に上昇するものと予測される。また、市における介護保険制度においても、要介護・要支援の認定者数は、令和 5 年 3 月 31 日時点で、23,610 人であり、今後も増加していくことが予測される。実際、市における介護サービス費の給付額は年々 10 億円強増加しており、令和 4 年度においては約 332 億円の給付額にも達している。このような少子高齢化社会の中で、高齢者福祉に関する行政に対する需要は、ますます増大していくものと予想され、限られた予算の中で効率的な行政運営を行っていく必要があると考えられる。この傾向は、市の高齢化の趨勢から不可避の側面もあるが、制度利用者の負担を抑制しつつ、市財政の健全性を維持していくためには、冗費削減はもとより、施策の経済性・有効性・効率性を不断に見直すことにより、真に必要とされる事業に対し限られた財政資源を有効かつ効率的に投下してゆくことが要請される。

一方、近年、障害のある人の高齢化と障害の重度化が進む中で、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、また、心身の機能に障害があること自体が問題なのではなく、障害があるために当たり前の生活が出来なくなる社会のあり方が問題であるとする「社会モデル」など、障害に関する理解を深め、

すべての人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められている。市では、平成19年3月に「西宮市障害福祉推進計画」を策定し、「ともに生き ともに支えあう 共生のまち 西宮」を目指す将来像として取組を進めてきており、新たに令和6年度を初年度とした「西宮市障害福祉推進計画（第7期西宮市障害福祉計画・第3期西宮市障害児福祉計画）」を策定し、市の障害福祉施策を計画的に進めているが、高齢者福祉施策と同様、障害福祉施策についても経済性・有効性・効率性を不断に見直すことは重要と考えられる。

以上のことから、市の高齢者福祉及び障害福祉に関する事務事業の有効性及び効率性等を監査することは大きな意義があるとして、特定の事件として選定した。

なお、市においては、包括外部監査制度の施行以来、高齢者福祉及び障害福祉を特定事件とした外部監査が行われていないことも考慮した。

#### IV. 監査の対象期間

原則として令和5年度（必要に応じて、令和4年度以前の各年度及び令和6年度についても対象とした。）。

#### V. 監査の着眼点及び実施した手続

##### 1. 監査の着眼点

- (1) 高齢者福祉及び障害福祉に関する事務事業が、関係法令等に準拠して適切に実施されているか。
- (2) 各計画及び各計画に基づく高齢者福祉施策及び障害福祉施策の事務（特に市の単独事業）が、経済的、効率的及び有効的に行われているか。また、公平性、透明性の観点から問題がないか。
- (3) 市からの委託料、請負工事又は補助金を財源とする事業は、経済性、効率性及び有効性の観点から合理的かつ適切に実施されているか。
- (4) 市が所轄庁となる社会福祉法人の指導監査が適切に行われているか。
- (5) 現地機関を往査し、施設や事業所の管理、運営が適切に行われているか。

##### 2. 実施した手続

- (1) 高齢者福祉及び障害福祉に関する事務事業を所管する部署並びに監査テーマに関連して包括外部監査人が必要と判断した部署へのヒアリング
- (2) 関係資料の閲覧、照合、分析
- (3) 現地調査
- (4) 現地視察

## VI. 監査対象の選定方法、監査の概要

### 1. 監査対象の選定方法

監査の対象とする高齢者福祉及び障害福祉に関する各事務事業を選定するにあたり、令和5年度における健康福祉局（生活支援部厚生課及び保健所を除く）の所管する事務事業のうち、**原則として決算額50,000千円超の事業及び市の単独事業を監査対象事業（下表太字参照）とした。**

#### 【令和5年度健康福祉局の事務事業一覧】

（単位：千円）

課	事業名	市 単独事業	決算額
<b>【福祉総括室】</b>			
福祉総務課	社会福祉協議会補助事業	※1	87,565
	阪神福祉事業団分担金事業		28,613
地域共生推進課	福祉施策調査研究事務		2,448
	<b>民生委員・児童委員活動推進事業</b>		<b>75,788</b>
	<b>地域福祉活動助成事業</b>		<b>140,533</b>
	<b>地域のつどい場推進事業</b>	○	<b>165</b>
	福祉サービス利用援助事業補助事業		16,537
	戦没者等遺族関係事業		6,008
	老人クラブ活動推進事業		49,032
	<b>老人福祉施設等管理運営事業</b>	※2	<b>49,369</b>
	<b>高齢者給付・貸与事業</b>	○	<b>10,049</b>
	地域自立生活支援事業		9,305
	認知症地域ケア推進事業		15,794
生活支援体制整備事業		42,372	
福祉のまちづくり課	<b>総合福祉センター等福祉ゾーン再整備事業</b>		<b>123,468</b>
	福祉人材確保養成対策事業		6,588
	介護療養型医療施設転換整備補助事業		11,150
	地域の福祉サービス拠点整備事業		31,880
	地域ケア会議推進事業		2,653
	在宅医療・介護連携推進事業		48,873
	<b>民間老人福祉施設建設補助事業</b>		<b>298,990</b>
	<b>軽費老人ホーム補助事業</b>		<b>127,966</b>
	<b>民間老人福祉施設運営補助事業</b>		<b>267,880</b>
	認知症初期集中支援事業		38,209
	<b>地域包括支援センター運営事業</b>		<b>484,283</b>
	<b>民間障害福祉施設建設等補助事業</b>		<b>110,903</b>
法人指導課	社会福祉法人・施設指導監査等事務	※3	7,932
	介護相談員派遣事業		919
	介護事業所指定等事務		6,963
福祉総括室合計			2,102,235
<b>【福祉部】</b>			
高齢介護課	<b>はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業</b>	○	<b>15,132</b>
	<b>敬老行事等事業</b>	○	<b>3,058</b>
	<b>老人福祉施設等改修事業</b>	※2	<b>51,399</b>
	家族介護支援事業		10,831
	<b>高齢者外出支援サービス事業</b>	○	<b>128,228</b>
	介護保険事業（地域支援事業を除く）	※4	36,539,573
	介護サービス利用者負担軽減事業		2,534
介護保険住宅改修サービス支援事業		26	

課	事業名	市 単独事業	決算額
	介護給付等費用適正化事業		23,078
	介護予防・生活支援サービス事業	※4	1,523,020
	高額介護予防サービス等費相当事業		7,315
	<b>人生いきいき住宅改造助成（福祉）事業</b>		<b>52,505</b>
	<b>介護施設等新型コロナウイルス感染症対策支援事業</b>		<b>543,332</b>
高齢施設課	<b>養護老人ホーム管理運営事業（寿園）</b>		<b>100,999</b>
障害福祉課	<b>障害者団体補助事業</b>	○	<b>4,413</b>
	<b>障害者社会参加促進事業</b>	○	<b>79,996</b>
	<b>特別障害者手当等支給事業</b>		<b>309,804</b>
	障害者介護給付等事業	※5	15,983,050
	<b>地域生活支援事業</b>	○	<b>833,350</b>
	<b>自立支援医療事業</b>		<b>526,754</b>
	心身障害者扶養共済事業		33,910
	<b>障害者自立支援施設管理運営事業</b>		<b>440,845</b>
	<b>障害者就労支援等事業</b>	○	<b>63,002</b>
	<b>福祉作品展開催事業</b>	○	<b>910</b>
	<b>総合福祉センター改修事業</b>		<b>146,114</b>
		福祉部合計	57,423,178
<b>【生活支援部】※6</b>			
生活支援課	老人保護措置事業		20,781
	高齢者住宅等安心確保事業		38,003
	成年後見制度利用支援事業		22,044
	高齢者虐待防止ネットワーク事業		115
	<b>権利擁護支援センター運営事業</b>	○	<b>42,780</b>
	障害者現在宅福祉事業		3,312
	<b>補装具給付事業</b>		<b>96,633</b>
		生活支援部合計	223,668

※1：50,000千円超の事業であるが、令和5年度の包括外部監査の対象であったため、監査対象外としている。

※2：老人福祉施設等管理運営事業については50,000千円未満であるが、監査対象事業である老人福祉施設等改修事業と関連性が強い事業であるため、監査対象事業としている。

※3：社会福祉法人の指導監査の一部（施設監査以外）を監査対象としている。

※4：50,000千円超の事業であるが、当包括外部監査では市の単独事業を重点的に監査する実施方針であること、全国の第9期介護保険事業計画期間（令和6～8年度）によると市の介護給付基準額（6,400円/月）は全国平均並み（6,225円/月）であること及び市の要介護認定率（20.0%）も全国平均並み（19.9%）であることから、監査を有効的かつ効率的に進めるため、監査対象外としている。

※5：50,000千円超の事業であるが、当包括外部監査では市の単独事業を重点的に監査する実施方針であること、また制度上、障害福祉サービス費の利用者負担上限月額（一般1：9,300円、一般2：37,200円）が定められていることも鑑みて、監査を有効的かつ効率的に進めるため、監査対象外としている。

※6：生活支援部のうち厚生課所管事業は監査対象外のため記載を省略している。

## 2. 監査の概要

当年度の包括外部監査は、まず高齢者福祉及び障害福祉に係る各種計画及び各事業を概括的に把握するため、概要ヒアリングを実施した。

次に、概要ヒアリングに基づき上述の1. 監査対象の選定方法に記載した監査対象事業を選定した上で、所管部署である福祉総括室、福祉部及び生活支援部のうち監査対象事業を所管している地域共生推進課、福祉のまちづくり課、法人指導課、高齢介護課、高齢施設課、障害福祉課及び生活支援課への事業ヒアリング及び書類・簿冊等の閲覧を複数回行った。なお、ヒアリング等には西宮市役所へ往査し、依頼書に従って書類・簿冊等の閲覧及び担当者へのヒアリング等を実施し、必要に応じて担当者との意見交換を実施した（包括外部監査人は往査日全てに同行）。

また、各事務事業に対するヒアリングに加え、関連する施設への現地調査及び現地視察も行った。現地調査及び現地視察に当たっては、それらを効果的かつ、効率的に実施するため、実施日、実施者、調査項目、必要書類等を記載した依頼書を事前に市に提出した上で、担当者を補助者の中から1名選定し、包括外部監査人とともに2名で往査を実施した（包括外部監査人は各施設全てに同行）。

### 【監査対象事業及び監査の実施状況】（所管課別）

課	監査対象事業	往査日
【福祉総括室】		
地域共生推進課	民生委員・児童委員活動推進事業	8月29日
		9月10日
		9月26日
	地域福祉活動助成事業	8月16日
	9月4日	
地域のつどい場推進事業	8月16日	
9月4日		
老人福祉施設等管理運営事業	9月10日	
	10月28日	
高齢者給付・貸与事業	8月29日	
	9月10日	
福祉のまちづくり課	総合福祉センター等福祉ゾーン再整備事業	8月29日
		9月10日
	民間老人福祉施設建設補助事業	8月15日
		9月17日
	10月16日	
	軽費老人ホーム補助事業	8月29日
9月17日		
民間老人福祉施設運営補助事業	8月15日	
	9月17日	
地域包括支援センター運営事業	8月15日	
	9月10日	
民間障害福祉施設建設等補助事業	8月29日	
	9月4日	
法人指導課	法人指導監査	9月17日

課	監査対象事業	往査日
<b>【福祉部】</b>		
高齢介護課	はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業	8月29日 9月17日
	敬老行事等事業	8月29日 9月17日
	老人福祉施設等改修事業	8月29日
	高齢者外出支援サービス事業	8月29日 9月17日
	人生いきいき住宅改造助成（福祉）事業	8月30日 9月10日
	介護施設等新型コロナウイルス感染症対策支援事業	8月30日 9月10日
高齢施設課	養護老人ホーム管理運営事業（寿園）	8月15日 8月29日 9月17日 10月22日
障害福祉課	障害者団体補助事業	8月16日 9月27日
	障害者社会参加促進事業	8月16日 8月29日 9月26日
	特別障害者手当等支給事業	8月16日 9月17日 9月26日 10月28日
	地域生活支援事業	8月16日 9月17日 9月27日 10月28日
	自立支援医療事業	8月30日 9月26日
	障害者自立支援施設管理運営事業	8月29日 9月4日 9月27日 10月28日
	障害者就労支援等事業	8月29日 9月4日 9月17日
	福祉作品展開催事業	8月29日 9月4日
	総合福祉センター改修事業	8月29日 9月4日
<b>【生活支援部】</b>		
生活支援課	権利擁護支援センター運営事業	8月16日 9月4日 9月27日
	補装具給付事業	8月29日



**【現地視察対象とした事業及び監査の実施状況】（往査日順）**

監査対象事業	現地視察場所	所在地	往査人数	往査日
権利擁護支援センター運営事業	西宮市総合福祉センター内（権利擁護支援センター）	西宮市染殿町8-17	2人	9月27日
障害者就労支援等事業	西宮市総合福祉センター内（西宮市障害者就労生活支援センター「アイビー」）	西宮市染殿町8-17	2人	10月2日
障害者自立支援施設管理運営事業	いずみ園	西宮市津門川町2-30	2人	10月2日
障害者自立支援施設管理運営事業	名神あけぼの園	西宮市津門大箇町2-13	2人	10月2日
老人福祉施設等改修事業	旧市立デイサービスセンター（安井）	西宮市安井町2-4	2人	10月2日
老人福祉施設等改修事業	鳴尾老人福祉センター	西宮市上田中町2-7	2人	10月2日
老人福祉施設等管理運営事業	鳴尾北老人いこいの家	西宮市学文殿町2-4-29	2人	10月2日
老人福祉施設等管理運営事業	今津二葉老人いこいの家	西宮市今津二葉町4-49	2人	10月2日
養護老人ホーム管理運営事業（寿園）	養護老人ホーム西宮市立寿園	西宮市上ヶ原八番町1-10	2人	10月22日

**VII. 監査の実施期間及び補助者**

**1. 監査の実施期間**

令和6年7月1日から令和7年1月27日まで

**2. 補助者**

公認会計士	高橋 潔弘
公認会計士	坂井 浩史
公認会計士	森木 直人
公認会計士	金山 宗和
公認会計士	金 志煥
公認会計士	成田 将吾
公認会計士	細見 拓人
公認会計士	瀧本 雅文
公認会計士	島田 侑輝
公認会計士	岡崎 由樹

**VIII. 利害関係**

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

(注1) 本報告書の金額表示について

本報告書に含まれている表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

(注2) 本報告書の表及び図

本報告書における表及び図は、市から提出された資料又は当該資料に基づき包括外部監査人が作成したものである。

(注3) 年度について

原文が「平成31年度」となっているものを除き、原則として「令和元年度」と記載している。

## 第2章 監査対象の概要

この章では、監査対象事業の所管部署である健康福祉局の概要及び監査対象に関する市の現状と各種計画の内容について示す。具体的には、まず健康福祉局の組織図と事務分掌について説明し、次に高齢者福祉及び障害福祉に関して共通して取り組むべき事項を定めたもの、すなわち上位計画として位置付けられる「西宮市地域福祉計画（第4期）」についての概要の説明、さらに、市における高齢者の状況と高齢者福祉について定めた「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」及び障害のある人の状況と障害福祉について定めた「西宮市障害福祉推進計画」の両計画について説明する。

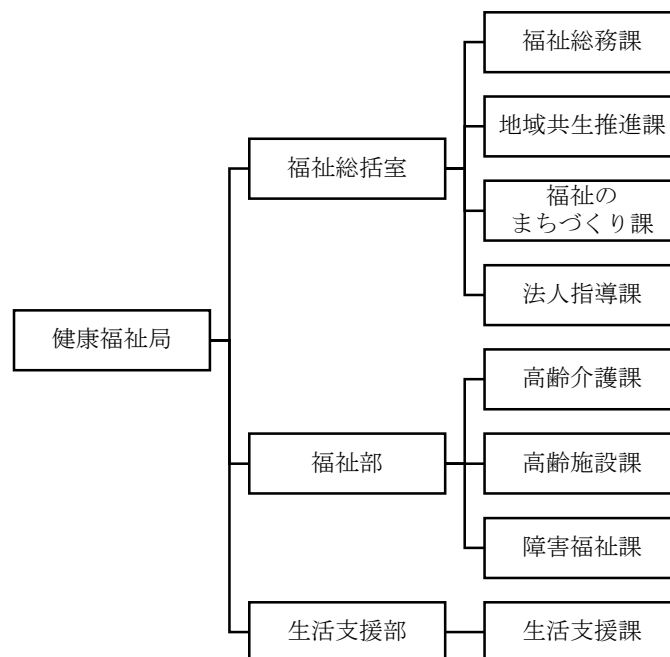
また、市は各事務事業の評価を毎年度実施しているが、当該評価の目的や考え方、指標等について記載している。

最後に、社会福祉法人に対する指導監査の制度概要と市における指導監査の概要について説明する。

### I. 健康福祉局の概要

#### 1. 組織図

健康福祉局の組織図は、以下のとおりである。なお、健康福祉局のうち監査対象外の部署である生活支援部厚生課及び保健所については省略している。



(令和5年6月1日現在)

## 2. 事務分掌

各所管課の事務分掌は、以下のとおりである。

### (1) 福祉総括室

#### 【福祉総務課】

- ① 健康福祉局の総括事務（保健所及び老人ホームにおける予算経理及びその他庶務を除く）に関すること
- ② 西宮市社会福祉協議会及び西宮市社会福祉事業団並びにその他社会福祉団体との連絡調整に関すること
- ③ 寄附金及び福祉基金に関すること
- ④ 災害弔慰金の支給等に関すること
- ⑤ 災害援護資金貸付金に関すること
- ⑥ 被災者台帳の管理に関すること
- ⑦ 被災者証明書及び被災証明に関すること（阪神・淡路大震災に係るものに限る）
- ⑧ 災害援護（他部局の所管に係るものを除く）に関すること

#### 【地域共生推進課】

- ① 西宮市地域福祉計画に関すること
- ② 社会福祉審議会に関すること
- ③ 慰霊祭の開催並びに軍人、軍属及び戦争犠牲者等の関係団体の支援に関すること
- ④ 戦没者遺族、戦傷病者等の援護に関すること
- ⑤ 老人クラブに関すること
- ⑥ 地域福祉活動の推進に関すること
- ⑦ 地域安心ネットワーク事業に関すること
- ⑧ 民生委員・児童委員、社会福祉審議会民生委員専門分科会及び民生委員推薦会に関すること
- ⑨ 民生・児童協力委員研修に関すること
- ⑩ 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域支援事業に係る介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業に関すること（一般介護予防事業等に係るものに限る）
- ⑪ 地域との連携に伴う認知症関連施策の実施に関すること
- ⑫ 生活支援コーディネーター業務に関すること
- ⑬ 保健医療福祉データの調査、分析及び活用に関すること（介護予防事業等に係るものに限る）
- ⑭ 老人いこいの家の管理及び運営に関すること
- ⑮ 老人福祉センターに関すること（指定管理者が行うものを除く）
- ⑯ 地域交流室等の管理に関すること

## 【福祉のまちづくり課】

- ① 社会福祉施設等（保育所等を除く）の整備の調整に関する事
- ② 社会福祉法人等に係る施設整備費の助成及び国庫補助協議等に関する事（保育所等に係るものを除く）
- ③ 福祉人材確保養成対策に関する事
- ④ 介護保険法に基づく地域支援事業に係る介護予防・日常生活支援総合事業及び任意事業に関する事（介護予防ケアマネジメント事業等に係るものに限る）
- ⑤ 総合福祉センター等福祉施設の整備に関する事
- ⑥ 地域包括支援センターの運営に関する事
- ⑦ 医療と介護の連携の推進に関する事
- ⑧ 医療と福祉の連携に伴う認知症関連施策の実施に関する事
- ⑨ 保健医療福祉データの調査、分析及び活用に関する事（医療と介護の連携等に係るものに限る）
- ⑩ 軽費老人ホーム補助金の交付に関する事

## 【法人指導課】

- ① 社会福祉法人設立認可等審査委員会の運営に関する事
- ② 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の認可等及び指導監督に関する事
- ③ 民間の社会福祉施設等（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく特定教育・保育施設並びに女性自立支援施設及び母子生活支援施設を除く）の指定等及び指導監督に関する事
- ④ 社会福祉法人及び社会福祉施設等の職員に対する研修に関する事
- ⑤ 社会福祉法人に係る事務の総括に関する事
- ⑥ 介護保険サービス事業者及び障害福祉サービス事業者の指導監督に関する事
- ⑦ 障害児通所支援サービス事業者の指定等及び指導監督に関する事
- ⑧ 保健医療福祉データの調査、分析及び活用に関する事（民間の社会福祉施設等の指定事務事業等に係るものに限る）

## （2）福祉部

### 【高齢介護課】

- ① 西宮市高齢者福祉計画及び西宮市介護保険事業計画に関する事
- ② 介護保険に係る被保険者の資格管理に関する事
- ③ 介護保険に係る被保険者証の交付及び回収に関する事
- ④ 介護保険に係る保険料の賦課及び徴収に関する事
- ⑤ 介護保険に係る保険給付に関する事

- ⑥ 介護保険に係る保険料率算定に関する事
- ⑦ 介護保険に係る負担金、補助金及び支払基金交付金に関する事
- ⑧ 財政安定化基金に関する事
- ⑨ 高齢者の低所得利用者対策事業に関する事
- ⑩ 介護保険制度の広報及び啓発に関する事（他課に属するものを除く）
- ⑪ 介護保険の相談に関する事（他課に属するものを除く）
- ⑫ 介護保険システムに関する事
- ⑬ 県、国民健康保険団体連合会その他関係機関との連絡調整に関する事
- ⑭ 介護保険法に基づく地域支援事業に係る介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業に関する事（他課に属するものを除く）
- ⑮ 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に関する事
- ⑯ 介護保険事業の業務改善に関する事
- ⑰ 自己作成ケアプランの受付及び助言に関する事
- ⑱ 民間老人福祉施設との災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定及び災害時における福祉避難所における設置運営に関する協定に関する事
- ⑲ 住宅改造助成事業に関する事（要支援認定者及び要介護認定者対象の特別型に係るものに限る）
- ⑳ 保健医療福祉データの調査、分析及び活用に関する事（保険給付事業等及び介護認定事業等に係るものに限る）
- ㉑ 介護認定の申請受付に関する事
- ㉒ 介護認定の審査請求の受付に関する事
- ㉓ 介護認定調査に関する事
- ㉔ 主治医意見書の作成依頼に関する事
- ㉕ 介護保険に係る受給者管理に関する事
- ㉖ 介護認定審査会に関する事
- ㉗ 福祉情報システムの運用に関する事
- ㉘ 高齢者福祉サービスの相談及び助言に関する事
- ㉙ 高齢者福祉サービスに係る関係団体等への助成等に関する事
- ㉚ 老人日常生活用具給付等事業に関する事
- ㉛ 福祉タクシー派遣事業に関する事（他課に属するものを除く）
- ㉜ すこやかケア西宮に関する事（指定管理者が行うものを除く）
- ㉝ 長寿祝い事業に関する事
- ㉞ 高齢者バス運賃助成事業に関する事
- ㉟ はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業に関する事
- ㊱ 車いすバンク及び交通安全杖に関する事

- ⑳ 福祉有償運送に関する事（主に要介護高齢者が利用する事業者に係るものに限る）
- ㉑ 保健福祉事業に関する事

### 【高齢施設課】

- ① 寿園の管理及び運営に関する事
- ② 寿園の給食用食糧の契約及び検収に関する事
- ③ 老人短期入所事業に関する事

### 【障害福祉課】

- ① 身体障害者手帳の交付に関する事
- ② 療育手帳及び精神保健福祉手帳の進達に関する事
- ③ 社会福祉審議会身体専門分科会及び身体障害者審査部会に関する事
- ④ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に係る指定医師等の指定等に関する事
- ⑤ 自立支援医療（育成医療に係るものを除く）に関する事
- ⑥ 重度心身障害者扶養共済制度に関する事
- ⑦ 特別障害者手当及び障害者介護手当等の認定及び支給に関する事
- ⑧ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係るシステム管理に関する事
- ⑨ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業の実施に関する事（他課に属するものを除く）
- ⑩ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る介護給付費等の支払に関する事
- ⑪ 障害者福祉センター及び視覚障害者図書館に関する事（指定管理者が行うものを除く）
- ⑫ 民間の障害福祉施設の運営補助に関する事（他課に属するものを除く）
- ⑬ 福祉タクシー等自動車派遣事業及びガソリン費用助成事業に関する事
- ⑭ 福祉有償運送に関する事（主に障害者が利用する事業者に係るものに限る）
- ⑮ 点字市政ニュースの発行等に関する事
- ⑯ 児童福祉施設納入義務者補助、施設通所費補助に関する事
- ⑰ 障害者団体に関する事
- ⑱ 障害福祉施策に関する事
- ⑲ 西宮市障害福祉推進計画に関する事
- ⑳ 障害者の就労支援に関する事
- ㉑ 民間障害者福祉施設との災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定及び災害時における福祉避難所における設置運営に関する協定に関する事

### (3) 生活支援部（厚生課を除く）

#### 【生活支援課】

- ① 障害者及び障害児の相談業務に関すること
- ② 障害者あんしん相談窓口に関すること（他課に属するものを除く）
- ③ 地域自立支援協議会に関すること
- ④ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）に関すること
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る広報及び啓発に関すること
- ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に係る障害支援区分認定、支給決定及び受給者管理に関すること
- ⑦ 障害者介護給付費等審査会に関すること
- ⑧ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業の実施に関すること（他課に属するものを除く）
- ⑨ 障害福祉サービス及び障害者支援施設等への入所等の措置並びに費用徴収に関すること
- ⑩ 補装具費支給に関すること
- ⑪ 住宅改造助成事業に関すること（障害者対象の特別型に係るものに限る）
- ⑫ 地域活動支援センター運営費の補助に関すること
- ⑬ 民間の社会福祉施設等の指定等及び指導監督に関すること（障害者施設に係るものに限る）
- ⑭ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）に関すること
- ⑮ 養護老人ホーム等の入所措置及び費用の徴収に関すること
- ⑯ 介護保険法に基づく地域支援事業に係る介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業に関すること（成年後見制度利用支援事業等に係るものに限る）
- ⑰ 障害者及び高齢者の権利擁護に関すること
- ⑱ 相談機関の包括的な体制づくりに関すること



## Ⅱ. 西宮市地域福祉計画（第4期）

### 1. 計画の位置づけと期間

#### （1）地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画であり、地域共生社会の実現に向けて、地域の将来を見据えた地域福祉のあり方や、推進に向けた基本的な方向を定める行政の計画のことである。

社会福祉法（以下、「法」という。）は平成29年6月に一部が改正され、これまで任意とされていた市町村及び都道府県地域福祉（推進）計画の策定が努力義務とされるとともに、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める上位計画として位置づけられた。加えて、国や地方公共団体の責務として、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）の整備に努めなければならないとされた。

さらに、令和2年6月の同法改正により、市町村は地域福祉計画において包括的な支援体制の整備に関する事項を定めることが努力義務とされた。

#### 【社会福祉法】（一部抜粋）

（市町村地域福祉計画）

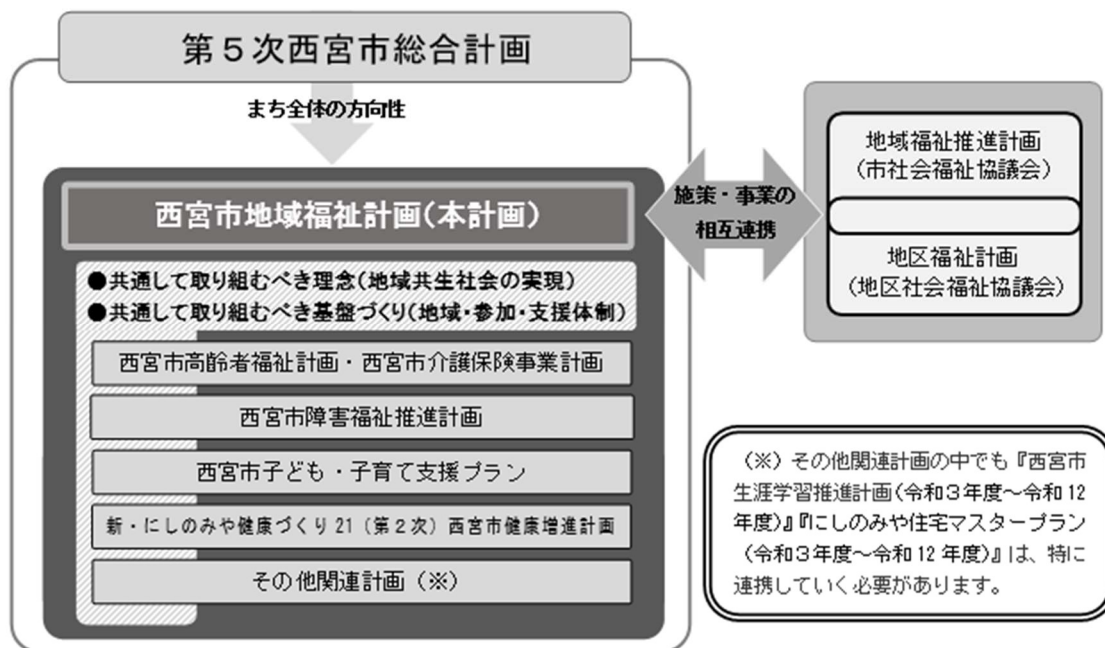
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
  - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

#### （2）関連計画との関係

西宮市地域福祉計画は「第5次西宮市総合計画」を上位計画とし、地域福祉を推進するための部門別計画である。また、「法」において地域福祉計画は高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組む

べき事項を定める上位計画として位置づけられている。これらのことから、西宮市地域福祉計画は、福祉の分野別計画やその他関連計画において共通して取り組むべき事項（理念・基盤）を定めるとともに、西宮市社会福祉協議会が策定する地域福祉推進計画とも整合・連携を図り、地域共生社会の実現に向けた地域福祉を推進している。



(出典：西宮市地域福祉計画(第4期))

### (3) 計画の期間

西宮市地域福祉計画の計画期間は、令和4年度から令和10年度までの7年間である。また、社会情勢の変化や住民のニーズの変化に対応するため、令和7年度に中間評価を実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うこととされている。

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	...	
第5次西宮市総合計画	基本構想									...	
	基本計画【前期】				基本計画【後期】					...	
西宮市地域福祉計画	第3期		第4期							...	
西宮市高齢者福祉計画・ 西宮市介護保険事業計画	→		→					→			...
西宮市障害福祉推進計画	→		→					→			...
西宮市子ども・子育て支援プラン	→		→					→			...

(出典：西宮市地域福祉計画(第4期))

## 2. 計画の基本理念、基本目標及び施策体系と事業との関連性

### (1) 基本理念、基本目標及び施策体系

市は、西宮市地域総合計画の基本理念を実現するため、以下の基本目標に沿って体系的に施策を展開している。

基本理念	基本目標	基本施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">みんながつながり 支えあい 誰一人として取り残すことなく 共に生きるまち 西宮</p>	<p style="text-align: center;"><b>基本目標 1</b></p> <p style="text-align: center;">みんなで 育ちあう 地域づくり</p>	<p><b>(1) 市民主体の地域福祉活動の活性化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域づくりに向けた協議・協働の場づくり</li> <li>②住民による地域福祉活動への支援</li> <li>③当事者主体の取り組みへの支援</li> <li>④多様な主体の地域づくりへの参画と協働</li> </ul> <p><b>(2) 安全で安心して暮らせる環境づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①日常的な見守り活動と緊急時・災害時の支援体制の強化</li> <li>②誰もが取り残されずに参加できるユニバーサルデザインのまちづくりの推進</li> </ul> <p><b>(3) 社会的包摂の意識醸成と人づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①一人ひとりの意識醸成に向けた教育・啓発の推進</li> <li>②地域福祉活動に関わる多様な人づくり</li> </ul>
	<p style="text-align: center;"><b>基本目標 2</b></p> <p style="text-align: center;">誰がつながり 活躍できる 場づくり</p>	<p><b>(1) 地域でつながる場の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①場の充実を促進する取り組み・支援</li> <li>②多様なテーマに応じた居場所づくり</li> </ul> <p><b>(2) 生きがいを実感し、活躍できる場の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①誰もが生きがいを持ち、力を発揮できる場の確保</li> <li>②ボランティア活動の場づくり</li> </ul>
	<p style="text-align: center;"><b>基本目標 3</b></p> <p style="text-align: center;">総合的な 相談支援 体制づくり</p>	<p><b>(1) 不安や悩みを抱える人を孤立させない・寄り添う体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①庁内の連携体制の構築と官民協働の仕組みづくりの推進</li> <li>②不安や悩みを抱える人を早期に発見する取り組みの促進</li> <li>③不安や悩みを抱える人を支援する体制の強化</li> </ul> <p><b>(2) 誰もが自分らしく暮らしていくための権利擁護支援体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①権利擁護支援の体制づくり</li> <li>②福祉サービスの質の向上と情報提供の充実</li> </ul>
<p>誰一人取り残さない地域福祉の推進</p>		

(出典：西宮市地域福祉計画（第4期）)

## (2) 事業との関連性

西宮市地域福祉計画における基本施策と第3章で述べる各監査対象事業との関連性は下表のとおりである。

計画名	基本施策等	室・部
		予算所属課
		第3章事業名
西宮市地域福祉計画 施策体系	基本目標1 (1) 市民主体の地域福祉活動の活性化	①地域づくりに向けた協議・協働の場づくり
		②住民による地域福祉活動への支援
		③当事者主体の取り組みへの支援
		④多様な主体の地域づくりへの参画と協働
	(2) 安全で安心して暮らせる環境づくり	①日常的な見守り活動と緊急時・災害時の支援体制の強化
		②誰もが取り残されずに参加できるユニバーサルデザインのまちづくりの推進
	(3) 社会的包摂の意識醸成と人づくり	①一人ひとりの意識醸成に向けた教育・啓発の推進
		②地域福祉活動に関わる多様な人づくり
	基本目標2 (1) 地域でつながる場の充実	①場の充実を促進する取り組み・支援
		②多様なテーマに応じた居場所づくり
	(2) 生きがいを実感し、活躍できる場の充実	①誰もが生きがいを持ち、力を発揮できる場の確保
		②ボランティア活動の場づくり
	基本目標3 (1) 不安や悩みを抱える人を孤立させない・寄り添う体制の強化	①庁内連携体制の構築と官民協働の仕組みづくりの推進
		②不安や悩みを抱える人を早期に発見する取り組みの促進
		③不安や悩みを抱える人を支援する体制の強化
	(2) 誰もが自分らしく暮らしていくための権利擁護支援体制の構築	①権利擁護支援の体制づくり
②福祉サービスの質の向上と情報提供の充実		

福祉総括室				福祉部	生活支援部
地域共生推進課			福祉のまちづくり課	障害福祉課	生活支援課
(1) 民生委員・児童委員活動推進事業	(2) 地域福祉活動助成事業	(8) 老人福祉施設等管理運営事業	(5) 地域包括支援センター運営事業	(15) 地域生活支援事業	(19) 権利擁護支援センター運営事業
P96	P101	P126	P119	P161	P188
	○		○		
○	○		○		
			○		
			○		
○	○				
				○	
	○		○	○	
	○				
	○	○			
			○		
			○		
	○				
			○		
○	○		○		
			○		
			○		○
○	○		○		

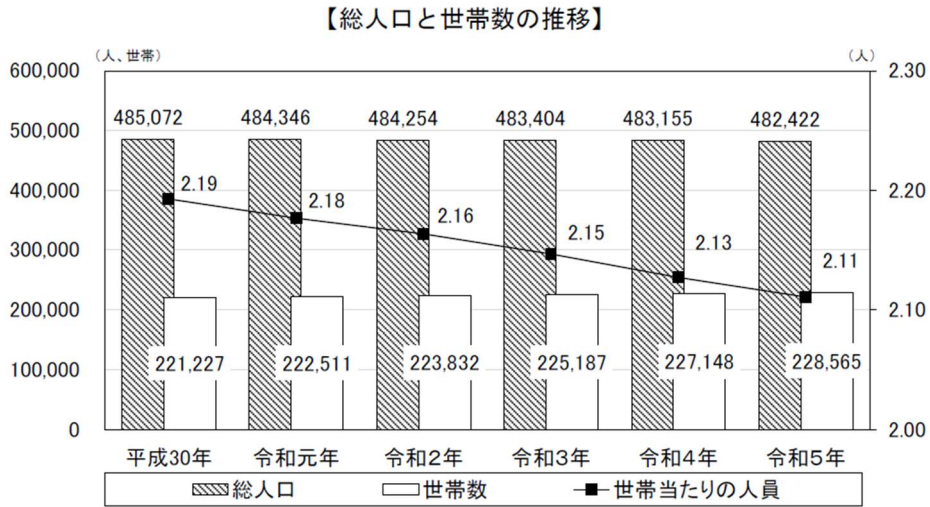
### Ⅲ. 高齢者福祉の概要

#### 1. 西宮市における高齢者福祉の現状

##### (1) 高齢者等の推移

###### ① 人口・世帯数の推移

市の総人口は横ばいで推移し、令和5年で482,422人である。また、世帯数が増加傾向にあり、令和5年(2023年)で228,565世帯となっている。一方で、世帯当たりの人員については減少傾向にあり、令和5年で2.11人となっている。

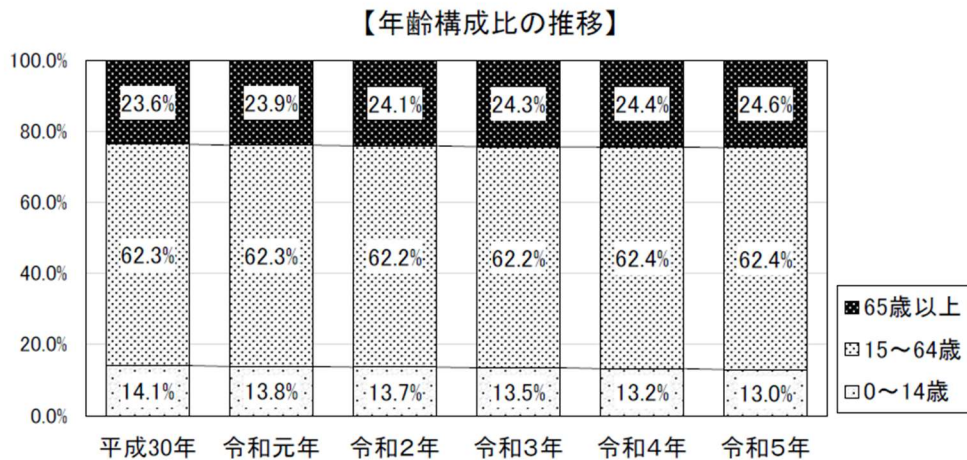


資料：住民基本台帳（外国人人口含む）（各年9月30日データ）

（出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画）

###### ② 年齢構成比の推移

年齢構成比については、0～14歳の人口の構成比は減少、15～64歳の人口の構成比は横ばいで推移しているが、65歳以上の人口の構成比（高齢化率）は増加し、令和5年で24.6%となっている。



資料：住民基本台帳（外国人人口含む）（各年9月30日データ）

（出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画）



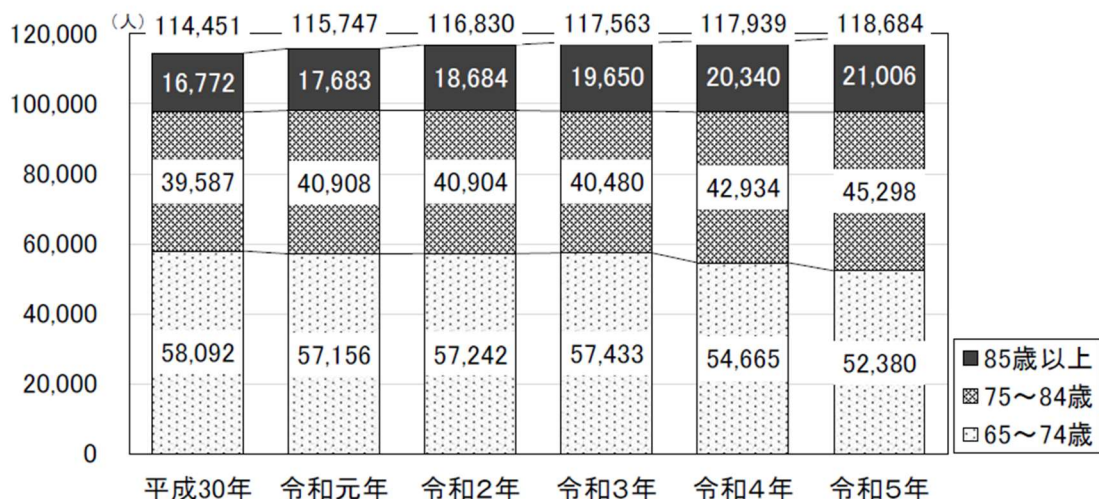
### ③ 高齢者人口及び高齢化率の推移

#### (i) 高齢者人口

市の高齢者人口（65歳以上の人口）は増加傾向にあり、令和5年で118,684人である。また、高齢者人口を年齢階層別で見ると、令和3年以降、65～74歳の人口は減少傾向、75～84歳の人口と85歳以上の人口は増加傾向にある。さらに、85歳以上の人口は、平成30年～令和5年にかけて1.25倍増と、高齢者人口の中でも特に増加が目立っている。

高齢者人口に占める後期高齢者人口（75歳以上の人口）の割合は増加しており、令和元年には半数を超え、令和5年には55.9%となっている。

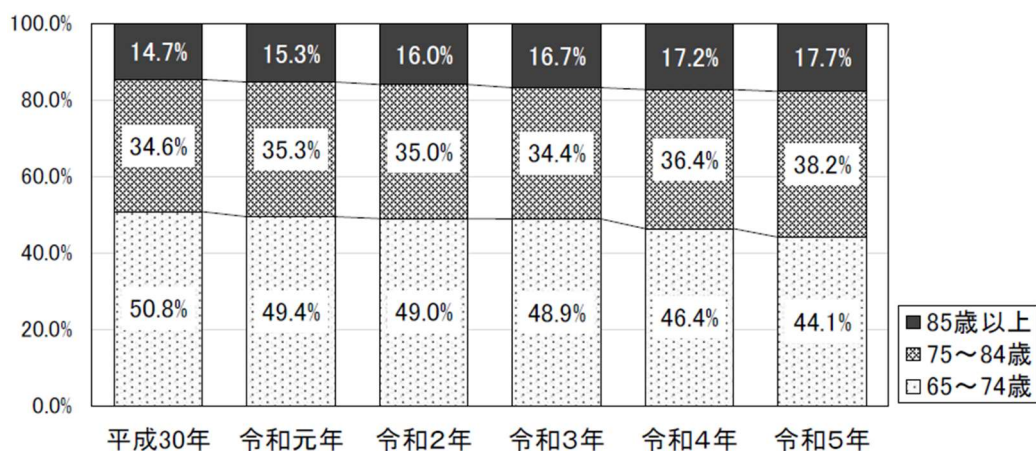
【高齢者人口の推移】



資料：住民基本台帳（外国人人口含む）（各年9月30日データ）

（出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画）

【高齢者人口の構成比の推移】



資料：住民基本台帳（外国人人口含む）（各年9月30日データ）

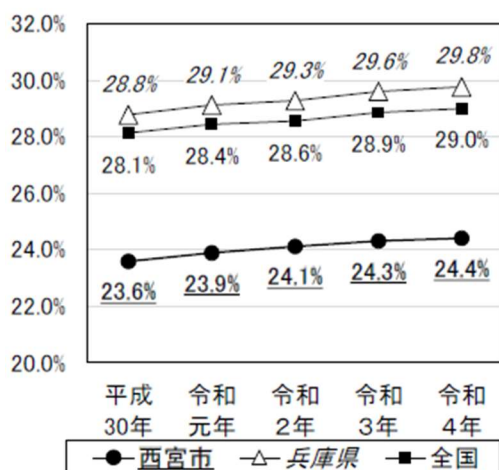
（出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画）

(ii) 高齢化率

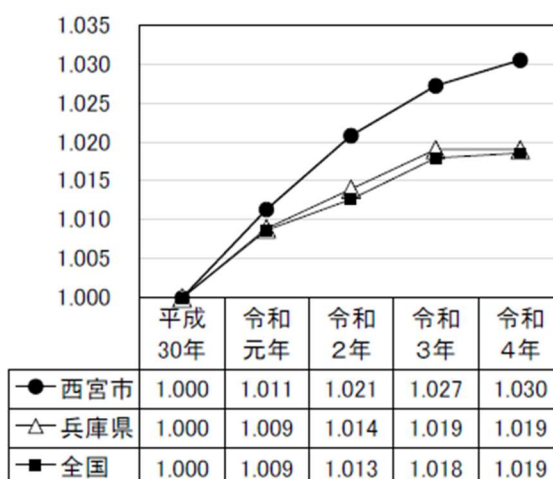
市の高齢化率を兵庫県及び全国と比較すると、兵庫県と全国を下回って推移しており、令和4年には24.4%で、兵庫県を5.4ポイント、全国を4.6ポイント下回っている。

また、高齢者人口の増加率（平成30年の高齢者人口を基準値（1.000）とした場合）は、兵庫県と全国を上回って推移しており、令和4年では1.030となっている。

【高齢化率の兵庫県、全国との比較】



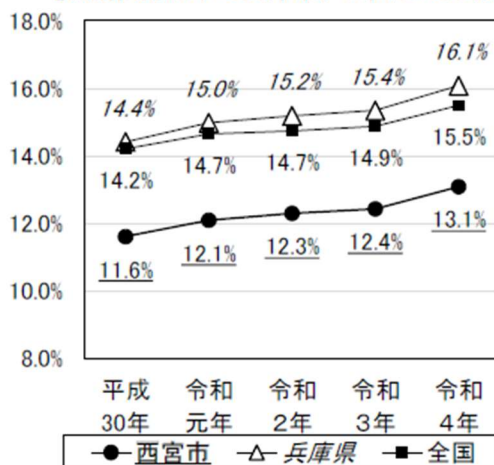
【高齢者人口の増加率】



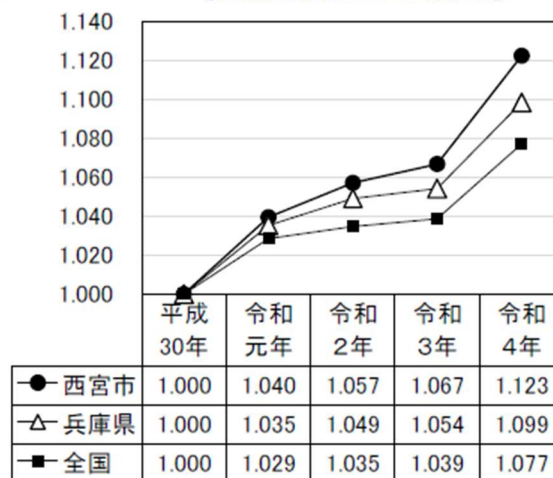
資料：住民基本台帳（外国人人口含む）（各年9月30日データ）、兵庫県及び全国は総務省「人口推計年報」（出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画）

後期高齢化率を兵庫県及び全国と比較すると、兵庫県と全国を下回って推移しており、令和4年には13.1%で、兵庫県を3.0ポイント、全国を2.4ポイント下回っている。また、後期高齢者人口の増加率（平成30年の高齢者人口を基準値（1.000）とした場合）は、兵庫県と全国を上回って推移しており、令和4年では1.123となっている。

【後期高齢化率の兵庫県、全国との比較】



【後期高齢者人口の増加率】



資料：住民基本台帳（外国人人口含む）（各年9月30日データ）、兵庫県及び全国は総務省「人口推計年報」（出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画）



④ 高齢者世帯の推移

市の高齢者夫婦のみの世帯と高齢者単独世帯の世帯数は増加傾向にある。特に、高齢者単独世帯については、平成12年～令和2年にかけて約2.1倍の増加となっている。

【高齢者世帯の推移】

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
一般世帯	177,074世帯	190,078世帯	202,454世帯	210,770世帯	215,454世帯
65歳以上の親族 のいる一般世帯	45,077世帯 25.5%	54,024世帯 28.4%	62,691世帯 31.0%	72,597世帯 34.4%	76,882世帯 35.7%
高齢者夫婦 のみの世帯	14,792世帯 8.4%	17,797世帯 9.4%	20,634世帯 10.2%	24,128世帯 11.4%	24,225世帯 11.2%
高齢者 単独世帯	12,263世帯 6.9%	15,802世帯 8.3%	19,064世帯 9.4%	22,449世帯 10.7%	25,821世帯 12.0%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

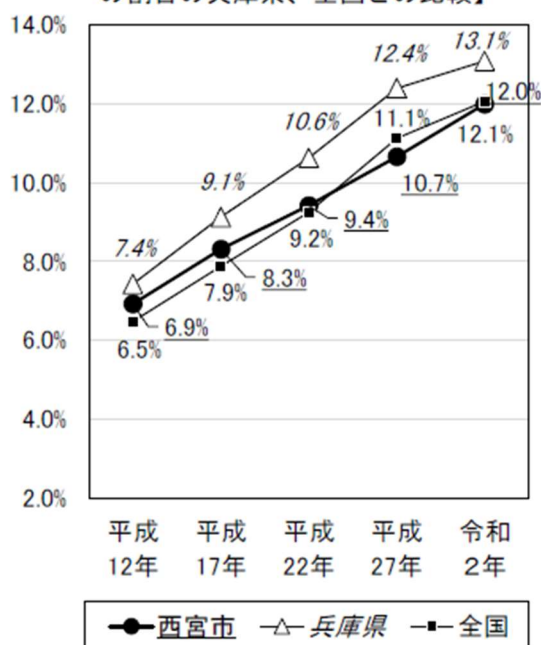
※高齢者夫婦のみの世帯は、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

（出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画）

また、一般世帯に占める高齢者単独世帯と高齢者夫婦のみの世帯の割合を兵庫県及び全国と比較した場合、兵庫県を下回りつつ、全国とほぼ同じ水準で増加する傾向にあることが分かる。

【一般世帯に占める高齢者単独世帯

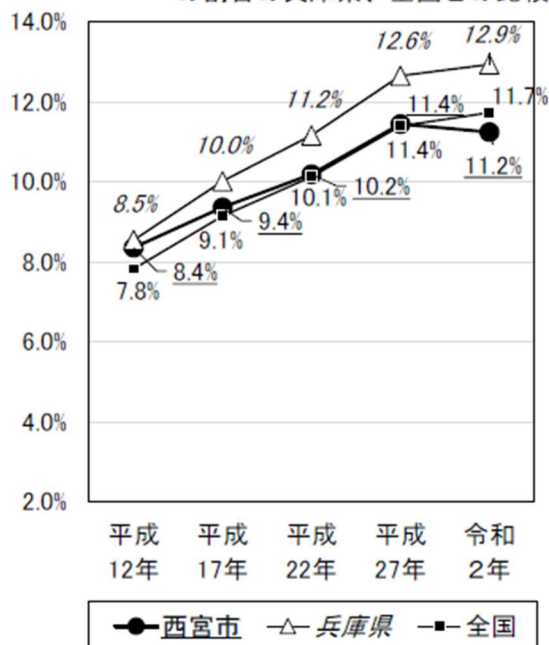
の割合の兵庫県、全国との比較】



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

【一般世帯に占める高齢者夫婦のみの世帯

の割合の兵庫県、全国との比較】



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

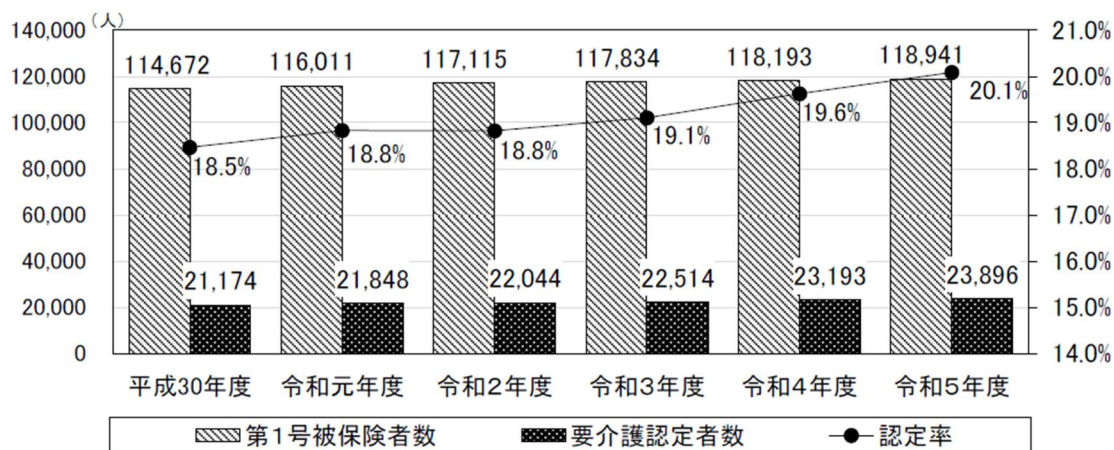
（出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画）

⑤ 要介護認定者数等の推移

(i) 要介護認定者数等

市の第1号被保険者数と要介護認定者数はともに増加傾向にあり、令和5年度で、第1号被保険者数が118,941人、要介護認定者数が23,896人となっている。また、認定率（第1号被保険者に占める要介護認定者の割合）は増加傾向にあり、令和5年度で20.1%となっている。

【第1号被保険者数と要介護認定者数の推移】

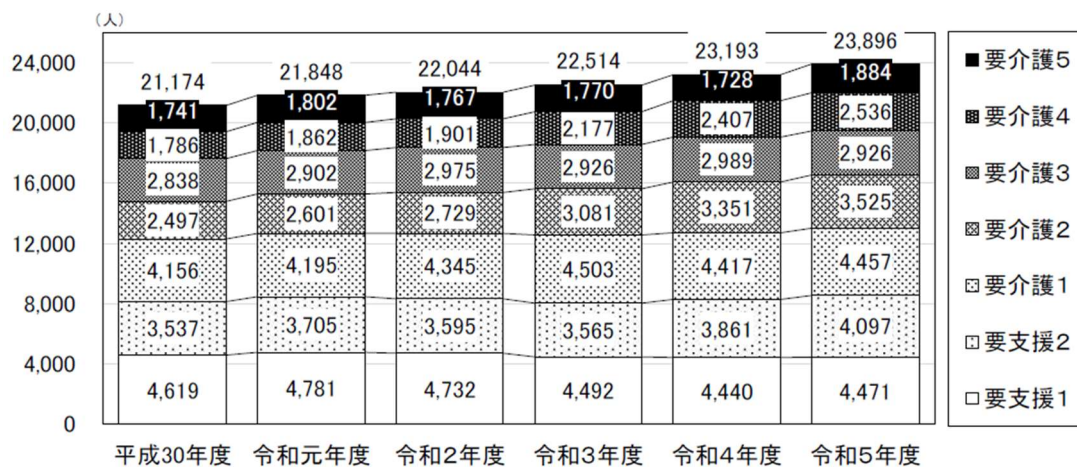


資料：介護保険事業状況報告（各年度9月月報【9月末】）

（出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画）

要介護認定者数（全体）は、令和5年度で23,896人となっており、平成30年度の約1.13倍の増加となっている。また、認定区分別で見ると、要支援1以外の認定区分で増加傾向にあり、要介護2、要介護4は平成30年度～令和5年度にかけて約1.4倍の増加となっている。

【認定区分別認定者数（全体）の推移】



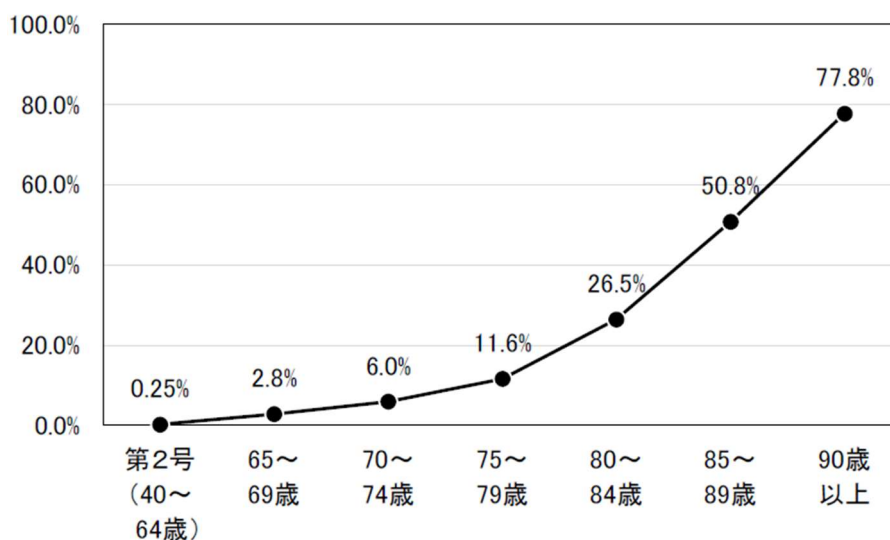
資料：介護保険事業状況報告（各年度9月月報【9月末】）

（出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画）

(ii) 年齢階級別要介護認定率等

令和5年9月末の年齢階級別での要介護認定率をみると、前期高齢者では1割に達していない。しかし、認定率は年齢とともに増加しており、特に、80歳を過ぎると大きく増加し、85～89歳で50.8%、90歳以上では77.8%となっている。

【年齢階級別の要介護認定率（令和5年（2023年）9月末）】

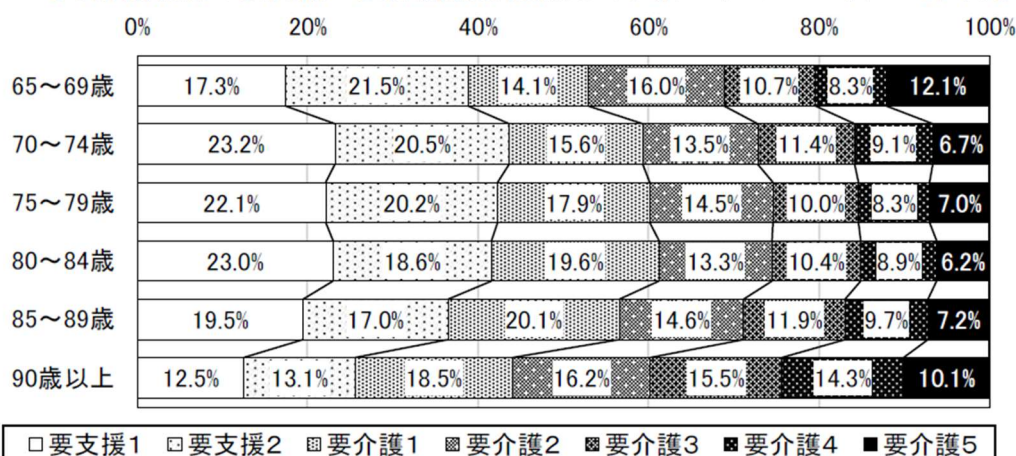


資料：介護保険事業状況報告（令和5年9月月報【9月末】）の認定者数を住民基本台帳（令和5年9月末）の人口で除した値

（出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画）

令和5年9月末の年齢階級別での要介護度等構成比をみると、85歳以上になると要介護1以上が増加しており、特に、90歳以上では重度者（要介護3以上）が39.9%となっている。

【年齢階級別の要支援・要介護度別構成比（令和5年（2023年）9月末）】



資料：介護保険事業状況報告（令和5年9月月報【9月末】）

（出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画）

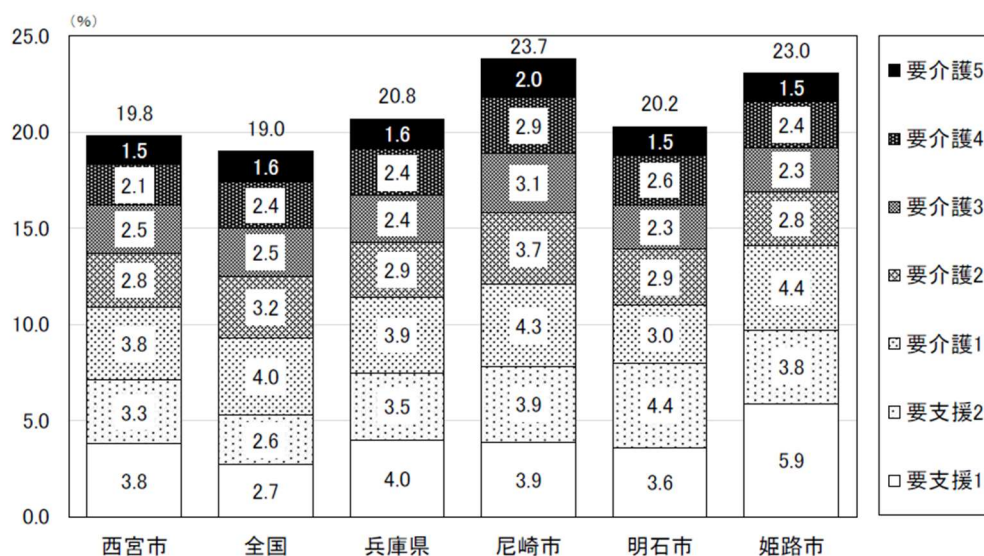


(iii) 全国、兵庫県及び県内中核市との調整済み認定率の比較

調整済み認定率（第1号被保険者の性・年齢構成の影響を除外した認定率）は全国及び兵庫県と同水準となっている。また、県内中核市と比較すると、姫路市と尼崎市を下回り、明石市と同水準となっている。

さらに、重度者（要介護3以上）の調整済み認定率は、全国や兵庫県、県内中核市より低く、要支援1・2の調整済み認定率は全国より高く、兵庫県、県内中核市より低くなっている。

【調整済み認定率の全国、兵庫県、県内中核市との比較（令和4年度（2022年度））】



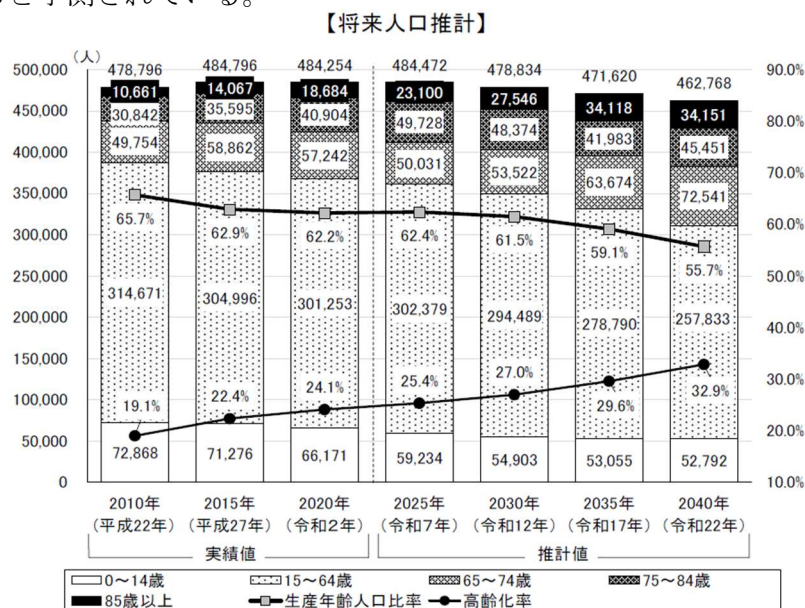
資料：厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」より  
 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」より算出

(出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画)

⑥ 令和 22 年の西宮市の姿

(i) 総人口と高齢化率

市の総人口は減少し、令和 22 年には 462,768 人になると予測されており、生産年齢人口比（15～64 歳の人口比）についても減少し、令和 22 年には 55.7% になると予測されている。また、高齢化率は増加し、令和 22 年には 32.9% になると予測されている。

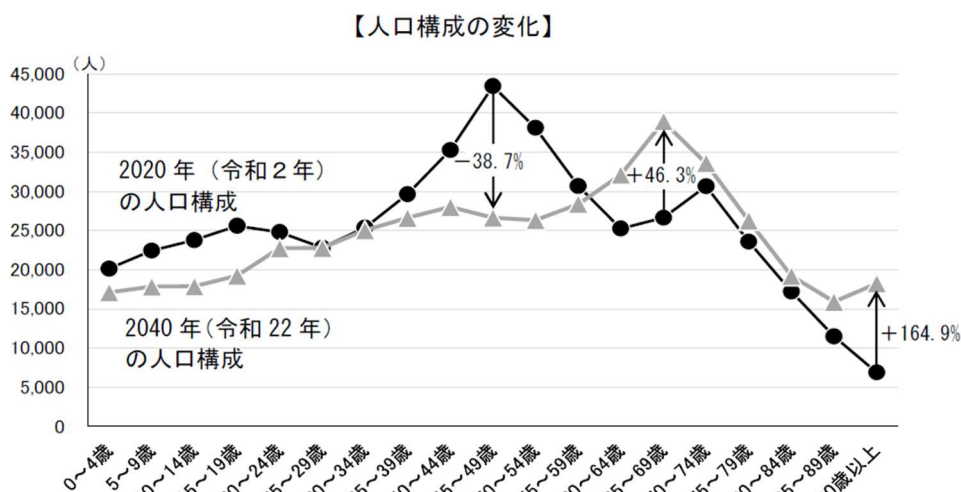


資料：実績値は住民基本台帳人口（外国人人口含む）（各年9月末データ）、推計値は第5次西宮市総合計画（後期基本計画）の将来人口推計

（出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画）

(ii) 人口構成比の変化

市における令和 2 年から令和 22 年にかけて人口構成の変化をみると、45～49 歳の人口が大幅に減少する一方で、65～69 歳及び 90 歳以上の人口が大幅に増加すると予測されている。



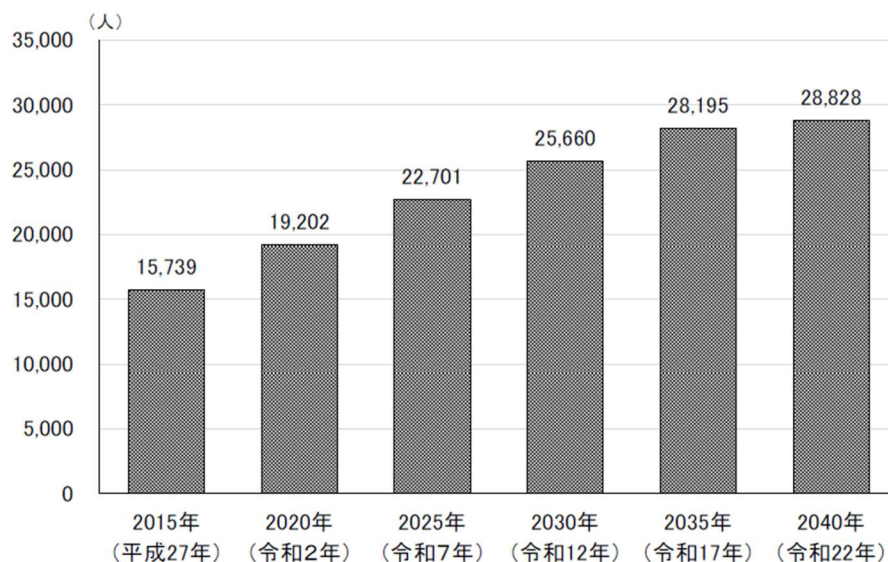
資料：2020年は住民基本台帳（外国人人口含む）（各年9月末データ）、2040年は第5次西宮市総合計画（後期基本計画）

（出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画）

(iii) 認知症高齢者数

認知症高齢者数は、令和2年から令和22年にかけて1.5倍増加し、令和22年には28,828人となると予測されている。

【認知症高齢者数の推計】

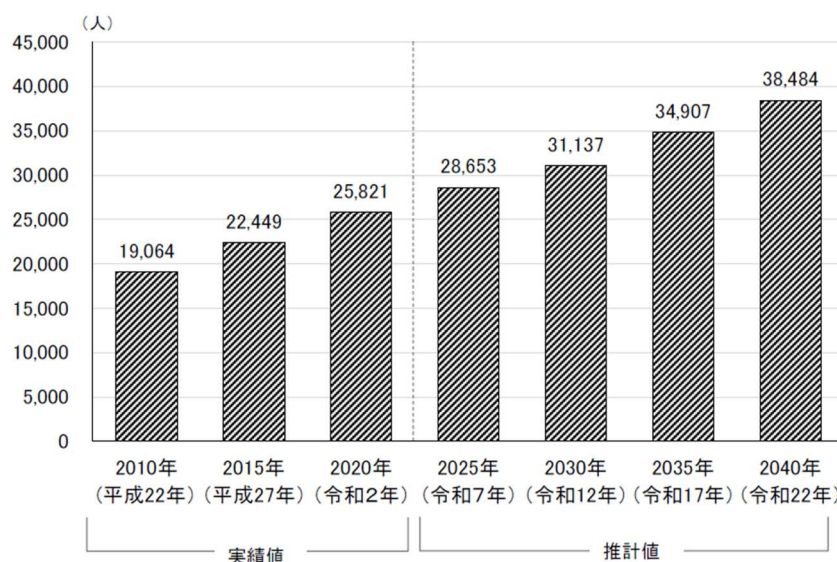


(出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画)

(iv) ひとり暮らし高齢者数

ひとり暮らし高齢者数は、令和2年から令和22年にかけて1.5倍増加し、令和22年には38,484人となると予測されている。

【ひとり暮らし高齢者数の推計】



資料：実績値は国勢調査より

推計値は、2005年、2010年、2015年、2020年の国勢調査から、65～74歳、75～84歳、85歳以上の単身高齢者割合を算出して、年齢階級ごとの平均変化率を求め、第5次西宮市総合計画（後期基本計画）の将来人口推計での年齢別の高齢者人口に乗じて算定

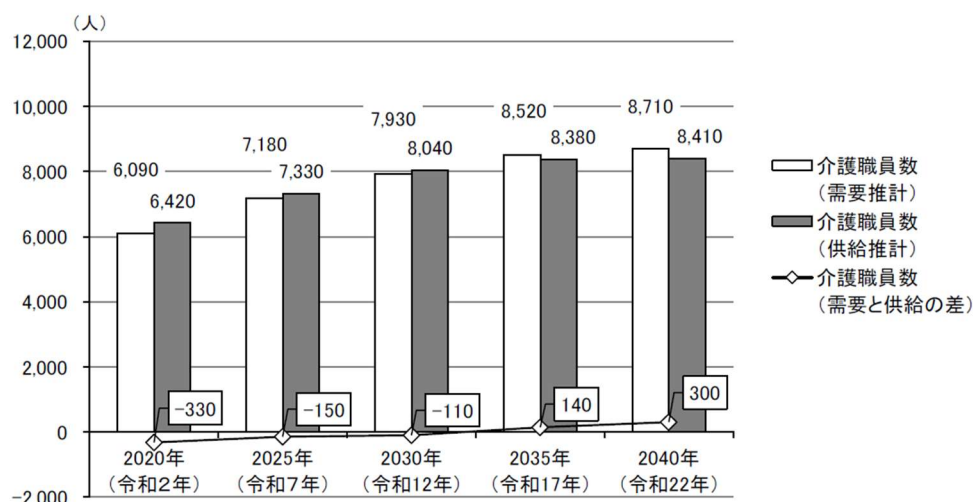
(出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画)



## (v) 介護職員の需要と供給

厚生労働省が作成した介護人材需給推計シートを用いて、市における将来の介護職員の需要と供給の推計人数を比較すると、令和12年までは供給が需要を上回ると推計されているが、令和17年以降は需要が供給を上回ると推計されている。現状としても需要と供給の差が小さく、利用者のニーズに応じたサービスを提供することが難しくなっていると想定されるため、介護人材の確保に向けた施策を推進する必要がある。

【介護職員の需要と供給の推計】



資料：厚生労働省「介護人材需給推計シート（2020年版）」を基に算出し、推計。  
 ※需要推計は、本市のサービス見込量の推計から、国の職員配置率を用いて推計。  
 ※供給推計について、2020年は本市の「介護人材実態調査」から算出。2025年以降は、現在の離職率が今後も続く想定しつつ、現在の採用率と人口推計（20～70歳人口）から新規採用者数を算出し、供給量を推計。

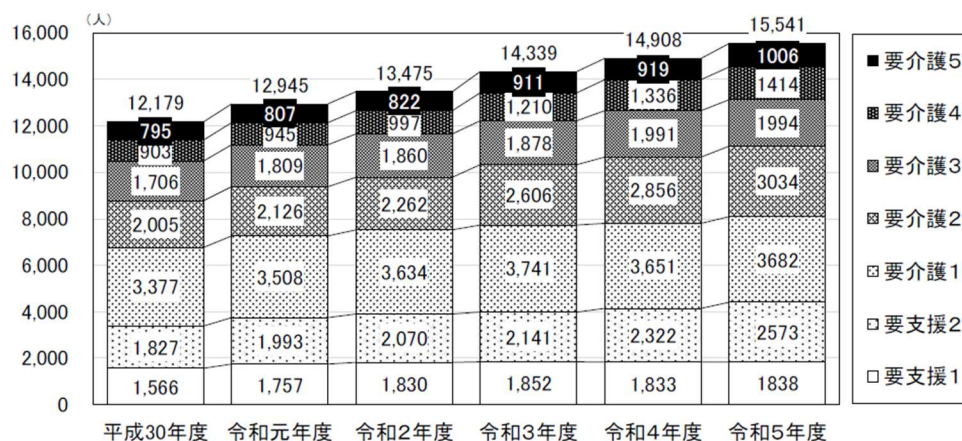
(出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画)

## (2) 介護サービスの状況

### ① 居宅サービス受給者数の推移

居宅サービス受給者数は、平成30年度以降、増加傾向にある。また、平成30年度から令和5年度にかけては、受給者数は1.3倍程度となっている。

【居宅サービス受給者数の推移】

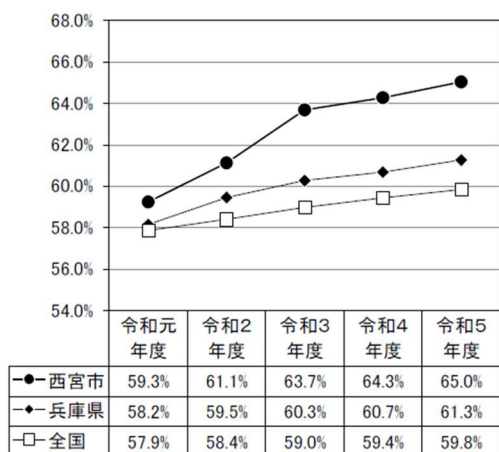


資料：介護保険事業状況報告（各年度11月月報【9月サービス分】）

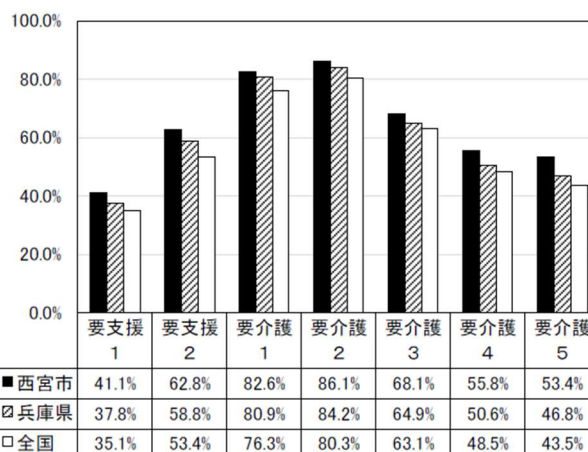
(出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画)

居宅サービス受給率（認定者に占める居宅サービス受給者の割合）は、兵庫県と全国を上回って推移し、令和元年度から令和5年度にかけて増加傾向が続いている。令和5年度の要介護度別の居宅サービス受給率は、すべての要介護度において兵庫県と全国より高くなっている。

【居宅サービス受給率の推移  
（兵庫県・全国との比較）】



【要介護度別の居宅サービス受給率（令和5年）  
（兵庫県・全国との比較）】



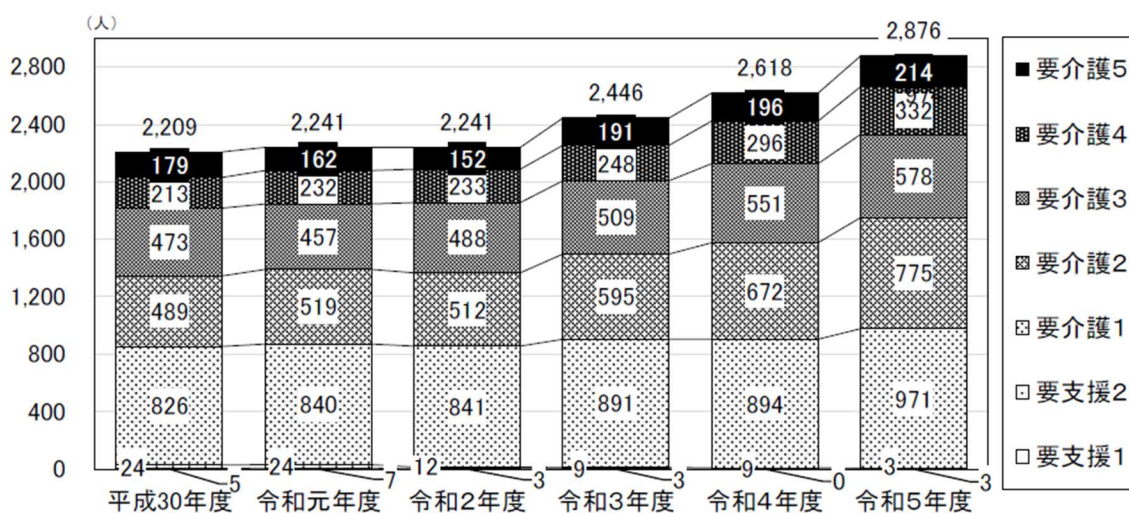
資料：介護保険事業状況報告（受給者数は各年11月月報【9月サービス分】、認定者数は各年9月月報【9月末】）

（出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画）

② 地域密着型サービス受給者数の推移

地域密着型サービス受給者数は平成30年度以降、増加傾向にある。また、平成30年度から令和5年度にかけては、受給者数は1.3倍程度となっている。

【地域密着型サービス受給者数の推移】



資料：介護保険事業状況報告（各年度11月月報【9月サービス分】）

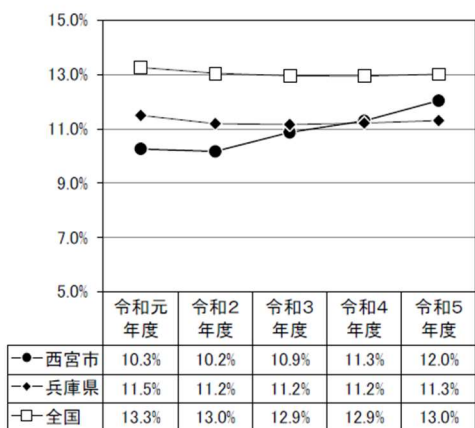
（出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画）



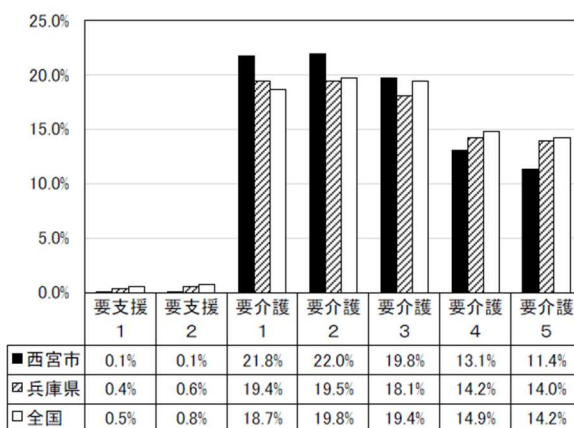
地域密着型サービス受給率（認定者に占める地域密着型サービス受給者の割合）は、兵庫県と全国を下回って推移していたが、令和4年度には兵庫県と同水準となり、令和5年度には兵庫県を上回っている。

また、令和5年度の要介護度別の地域密着型サービス受給率は、要介護1・2・3では兵庫県及び全国と同水準で、それ以外の要介護度では兵庫県と全国より低くなっている。

【地域密着型サービス受給率の推移  
（兵庫県・全国との比較）】



【要介護度別の地域密着型サービス受給率  
（令和5年）（兵庫県・全国との比較）】

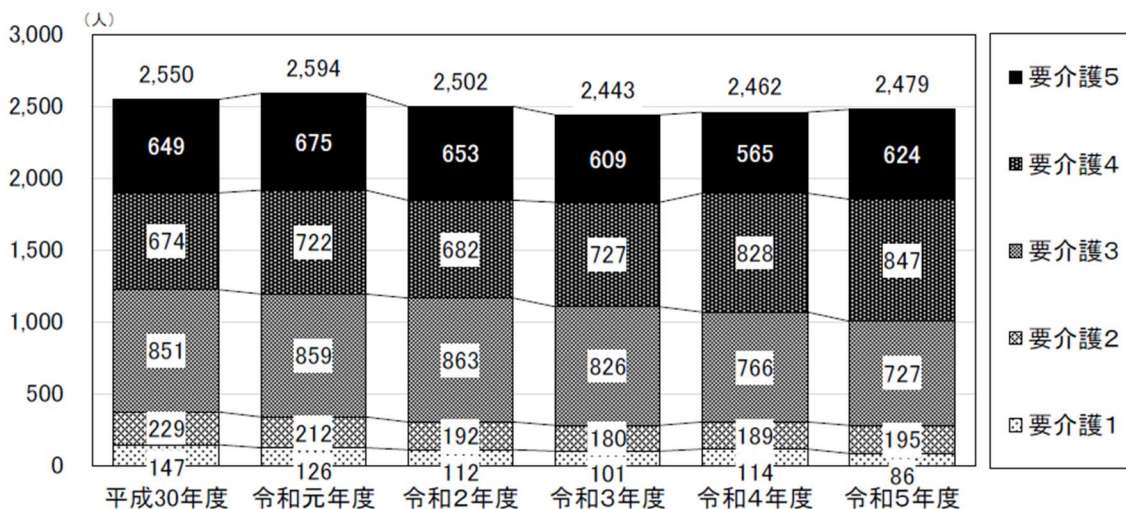


資料：介護保険事業状況報告（受給者数は各年11月月報【9月サービス分】、認定者数は各年9月月報【9月末】）  
（出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画）

③ 施設サービス受給者数の推移

施設サービス受給者数は横ばいで推移している。また、認定区分別でみると、要介護4は平成30年度から令和5年度（2023年度）にかけて1.3倍程度増加している。

【施設サービス受給者数の推移】

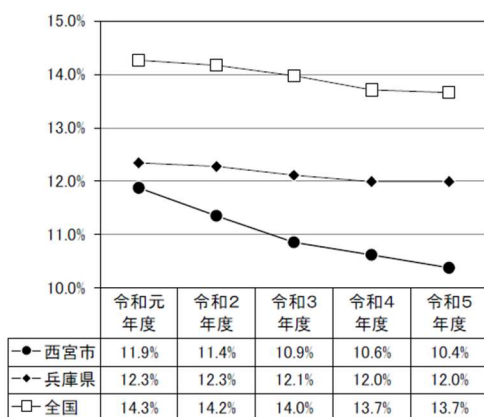


資料：介護保険事業状況報告（各年度11月月報【9月サービス分】）  
（出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画）

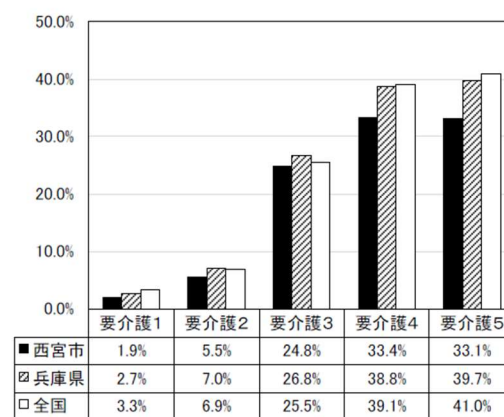
施設サービス受給率（認定者に占める施設サービス受給者の割合）は、兵庫県と全国を下回って推移し、減少傾向にある。

また、令和5年度の要介護度別の施設サービス受給率は、要介護1・2・3では兵庫県及び全国と同水準で、要介護4・5では兵庫県及び全国より低くなっている。

【施設サービス受給率の推移  
（兵庫県・全国との比較）】



【要介護度別の施設サービス受給率（令和5年）  
（兵庫県・全国との比較）】



資料：介護保険事業状況報告（受給者数は各年11月月報【9月サービス分】、認定者数は各年9月月報【9月末】）

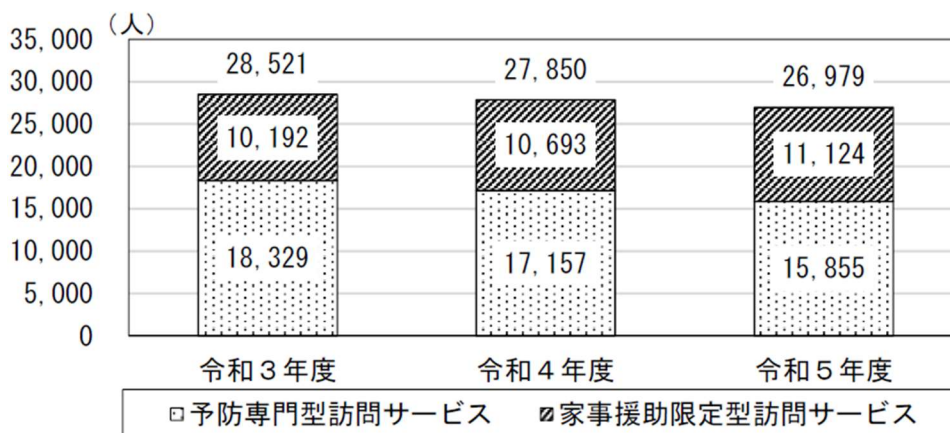
（出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画）

### （3）介護予防・日常生活支援総合事業の状況

#### ① 訪問型サービス

訪問型サービスの年間利用者数の内訳をみると、旧介護予防訪問介護に相当するサービス（以下、「予防専門型訪問サービス」という。）は減少傾向であるが、旧介護予防訪問介護の基準を緩和したサービス（以下、「家事援助限定型訪問サービス」という。）は増加傾向にあり、予防専門型訪問サービスから家事援助限定型訪問サービスに移行していることが伺える。

【訪問型サービスの年間利用者数の推移】



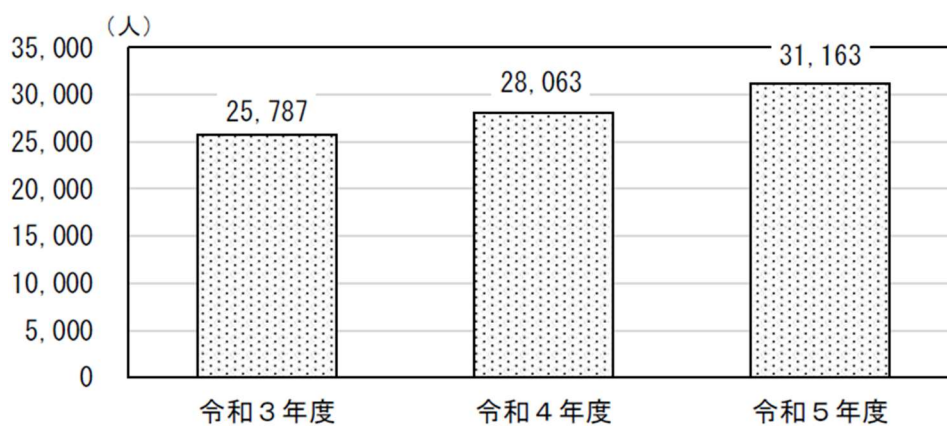
資料：高齢介護課（令和5年度は推計値）

（出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画）

② 通所型サービス

旧介護予防通所介護に相当するサービス（以下、「予防専門型通所サービス」という。）を実施している。予防専門型通所サービスの利用者数は増加傾向にあり、令和5年度で31,163人となっている。

【通所型サービス（予防専門型通所サービス）年間利用者数の推移】



資料：高齢介護課（令和5年度は推計値）

（出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画）

## 2. 西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画

### (1) 計画の位置づけと期間

#### ① 法令の根拠

西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に定める老人福祉計画と、介護保険法第 117 条に定める介護保険事業計画とをあわせ、「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」として一体的に策定するものである。さらに、当計画の「基本施策 7-3 権利擁護支援の取組の強化」については、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「西宮市成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけるとともに、成年後見制度の利用促進を含めた権利擁護を推進する内容としている。

#### 【老人福祉法】（一部抜粋）

（市町村老人福祉計画）

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。

3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項の老人福祉事業の量の確保のための方策に関する事項

二 老人福祉事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上のために講ずる都道府県と連携した措置に関する事項

～略～

#### 【介護保険法】（一部抜粋）

（市町村介護保険事業計画）

第一百七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

二 各年度における地域支援事業の量の見込み

三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

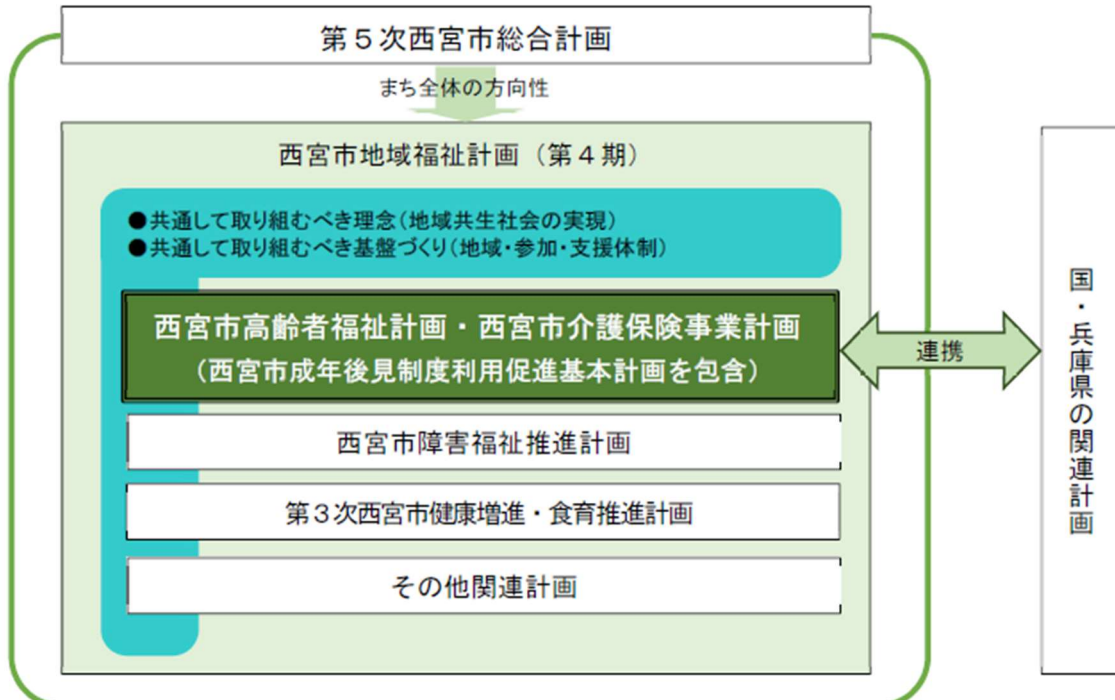
四 前号に掲げる事項の目標に関する事項

～略～

## ② 関連計画との関係

西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画は、「第5次西宮市総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉と介護保険事業を一体的に推進するための部門別計画である。なお、当計画に位置づけられる具体的な事業については、「第5次西宮市総合計画」の実施計画などとの調整を行い推進している。

また、福祉に関して共通して取り組むべき事項を定める上位計画として位置づけられる「西宮市地域福祉計画（第4期）」のもと、当計画で展開する施策・事業などについては、「西宮市障害福祉推進計画」や「第3次西宮市健康増進・食育推進計画」などの計画の施策・事業との相互連携が必須となることから、関連諸計画との整合を図りながら策定している。あわせて、国や兵庫県の関連計画との整合性も図っている。



（出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画）



③ 計画とSDGsの関係

平成27年の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とその17の「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択された。SDGs（Sustainable Development Goals）では、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられている。

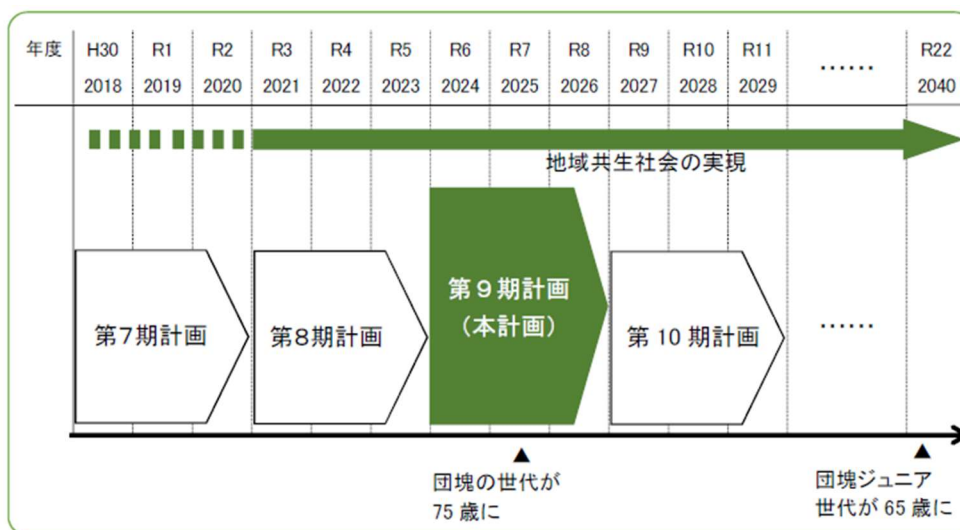
市では第5次西宮市総合計画の各施策分野にSDGsのめざす17のゴールを関連づけることにより、SDGsの達成に向けた取組を一体的に推進している。当計画においては、市民、地域、事業者、関係団体・機関、行政などがそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働しながら、地域包括ケアシステムを中核的な基盤とする地域共生社会の実現をめざす取組を進めることにより、特に以下に掲げるSDGsの4つの目標達成に寄与することが期待されている。



(出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画)

④ 計画の期間

当計画は、令和22年を念頭に中長期的な視点で地域包括ケアシステムを中核的な基盤とする地域共生社会の実現をめざす計画として、令和6年度～令和8年度の3年間を計画期間としている。



(出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画)

## (2) 日常生活圏域と地域包括ケア連携圏域

### ① 日常生活圏域

市では、おおむね中学校区を単位として15の圏域を設定している。

この15の圏域には、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助や支援を包括的に行う「高齢者あんしん窓口（地域包括支援センター）」を設置し、身近なところで相談を受け付ける体制をとっている。

なお、市では地域包括支援センターの呼称を「高齢者あんしん窓口」としており、当計画においても、地域包括支援センターを「高齢者あんしん窓口」と記載している。

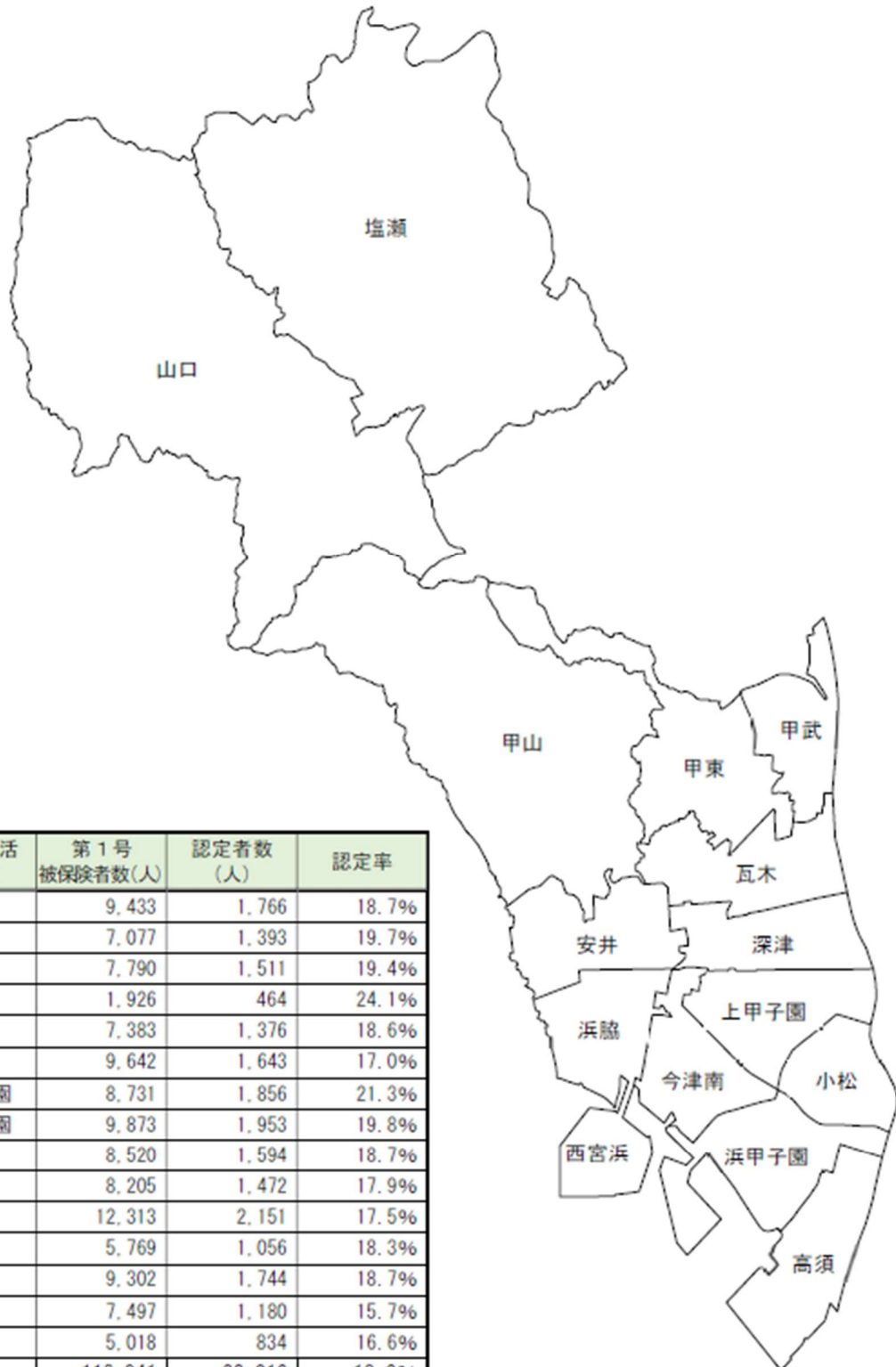
#### 【日常生活圏域とは】

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備の状況などを総合的に勘案して定める圏域のことである。

日常生活を送る上での生活圏域については、隣近所、自治会、小学校区、中学校区など様々なものが考えられる。ここでいう日常生活圏域とは、市が高齢者福祉施策や介護保険事業という公的なサービス提供を展開していく圏域となる。

国では、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される圏域として、具体的には中学校区を基本とすることを例示している。

【日常生活圏域（15 圏域）の状況】



資料：西宮市介護保険システムデータより抽出（令和5年9月末現在）  
 ※上記被保険者数や認定者数には住所地特例者が含まれないため、総数とは異なる。

（出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画）



## ② 地域包括ケア連携圏域

市では、市全域と15の日常生活圏域の中間に、5つの「地域包括ケア連携圏域」を設定している。

地域包括ケア連携圏域ごとに、地域における在宅医療と介護の一体的なサービス提供に向けた支援等を行う在宅療養相談支援センターを設置するとともに、医療と介護にかかわる多職種の連携体制の構築・強化などの取組を進めている。

また、地域包括ケア連携圏域内の高齢者あんしん窓口が連携し、ケアマネジャーへの支援を行うとともに、生活支援コーディネーターを設置し、地域包括ケア連携圏域内の複数の日常生活圏域の生活支援体制の整備・強化等を推進している。

### 【地域包括ケア連携圏域とは】

地域包括ケア連携圏域とは、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、在宅医療と介護の連携や、高齢者あんしん窓口の連携による取組を効果的・効率的に推進していくために、15の日常生活圏域を中央、鳴尾、瓦木、甲東・甲陽園、北部の5つの区域に分けて設定する圏域である。

複数の日常生活圏域を統合することによるスケールメリットを生かして、1つの日常生活圏域では取り組むことが難しい地域づくり等を展開していく圏域となる。

【地域包括ケア連携圏域（5圏域）】



(出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画)

### (3) 計画の基本理念・基本目標・施策体系と事業との関連性

#### ① 計画の基本理念

## 「すべての高齢者が、住み慣れた地域で、 自分らしく安心して暮らせる共生のまち」

高齢者が地域社会を構築する重要な一員として尊重され、個々がもつ能力と経験を生かして、住み慣れた地域で健康づくりや介護予防、地域活動などを主体的に取り組み、世代を超えて住民が共に支え合うコミュニティづくりを進めます。

また、必要に応じて医療や介護、福祉、生活支援などの様々なサービスを受けながら、生涯にわたり自分らしく安心した日常生活を送れるまちづくりに取り組みます。

(出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画)

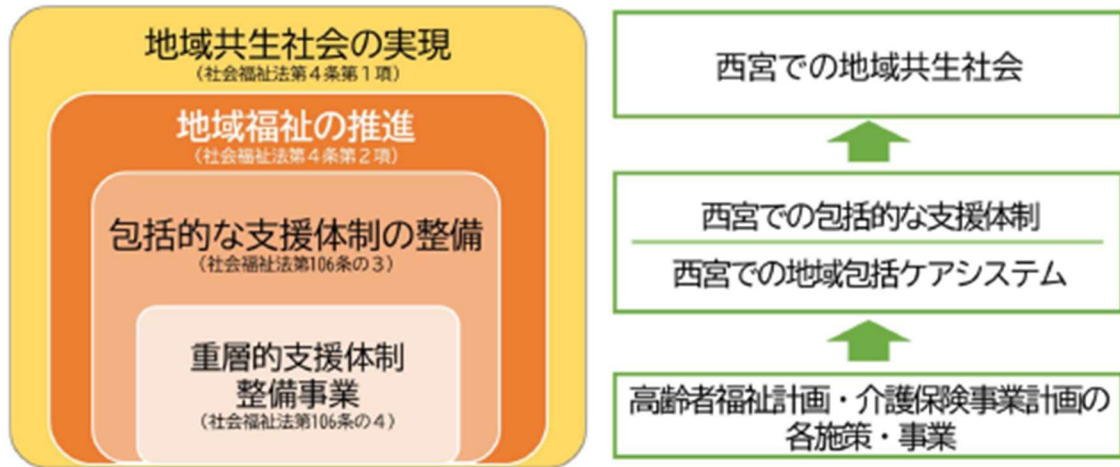
当計画（第8期）（令和3年度～令和5年度）は、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となり、現役世代人口が減少する一方で、医療・介護ニーズが高い85歳以上の人口が急速に増加してくる令和22年を見据えて、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた施策を展開してきた。

第9期以降も、引き続き令和22年を見通しつつ、西宮市の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組み、地域共生社会の実現をめざすこととしている。

なお、当計画の上位計画である「西宮市地域福祉計画（第4期）」（令和4年度～令和10年度）では、『みんながつながり支え合い誰一人として取り残すことなく共に生きるまち西宮』を基本理念に掲げ、西宮市での地域共生社会の実現をめざして、「みんなで育ちあう地域づくり」「誰もがつながり活躍できる場づくり」「総合的な相談支援体制づくり」の3つの基本目標に沿って施策を展開している。

当計画では上記のような動向を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進によりめざすまちの姿として、地域福祉計画の基本理念と同様に「共に生きるまち＝共生のまち」という表現を加え、また、施策の推進にあたっては、地域共生社会の実現をめざす地域福祉計画との整合を十分に図ることとしている。

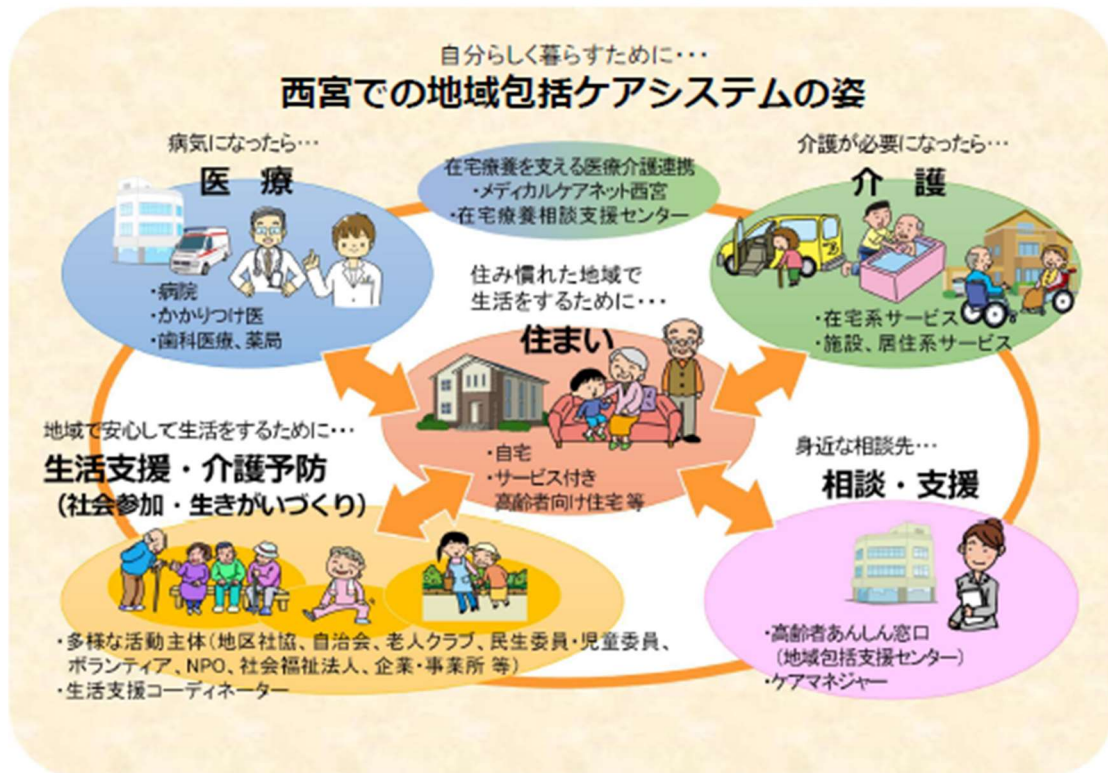
【地域共生社会と地域包括ケアシステムの関係】



左側イメージは「地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業について（全般）（厚生労働省）」  
 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000970752.pdf>) を加工して作成

(出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画)

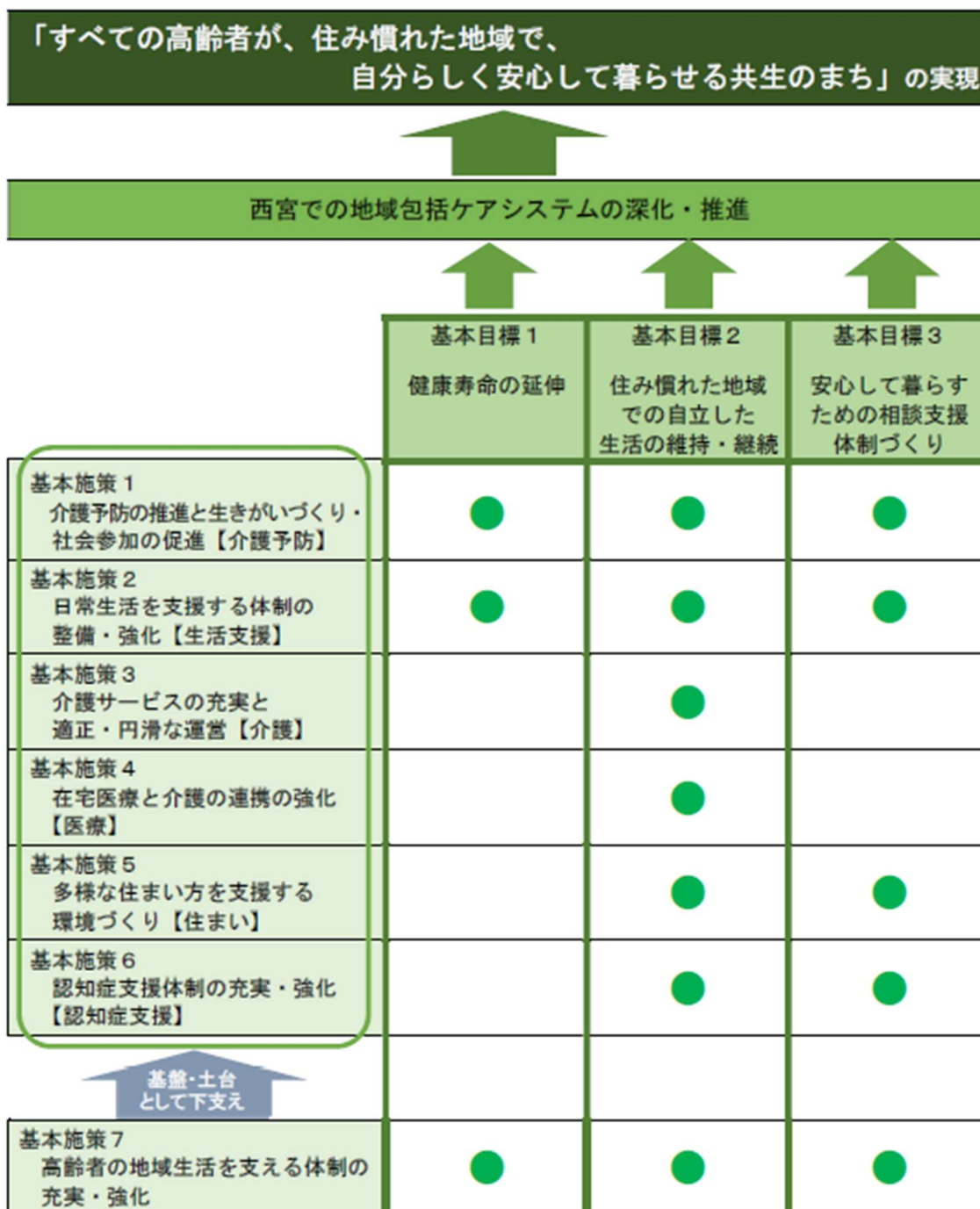
【西宮での地域包括ケアシステムのイメージ】



(出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画)

② 計画の基本目標・施策体系

基本理念「すべての高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせる共生のまち」の実現に向けて、西宮での地域包括ケアシステムを深化・推進するために必要な要素を基本目標として設定し、以下のような体系で施策を展開している。



(出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画)



### ●基本目標 1 健康寿命の延伸

高齢期になっても、誰もが自分らしい生活を維持・継続していけるよう、介護予防や健康づくり、社会参加の促進などに取り組み、一人ひとりの心身機能の維持・向上を図り、健康寿命の延伸をめざします。

### ●基本目標 2 住み慣れた地域での自立した生活の維持・継続

高齢者やその家族が必要な医療・介護などを利用しながら、希望する場所で自立した生活を維持・継続できるよう、一人ひとりの状況や状態などに対応した支援の実現をめざすとともに、地域での支え合い、助け合いを推進・促進します。

### ●基本目標 3 安心して暮らすための相談支援体制づくり

高齢者やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、不安や悩みを抱える人が早期に発見され、必要な支援につながる仕組みづくりや、多様化・複雑化する課題などに対応できる相談支援体制づくりに取り組みます。

【第9期計画の施策体系】

基本施策	施策の展開内容
1. 介護予防の推進と生きがいくくり・社会参加の促進【介護予防】	1. 介護予防と健康づくりの充実 2. 生きがいくくりと社会参加の促進
2. 日常生活を支援する体制の整備・強化【生活支援】	1. 日常生活を支援するサービス等の充実 2. 地域での支え合い、助け合いによる支援活動等の推進 3. 介護者支援の充実
3. 介護サービスの充実と適正・円滑な運営【介護】	1. 介護サービスの充実 2. ケアマネジメント力の向上 3. 介護保険制度の円滑な運営と適正な事業運営の確保 4. サービスの質の向上と利用者支援 5. 介護人材の確保・育成と介護現場の生産性の向上
4. 在宅医療と介護の連携の強化【医療】	1. 在宅医療に関する市民理解の促進 2. 医療と介護にかかわる多職種連携の強化 3. 在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の整備・強化
5. 多様な住まい方を支援する環境づくり【住まい】	1. 多様な住まい方への支援 2. 安全・安心な住生活環境づくり
6. 認知症支援体制の充実・強化【認知症支援】	1. 認知症に関する理解の促進・啓発の充実 2. 認知症を早期発見・早期対応できる仕組みづくり 3. 認知症の人や介護者を支える体制の充実
7. 高齢者の地域生活を支える体制の充実・強化	1. 高齢者あんしん窓口の機能強化と地域で安心して暮らすことができる相談支援体制の充実 2. 地域住民主体の支援活動を踏まえた地域づくりの推進 3. 権利擁護支援の取組の強化 4. 災害・感染症対策に関する体制の整備

(出典：西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画)

③ 事業との関連性

西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画における基本施策と第3章で述べる各監査対象事業との関連性は下表のとおりである。

計画名	基本施策等	細項目	室・部	福祉総括室	
			予算所属課	地域共生推進課	
			第3章事業名	(1) 民生委員・児童委員活動推進事業 P96	(2) 地域福祉活動助成事業 P101
西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画 第9期計画の施策体系	1. 介護予防の推進と生きがいがいづくり・社会参加の促進 【介護予防】	1. 介護予防と健康づくりの充実			
		2. 生きがいがいづくりと社会参加の促進			○
	2. 日常生活を支援する体制の整備・強化 【生活支援】	1. 日常生活を支援するサービス等の充実		○	○
		2. 地域での支え合い、助け合いによる支援活動等の推進		○	○
		3. 介護者支援の充実			
	3. 介護サービスの充実と適正・円滑な運営 【介護】	1. 介護サービスの充実			
		2. ケアマネジメント力の向上			
		3. 介護保険制度の円滑な運営と適正な事業運営の確保			
		4. サービスの質の向上と利用者支援			
		5. 介護人材の確保・育成と介護現場の生産性の向上			
	4. 在宅医療と介護の連携の強化 【医療】	1. 在宅医療に関する市民理解の促進			
		2. 医療と介護にかかわる多職種連携の強化			
		3. 在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の整備・強化			
	5. 多様な住まい方を支援する環境づくり 【住まい】	1. 多様な住まい方への支援			
		2. 安全・安心な住生活環境づくり			
	6. 認知症支援体制の充実・強化 【認知症支援】	1. 認知症に関する理解の促進・啓発の充実			
		2. 認知症を早期発見・早期対応できる仕組みづくり			
		3. 認知症の人や介護者を支える体制の充実			
	7. 高齢者の地域生活を支える体制の充実・強化	1. 高齢者あんしん窓口の機能強化と地域で安心して暮らすことができる相談支援体制の充実		○	
		2. 地域住民主体の支援活動を踏まえた地域づくりの推進			○
		3. 権利擁護支援の取組の強化			
		4. 災害・感染症対策に関する体制の整備			

				福祉部				生活支援部
福祉のまちづくり課				高齢介護課			高齢施設課	生活支援課
(8) 老人福祉施設等管理運営事業	(3) 民間老人福祉施設建設補助事業	(4) 軽費老人ホーム補助事業	(5) 地域包括支援センター運営事業	(7) はり・きゆう・マッサージ施術費補助事業	(9) 高齢者外出支援サービス事業	(10) 介護施設等新型コロナウイルス感染症対策支援事業	(11) 養護老人ホーム管理運営事業(寿園)	(19) 権利擁護支援センター運営事業
P126	P109	P117	P119	P123	P129	P134	P139	P188
			○					
○			○					
			○	○	○			
			○					
			○					
	○		○					
			○					
			○					
			○					
			○					
			○					
			○					
			○					
			○					
			○					
			○					
			○					
			○					○
			○			○		

## IV. 障害福祉の概要

### 1. 西宮市における障害福祉の概要

#### (1) 障害のある人の状況

障害のある人とは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のそれぞれの障害者手帳を所持している人のほか、障害者自立支援医療（精神通院医療）・特定医療費（指定難病）を受給している人を指すが、市では、これら以外にも日常生活や社会生活に困難を抱え、支援や配慮が必要な人が一定数いることも想定し、施策の推進にあたっている。

#### ○障害者手帳

身体障害、知的障害、精神障害のある人に対し交付される手帳のこと。交付を受けることにより、各種福祉サービスを利用しやすくなる。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類がある。身体障害者手帳の等級は1級から6級まで、精神障害者保健福祉手帳の等級は1級から3級まであり、それぞれ1級が最も重度となる。

#### ○療育手帳

知的障害のある人に対し交付される障害者手帳のこと。交付を受けることにより、各種福祉サービスを利用しやすくなる。兵庫県では発達障害のある人も療育手帳の交付対象となっている。障害の程度（判定）はA（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に区分されている。

#### ○障害支援区分

障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。区分1から区分6まであり、必要とされる支援の度合が低いものが区分1、最も高いものが区分6となる。

#### ○障害者自立支援医療（精神通院医療）受給者

精神疾患等の治療のための医療費の助成を受けている人のことをいう。

#### ○難病 / 特定医療費（指定難病）受給者

難病とは「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいい、医療費助成の対象となる341の疾病（令和6年4月1日時点）が指定難病とされている。指定難病の医療費助成を受けている人を特定医療費（指定難病）受給者という。なお、障害福祉サービス等の対象となる難病は、障害者総合支援法独自の対象疾病を加え、369疾病（令和6年4月1日時点）となっている。

#### ○障害児

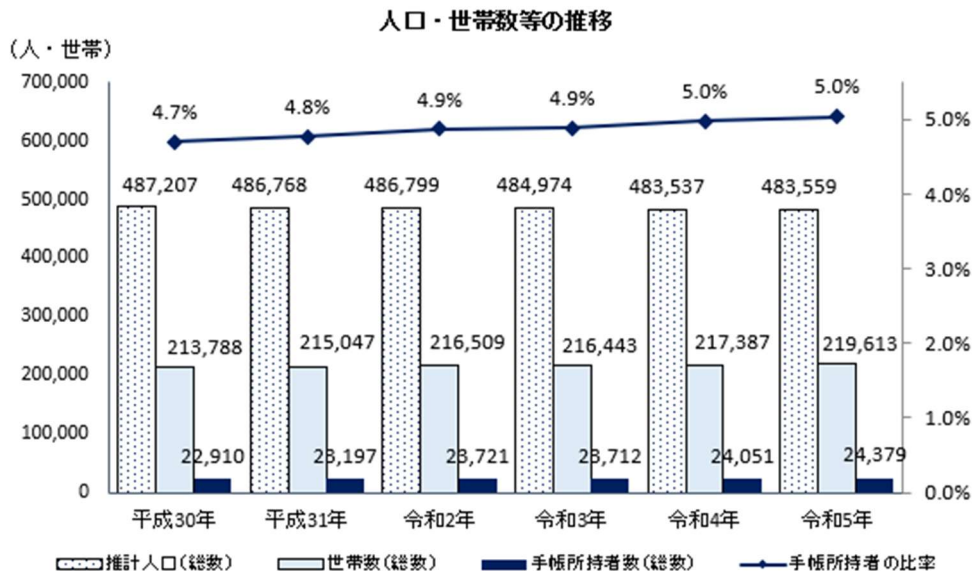
障害の種類にかかわらず、18歳未満（0歳～17歳）の障害のある人を障害児という。



## (2) 市全体の状況

### ① 人口・世帯数等の推移

市の総人口は減少傾向にあり、令和5年で483,559人になっている。一方で世帯数は増加し続けている。また、障害者手帳所持者数は年々増加しており、障害者手帳所持者の割合も増加傾向にある。

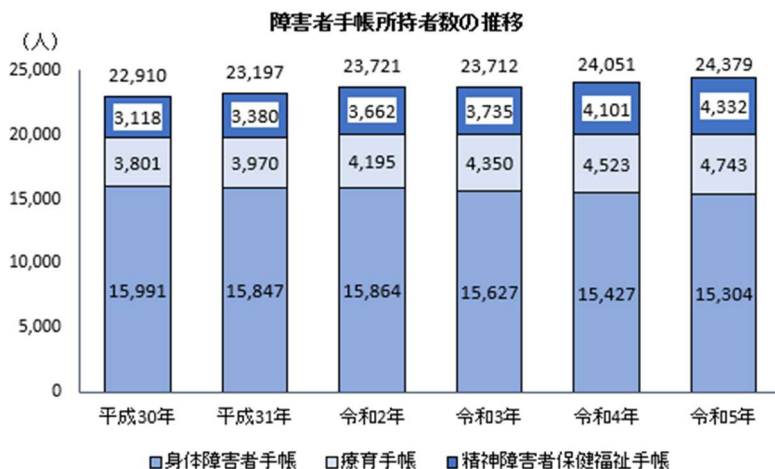


資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

（出典：西宮市障害福祉推進計画）

### ② 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は、減少傾向にあり、令和5年では15,304人となっている。また、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数ともに年々増加しており、令和5年では療育手帳所持者数は4,743人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は4,332人となっている。



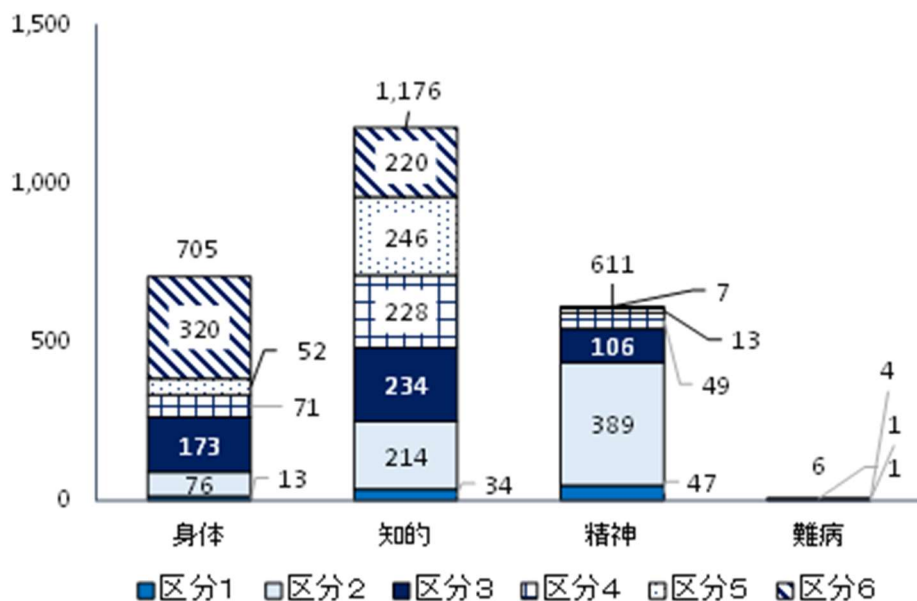
資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

（出典：西宮市障害福祉推進計画）

③ 障害支援区分認定者の状況

障害支援区分認定者の状況を見ると、区分認定を受けている人数は2,498人となっている。障害種別ごとにみると、知的障害のある人が最も多く1,176人（47.1%）、身体障害のある人が705人（28.2%）、精神障害のある人が611人（24.5%）、難病患者等が6人（0.2%）となっている。

障害支援区分認定者の状況



単位：人

	身体障害	知的障害	精神障害	難病	計
区分1	13	34	47	4	98
区分2	76	214	389	1	680
区分3	173	234	106	1	514
区分4	71	228	49	0	348
区分5	52	246	13	0	311
区分6	320	220	7	0	547
合計	705	1,176	611	6	2,498

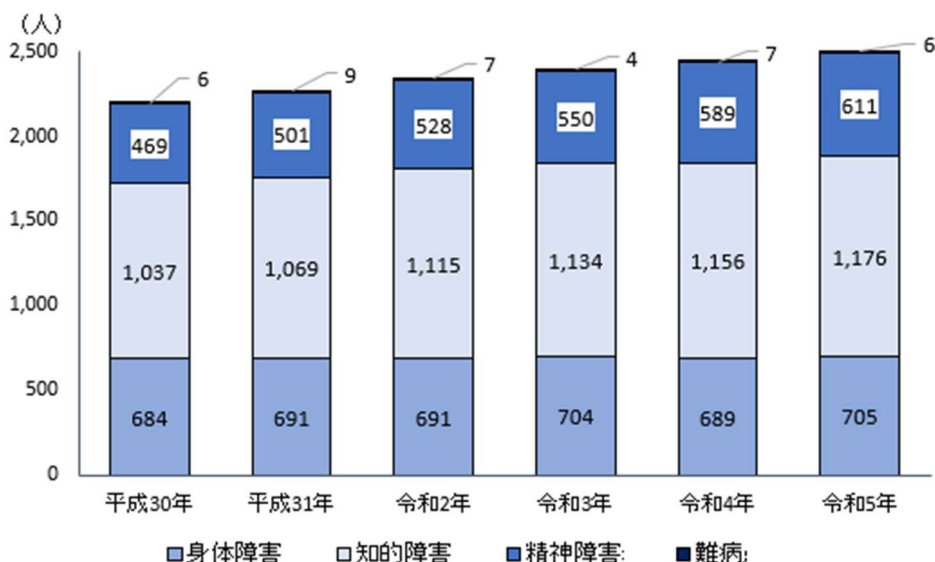
資料：生活支援課（令和5年3月31日現在）

（出典：西宮市障害福祉推進計画）

④ 障害種別ごと障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分認定者数の推移をみると、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人は増加傾向、難病患者等は横ばい傾向での推移となっており、特に精神障害のある人の増加率が大きくなっている。

障害種別ごと障害支援区分認定者数の推移



資料：生活支援課（各年4月1日現在）

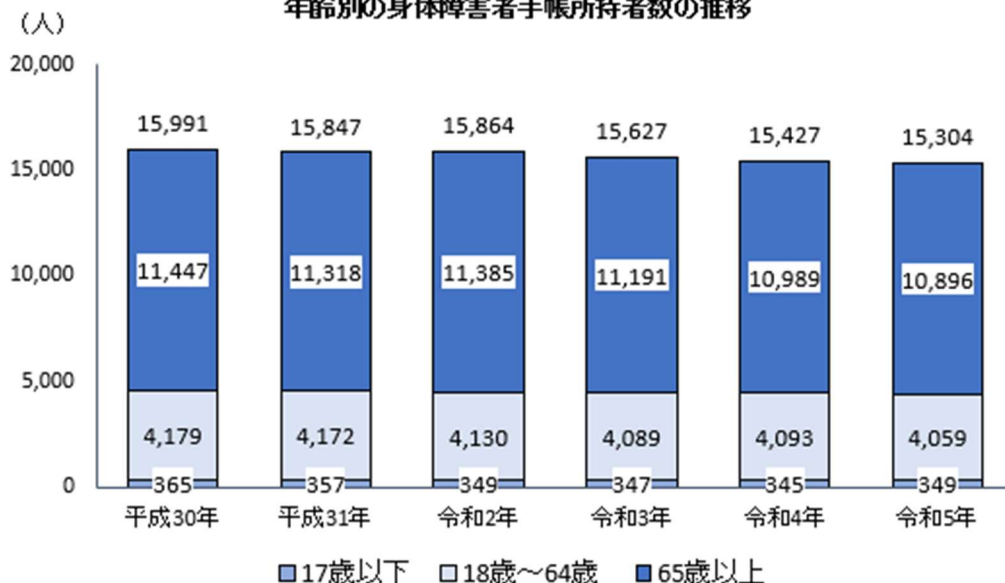
（出典：西宮市障害福祉推進計画）

（3）身体障害者手帳所持者の状況

① 年齢別の身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、減少傾向で推移しており、年齢別では65歳以上が全体の7割以上を占めている。

年齢別の身体障害者手帳所持者数の推移

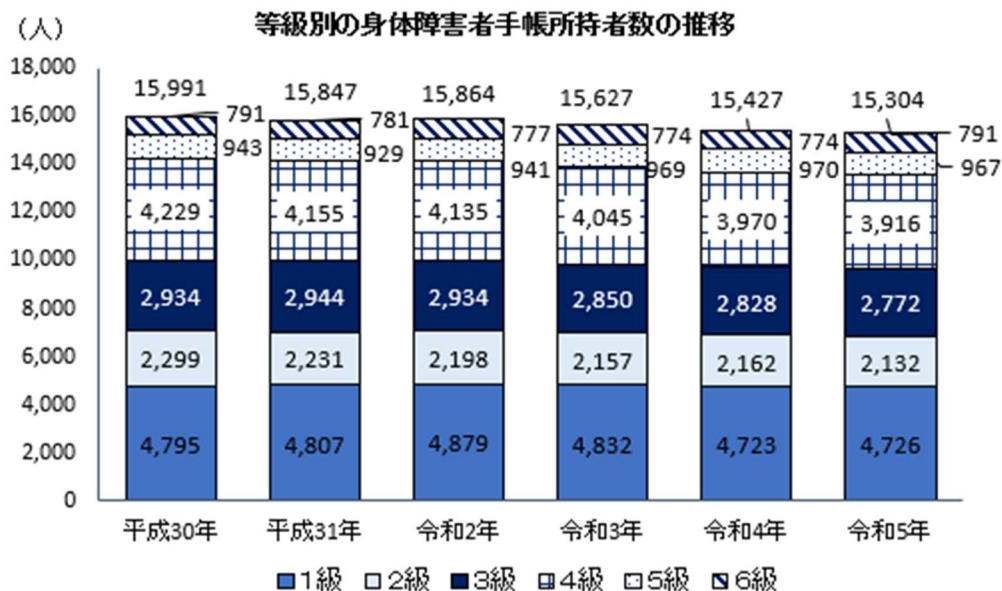


資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

（出典：西宮市障害福祉推進計画）

② 等級別の身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者の等級は、5級は少し増加傾向、1～4級は減少しており、6級は横ばい傾向での推移となっている。



資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

（出典：西宮市障害福祉推進計画）

③ 年齢別・等級別の身体障害者手帳所持者の状況

65歳以上を除くすべての年代で、1級が最も多くなっており、若い世代ほど1級の割合が高くなっている。また、65歳以上では4級が最も多くなっている。

**年齢別・等級別の身体障害者手帳所持者の状況**

単位：人

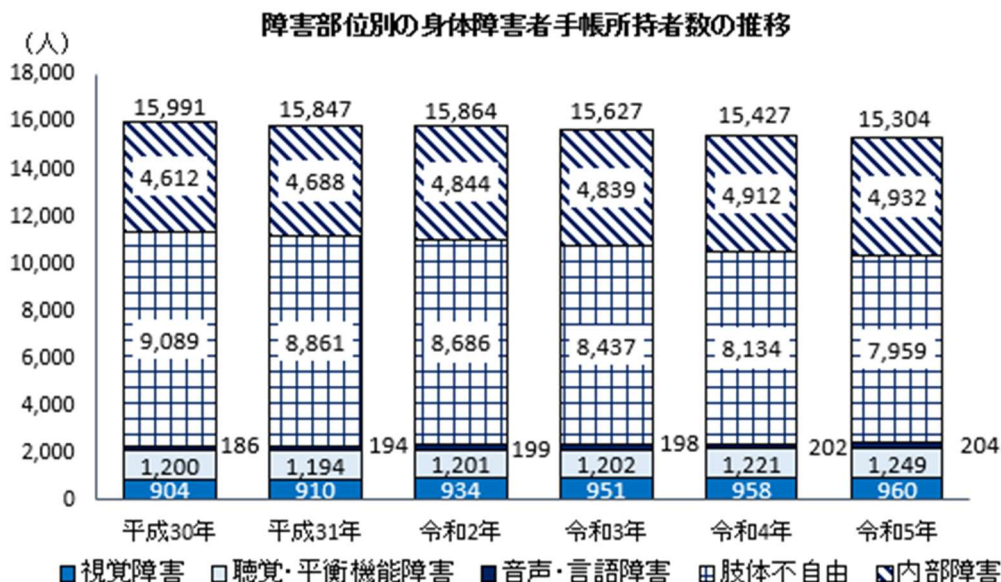
	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳～	計
1級	201	316	1,117	3,092	4,726
2級	49	120	611	1,352	2,132
3級	25	124	519	2,104	2,772
4級	43	97	640	3,136	3,916
5級	12	37	260	658	967
6級	19	37	181	554	791
合計	349	731	3,328	10,896	15,304

資料：障害福祉課（令和5年4月1日現在）

（出典：西宮市障害福祉推進計画）

④ 障害部位別の身体障害者手帳所持者数の推移

障害部位別の身体障害者手帳所持者数をみると、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語障害と内部障害は増加している。肢体不自由については、年々減少している。



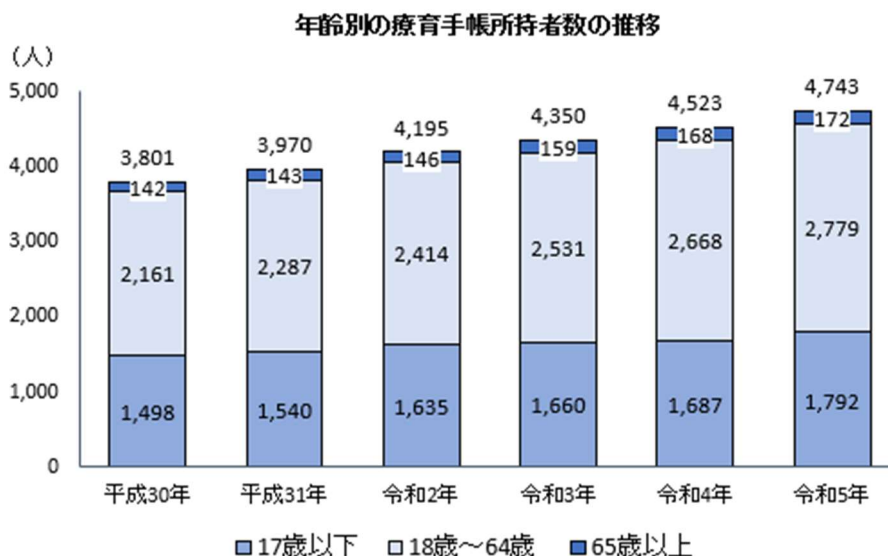
資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

（出典：西宮市障害福祉推進計画）

**（4）療育手帳所持者の状況**

① 年齢別の療育手帳所持者数の推移

平成30年と比較して、療育手帳所持者数は1,000人近く増加している。いずれの年代でも増加しているが、特に18～64歳で増加率が約1.3倍と高くなっている。

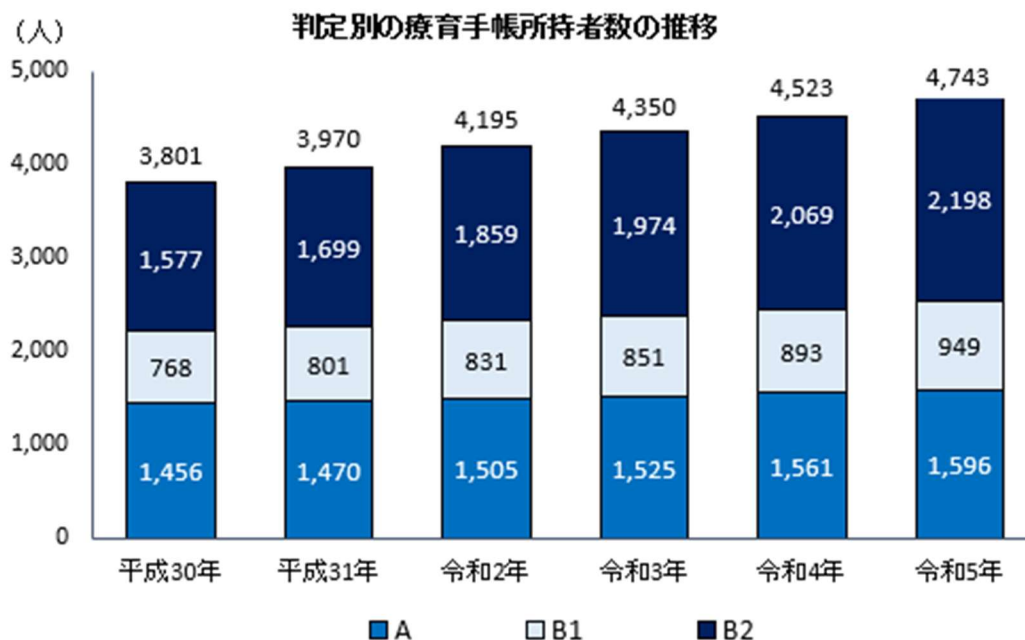


資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

（出典：西宮市障害福祉推進計画）

② 判定別の療育手帳所持者数の推移

判定別では、いずれの判定も増加しているが、特にB2は平成30年との比較で約1.4倍と増加している。



資料：障害福祉課（令和5年4月1日現在）

（出典：西宮市障害福祉推進計画）

③ 年齢別・判定別の療育手帳所持者の状況

0～17歳、18～39歳ではB2の割合が最も多く、40～64歳、65歳以上ではAが最も多くなっている。

**年齢別・判定別の療育手帳所持者の状況**

単位：人

	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳～	計
A	352	625	525	94	1,596
B1	212	397	281	59	949
B2	1,228	767	184	19	2,198
合計	1,792	1,789	990	172	4,743

資料：障害福祉課（令和5年4月1日現在）

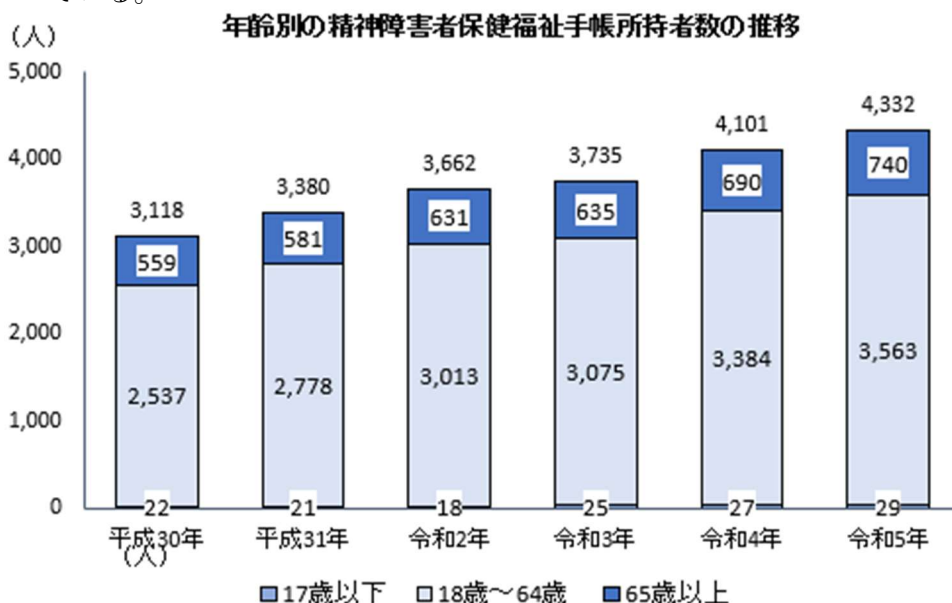
（出典：西宮市障害福祉推進計画）



## (5) 精神障害者保健福祉手帳所持者等の状況

### ① 年齢別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

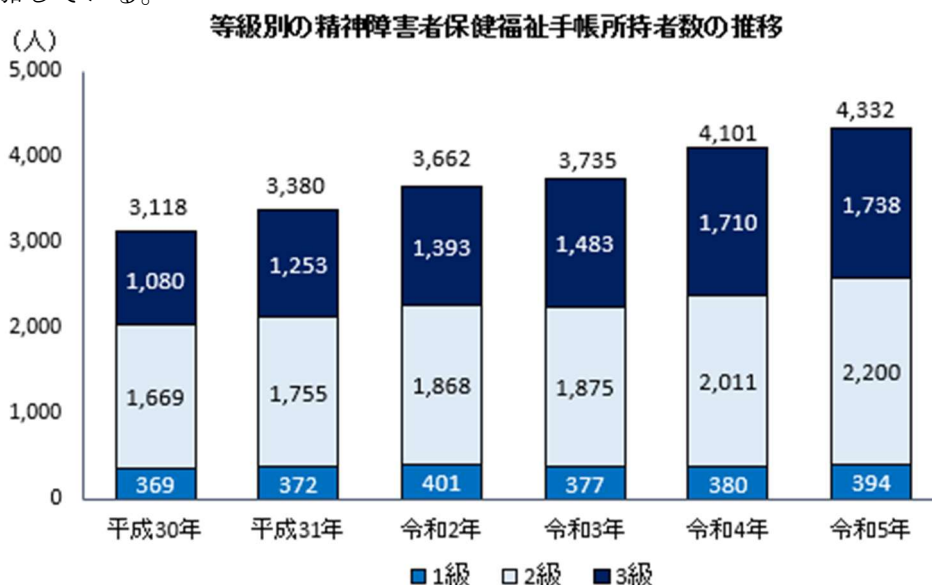
0～17歳はほぼ横ばいで推移しており、18～64歳、65歳以上は増加している。また、精神障害者保健福祉手帳所持者に占める18～64歳の割合が増加している。



（出典：西宮市障害福祉推進計画）

### ② 等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

等級別では全ての等級で増加している。特に母数の多い2級は約1.3倍と増加している。



（出典：西宮市障害福祉推進計画）



③ 年齢別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

17歳以下、18～39歳の年代では、3級が最も多くなっており、40歳以上では2級が最も多くなっている。

**年齢別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の状況**

単位：人

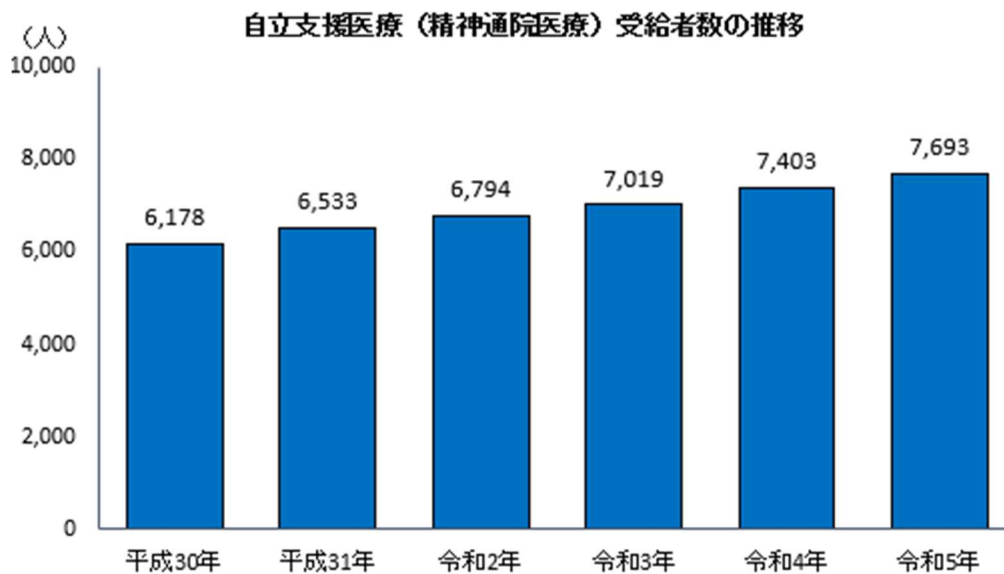
	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳～	計
1級	4	41	156	193	394
2級	9	452	1,353	386	2,200
3級	16	676	885	161	1,738
合計	29	1,169	2,394	740	4,332

資料：障害福祉課（令和5年4月1日現在）

（出典：西宮市障害福祉推進計画）

④ 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は年々増加しており、平成30年と比較して約1.2倍となっている。



資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

（出典：西宮市障害福祉推進計画）

⑤ 疾患別自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況

疾患別の自立支援医療（精神通院医療）受給者をみると、「気分障害」が最も多く、3,421人で全体の約44%を占めている。次いで、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が1,611人で約21%を占めている。

疾患別自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況

単位：人	
疾患	人数
症状性を含む器質性精神障害	258
精神作用物質による精神及び行動の障害	149
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	1,611
気分障害	3,421
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	799
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	24
成人の人格及び行動の障害	18
精神遅滞	69
心理的発達の障害	391
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	257
てんかん	540
その他	156
合計	7,693

資料：障害福祉課（令和5年4月1日現在）

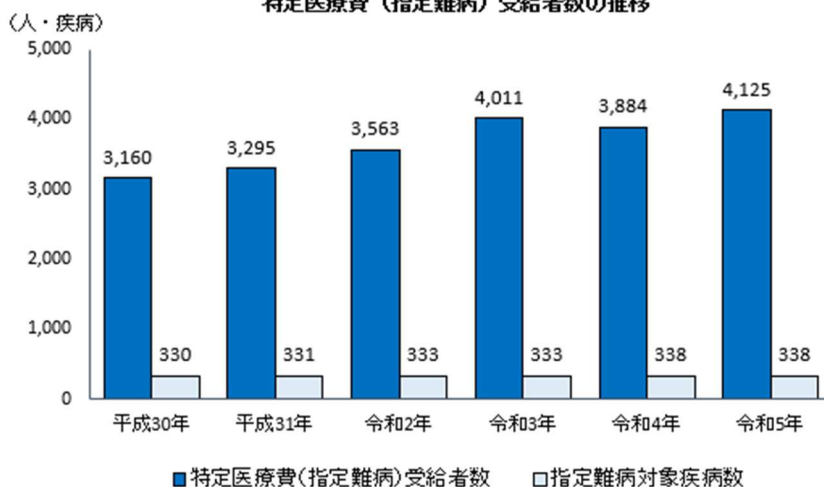
（出典：西宮市障害福祉推進計画）

（6）難病患者等の状況

① 特定医療費（指定難病）受給者数の推移

特定医療費（指定難病）受給者数は増加傾向にある。「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成27年1月1日に施行され、医療費助成の対象となる疾病が拡大されている。

特定医療費（指定難病）受給者数の推移

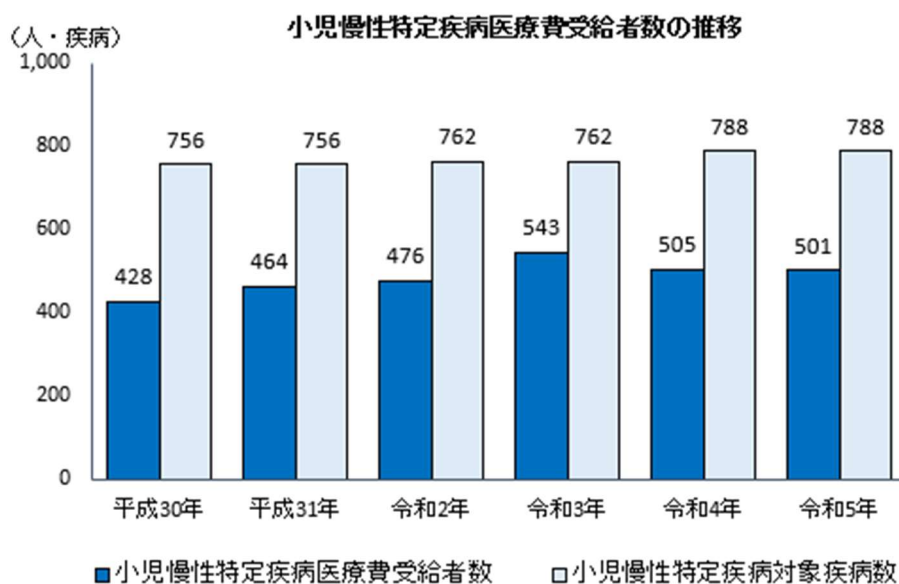


資料：保健予防課（各年4月1日現在）

（出典：西宮市障害福祉推進計画）

② 小児慢性特定疾病医療費受給者数の推移

小児慢性特定疾病医療費受給者数は平成30年と比較して約1.2倍となっている。対象疾病数も共に増加傾向となっている。



資料：保健予防課（各年4月1日現在）

（出典：西宮市障害福祉推進計画）

## 2. 西宮市障害福祉推進計画

### (1) 計画の位置づけと期間

#### ① 計画の位置づけ

西宮市障害福祉推進計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）として位置づけられるものであり、市における障害福祉施策の基本的な理念と取組の指針を明らかにするものである。同時に当計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」としての「第 7 期西宮市障害福祉計画」、及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」としての「第 3 期西宮市障害児福祉計画」として、障害のある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和 8 年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定めている。

当計画はこれら 3 つの計画を一体的に策定したものとなっている。

#### 西宮市障害福祉推進計画

「市町村障害者計画」に該当。かつ、次の 2 つの計画も一体的に策定する。

##### 第 7 期西宮市障害福祉計画

「市町村障害福祉計画」に該当

##### 第 3 期西宮市障害児福祉計画

「市町村障害児福祉計画」に該当

### 【障害者基本法】（一部抜粋）

（障害者基本計画等）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

～略～

## 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】（一部抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

～略～

## 【児童福祉法】（一部抜粋）

第九節 障害児福祉計画

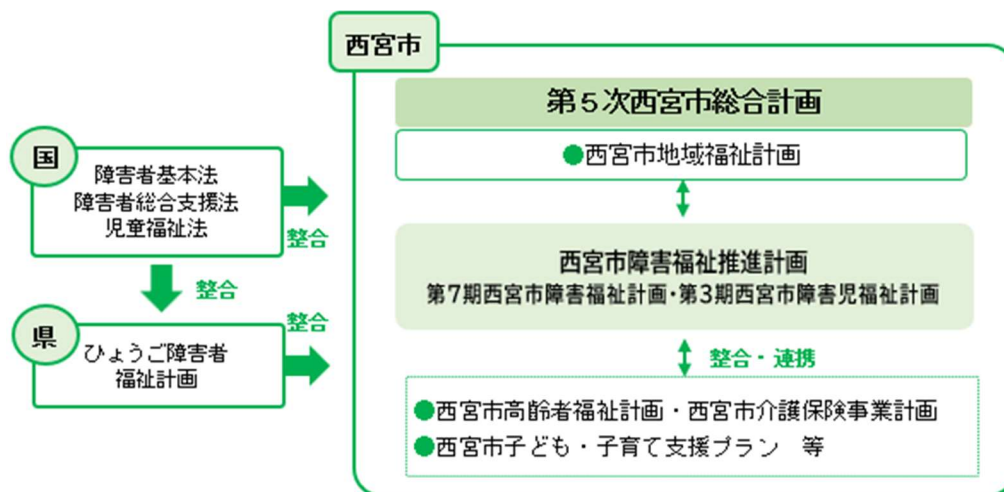
第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

～略～

なお、当計画の策定にあたっては、国の「障害者基本計画」や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、県の「ひょうご障害者福祉計画」を踏まえるとともに、市の長期的なまちづくりの基本的方向と、施策や事業を総合的、体系的に示した「第5次西宮市総合計画」の部門別計画に位置づけられている。また、計画の具体的な取組にかかわる事項については、「西宮市地域福祉計画」、「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」、「西宮市子ども・子育て支援プラン」などの関連する計画との整合を図っている。さらに、当計画の基本施策のうち、「相談支援・権利擁護支援体制の充実」については、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「西宮市成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけるとともに、成年後見制度の利用促進を含めた権利擁護を推進する内容としている。



(出典：西宮市障害福祉推進計画)

## ② 計画の期間

西宮市障害福祉推進計画の期間は令和6年度から令和11年度までの6年間だが、このうち、「第7期西宮市障害福祉計画」及び「第3期西宮市障害児福祉計画」の期間は令和6年度から令和8年度の3年間である。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<b>西宮市障害福祉推進計画</b>					
第7期西宮市障害福祉計画 第3期西宮市障害児福祉計画			第8期西宮市障害福祉計画 第4期西宮市障害児福祉計画		

(出典：西宮市障害福祉推進計画)

## ③ 計画とSDGsの関係

平成27年の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とその17の「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択された。SDGs（Sustainable Development Goals）では、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられている。

市では、第5次西宮市総合計画の各施策分野にSDGsの目指す17のゴールを関連付けることにより、SDGsの達成に向けた取組を一体的に推進している。

当計画においては、特に以下に掲げるSDGsの6つの目標達成に寄与することが期待されている。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター

## 西宮市障害福祉推進計画とSDGsの関係



(出典：西宮市障害福祉推進計画)



## (2) 計画の基本理念・基本目標・施策体系と事業との関連性

### ① 計画の基本理念

市では、これまでの障害福祉推進計画において、以下のとおりすべての人びとの人権が尊重され、誰もが住み慣れた地域で、自らの生き方を主体的に選び、自立した生活を送れるまちづくりを進めてきている。

**だれもが人として  
尊重しあい、  
支えあうまち**

障害の有無にかかわらず誰もが社会の一員として、互いに尊重しあいながら、差別も偏見もなく、ともに住み、働き、学び、憩えるようなまちをつくる。

**だれもが人として輝き、  
自立した生活をおくれるまち**

どのような障害のある人でも地域社会のなかで自立した質の高い生活をおけるとともに、意思疎通のための手段の選択の機会が確保され、社会を通じて自己実現を図れるようなまちをつくる。

**だれもが自らの  
生き方を選べるまち**

障害のある人がさまざまな分野の活動への参加機会が確保されながら、自らが持つ力を十分に発揮でき、自らの生き方を主体的に選び、決定できるまちをつくる。

**だれもが身近な地域で  
ともに暮らせる  
生活支援の充実したまち**

障害の有無にかかわらず誰もが地域社会のなかでともに生活し、障害のある人の希望や取り巻く環境、ライフステージに応じて必要となる生活基盤や支援が整ったまちをつくる。

これは障害者基本法等でうたわれている障害福祉施策の考え方や方向性にも即したものになっており、当計画は、市のこれまでの障害福祉施策の考え方や方向性を継承しつつ、障害者基本法等の考え方や方向性を反映させ、発展性ある計画となるように、基本理念を『**ともに生き ともに支えあう 共生のまち 西宮**』として定めている。

## ② 基本目標及び施策体系

市は、当計画の基本理念を実現するため、以下の3つの基本目標に沿って施策を展開している。

### ●基本目標1 希望する生き方・暮らしの実現

障害のある人が自己選択・自己決定に基づき、住み慣れた地域での希望する生き方・暮らしを実現できるよう、ライフステージに応じた療育・発達支援、教育、福祉サービス、コミュニケーション支援や就労支援等の必要な支援の充実を図ります。

### ●基本目標2 個人の尊厳の尊重

全ての市民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものです。障害のある人が不当な差別や虐待を受けることにより、自立や社会参加を妨げられないことがないよう、本人を中心とした権利擁護支援と総合相談支援を一体的に推進し、包括的な支援体制の構築を図ります。

### ●基本目標3 共生のまちづくりの推進

障害のある人もない人も互いに個性と人格を尊重し、ともに学び、働き、活動し、支えあって生きる共生社会の実現に向けた取組を進めます。幼少期からの障害に関する理解の促進をはじめ、市民・事業者・地域団体等、地域で暮らす様々な人が相互に理解しあうことで、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。

また、市は、「ともに生き ともに支えあう 共生のまち 西宮」の実現に向け、以下の掲げた6つの施策を推進している。

基本理念	基本目標	基本施策
ともに生き ともに支えあう 共生のまち 西宮	<b>基本目標1</b> 希望する生き方 ・ 暮らしの実現	<b>基本施策1</b> ・地域での暮らしを支える生活支援の充実 <b>基本施策2</b> ・就労と工賃の向上に関する支援の充実 <b>基本施策3</b> ・ライフステージに応じた療育・発達支援の充実
	<b>基本目標2</b> 個人の尊厳の尊重	<b>基本施策4</b> ・相談支援・権利擁護支援体制の充実
	<b>基本目標3</b> 共生のまちづくりの推進	<b>基本施策5</b> ・共生社会の実現に向けた相互理解の促進 <b>基本施策6</b> ・地域自立支援協議会を通じた地域との協働

(出典：西宮市障害福祉推進計画)

基本施策	施策の展開内容
1. 地域での暮らしを支える生活支援の充実	(1) サービス提供体制の確保 (2) 地域生活への移行の促進及び地域生活支援の充実 (3) 保健・医療・リハビリテーション体制の充実
2. 就労と工賃の向上に関する支援の充実	(1) 就労支援・雇用促進 (2) 福祉的就労の充実
3. ライフステージに応じた療育・発達支援の充実	(1) 療育・発達支援の充実 (2) 障害児支援の充実 (3) 障害・発達に応じた教育の充実
4. 相談支援・権利擁護支援体制の充実	(1) 相談支援体制の充実 <b>重点施策</b> (2) 権利擁護支援体制の充実 <b>重点施策</b>
5. 共生社会の実現に向けた相互理解の促進	(1) 共生社会の実現に向けた相互理解の促進 <b>重点施策</b> (2) 障害のある人を主体とした地域づくりの推進
6. 地域自立支援協議会を通じた地域との協働	(1) 地域自立支援協議会を活用した協議や施策の推進 (2) 地域自立支援協議会を通じた地域との協働

③ 事業との関連性

西宮市障害福祉推進計画における基本施策と第3章で述べる各監査対象事業との関連性は下表のとおりである。

計画名	基本施策等	細項目	室・部	福祉総括室	
			予算所属課	地域共生推進課	
			第3章事業名	(1) 民生委員・児童委員活動推進事業	(2) 地域福祉活動助成事業
			P96	P101	
西宮市障害福祉推進計画 施策の展開	基本施策1 地域での暮らしを支える生活支援の充実	(1) サービス提供体制の確保			
		(2) 地域生活への移行及び地域生活支援の充実			
		(3) 保健・医療・リハビリテーション体制の充実			
	基本施策2 就労と工賃の向上に関する支援の充実	(1) 就労支援・雇用促進			
		(2) 福祉的就労の充実			
	基本施策3 ライフステージに応じた療育・発達支援の充実	(1) 療育・発達支援の充実			
		(2) 障害児支援の充実			
		(3) 障害・発達に応じた教育の充実			
	基本施策4 相談支援・権利擁護支援体制の充実	(1) 相談支援体制の充実 <u>重点施策</u>		○	
		(2) 権利擁護支援体制の充実 <u>重点施策</u>			
	基本施策5 共生社会の実現に向けた相互理解の促進	(1) 共生社会の実現に向けた相互理解の促進 <u>重点施策</u>			○
		(2) 障害のある人を主体とした地域づくりの推進			○
	基本施策6 地域自立支援協議会を通じた地域との協働	(1) 地域自立支援協議会を活用した協議や施策の推進			
		(2) 地域自立支援協議会を通じた地域との協働			

	福祉部					生活支援部
福祉のまちづくり課	障害福祉課					生活支援課
(6) 民間障害福祉施設建設等補助事業	(13) 障害者社会参加促進事業	(15) 地域生活支援事業	(16) 自立支援医療事業	(17) 障害者自立支援施設管理運営事業	(18) 障害者就労支援等事業	(19) 権利擁護支援センター運営事業
P121	P148	P161	P170	P174	P181	P188
○	○	○		○		
			○	○		
		○			○	
					○	
		○				
						○
		○				
		○				

## V. 各事務事業の評価

### 1. 事務事業評価

#### (1) 事務事業評価の目的

市では、平成 15 年度より行政活動の基礎的単位となる事務事業を対象に評価を行う「**事務事業評価**」に取り組んでいる。

事務事業評価の目的は、以下の 3 点である。

##### (i) 市民満足度の高い行政サービスの提供

市の事務事業を予算の執行率や事業の進捗度という観点からだけでなく、目的に対する成果や達成度の観点からも評価し、その結果を行政運営の改善につなげることにより、市民満足度の高い行政サービスを効率的に提供する。

##### (ii) 行政の透明性と説明責任

市の事務事業について、市民の皆さんにもわかりやすい客観的な指標を用いて評価し、その結果を公表することにより、行政の透明性の向上を図るとともに市民への説明責任を果たす。

##### (iii) 職員の意識改革

個々の職員が評価にかかわる過程で、事業の目的やコストを意識することにより、職員の意識改革を図る。

#### (2) 事務事業評価の活用

政策・施策・事務事業は、それぞれが目的と手段の関係で体系づけられている。事務事業を上位の施策を実現するための具体的な手段として捉えることにより、総合計画の体系における事務事業の目的を明確にすることが可能となる。また、事務事業評価を PLAN（計画）－DO（実行）－CHECK（評価）－ACTION（改善）というマネジメントサイクル（PDCA サイクル）に活用することで、予算の編成から執行及び決算に至る一連の過程に、事務事業評価の結果を反映させている。

さらに事業の見直しに際して事務事業評価では、実績や成果等を客観的な基準を用いて評価するほか、事務事業に費やす人件費や減価償却費を含む「**総コスト**」を把握し、**成果との費用対効果**を年次毎に検証しており、また、事業の「**必要性**」「**達成度**」「**執行方法の妥当性**」を検討し、今後の事業の取組方針を決定するための根拠として用いている。

#### (3) コストの考え方

事務事業の効率性を評価するためには、正確なコスト（費用）を把握しなけ

ればならない。そのためには、実際に支出した直接事業費だけでなく、その事業に要した人件費のほか、企業等で一般に採用されている発生主義会計の考え方に基づき、退職給与引当金繰入額等や減価償却費を算入する必要がある。さらに、各事務事業の現況を把握し、「今後の方針」を検討するためには、このコストを経年比較することも必要であるため、当該評価年度を含む過去3ヵ年の決算額及び評価実施年度の予算額を記入することとしている。

#### (4) 事務事業の指標

事務事業の指標については、『活動指標』と『成果指標』が用いられている。

『活動指標』とは、どのような行政サービスをどれだけ提供したかを示すもので、「アウトプット指標」とも呼ばれる。また、『成果指標』とは、事務事業の目的がどの程度達成されたかを測定する指標として位置づけられ、「アウトカム指標」とも呼ばれる。

『成果指標』は、目的の達成度を測るとともに、事務事業が目指す正しい方向性の指針ともなる。言い換えれば、事業の実施により「何をしたか」を示すものが『活動指標』であり、それにより「どのような状態に導いたか」を表すものが『成果指標』であると言える。



### (5) 事業分類と評価項目

事務事業評価の事業分類と評価項目は下表のとおりである。市が実施している事業分類をその性格により 13 種類に分類しており、事業分類によって評価する項目は異なっている。事業分類をコード選択することにより、評価すべき項目が自動的に変更される仕組みとなっている（評価しない項目は「評価対象外」と表示）。

分類1		分類2		必要性		成果・有効性			コスト・負担			執行方法			
コード1	事業区分	コード2	事業分類	事業の社会的ニーズ	市の関与の妥当性	成果の達成状況	市民ニーズの傾向	市民満足度	コストの節減度	将来コストの増減見込み	受益者負担の適性度	外部委託の可能性	実施方法の効率性		
1	消費的 事業	一般	11	ソフト事務法令等有			○			○	○	○	○	○	
			12	ソフト事務法令等無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			13	補助金	○	○	○	○	○	○	○			○	○
			14	個人給付	○	○	○	○	○	○	○			○	○
			15	扶助費	○	○	○	○	○	○	○			○	○
			16	施設維持管理			○	○			○	○		○	○
			17	施設管理運営	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			18	賦課・徴収					○			○	○		○
		内部 事務	19	検査・監督・指導							○	○	○	○	○
			20	組織運営							○	○		○	○
			21	企画・調整・調査							○	○		○	○
2	投資的 事業	投資的	22	施設等整備	○	○									
			23	施設等整備（補助金）	○	○									

事業区分		事業分類		事業分類の定義	
1	消費的 事業※1	一般	11	ソフト事務法令等有	消費的事務事業であり、かつ事業分類13～21のいずれにも該当しない事務事業（法令・県条例等の実施義務有り：「市の裁量で事業を決定できるか」で実施義務の有無を判断）
			12	ソフト事務法令等無	消費的事務事業であり、かつ事業分類13～21のいずれにも該当しない事務事業（法令等の実施義務無し：市条例・要綱などは実施義務無し。法令・県条例等でも努力規定の場合は実施義務無し）
			13	補助金	特定の事業を育成したり、市の事業の補完的な役割を担ってもらうためなど、市が公益上必要があると認めた場合に、対価なくして団体に支出するものであり、団体の運営に対する補助金や団体が行う事業に対する補助金事業をいう。団体の会費的な負担金、会議出席に伴う負担金などは含めず、また貸付金も該当しない
			14	個人給付	個人に対して金銭又は現物を給付する事業のうち、「15 扶助費」に該当しないもの
			15	扶助費	社会保障制度の一環として、児童、高齢者、低所得者を援助し、最低限度の生活水準を保証するため、個人に給付する事業
			16	施設維持管理	ソフト事業を実施しない庁舎等の施設（ハード）の維持管理や道路、水路、公園などの維持管理事業
			17	施設管理運営	市民等が利用する施設で施設（ハード）の維持管理だけでなく、ソフト事業を実施する事業（※市民館や共同利用施設などの貸館のみの施設も含む）
			18	賦課・徴収	市民等を対象に実施する、市税関係の賦課・徴収、国民健康保険料等の徴収、貸付金の回収といった事務
		内部 事務	19	検査・監督・指導	事業者等を対象とした検査、監督、指導、許認可、審査、紛争処理などの事務
			20	組織運営	直接、市民を対象とした行政サービス以外の事務であり、行政（西宮市）の執行体制、組織を維持、管理するために必要な事務
			21	企画・調整・調査	直接、市民を対象とした行政サービス以外の事務のうち、計画等の企画立案、審議会等の運営、関係団体間での調整、各種統計調査などの事務
2	投資的 事業※2	投資的	22	施設等整備	市が事業主体となって実施する施設の建設、大規模改修、道路や公園等の新設、改良等の整備事業
			23	施設等整備（補助金）	市以外が事業主体となって実施する施設等整備事業に対して、助成（補助金交付）したり、負担金を支出する事業

※1：人件費、物件費、維持補修費など後年度に形を残さない性質の経費をもつ事業

※2：普通建設事業などその支出の効果が将来におよび、主に資本形成に係る経費をもつ事業

※3：評価対象外…繰出金等、公債費、過誤納還付金、予備費、過年度の債務負担行為に伴う償還金、総括・予算経理等

## VI. 社会福祉法人に対する指導監査の概要

### 1. 制度の概要

#### (1) 指導監査とは

社会福祉法人はその非営利性・公益性から、運営にあたって強い公的規制を受け、所轄庁の監督下に置かれている。所轄庁による社会福祉法人の監督の一環として法人に対する指導監査の制度が設けられている。この指導監査は、法人の自主性及び自律性を尊重し、法その他関係法令又は社会福祉法人に関する厚生労働省通知等に定められた法人として遵守すべき事項について、その運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的としたものである（「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」平成29年4月27日（最終改正：令和4年3月14日））。

所轄庁は指導監査により法人の業務及び財産の状況を検査し、その結果として法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告することができる（法第56条第4項）。また、法人が改善勧告に従わない場合は、業務停止命令又は役員の解職勧告をすることができ（同法同条7項）、さらに、他の方法により監督の目的を達することができないなど、一定の事由に該当した場合には、解散命令を発することができる（同法同条8項）。このように、社会福祉法人の適正な運営を担保する重要な機能を有する指導監査には、強い処分権限が付与されている。

なお、指導監査には社会福祉施設の適正な運営を確保されるために行ういわゆる「施設監査」が含まれる場合もあるが、当包括外部監査では、「法人監査」とも呼ばれる社会福祉法人全般の運営に対する指導監査を主な対象とした。したがって、以降で使用する「指導監査」の文言は「施設監査」は含めない意味で使用している。

#### (2) 指導監査の種類

指導監査の種類には一般監査と特別監査がありいずれも実地において行われる。一般監査は一定の周期で実施される定期監査であるが、公衆衛生上、感染症の蔓延を防止する必要性が極めて高く、実地においてこれを行うことが困難であるものとして、厚生労働省社会・援護局長が定めるところにより、実地によらないことができるものとされている。特別監査は運営等に重大な問題を有する法人を対象として随時実施される監査である。特別監査は、一般監査の内容に加え問題の原因を把握するために必要に応じて詳細な監査が行われる。



省令第 28 号。以下、「規則」という。) 第 2 条の 30 の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」(除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。)が記載された場合

**5 ヶ年に 1 回**

- ④ 会計監査人を設置していない法人において、法第 45 条の 19 の規定による**会計監査人による監査に準ずる監査**(会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。)が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」(除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。)が記載された場合

**5 ヶ年に 1 回**

- ⑤ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人(以下、「専門家」という。)による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出された場合

**4 ヶ年に 1 回**

- ⑥ 苦情解決への取組が適切に行われ、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当する場合にあっては、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると所轄庁が判断するとき

**4 ヶ年に 1 回**

- (i) 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること(一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。)又は ISO9001 の認証取得施設を有していること
- (ii) 地域社会に開かれた事業運営が行われていること(例えば、福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われていること等。)
- (iii) 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

#### (4) 指導方法の種類

指導監査の指導方法には文書指摘と口頭指摘がある。文書指摘とは、法令又は通知等の違反が認められる場合、原則として**改善のための必要な措置をとるべき旨を文書により指導**することである。口頭指摘とは、法令又は通知等の違反が認められるが、違反の程度が軽微である場合又は違反について文書による指導を行わずとも改善が見込まれる場合に口頭により指導することである。その他、法人運営に資するものと考えられる事項についての助言を行うことがある。

## 2. 市における指導監査の概要

### (1) 指導監査の流れ

市が所轄する社会福祉法人の指導監査は、厚生労働省による「社会福祉法人指導監査実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)に基づき作成した「西宮市社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査実施計画」(以下、「実施計画」という。)に基づき、健康福祉局福祉総括室法人指導課の監査担当職員2名で行っている。

一般監査については毎年5月に指導監査の実施計画を策定し、8月から翌年3月にかけて実地監査を実施する。監査対象先は原則、厚生労働省の実施要綱に定められた周期に基づき選定するが、法人指導課において、監査を実施した結果を示す判定結果表に基づき翌年度も監査を実施すべきと判断された法人については、翌年度も監査を実施している。監査対象法人には監査実施日の概ね1ヵ月半前には日程調整を実施し、概ね1ヵ月前までに実施通知をするものとしている。

市の監査は、原則として監査対象法人に対して2名を配置し、法人の運営について1名、本部会計について1名の担当者が原則1日をかけて指導監査を実施する。

監査の実施方法は、厚生労働省による実施要綱別紙「指導監査ガイドライン」に基づいて実地監査を実施する。具体的には法人の理事や担当者への質問、関係書類の閲覧等を通じて法人・施設等の運営状況等を確認している。

指導監査終了後は、監査結果の講評を当日口頭にて伝え、法人指導課内の協議を経て、「社会福祉法人に対する指導監査の結果について(通知)」を対象法人に通知する。通知後、法人から「改善計画・報告書」により改善状況の報告を受けることとしている。なお、監査対象法人に対する指導監査結果の通知は、文書指摘事項に加え、口頭指摘事項及び助言事項についても文書指摘事項とともに対象法人に通知し、法人と指導の内容に関する認識を共有できるようにしている。



## (2) 指導監査の実施状況

市における令和元年度から令和5年度における指導監査の実施状況は以下のとおりである。

### 【一般監査の実施状況】

(単位：法人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象法人数	33	33	33	32	32
中止法人数※	1	9	5	2	-
監査実施数	15	3	7	10	11
実施率	45%	9%	21%	31%	34%

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大により予定された指導監査が中止されている。

### 【特別監査の実施状況】

実績なし

## (3) 指導監査の結果

市における令和元年度から令和5年度における指導監査の文書指摘及び口頭指摘の件数は以下のとおりである。

全体的にガバナンス面（評議員・評議員会、理事・理事会等）と会計管理に関する指摘が多くなっている。

### 【一般監査の指摘件数】

(単位：件)

項目	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		合計	
	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭
1 定款	4	11	0	1	0	0	0	2	1	0	5	14
2 評議員・評議員会	30	16	0	1	2	3	10	7	10	10	52	37
3 理事・理事会	48	13	5	3	6	2	13	11	8	8	80	37
4 監事	18	1	2	0	0	0	10	3	7	2	37	6
5 役員等の選任・報酬	8	4	1	1	8	12	4	0	2	0	23	17
6 人事管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 資産管理	0	11	2	0	0	0	1	0	0	0	3	11
8 会計管理	29	31	6	13	3	11	10	29	23	26	71	110
9 その他	11	7	0	1	2	0	1	1	3	1	17	10
合計	148	94	16	20	21	28	49	53	54	47	288	242

**【文書指摘の主な内容】**

区分	主な内容
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 理事会、評議員会の開催手続が不適切</li><li>・ 役員、評議員の選任が不適切</li><li>・ 役員報酬規程等の不備</li><li>・ 理事会等の議事録が未作成</li></ul>
会計管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 経理事務処理が不適切</li><li>・ 規程類の不備</li><li>・ 諸帳簿の不備</li><li>・ 決算関係書類の不備</li></ul>

### 第3章 包括外部監査の指摘事項及び意見

包括外部監査の結果、**高齢者福祉及び障害福祉に関する事務事業**に関して、**合規性、透明性、公平性、合理性等の観点に照らし問題があると判断されるもの等を「指摘事項」として記載している。**

また、監査の結果として指摘するまでには至らないが、**高齢者福祉及び障害福祉に関する事務事業を効果的、効率的に実施するための改善提案を「意見」として記載している。**

本章の構成としては、次頁表のとおり 80 頁以下の **I. に総評（指摘事項及び意見の要約）を記載した上で、87 頁以下の II. 指摘事項及び意見**には、**高齢者福祉及び障害福祉に関する事務事業についての総括的な問題を取り上げた後、各事務事業について指摘事項及び意見を記載している。**また、当包括外部監査では、各事務事業に関連する施設に現地視察及び現地調査を実施している。そのため、**現地視察及び現地調査において発見された問題を個別に取り上げ、指摘事項及び意見を原則として調査先ごとに纏めて記載している。**そして最後に、市の所管する社会福祉法人への指導監査に関する指摘事項及び意見を記載している。

なお、包括外部監査において実施した監査手続は、財務諸表監査における一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づく監査手続とは異なるものである。従って、本報告書は、高齢者福祉及び障害福祉に係る予算及び決算関係書類のいかなる項目に対しても、適正性に関する保証を提供するものではない。

【第3章の構成】

I. 総評	80
II. 指摘事項及び意見	87
1. 全般的事項	87
(1) 事務事業の指標について	87
【指摘事項－1～2】	【意見－1】
(2) 事務事業の点検について	88
【指摘事項－3～6】	【意見－2～4】
(3) 障害福祉課所管の行政財産及び普通財産の個別施設計画と今後の方向性について	92
【指摘事項－なし】	【意見－5～6】
2. 各事務事業	96
(1) 民生委員・児童委員活動推進事業	96
【指摘事項－7～10】	【意見－7～9】
(2) 地域福祉活動助成事業	101
【指摘事項－11～13】	【意見－10～12】
(3) 民間老人福祉施設建設補助事業	109
【指摘事項－14～17】	【意見－13～16】
(4) 軽費老人ホーム補助事業	117
【指摘事項－18】	【意見－17】
(5) 地域包括支援センター運営事業	119
【指摘事項－19】	【意見－18】
(6) 民間障害福祉施設建設等補助事業	121
【指摘事項－20】	【意見－19】
(7) はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業	123
【指摘事項－21～23】	【意見－20～22】
(8) 老人福祉施設等改修事業	126
3. (5)～(8) 参照	
(9) 高齢者外出支援サービス事業	129
【指摘事項－24】	【意見－23～24】
(10) 介護施設等新型コロナウイルス感染症対策支援事業	134
【指摘事項－25】	【意見－25】
(11) 養護老人ホーム管理運営事業（寿園）	139
【指摘事項－なし】	【意見－26】
3. (8) 参照	

(12) 障害者団体補助事業	142
【指摘事項-26】	【意見-27~29】
(13) 障害者社会参加促進事業	148
【指摘事項-27~30】	【意見-30~35】
(14) 特別障害者手当等支給事業	157
【指摘事項-なし】	【意見-36】
(15) 地域生活支援事業	161
【指摘事項-31】	【意見-37~40】
(16) 自立支援医療事業	170
【指摘事項-32】	【意見-41~42】
(17) 障害者自立支援施設管理運営事業	174
【指摘事項-33~36】	【意見-43~47】
(18) 障害者就労支援等事業	181
【指摘事項-37~40】	【意見-48~53】
3. (2) 参照	
(19) 権利擁護支援センター運営事業	188
3. (1) 参照	
3. 現地視察及び現地調査	190
(1) 権利擁護支援センター【権利擁護支援センター運営事業】	191
【指摘事項-41】	【意見-54】
(2) 西宮市障害者就労生活支援センター【障害者就労支援等事業】	193
【指摘事項-なし】	【意見-55】
(3) いずみ園【障害者自立支援施設管理運営事業】	194
【指摘事項-なし】	【意見-なし】
(4) 名神あけぼの園【障害者自立支援施設管理運営事業】	195
【指摘事項-なし】	【意見-56】
(5) 旧市立デイサービスセンター（安井）【老人福祉施設等改修事業】	197
【指摘事項-なし】	【意見-57】
(6) 鳴尾老人福祉センター【老人福祉施設等管理運営事業】	199
【指摘事項-なし】	【意見-58】
(7) 老人いこいの家【老人福祉施設等管理運営事業】	200
【指摘事項-42】	【意見-59~60】
(8) 養護老人ホーム西宮市立寿園【養護老人ホーム管理運営事業】	205
【指摘事項-43~50】	【意見-61~67】
4. 指導監査	212
(1) 複数年度連続した文書指摘事項について	212

	<b>【指摘事項－51】</b>	<b>【意見－68】</b>	
(2) 文書指摘事項に係る改善状況の確認について……………			212
	<b>【指摘事項－52】</b>	<b>【意見－69】</b>	
(3) 複数年度連続した口頭指摘事項について……………			213
	<b>【指摘事項－なし】</b>	<b>【意見－70】</b>	
(4) チェックリストの事前送付について……………			213
	<b>【指摘事項－なし】</b>	<b>【意見－71】</b>	
<b>別添</b> 指摘事項及び意見のまとめ……………			215

## I. 総評

包括外部監査の対象は、**高齢者福祉及び障害福祉に関する事務事業**についてである。

監査した結果としての総評（指摘事項及び意見の要約）は、以下のとおりである。

### 1. 初めに

本報告書は、市の高齢者福祉及び障害福祉に関する事務事業全体に係る課題を全般的事項として記載し、各事務事業で発見された課題を事業ごとに記載している。当包括外部監査では、令和5年度における事務事業を監査対象として監査を実施した結果、いずれの事務事業についても状況に応じて真摯に業務を実施しているとの印象を持ったものの、様々な事業で事務の不備が発見された。多岐にわたる事務を限られた職員数で担当していることに起因しているのかもしれないが、当包括外部監査の結果を真摯に受け止め、改善に努められたい。

なお、包括外部監査結果報告書の最後に、指摘事項及び意見の一覧表を掲載し、包括外部監査人が重要と判断した項目が容易に判別することができるよう表記していることから、今後、課題解決に向けた取組みを実施する上で、参考にされたい。**市には、包括外部監査結果報告書の「指摘事項」「意見」を参考にして、市の高齢者福祉及び障害福祉がより一層発展するよう努力されることを希望するものである。**

それでは、以下で包括外部監査にて発見された課題の要点を述べることとする。

### 2. 全般的事項

第一に**事務事業の指標**についての課題である。市の事務事業評価上、一つの事業に複数の事業が含まれている場合、それぞれについて適切な活動指標及び成果指標を設定し評価すべきところ、**評価指標の設定と評価が全くなされていない事業**や**事業に対して活動指標及び成果指標を設定しているものの、両者がほぼ同じアウトプット指標であり、成果指標の設定が適切でない事業**があった。適切な活動指標及び成果指標の設定を行うことが事務事業評価を行うにあたっては非常に重要であり、逆に言えば、**指標の未設定あるいは誤った指標設定では、事業の有効性や効率性を適切に評価測定することが困難となるため、適切でない指標を設定している事業については改めて検討が必要**である。

第二に**事務事業の点検**についての課題である。補助金及び個人給付に関する評価項目についていずれも「**受益者負担の適正度**」が評価対象外となっている



が、特定の事業や市の事業の補完的役割を担ってもらうための支出である補助金や個人に対して金銭又は現物を給付する個人給付（扶助費以外）は、受益者の経済的負担軽減であるため、受益者負担の適正度については評価すべきところ、事務事業評価シートの設計上、自動的に評価対象外となり、評価ができない設計となっている。現在の仕組みでは、補助事業で受益者負担の適正度を評価する場合は、事業分類 112（ソフト事務法令等無）を選択せざるを得ないが、「ソフト事務法令等無」では明瞭性に欠けるため、補助事業で選択可能な仕組みを構築するか事業分類 112 の名称を変更するなど**事業分類を誤らない工夫を行い適切に事業評価することが必要**であると考えられる。また、性質の異なる民間老人福祉施設運営補助事業に係る補助金と民間老人福祉施設建設補助事業に係る補助金について、それぞれ評価項目が異なっているが、**補助金という括りでは同じであるため、補助金の適正な評価項目を統一すべき**である。その上で**施設整備になじまない項目（外部委託の可能性）以外は評価項目とするなど、評価項目についての見直しが必要**である。それから、成果・有効性の評価項目については、「はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業」や「高齢者外出支援サービス事業」の評価結果を「**目標を概ね達成できている**」としているが、**何をもって事業目標・成果を達成できているのか判然としない事業**や「はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業」や「障害者社会参加促進事業」について、**市民ニーズについて分析結果に基づく現状把握ではなく傾向の評価のみに留まり、市民満足度においても客観的な根拠となるアンケート調査を実施していない点で、適切に評価しているとは言い難い事業**が複数あった。事務事業評価における成果・有効性の評価に際して、「**成果の達成状況**」については、**まず事業目標・成果の評価指標である活動指標及び成果指標の設定及び評価を適切に行うことが重要であり、指標設定が困難なものについては、市民ニーズの傾向ではなく現状の把握、すなわち過去実績等の分析を実施した上での事実**に即した客観的な「市民ニーズ」や、定期的に実施する市民へのアンケート調査結果に基づく分析を行った上での「市民満足度」によって**成果・有効性の評価を行うべきである**。

第三に**障害福祉課所管の行政財産及び普通財産の個別計画の今後の方向性**についての課題である。所管課が所管する施設は相当数あるが、その大半は有償又は無償貸付での管理運営となっている。これらの施設は個別施設計画における総量縮減の観点から、**施設総量の縮減目標については令和 14 年度以降の対応となっており、今後の施設のあり方については特段の方針は決まっていない**。また、西宮市財政構造改善実施計画（素案）においても個別の対象となっていない。しかしながら、**西宮市財政構造改善を確実に成果あるものとするには、所管課が所管する施設のうち、施策目的を達成するためにどれを管理運営**

の対象として残し、どれを譲渡して施設総量の減少に資するかを選択を迫られることは必須になるものと考えられる。従って、市は施設総量の縮小の対象について所管課と協議した上で可能な限り具体的な方針を決定し、スピード感を持って対応されたい。

### 3. 各事務事業

当包括外部監査の対象部局は、主に健康福祉局の所管課である。各事務事業を監査した結果、様々な事業で事務の不備が発見されたが、全体的に**所管課における課題と補助金に関するいくつかの課題**が見られた。現在、市の財政状況は逼迫しており、高齢者福祉及び障害福祉に関する事務事業についても少なからず影響があると想定されることから、**市の財政構造改善における取組を踏まえ、市全体の観点から提言する。**

第一に、**事務事業の優先順位付けの元となる所管課の方針**についてである。市の財政構造改善に向けた取組が実行される中で、今後も従来と同様の予算が確保される保証がない場合に、**所管課としてどの事業を優先的に実施するかの方針は重要**である。しかしながら、当包括外部監査において、事務事業の優先順位付けの所管課の方針を確認した結果、事業の特性から安定的な事業を行う考えはあっても明確な方針があるようには見受けられなかった。一つの事業を例に挙げるが、**障害福祉課が所管する地域生活支援事業においては、必須事業または任意事業が多岐にわたり予算規模も比較的大きい中で、各小事業をどのように評価し優先順位を付けて実施すべきかについて明確な方針が確認できなかった**。また、このような所管課の方針が明確でないことの背景としては、相当数の所管事務事業が法令等で義務付けられており、市の裁量の余地が比較的少ないことから**成果目標を設定しておらず、そもそも評価することの意識が希薄である**ことが挙げられる。これでは、**市がどの事業を残し、どの事業を縮小または廃止にするかを選択を迫られた時、何をもって評価するかについて根拠を示すことは難しいと言わざるを得ない**。所管課は、所管する事務事業について高齢者及び障害者のニーズや利用実態について情報収集及び分析を行い、庁内の予算折衝の際に根拠をもって当該事務事業の必要性を説明することが求められる。裏をかえせば、財政担当の予算削減意向に対抗するためともいえ、またその**根拠が対外的な説明責任を果たすエビデンスにもなる**ことから、所管課は早急に事務事業の優先順位付けを行う方針を定めて、根拠のある評価を実施されたい。

第二に、**事務事業を効果的に実施する際の庁内連携**についてである。高齢者福祉及び障害福祉のサービスは広範囲で多岐にわたる。医療健康、教育、就労、

文化芸術、スポーツ、まちづくりなどが挙げられる。このような高齢者福祉及び障害福祉に関する事務事業を効果的かつ効率的に実施するためには、**関係する所管課が策定する個別計画との関連性のみならず、実務的な観点から庁内連携を積極的に進めて行くことが求められる**。しかしながら、当包括外部監査において各事務事業の資料閲覧やヒアリングを進めた結果、事務事業の実施が高齢者福祉及び障害福祉の範疇に縛られており、積極的な庁内連携を図っているという事実は見受けられなかった。一つの事業を例に挙げるが、**障害福祉課における自立支援医療事業においては、生活保護の受給世帯が年々増加していることに対して、厚生課や保健所が生活保護の受給世帯を抑制するための個別対応はしているが、障害福祉課として市の負担を抑制する観点から、厚生課等と協議検討した事実は確認できなかった**。障害福祉課としては何らかの情報提供や医療費抑制策の留意点などの打ち手を検討して、**当事者意識**を持って関係所管課と協議し、障害福祉課の役割を明確にし、より一層の庁内連携を進めてもらいたい。このような庁内連携の希薄さは、地方公共団体の共通の課題である縦割り組織の弊害にほかならない。だが、市を取り巻く厳しい環境がそれを許さなくなっていることもまた事実である。西宮市財政構造改善基本方針にも、1. 基本方針策定の目的、3) 財政構造改善に臨む市の基本姿勢において『事務事業の取捨選択や効率化を行う上では、**第一に庁内の横串を意識**し、単発的改革ではなく、連鎖的に相乗効果が生まれるような改革・改善を目指す。』と記載されている。市の財政構造改善への取組が喫緊の課題であるのは言うまでもない。今こそ数多く課題に対応する所管課及び職員の行動変容に繋げる意識付けと行動を起こすべく、早急な対応を検討されたい。

第三に、**補助金に関するいくつかの課題**である。一つ目は**外郭団体に対する補助金**であるが、社会福祉法人西宮市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）や社会福祉法人西宮市社会福祉事業団（以下、「事業団」という。）が運営する青葉園及びいずみ園の管理運営に対する補助金の算定方法が、**事務事業費や人件費などの経費総額から介護給付費報酬等の収入総額を控除した金額**となっていた事業があった。この方法では、市社協や事業団の運営努力がなくても、予算の範囲内という制限はあるものの、市が不足分を全額負担することとなり、ひいては市社協及び事業団における青葉園及びいずみ園の**運営のガバナンスとマネジメントにも疑義が生じかねない**。また、**外郭団体との取引であるが故により一層の透明性が求められる**ところ、事務事業費や人件費などの経費総額から介護給付費報酬等の収入総額を控除した金額を支給額とする方法は**透明性と効率性に欠ける恐れがあり、現行の要綱の算定方法に問題がある**。従って、**市が不足分を補助する現行の補助金の算定方法では、市社協や事業団の運営努力を評価することは不可能であることから、算定方法の見直しと要綱の**

改正が必要である。本報告書では、一例として成果連動型の補助金スキームを提案しているが、市社協や事業団の運営努力とインセンティブを引き出す工夫を検討されたい。二つ目は補助金に係る実績報告についてである。財源には限りがあることから真に必要とされる事業に取り組んでいく必要があるが、市が実施する事業の中には補助金実績報告の確認作業を始めとして補助対象事業者に対するモニタリング手続きが不十分な事業が複数みられた。事業の必要性等を正しく評価するためには、適正なモニタリング手続きが必要不可欠であり、特に施設整備補助金などは多額の補助金を交付しており、市の財政負担も大きい。そのため、補助金が適正に、効果的に、効率的に使われているかどうかを、丁寧にチェックすることが重要である。と同時に市と補助対象事業者とのコミュニケーションを一層活発化させることも必要と考える。三つ目は補助金等の返還についてである。補助金等の当初交付額に対し多額の返還が生じている事業が複数あった。これは市の限られた財源が有効に活用されていないことにほかならず、市の財政状況を鑑みれば、こうしたロスは絶対避けなければならない。すなわち、月次決算における予算実績比較の報告を定例化し、補助対象事業者の予実管理のモニタリングを実施して適時の進捗管理を行い、予実管理の乖離が見られる場合の対応策について補助対象事業者と協議する必要がある。その上で、計画の変更の要否と余剰金の見込額を迅速に算定し、他の事務事業の活用予算に充当する仕組みを構築する必要がある。財源を有効に活用するための仕組みの構築を検討されたい。

#### 4. 現地視察及び現地調査

第一に老人いこいの家についての課題である。市における老人いこいの家 22 施設の直近 10 年の利用実績推移からは、全体として減少傾向にあること、令和 5 年度老人いこいの家利用実績からは、約半数の施設で開所日あたり 5 人も利用していないこと及び現場視察の 2 施設の利用者名簿からは、特定の利用者が利用しているのみであることから、施設が有効に利用されているとは言い難い状況であった。施設が有効に利用されるよう、対象者の年齢制限を変更し、全世代が幅広く利用できるようにするなどの変更の検討を行う必要がある。また、現地視察した鳴尾北老人いこいの家及び今津二葉老人いこいの家 2 施設について、要綱では使用料を徴収しないとあるにもかかわらず、いずれも過去より使用料を徴収していた実態が判明した。市は、早急に使用料を徴収しないよう指導すべきであり、既徴収額に対する今後の取り扱いを検討されたい。

第二に養護老人ホーム寿園の会計管理についての課題である。一つ目は寿園の会計管理である。寿園の入居者自治会である寿会の会計管理を確認した結果、一部の収入が簿外とされた不適切な会計報告や職員が寿会の現金預金を自由

に扱うことが出来る体制になっており、会計管理が杜撰であった。また、この現金預金は令和5年度末で860万円を超えており、かつそれに対し**不適切な管理が行われている現状は非常にリスクが高い状態**である。早急に対応されたい。二つ目に**準公金**である。上述の現金預金は準公金に該当するが、寿園を所管する高齢施設課は**寿会の現金預金が準公金に該当するとの認識がなかった点で内部統制のリスク対応策の整備状況に不備があり、所管課におけるモニタリング機能が有効に機能しているとは言えない状況であった**。従って、寿園の準公金について、所管部署である高齢施設課は改めて内部統制自己点検シート（整備状況）のリスク対応策に対し、適切な評価を行うべきであり、内部統制評価事務局である総務課もより効果的なモニタリングが実施できるよう工夫・検討されたい。この点、職務の関係上、市以外の団体等が保有する現金等の取扱いを市職員が行っている事務について、公金ではないとはいえ、公金同様に適正に扱わなければならない、**間違いがあれば、当然、市の管理体制が問われることになる**ため、内部統制制度のリスク対応策の適切な実施及び同対応策が記載されている「リスク評価シート」の関連する例規・マニュアル・通知等に明記している「西宮市市民局準公金に係る取扱い方針」を改めて**全庁的に周知徹底**し、高齢施設課以外においても不適切な経理を未然に防止することが何より重要である。なお、令和5年度の監査委員による定期監査の結果においても上記に関連した意見がされているため、全庁的な周知徹底とその後の対応については、監査委員及び監査事務局と十分に連携を図った上で、進められたい。

## 5. 指導監査

第一に複数年度連続した指摘事項についての課題である。過去5年間の指導監査結果を確認した結果、同一法人に対して複数年度連続した文書指摘事項及び口頭指摘事項を受けている法人が発見された。当該法人は過去5年間で4度指導監査の対象となっているにもかかわらず、改善が十分に行われていない法人であるため、**文書指摘事項であれば監事への報告や理事会に出席するなどして改善を強く求めるべきであり、口頭指摘事項であっても未改善指摘事項が連続するようであれば、文書指摘事項もありえるため改善を強く求める旨を監査講評等で説明するなど、指導結果が効果的に働くような工夫を図ることが必要である**。

第二に現地指導監査前の対応に関する意見である。上述のように複数年度連続して同様の指摘を受けている事例が散見されたが、市の担当者に聴取したところ、改善が図られていない法人に対して改善を促す対応を行っているものの、未だ改善に至っていない法人があるのが現状であるとのことであった。この点、指導監査は原則的に1日で行われるため、「指導監査ガイドライン」に基づき、

法人担当者への質問や関係書類の閲覧等を通じて法人・施設等の運営状況等を全て確認するのは事実上不可能である。従って、**事前チェックリストを活用し、市の限りある人的資源の中で最大の効果を発揮できるような監査の実施**を検討されたい。

その他、契約事務に関する不備や確認手続における不備、国の補助事業の活用に関する検討の不足等、数々の課題が発見されたため、本報告書を参考に改めて確認されたい。

## 6. 終わりに

市は、令和4年度一般会計決算において、実質単年度収支が42億円を超える赤字となり、この収支不足を補填するために多額の基金取り崩しを続けた場合、数年後には予算編成に大きな支障が生じ、市民サービスへ悪影響を及ぼしかねない。こうした事態を鑑み、市は財政構造改善基本方針を定め、全庁をあげて抜本的な財政構造改善に取り組むこととしているが、これまでの行財政改革よりも更なる財政改善を強力に進める必要がある。これは財政状況の悪化要因の一つに挙げられている扶助費など社会保障関係経費にも当然に影響することが予想される。令和5年度の健康福祉局事務事業（福祉総括室・福祉部・生活支援部の3部）の**決算額は約740億円であり、一般会計決算額1,976億円の約3分の1を占めている**。そして、他の所管部局の事務事業よりは比較的对象から除外されていたと思われる高齢者福祉及び障害福祉に関する事務事業についても、今後ゼロベースで事業の見直しによる予算削減が求められる可能性も否定できない。

こうした市の財政構造改善に向けた対策が早急に求められるにもかかわらず、**当年度の包括外部監査では、市の方向性とは必ずしも一致していない状況が見受けられた**。しかし、市の行政事務に対して、市民が厳しい視線を注いでいることを忘れてはならない。当包括外部監査で指摘された課題の根本的な原因を慎重に分析するとともに、その解決に向けた真摯な取組を通じて、今後の行政事務の適正化に邁進されるよう期待したい。

以上が、包括外部監査の総評（指摘事項及び意見の要約）である。以降では、各指摘事項及び意見について詳述することとする。

## II. 指摘事項及び意見

### 1. 全般的事項

#### (1) 事務事業の指標について

当包括外部監査において、事務事業の指標（CHECK）及び事務事業の点検（CHECK）の確認を行った結果、後述する各事務事業の評価において、複数の事業で共通する問題点が発見されたため、全般的事項として、以下に記載する。

事務事業の指標については、『活動指標』と『成果指標』が用いられている。それぞれの指標の説明については、第2章V. 1. 事務事業評価の記載を参照されたい。

各事務事業の活動指標及び成果指標に関する問題点は下表のとおりである。

#### 【活動指標及び成果指標における問題点】

事務事業	問題点	各事務事業 指摘意見 No	該当頁
高齢者外出支援サービス事業	高齢者福祉タクシー派遣事業及び高齢者バス運賃助成事業の2つの事業があるが、 <b>高齢者バス運賃助成事業の活動指標及び成果指標を設定していない。</b>	【指摘事項-24】 【意見-23】	P131
障害者団体補助事業	はんしん自立の家ショートステイ事業について、 <b>成果指標を設定していない。</b>	【指摘事項-26】 【意見-27】	P144 P145
障害者社会参加促進事業	活動指標及び成果指標が <b>ほぼ同じアウトプット指標となっている。</b>	【指摘事項-30】 【意見-34】	P155 P156
障害者自立支援施設管理運営事業	成果指標として「一日平均の利用者数（総合福祉センター）」及び「開所日数（いずみ園）」となっているが、いづれも活動指標であり、 <b>適切な成果指標となっていない。</b>	【指摘事項-35】 【意見-46】	P179

**市の事務事業評価上、一つの事業に複数の事業が含まれている場合、それぞれについて適切な活動指標及び成果指標を設定し評価すべきところ、評価指標の設定と評価が全くなされていない事業があった。【指摘事項-1】**

**また、事業に対して活動指標及び成果指標を設定しているものの、両者がほぼ同じアウトプット指標であり、成果指標の設定が適切でない事業があった。**

#### 【指摘事項-2】

**適切な活動指標及び成果指標の設定を行うことが事務事業評価を行うにあ**



**たつては非常に重要であり、逆に言えば、指標の未設定あるいは誤った指標設定では、事業の有効性や効率性を適切に評価測定することが困難となるため、適切でない指標を設定している事業については改めて検討が必要である。【意見-1】**

**(2) 事務事業の点検について**

事務事業を点検するにあたっての評価項目として、「必要性」「成果・有効性」「コスト・負担」「執行方法」の4つに分類した上で評価している。

事業分類と各評価項目は下表のとおりである。

**【事務事業評価の事業分類と評価項目】(再掲)**

分類1		分類2		必要性		成果・有効性			コスト・負担		執行方法				
コード1	事業区分	コード2	事業分類	事業の社会的ニーズ	市の関与の妥当性	成果の達成状況	市民ニーズの傾向	市民満足度	コストの節減度	将来コストの増減見込み	受益者負担の適正度	外部委託の可能性	実施方法の効率性		
1※	消費的事业	一般	11	ソフト事務法令等有			○			○	○	○	○	○	
			12	ソフト事務法令等無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			13	補助金※	○	○	○	○	○	○	○			○	○
			14	個人給付	○	○	○	○	○	○	○			○	○
			15	扶助費	○	○	○	○	○	○	○			○	○
			16	施設維持管理		○	○		○	○	○			○	○
			17	施設管理運営	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			18	賦課・徴収			○				○	○		○	○
		内部事務	19	検査・監督・指導							○	○	○	○	○
			20	組織運営							○	○		○	○
			21	企画・調整・調査							○	○		○	○
2	投資的事业	投資的	22	施設等整備	○	○									
			23	施設等整備(補助金)	○	○									

※事業区分が消費的事业である場合「1」、事業分類が補助金である場合「13」となり、本文中のコードは合わせて「113(補助金)」と表記している。

当包括外部監査において、監査対象事業の活動指標及び成果指標に加え、事業分類と評価項目について確認を行った結果、後述する各事務事業の評価において、以下の問題点が発見された。

**【活動指標・成果指標における問題点】**

各事務事業	問題点
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間老人福祉施設運営補助事業</li> <li>● はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業</li> </ul>	コスト・負担の評価項目である受益者負担の適正度が自動的に評価対象外となっている。
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間老人福祉施設運営補助事業</li> <li>● 民間老人福祉施設建設補助事業</li> </ul>	同じ補助金という括りであるにもかかわらず、評価項目が異なっている。
<ul style="list-style-type: none"> <li>● はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業</li> <li>● 高齢者外出支援サービス事業</li> </ul>	成果の達成状況が評価困難にもかかわらず、目標を概ね達成できていると評価している。
<ul style="list-style-type: none"> <li>● はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業</li> <li>● 障害者社会参加促進事業</li> </ul>	過去実績に基づく分析を行っておらず、市民へのアンケート調査を実施していない。

① 補助金及び個人給付に関する評価項目について

事業分類のうち、補助金及び個人給付における評価項目は下表のとおりである。

**【補助金・個人給付における評価項目】（抜粋）**

事業名 (例)	分類		必要性	成果・有効性			コスト・負担			執行方法			
	コード	事業分類		事業の社会的ニーズ	市の関与の妥当性	成果の達成状況	市民ニーズの傾向	市民満足度	コストの節減度	将来コストの増減見込み	受益者負担の適正度	外部委託の可能性	実施方法の効率性
民間老人福祉施設運営補助事業	1	13	補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業	1	14	個人給付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

特定の事業や市の事業の補完的役割を担ってもらうための補助金は事業分類が 113（補助金）に分類され、個人に対して金銭又は現物を給付する事業のうち、「115（扶助費）」に該当しないものは事業分類が 114 に分類されている

が、いずれも「**受益者負担の適正度**」が**評価対象外**となっている。

この点、市担当者に事務事業評価シートの設計について聴取した結果、事業分類コードを選択すると評価すべきでない項目あるいは評価不能項目は自動的に評価対象外に変更される仕組みになっているとのことであった。

しかし、特定の事業や市の事業の補完的役割を担ってもらうための支出である補助金や個人に対して金銭又は現物を給付する個人給付（扶助費以外）は、受益者の経済的負担軽減であるため、受益者負担の適正度については評価すべきところ、事務事業評価シートの設計上、自動的に評価対象外となり、評価ができない設計となっている。【指摘事項－3】

現在の仕組みでは、補助事業で受益者負担の適正度を評価する場合は、事業分類 112（ソフト事務法令等無）を選択せざるを得ないが、「ソフト事務法令等無」では明瞭性に欠けるため、補助事業で選択可能な仕組みを構築するか事業分類 112 の名称を変更するなど事業分類を誤らない工夫を行い適切に事業評価することが必要である。【意見－2】

② 補助金の評価項目について

民間老人福祉施設運営補助事業は事業分類が 113（補助金）に分類されており、**受益者負担の適正度以外は評価対象項目**となっている。一方、民間老人福祉施設建設補助事業は、同じ補助金でも事業分類が 223（施設等整備）に分類されており、事務事業評価項目のうち「**必要性**」**以外は評価対象外**となっている。

**【補助金における評価項目】（抜粋）**

事業名	分類		必要性		成果・有効性			コスト・負担		執行方法		
	コード	事業分類	事業の社会的ニーズ	市の関与の妥当性	成果の達成状況	市民ニーズの傾向	市民満足度	コストの節減度	将来コストの増減見込み	受益者負担の適正度	外部委託の可能性	実施方法の効率性
民間老人福祉施設運営補助事業	1	13 補助金	○	○	○	○	○	○	○		○	○
民間老人福祉施設建設補助事業	2	23 施設等整備（補助金）	○	○								

この点、前者は特定の事業や市の事業の補完的役割を担ってもらうための支

出である補助事業、後者は施設等整備に係る補助事業であるため、両者の補助金の性質は異なるものである。

しかし、**施設等整備（補助金）に分類された事業といえども、投資の成果や有効性の測定、コストや受益者負担の適正度に関する評価は実施すべきであり、それを評価対象外とすることは適切でない。【指摘事項－4】**

従って、**補助金という括りでは同じであるため、補助金の適正な評価項目を統一すべきである。その上で施設整備になじまない項目（外部委託の可能性）以外は評価項目とするなど、評価項目についての見直しが必要である。【意見－3】**

③ 成果・有効性の評価項目について

事務事業評価の評価項目のうち成果・有効性については、「成果の達成状況」、「市民ニーズの傾向」及び「市民満足度」の3要素に基づいて評価している。

まず、「成果の達成状況」について、**当包括外部監査において、各監査対象事業の成果の達成状況を確認した結果、何をもって事業目標・成果を達成できているのか判然としないものが複数あった。【指摘事項－5】**

例えば、(7) はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業の事業目標・成果である「できる限り健康で自立した生活を維持する。」は、受益者の健康状況を観察することは不可能であり、性質上評価困難であるにも関わらず目標を概ね達成できているとしていること、また、(9) 高齢者外出支援サービス事業のうち高齢者バス運賃助成事業の事業目標・成果とされる「高齢者の外出を支援することで、社会参加を促し、健康づくり、生きがいをづくりを行う。」についても、受益者の健康状況の観察や生きがいを評価することは不可能であり、性質上評価困難であるにも関わらず目標を概ね達成できているとしていることなどが挙げられる。

事業名	事業目標・成果	評価内容
はり・きゅう・マッサージ 施術費補助事業	できる限り健康で自立した生活を維持する。	目標を概ね達成できている
高齢者外出支援サービス 事業	(高齢者バス運賃助成事業) 高齢者の外出を支援することで、社会参加を促し、健康づくり、生きがいをづくりを行う。	目標を概ね達成できている

次に、「市民ニーズの傾向」及び「市民満足度」について、**当包括外部監査において、各監査対象事業の「市民ニーズの傾向」及び「市民満足度」を確認し**

**た結果、市民ニーズについて分析結果に基づく現状把握ではなく傾向の評価のみに留まり、市民満足度においても客観的な根拠となるアンケート調査を実施していない点で、適切に評価しているとは言い難い事業が複数あった。【指摘事項－6】**

例えば、(7) はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業の市民ニーズについては、傾向だけでなく現状の把握、つまり、令和5年度の補助券交付枚数は4,835人に交付しており、市の令和6年4月1日現在の70歳以上人口95,014人に対する利用者割合は5%程度であり、さらにその使用率は60%～65%程度である現状に対して適切に評価すべきである。また、(7) はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業及び(13) 障害者社会参加促進事業については、市民満足度を把握するうえでは、各福祉計画策定の基礎調査に盛り込むなど効率的な方法で定期的にアンケート調査を実施すべきであると考えられる。

事業名	市民ニーズの傾向	市民満足度
はり・きゅう・マッサージ 施術費補助事業	あまり変わらない	データなし（アンケート調査等を実施していない）
障害者社会参加促進事業	あまり変わらない	データなし（アンケート調査等を実施していない）

従って、**事務事業評価における成果・有効性の評価に際して、「成果の達成状況」については、まず事業目標・成果の評価指標である活動指標及び成果指標の設定及び評価を適切に行うことが重要であり、指標設定が困難なものについては、市民ニーズの傾向ではなく現状の把握、すなわち過去実績等の分析を実施した上での事実即した客観的な「市民ニーズ」や、定期的に実施する市民へのアンケート調査結果に基づく分析を行った上での「市民満足度」によって成果・有効性の評価を行うべきである。【意見－4】**

### (3) 障害福祉課所管の行政財産及び普通財産の個別施設計画と今後の方向性について

障害福祉課所管の行政財産及び普通財産は、下表のとおりであるが、このうち、市の公共施設等総合管理計画や個別施設計画の対象になっているのは、色付きの施設である。障害福祉課は施策目的のために相当数の土地建物を有償又は無償貸付をしており、有償貸付分については賃貸借契約書或使用料条例に基づき金額を設定し、無償貸付分については「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条」、「使用貸借契約」及び「基本協定書」により無償としてい

る。いずれも市が行政財産及び普通財産として所有しているものの、当該財産の使用は直営ではなく事業主体を民間に委ねているものである。

障害福祉課所管の行政財産及び普通財産として、有償又は無償貸付や財産の処分等の方向性については、市として現状の施設を縮減することは考えていないが、個別施設計画における総量縮減の観点から、施設総量の縮減目標については令和14年度以降の対応となるとしている。

この点、施設総量の縮減の対象となる範囲、現在使用している事業者の事業計画や財源、利用者の考慮など検討すべき事項は多岐にわたるため、今後速やかに検討を開始する必要がある。とりわけ、行政財産及び普通財産として有償又は無償で貸付の有無や今後の方向性について、令和6年6月市議会でも質疑応答が公表されているが、市としての具体的な対応は特段の記載がなく、今後の検討課題と回答している。有償又は無償で貸付している相手先との交渉は相当な時間がかかることが予想されるため、市は今後の方向性や対応についてロードマップを作成して期限を設定した上で、実施する必要がある。【意見-5】

#### 【障害福祉課所管の行政財産及び普通財産】

区分	名称	面積	貸付開始年月日		期間
行政	総合福祉センター	5,914.21	複数貸付先有	一部有償（行政財産参照）	1年
	総合福祉センター別館	2,104.22	複数貸付先有		
土地 普通財産	ワークメイト西宮聖徳園（社会福祉法人聖徳園）	(115-1) 1234.43 (115-4) 103.93 計：1338.36	H22.4.1	無償貸付	10年（その後1年ごとの自動更新）
	一羊園（社会福祉法人一羊会）	(施設) 4,289.45 (駐車場等) 1,268 計：5557.45	S51.8.16 (移転後) H24.4.1	無償貸付	10年（その後1年ごとの自動更新）
	すずかけ第2作業所（社会福祉法人一羊会）	1,007.66	H8.9.2	無償貸付	10年（その後1年ごとの自動更新）
	ワークメイト西宮（社会福祉法人聖徳園）	510.01 (H19.6.13地積変更)	H19.4.1	無償貸付	10年（その後1年ごとの自動更新）
	いずみ園（社会福祉事業団）	1,518.00	H30.9.27	無償貸付	3年（33.3/31） （その後1年ごとの自動更新）
	名神あけぼの園（社会福祉事業団）	2,044.24	H26.4.1	無償貸付（減免期間R7.3.31まで）	3年 （当初は5年）
	新生会作業所（社会福祉法人新生会）	423.59	S61.4.1	無償貸付	5年（その後1年ごとの自動更新）
	阪神友愛食品	536.95	S62.5.1	有償貸付	1年
	関西盲人ホーム	39.17	S38.4.1	有償貸付（3年ごとに積算、次回R）	S38.4.1 ～ S50.3.31（その後1年ごとの自動更新）

区分	名称	面積	貸付開始年月日		期間
	すずかけ作業所	1,255.84	R3.8.1	無償貸付	3年(R6.3/31) (その後1年ごとの自動更新)
建物	北山学園	653.31			
	総合福祉センター	7,111.87	複数貸付先有	一部有償(行政財産参照)	1年
	総合福祉センター別館	(施設)1846.64 (駐車場)68.82 計:1915.46	複数貸付先有		
	フレンドハウス等(社会福祉法人一羊会)	257.23		無償貸付	1年
	名神あけぼの園(社会福祉事業団)	(施設)2672.62 (駐輪場)19.6 (車庫)34.4 計:2726.62	H26.4.1	無償貸付(減免期間R7.3.31まで)	3年 (当初は5年)
	武庫川すずかけ作業所(社会福祉法人一羊会)	(施設)1711.09 (駐輪場)16.94 計:1728.03	H26.4.1	無償貸付(減免期間R7.3.31まで)	3年 (当初は5年)
	すずかけ労働センター(社会福祉法人一羊会)	817.07	H9.12 新築	無償貸付(減免期間R5.3.31まで)	3年
すずかけ労働センター倉庫(社会福祉法人一羊会)	36.52	無償貸付(減免期間R5.3.31まで)		3年	

(注) 元々普通財産は管財課のみ所有が可能であった。そのため、過去の普通財産の貸付は障害福祉課が管財課に副申を行い、管財課で貸付の事務を行っていた。それが、公有財産規則が改正され、管財課以外の課でも普通財産の所有が可能となり、管財課から障害福祉課に公有財産の引継がされるようになった。

(出典：市資料から包括外部監査人が作成)

なお、名神あけぼの園や武庫川すずかけ作業所等は無償貸付している普通財産は、個別施設計画の対象施設となっている反面、中長期修繕計画の対象から除外している。これは、市による修繕の負担がない施設は中長期修繕計画の策定が必要ないとのことである。だが、例えば、名神あけぼの園の使用貸借契約書第5条では「物件の管理に要する一切の費用は賃借者の負担とする。」旨の記載がされているものの、どの範囲まで賃借者の負担とするかは明記されていない。特に、大規模修繕のことは記載されておらず、名神あけぼの園に現場視察した際に確認したところ、事業団が負担するという認識はなかったため、双方の認識の整合性に齟齬がある状況にある。

また、名神あけぼの園や武庫川すずかけ作業所等は無償貸付している普通財産について中長期修繕計画の対象から除外するとしても賃借者がどのような維持管理修繕を行うかについて市は把握する必要があるため、速やかに賃借者との協議を行う必要がある。【意見一6】

【名神あけぼの園使用貸借契約書】(一部抜粋)



(管理義務)

第5条 乙は、物件の使用について、常に善良な管理者としての注意をもって維持管理するものとし、**物件の管理に要する一切の費用は乙の負担とする。**

2 乙は、自己及び物件利用者の責に帰すべき事由により第三者との間で問題等が生じた場合は、乙の責任において処理するものとする。

## 2. 各事務事業

### 【福祉総括室・地域共生推進課】

#### (1) 民生委員・児童委員活動推進事業

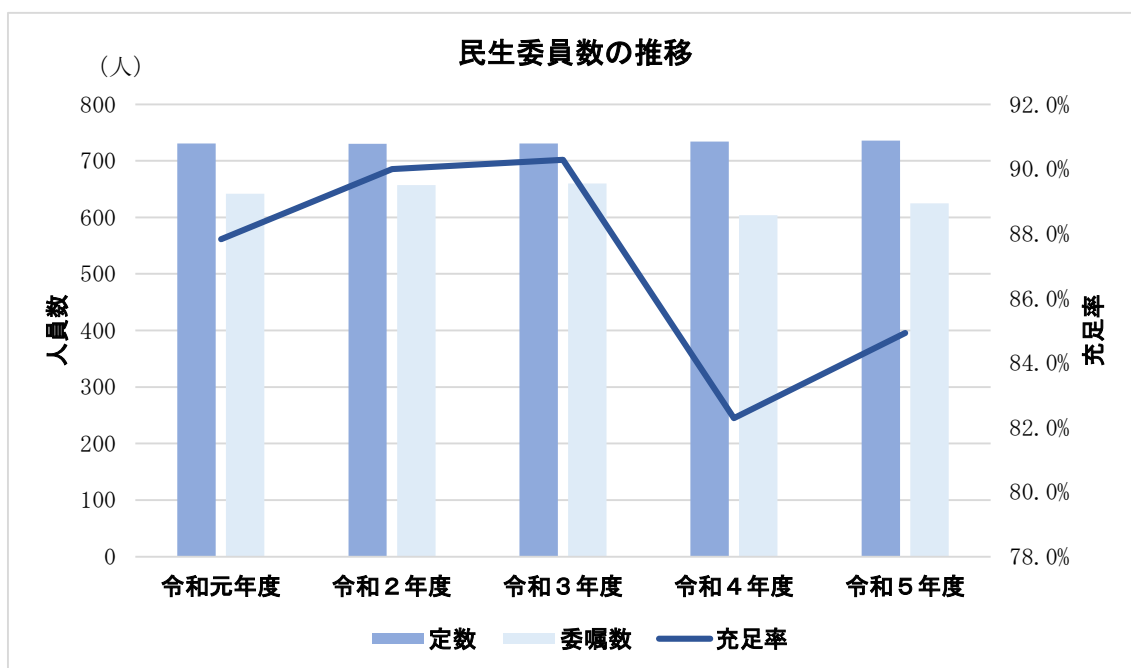
##### ① 概要

事務事業名	民生委員・児童委員活動推進事業		担当部署	地域共生推進課			
法的根拠	民生委員法		総合計画の体系	福祉・健康・共生			
事業分類	111	ソフト事務法令等有		地域福祉			
事業概要	民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱されて活動しており、児童福祉法に基づく児童委員も兼ねている。職務内容として、住民に最も近い立場で地域の見守りや相談支援活動、情報提供を行うとともに、行政や関係機関と住民をつなぐ役割を担っており、民生委員・児童委員の活動を推進することで地域福祉の向上を図る。						
対象・意図	対象	民生委員・児童委員					
	事業目標・成果 (対象をどのような状態にしたいか)	地域住民が安心して暮らせるまちづくりに貢献できるよう、民生委員としての知識や技術の向上を図る。					
実施形態（一部委託の場合はその範囲・内容）	補助金・負担金						
市民等との協働の有無（協働の範囲及び内容）	有	民生委員・児童委員は地域住民の中から地域の推薦によって選ばれており、事業の実施に住民との協働は欠かせない。					
類似事業の有無（該当する事業及び所管課）	無						
令和5年度実施事業	事業名	事業内容				決算額（千円）	
	民生委員・児童委員活動推進事業	民生委員・児童委員は民生委員法により給与が支給されない地域のボランティアである。本事業は、地域福祉の向上に欠かせない民生委員の活動を円滑に運営するため、その活動に要する費用の実費弁償費及び地区民生委員児童委員協議会の活動強化に要する経費に充てられている。				77,096	
コストの内訳 (千円)	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	事業費	A	85,254	78,897	80,968	83,709	77,096
		うち会計年度任用職員人件費	3,364	3,354	3,366	5,310	4,662
		その他事業費	81,890	75,543	77,602	78,399	72,434
	正規職員人件費	B	19,382	20,273	21,186	16,365	20,808
		正規職員従業者数	2.30	2.40	2.46	1.90	2.38
	合計	(A+B) C	104,636	99,170	102,154	100,074	97,904
	Cの 財源 内訳	国庫支出金	-	-	-	-	-
		県支出金	-	-	-	-	-
		地方債	-	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-	-
		一般財源	104,636	99,170	102,154	100,074	97,904
	コスト調整額	D	1,044	1,128	1,235	1,009	1,116
(加算) 減価償却費		-	-	-	-	-	
(加算) 退職給与引当		1,044	1,128	1,235	1,009	1,116	
(控除) コスト対象外		-	-	-	-	-	
トータルコスト	(C+D) E	105,680	100,298	103,389	101,083	99,020	

② 民生委員の担い手確保に向けた取組について

民生委員は、住民に最も近い立場で地域の見守りや相談支援活動、情報提供を行うとともに、行政や関係機関と住民をつなぐ役割を担っている。高齢化が進行する中、地域コミュニティが衰退するなど、福祉ニーズは年々増加し、また複雑化、多様化しており、民生委員は地域福祉の充実に欠かせない存在である。

しかし、市の民生委員数の推移は以下のとおりであり、その担い手の確保が大きな課題となっている。



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定数 (人)	731	730	731	734	736
委嘱数 (人)	642	657	660	604	625
充足率 (%)	87.8	90.0	90.3	82.3	84.9

※人員数は各年度末時点のものを記載

民生委員の担い手不足の要因としては、民生委員の制度や活動内容が知られておらず地域住民の理解が得られにくいことや、業務内容や役割から業務負担が重いこと、地域の高齢化の進展で適任者が少ないことなどが考えられるが、効果的な担い手確保の施策は簡単ではなく、全国的にも民生委員の担い手の確保は喫緊の課題となっている。

そのため、国も民生委員が活動しやすい環境の整備や担い手確保に向けた地

方自治体の創意工夫による取組を支援しており、令和6年度では、「地方自治体が創意工夫を凝らして実施する民生委員の「業務負担の軽減」・「理解度の向上」・「多様な世代の参画」に資する事業」の実施に対して新たに補助金を交付（補助率：国1／2、中核市1／2）するなど、対策を拡充している。

この点、令和6年度事務事業評価においても、**市は民生委員の欠員区域の解消に向けて、民生委員の負担軽減に取り組んでいくとされていることから、国の補助金を活用した事業の実施状況について確認した結果、ICTの活用に関する検討は行われていたものの、その他の取組についての十分な検討は行われな**  
**いまま、国の補助金も活用されていなかった。【指摘事項－7】**

**市においても、民生委員の担い手確保は喫緊の課題であるとの認識があるため、国の補助事業も活用し、より幅広い民生委員の担い手確保に向けた取組を検討し、実施していく必要がある。【意見－7】**

#### 【厚生労働省 令和6年度予算概算要求の概要】（一部抜粋）

地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策

(5) 地方自治体が創意工夫を凝らして実施する民生委員の「業務負担の軽減」・「理解度の向上」・「多様な世代の参画」に資する事業の実施【新規】

(5) の取組イメージ

○民生委員の指示・指導のもと地域の見守り活動等の活動の補佐を行う「民生委員協力員」を設置し民生委員活動をサポートする体制づくり

○小学生を対象とした「こども民生委員」を委嘱し、地域の見守り活動へ体験参加を行い、その保護者にも民生委員活動の重要性の理解を促す

○仕事をしながら民生委員活動がしやすい環境を整備するため、タブレット端末などICTを活用して、情報共有や定例会議のオンライン化を図る

○大学生や高校生が民生委員応援団を結成し、SNS（インスタグラム等）を活用した周知・広報活動を実施することにより、若い世代の理解を促進するとともに、民生委員活動への参加・協力を促す 等

#### ③ 研修に関する委託契約について

市は、地域における福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神に基づく民生委員・児童委員に協力して福祉活動を行う民生・児童協力委員を設置しており、地域における福祉協力体制の整備を図っている。

この民生・児童協力委員に対する研修については、指導する立場にある民生委員・児童委員が行うことが望ましいとして、西宮市民生・児童協力委員設置要綱第11条第2項には、民生・児童協力委員に対する研修は、市が西宮市民生委員・児童委員会に委託して実施する、と規定されている。そのため、当該研

修の委託契約の形態は、市の契約管理課を通さない所管課契約かつ特命随意契約とされている。

市が契約を締結する場合は、西宮市契約規則第 19 条第 1 項において、以下のとおり規定されている。

#### 【西宮市契約規則第 19 条第 1 項】

(契約書の作成)

第 19 条 市長は、契約の相手方が決定したときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により必要のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の当事者
- (2) 契約の目的
- (3) 契約金額
- (4) 履行期間又は履行期限
- (5) 契約保証金の金額
- (6) 契約履行の場所
- (7) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (8) 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期、方法及び費用の負担区分
- (9) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息及び違約金その他の損害金並びに契約保証金の処分
- (10) 危険負担
- (11) 契約不適合責任
- (12) 契約に関する紛争の解決方法
- (13) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

この点、令和 5 年度の当該研修に係る委託契約書を確認した結果、市の契約規則第 19 条第 1 項に規定されている項目のうち、(1)契約の当事者、(2)契約の目的、(3)契約金額、(4)履行期間又は履行期限、(7)契約代金の支払又は受領の時期及び方法、についてのみ規定されており、当該契約締結に関する市の決裁文書においても、他の項目が契約の性質または目的により必要のない事項であることを検討した結果の記載はなく、市の契約規則に反する契約書であった。【指摘事項－ 8】

また、当該委託契約書において委託料の額は、民生・児童協力委員定数に 1 人あたり 400 円を乗じたものと規定されており、令和 5 年度の委託料は令和 5 年 4 月 1 日付定数（区域担当民生委員× 2 人）の 1,384 人に 400 円を乗じた 553,600 円を支出していた。令和 5 年度末の民生・児童協力委員数は 974 人で

あり、年間を通して千人を下回っていた状況を鑑みると、委託料の額を定数により算出することは合理的ではないといえる。【指摘事項－9】

さらに、当該業務委託仕様書では委託業務完了届の提出についての記載はあるものの、委託した研修の実施状況を確認できる文書が提出されておらず、当該研修業務の実施状況を確認できなかった。【指摘事項－10】

市の契約規則第19条第1項で規定されている事項が漏れなく契約書に織り込まれているかどうか、また、必要がないとして記載しない事項については必要性の有無についての検討結果が決裁文書等で明確になっているかどうかを確認のうえ、契約を締結する必要がある。なお、所管課契約かつ特命随意契約の場合は同様の指摘事項がある可能性があるため、他の契約（他部署含む）についても留意が必要である。【意見－8】

また、委託契約では、委託業務の実績報告書等を入手し、事後的に業務の実施状況を確認する必要がある。【意見－9】

なお、当該研修業務の委託料の額については、令和6年度から「請求を受けた時点で委嘱されている民生・児童協力委員数」に単価を乗じるように改善されている。

## (2) 地域福祉活動助成事業

### ① 概要

事務事業名	地域福祉活動助成事業		担当部署	地域共生推進課				
法的根拠	社会福祉法人西宮市社会福祉協議会補助金交付要綱		総合計画の体系	健康・福祉・共生				
事業分類	113	補助金		地域福祉				
事業概要	<p>地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という。）が主体となつて行う地域福祉活動を推進するため、地区社協の支援を行う市社協に対して、地域福祉課の人件費と事業費の一部を補助する。</p> <p>【地域福祉活動補助金】市社協地域福祉課職員の人件費に関する補助  【地域ふれあい福祉活動補助金】地域において「支え合い」「助け合い」の活動を推進することを目的に実施される地区社協の事業に対する補助。  *地区社協ボランティアセンター、地区ネットワーク会議、地域づくり事業（敬老のつどい、昼食会、ふれあい・いきいきサロンなど）</p>							
対象・意図	対象		地域において福祉活動を行う市民					
	事業目標・成果 (対象をどのような状態にしたいか)		住民の主体的な参加・協働による各種地域活動や多様なボランティア養成に対して支援を行うことで、地域福祉の推進や地域コミュニティの活性化を図る。					
実施形態（一部委託の場合はその範囲・内容）	補助金・負担金							
市民等との協働の有無（協働の範囲及び内容）	有	36の地区社協区域において、市民が主体的に福祉活動を展開している。						
類似事業の有無（該当する事業及び所管課）	有	生活支援体制整備事業（地域共生推進課）						
令和5年度実施事業	事業名	事業内容			決算額（千円）			
	地域福祉活動助成事業	地域福祉活動補助金の交付（R5確定額：104,057千円） 地域ふれあい福祉活動補助金の交付（R5確定額：36,435千円）ほか			140,533千円			
コストの内訳（千円）	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	事業費	A	137,525	134,483	132,748	137,355	140,533	
		うち会計年度任用職員人件費	-	-	-	-	-	
		その他事業費	137,525	134,483	132,748	137,355	140,533	
	正規職員人件費	B	4,214	2,534	2,842	1,809	1,836	
		正規職員従業者数	0.50	0.30	0.33	0.21	0.21	
	合計（A+B）		C	141,739	137,017	135,590	139,164	142,369
	Cの財源内訳	国庫支出金		-	-	-	-	-
		県支出金		-	-	-	-	-
		地方債		-	-	-	-	-
		その他		-	-	-	-	-
	一般財源			141,739	137,017	135,590	139,164	142,369
	コスト調整額		D	227	141	166	112	98
	(加算) 減価償却費			-	-	-	-	-
(加算) 退職給与引当			227	141	166	112	98	
(控除) コスト対象外			-	-	-	-	-	
トータルコスト（C+D）		E	141,966	137,158	135,756	139,276	142,467	



② 市社協に対する補助事業の実績報告について

地域福祉活動助成事業の法的根拠となる「社会福祉法人西宮市社会福祉協議会補助金交付要綱」によると、補助金の交付申請書には(1)事業計画書、(2)収支予算書、(3)補助金所要額調書を添付するものとされており、補助金の実績報告書には(1)事業報告書、(2)収支決算書、(3)補助金精算額調書を添付するものとされている。また、市の「補助金等の取扱いに関する規則」によると、補助事業の内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査するものとされている。

これについて、令和5年度の補助金交付時の事業計画書と、対応する実績報告書を確認した結果は以下のとおりであった。

事業計画書	実績報告書の確認結果
<p>(1) 地域単位で住民を始めさまざまな団体が話し合う場・ネットワークづくりの普及 (目標値等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市社協圏域チームと連携したメンバー構成の多様化に向けた支援</li> <li>● 計画策定をきっかけとした協議及びネットワークづくりの定着化に向けた支援</li> <li>● 地域状況の共有や課題把握、解決に向けた取り組み等への支援</li> </ul>	<p>地区ネットワーク会議の開催実績を取りまとめた資料はあるが、開催実績があるのは36地区中12地区であった。</p> <p><b><u>市社協の事業評価資料では、前年比で開催地区数・回数が減少している要因について検討されているが、計画されていた「支援」に関する記載はなく、「支援」の実績は不明であった。</u></b></p>
<p>(2) ふれあい・いきいきサロン等多様なつどろ場・つながり合う場づくり (目標値等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治会や地域団体が行うサロン活動への地区社協による側面的支援(連携・財源)を進める</li> <li>● サロン活動における「見守り合い・支え合い」の効果を高め、地区ボランティアセンター等との連携による支え合い活動の展開を強化するため活動の意義や必要性、個人を支えるための活動のあり方等について共有と協議を進める</li> </ul>	<p>ふれあい・いきいきサロン等の開催実績と補助金の交付・精算状況の資料があり、地区社協による側面的支援の状況が確認できた。</p> <p>しかし、<b><u>計画されていた「活動の意義や必要性、個人を支えるための活動のあり方等について共有と協議」を行ったかどうかの記載はなく、実績は不明であった。</u></b></p>
<p>(3) 地区ボランティアセンター機能の強化 (目標値等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地区ボランティアセンターの地域の支え合い拠点に向けた検討</li> </ul>	<p>地区ボランティアセンター活動状況調査報告書の内容やボランティアセンターの講座等の実施状況により、「地区ボランティアセンターの地域の支え合い拠点に向けた検討」や「コーディネーターの</p>

事業計画書	実績報告書の確認結果
<ul style="list-style-type: none"> <li>● コーディネーターの資質向上のための支援</li> <li>● 市社協圏域チームによる地区ボランティアセンター運営支援強化</li> </ul>	<p>資質向上のための支援」の状況について確認できた。</p> <p>しかし、<b>計画されていた「市社協圏域チームによる地区ボランティアセンター運営支援強化」を行ったかどうかの記載はなく、実績は不明であった。</b></p>
<p>(4) 市社協ボランティアセンターにおける相談・コーディネート (目標値等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 幅広く相談を受け止め、市社協圏域チームなどを連携し総合的に問題解決ができるように努める</li> <li>● 関係機関と連携し必要に応じて情報共有を行いながら支援を行う</li> <li>● 地区ボランティアセンターとの連携を図り、身近な地域で支え合いができるようバックアップを行う</li> <li>● 生きづらさを抱えた人がボランティア活動を通して社会参加できる場を関係機関・団体と協働しながら検討する</li> </ul>	<p>市社協の事業評価資料やボランティアセンター事業報告により、計画されていた活動の状況を確認できた。</p>
<p>(5) ボランティア活動及びボランティアセンター広報・啓発 (目標値等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ホームページの随時更新</li> <li>● ボランティアニュースの発行：年4回 各800部（配布先拡充）</li> <li>● SNS（LINE）等を通じた情報の発信先の拡充</li> </ul>	<p>市社協の事業評価資料やボランティアセンター事業報告により、計画されていた活動の状況を確認できた。</p>
<p>(6) ボランティアセンター運営委員会 (目標値等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 年3回開催 ボランティア活動の普及、ボランティアセンターの役割についての検討</li> </ul>	<p><b>計画されていた「ボランティア活動の普及、ボランティアセンターの役割についての検討」の実施状況についての記載はなく、実績は不明であった。</b></p>
<p>(7) ボランティア活動支援 (目標値等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 登録ボランティア及びボランティアグループ</li> </ul>	<p>市社協の事業評価資料やボランティアセンター事業報告により、計画されていた活動の状況を確認できた。</p>

事業計画書	実績報告書の確認結果
支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 西宮ボランティア連絡会との連携</li> <li>● 誰でも参加できるボランティア活動の場づくり</li> </ul>	
(8) 災害時に機能する体制づくり (目標値等) <ul style="list-style-type: none"> <li>● コロナ禍の状況等に対応できる災害ボランティアセンター運営に関する検討</li> <li>● 災害支援ボランティアの養成・研修の実施(日本災害救援ボランティアネットワークと共催)</li> <li>● 地域・行政・他団体と協働した災害ボランティアセンター運営訓練の実施</li> </ul>	ボランティアセンター事業報告により、計画されていた活動の状況を確認できた。
(9) 多様な活動者の養成 (目標値等) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民がボランティア活動や福祉について知る・参加できる</li> <li>● 講座修了者をより多く活動先へつなげる</li> </ul>	市社協の事業評価資料やボランティアセンター事業報告により、計画されていた活動の状況を確認できた。

**補助事業の内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかの審査として、令和6年5月に市担当課と市社協とで対面で事務審査を実施したとのことであったが、上記のとおり、補助金の交付を決定した際の計画に対する実績について、十分な審査が行われていたのかどうか疑問が残る。【指摘事項－11】**

**市の「補助金等の取扱いに関する規則」に則り、補助金の交付決定の内容を十分に踏まえた適切な審査の実施が必要である。【意見－10】**

**【補助金等の取扱いに関する規則】(一部抜粋)**

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定に係る市の会計年度終了後(補助事業等が年度途中で完了したときは当該完了後)60日以内に、補助事業等の実績その他必要な事項を記載した補助事業等実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるものにあつては、その指定する期日までに提出することができる。

(1) 決算書又は精算書

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の内容が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を補助金等確定通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、当該補助事業等の内容が補助金等の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これに適合させるための措置を当該補助事業者等に対し、命ずることができる。

3 前項の規定による命令を受けた補助事業者等は、当該命令に従うとともにその結果を、直ちに市長に報告しなければならない。

4 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。

③ 市社協に対する補助金について

市は、地域において「支え合い」、「助け合い」の活動を推進することを目的に実施される地区社協の事業に対する補助として、市社協を通じて「地域ふれあい福祉活動補助金」を交付している。

当該補助事業では、各地区社協からの交付申請及び実績報告に基づき、市社協が地区社協に補助金を交付し、本事業に係る市社協の収支決算書に基づき、市から市社協への補助金の額が確定する。

また、市社協から地区社協への当該補助金の対象事業は、地域福祉基盤運営事業と地域福祉づくり事業に区分されており、このうち地域福祉づくり事業では、敬老のつどいやふれあい・いきいきサロン、ふれあい昼食会等を開催した際の総経費額に対して補助している。なお、令和5年度におけるそれぞれの補助金確定額は、地域福祉基盤運営事業が12,969,275円、地域福祉づくり事業が17,422,890円である。

この地域福祉づくり事業では、基礎額150,000円に人口区分に応じた補助額(150,000円～550,000円)を加算した金額を補助金として交付し、不用額が生じた場合は還付する仕組みとなっている。

また、地域福祉づくり事業のうち、ふれあい・いきいきサロンやふれあい昼食会では実費相当の参加費を徴収しているところが多く、ふれあい・いきいきサロンではお茶代として100円程度、ふれあい昼食会では材料費として400円程度を参加者から徴収している。

この点、市と市社協それぞれの当該補助金の要綱を確認したところ、市の要

綱では補助金の交付額は「総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額」を基準としている一方、市社協の要綱ではそのような規定はなかった。

ここで、各地区社協の実績報告を確認したところ、参加費等の収入額について市社協から交付された補助金を還付している地区社協が1地区あったが、その他の地区では交付された補助金の還付は生じておらず、参加費等の収入額の取り扱いが不明であり、市の補助金交付要綱の考え方からすると補助金の交付が過大であった可能性がある。【指摘事項－12】

また、各地区社協で補助金の交付額について異なる運用が行われているのは、市社協の補助金の要綱において、補助対象経費や補助金交付額に関する明確な規定がないことが要因であると考えられ、このような運用は公平性の観点から問題である。【指摘事項－13】

従って、補助金の交付額算定において共通の認識ができるよう明確な要綱に改定するとともに、要綱の内容について各地区社協に説明する機会を設ける等、周知徹底する必要がある。【意見－11】

#### ④ 重層的支援体制整備事業に関する取組について

令和6年度の市の事務事業評価では、地域住民相互による地域福祉活動の重要性は今後益々高まる想定のため、活動の担い手不足に対する効果的な方策について、引き続き検討が必要であるとし、より効果的かつ効率的な地域福祉推進体制の構築に向け、地区担当職員及び同協議会所属の生活支援コーディネーターの役割の一体化について検討を行う必要があるとしている。

これに関して市では、重層的支援体制整備事業を令和7年度から実施することを目指し、令和5年度から重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施している。

#### 【重層的支援体制整備事業】（一部抜粋）

少子高齢化や世帯人員の減少による高齢者だけの世帯の増加や核家族化の進行に加え、雇用形態や個人の価値観が多様化する中で、これまであった家族機能や地域のつながりが失われつつあります。この結果、困りごとを抱えた個人や世帯はますます孤立し、8050問題やごみ屋敷問題、ヤングケアラーなどの複合化・複雑化した新たな福祉課題が多く発生しています。

国は、地域共生社会の実現に向けて、市町村がこれらの課題に対応する包括的な支援体制を整備するための事業として、「Ⅰ 相談支援」「Ⅱ 参加支援」「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を新たに創設しました。

本市では、以下のように重層的支援体制整備事業に取り組み、包括的な支援体制づくりを目指します。

【重層的支援体制整備事業の支援内容】

I 相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談者の属性や世代、相談内容に関わらず受け止める。</li> <li>● 複合化・複雑化した課題には多機関が協働して支援を行う。</li> <li>● 支援が届いていない人には支援を届ける。</li> </ul>
II 参加支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談者のニーズや課題を丁寧に把握し、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。</li> <li>● 社会資源の拡充や、新たな社会資源の創設に向けて調整や検討を行う。</li> </ul>
III 地域づくりに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民同士の気かけ合い、支え合い。</li> <li>● 誰もが出会い交流し、参加や活躍ができる場や居場所づくり。</li> </ul>

(出典：西宮市障害福祉推進計画（令和6～11年度）)

重層的支援体制整備事業の実施により、従来、分野ごとに別々に交付されていた国や県からの補助金に加え、参加支援やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働といった新たな事業に対する国や県から交付金が、一体的に交付されることで、直接的な財政支援の増加というメリットに加え、事務の効率化や柔軟な補助金の活用等、効果的・効率的な事業の実施に繋がる様々なメリットが生まれる。

このような重層的支援体制整備事業は、法の改正により令和3年度から開始されており、兵庫県内では以下のとおり、令和4年度から同事業を実施している自治体がある。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施自治体	なし	姫路市 尼崎市 芦屋市 加東市	姫路市 尼崎市 明石市 芦屋市 伊丹市 加東市	姫路市 尼崎市 明石市 芦屋市 伊丹市 川西市 養父市 加東市

市では、重層的支援体制整備事業について「西宮市地域福祉計画（第4期）」（令和4～令和10年度）の策定過程で検討が始まり、令和7年度から同事業の実施を予定している。重層的支援体制整備事業は分野横断的な取組と市内連携の推進が必要不可欠であり、縦割り行政の中では時間を要する事業ではある

ものの、市でも法の改正段階から実施に向けて、関連する部局で横断的に検討を開始していれば、より早い重層的支援体制整備事業の実施が可能であったと考えられ、より早く市の地域福祉の増進に寄与していたものと考えられる。

このように、新たな制度が創設される場合には、所管課が決まっていないことや複数部局での横断的な検討が必要になることも多いと考えられ、縦割り行政による福祉の限界に早期に対応するためにも、例えば定期的に各部局の担当者が集まり、新たな制度の導入可否を含めた政策検討の場を設けるなど、所管にとらわれない柔軟な検討を早期に行うことができる体制を整備することが必要である。【意見-12】

【福祉総括室・福祉のまちづくり課】

(3) 民間老人福祉施設建設補助事業

① 概要

事務事業名	民間老人福祉施設建設補助事業		担当部署	福祉のまちづくり課			
法的根拠	社会福祉法人の助成に関する条例		総合計画の 体系	福祉・健康・共生			
事業分類	223	施設等整備（補助金）		高齢者福祉			
事業概要	介護保険事業計画等に基づき整備を行う特別養護老人ホーム等について、その施設を建設運営する社会福祉法人等に対し建設費等の補助を行う。						
対象・意図	対象	高齢者（施設整備等を行う社会福祉法人）					
	事業目標・成果 （対象をどのような状態にしたいか）	特別養護老人ホーム等の整備を推進し、市民の利用ニーズに対応する。また、既存施設の改修を支援することにより、施設利用者の安心安全を確保する。					
実施形態（一部委託の場合はその範囲・内容）	補助金・負担金						
市民等との協働の有無（協働の範囲及び内容）	無						
類似事業の有無（該当する事業及び所管課）	無						
令和5年度 実施事業	事業名	事業内容			決算額（千円）		
	特別養護老人ホーム等建設補助事業	特別養護老人ホームを新規開設する際にかかる建設費の一部を補助する。			272,790		
	簡易陰圧装置設置補助事業	介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、簡易陰圧装置の設置にかかる経費を補助する。			26,200		
コストの内訳 （千円）	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	事業費 A	52,799	199,869	376,104	153,069	298,990	
	うち会計年度任用職員人件費	-	-	-	-	-	
	その他事業費	52,799	199,869	376,104	153,069	298,990	
	正規職員人件費 B	2,528	2,956	2,153	3,015	2,195	
	正規職員従業者数	0.30	0.35	0.25	0.35	0.25	
	合計 (A+B) C	55,327	202,825	378,257	156,084	301,185	
	Cの財源内訳	国庫支出金	20,855	1,189	-	6,998	-
	県支出金	-	84,153	155,247	29,161	26,200	
	地方債	-	48,800	178,000	107,600	251,200	
	その他	-	-	-	-	-	
	一般財源	34,472	68,683	45,010	12,325	23,785	
	コスト調整額 D	136	165	126	186	133	
(加算) 減価償却費	-	-	-	-	-		
(加算) 退職給与引当	136	165	126	186	133		
(控除) コスト対象外	-	-	-	-	-		
トータルコスト (C+D) E	55,463	202,990	378,383	156,270	301,318		



② 事業者選定に際して付された条件の確認手続について

市は、令和3年度において、第8期介護保険事業計画に基づき特別養護老人ホームの整備・運営を行う社会福祉法人を公募により選定している。上記の特別養護老人ホーム等建設補助事業は、当該特別養護老人ホームの工事費等に対する補助事業であり、令和5年度では補助金等交付決定額（389,700千円）の内、事業完了後交付分（272,790千円）が当該社会福祉法人に交付されている。

**【特別養護老人ホーム等建設補助の概要】**

補助金額：389,700千円<sup>(※)</sup>

※特養及びショートステイの整備床数（特養：80床、ショートステイ：10床）  
×4,330千円

対象経費：工事費及び工事事務費

交付方法：交付決定後に30%（116,910千円）を概算払い、残額（272,790千円）は事業完了後に支払

施設整備・運営を行う社会福祉法人については、書類審査及び西宮市社会福祉施設整備法人審査会において事業者選考を行い、当該審査会の答申を受けて、市は決定している。市が令和4年3月に発出した「土地持込型特別養護老人ホーム等整備運営法人募集の選考結果について（通知）」を確認した結果、「申込みのあった標記の募集について、別紙に掲げる条件を付して、整備運営法人として採択します。」とされ、以下の9項目の採択の条件が付されている。

**【採択の条件】**

- ① 本通知の宛先となった法人が、上記申し込みのあった事業所について、当該事業所の開設までに介護老人福祉施設の事業者指定及び老人ホームの設置認可を受け、併設予定の事業所についても事業者指定を受けること。
- ② 整備予定地、定員、設備等整備計画に変更がないこと。
- ③ 「西宮市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」、「西宮市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例」、「西宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」、「介護保険法」、「老人福祉法」、「社会福祉法」、「都市計画法」、「建築基準法」、「消防法」等、設置運営に関する関係法令を遵守すること。
- ④ その他募集要項に定められた事項を遵守すること。
- ⑤ 基本理念について  
法人理念等について、申請書類からは具体的な方策が見出しにくかったため、具体的

な項目を明示すること。

⑥ 職員研修体制について

サービスの質向上のために研修計画を明確にすること。その際、OJT・OFF-JT・SDSを混合した形での具体性のある研修計画とすること。

⑦ 地域との関わりについて

地域福祉への貢献という点も含めて、社会福祉法人の意味や意義を示せるような具体的な支援方法を考えること。

特に、当該整備予定地は地域交流の活発な地域のため、建設段階から地域住民への情報発信等を行い、配食や地域住民が交流できる場、専門職同士が集まれるような場等の地域の交流拠点としての施設運営を心掛けること。また、地域への発信以外にも、外部からのケアマネや相談員を受入れて交流を図る等、地域における具体的な立ち位置を明示すること。

⑧ 施設運営について

特別養護老人ホームの居室については、スタッフルームから一部居室を見渡すことができないため、少ない職員での夜間見守りのしやすさや職員のストレスなどを軽減し、職員が働きやすくなる環境構築の方策を明確にすること。

また、地域交流スペースへの動線については、施設内経由の動線以外に、高齢者や車椅子の方などに対するアクセシビリティへの配慮をした上で地域の方が外から直接入室できる動線を確保すること。

⑨ 虐待防止への対応について

虐待防止マニュアルについて、国や自治体が作成したマニュアルを流用するだけでなく、職員と協議しながらできる限り具体的な実効性のあるものにしていき、自身の法人に見合ったマニュアルを作成すること。なお、厚生労働省のマニュアルは平成30年度に改訂されているので、改訂版にそった内容を盛り込み、対応について強化すること。

また、虐待防止の観点で、職員への研修体制の構築や職員同士のヒアリングを随時行うこと。

(注) 上記の内、⑤～⑨は西宮市社会福祉施設整備法人審査会からの答申で付された意見に基づくもの

**本来であれば、市は採択の条件を付して事業者を選定している以上、施設開設に際してその条件が充足されているか否かを確認すべきであったが、条件の充足状況に係る確認は行われていなかった。【指摘事項-14】**

多額の補助金が交付される事業であること、当該条件の内、5項目は西宮市社会福祉施設整備法人審査会からの答申に基づき付されたものであり、施設の運営等に際しては非常に重要な事項であること等を勘案すれば、今からでも確認することには一定の意義がある。

従って、**市は、事業者に対して採択の条件を充足しているか否かを確認すべきである。【意見－13】**

③ 補助事業で取得した財産の処分について

(i) 補助対象財産の処分を制限する定めについて

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「補助金適正化法」という。）第22条では、「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」と定められており、補助対象財産の処分が制限されている。

一方、社会福祉法人の助成に関する条例第5条では、「社会福祉法人は、その助成を受けた補助金もしくは貸付金または譲渡もしくは貸付けを受けたその他の財産を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、または担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。」と定められており、補助金を含む助成の目的外使用等が制限されている。この点については、市の担当者より「社会福祉法人の助成に関する条例第5条では補助金の目的外使用の制限を規定しており、補助金を活用して取得した資産については特に制限を設けておりません。」との回答を得ている。また、補助金等の取扱いに関する規則や西宮市社会福祉施設等整備等補助金交付要綱においても、補助対象財産の処分を制限する定めは設けられていない。

このように、**市の社会福祉施設の整備等を目的とする補助金の各根拠規定（社会福祉法人の助成に関する条例、補助金等の取扱いに関する規則、西宮市社会福祉施設等整備等補助金交付要綱）に補助金適正化法で規定されている補助対象財産の処分を制限する定めがない。これは、補助金適正化法の趣旨に照らして合理性を欠くものである。【指摘事項－15】**

補助対象財産である社会福祉施設は、高齢者を中心とした利用者が安心して利用できるよう安定的な運営が求められるものであり、その処分に際しては市がその妥当性や必要性を慎重に確認することは必須と言える。

従って、**市は、社会福祉施設の整備等を目的とする補助金の各根拠規定に補助対象財産の処分を制限する定めを加えるべきである。【意見－14】**

### 【補助金適正化法】（一部抜粋）

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

### 【社会福祉法人の助成に関する条例】（一部抜粋）

第5条 社会福祉法人は、その助成を受けた補助金もしくは貸付金または譲渡もしくは貸付けを受けたその他の財産を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、または担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

#### (ii) 補助対象財産の処分に関する事前承認について

上記のとおり、社会福祉施設の整備等を目的とする補助金に係る市の各根拠規定には補助対象財産の処分を制限する具体的な定めはないものの、市のHPでは、以下のとおり、補助対象財産の処分を行う場合には市の事前承認及び処分後の報告が必要である旨と、補助対象事業者が提出すべき「財産処分承認申請書」の雛型を掲載している。

### 【市のHPで掲載されている情報】

社会福祉施設（保育所等を除く）の整備補助について

本市では、次の国・兵庫県及び市単独の補助を活用した補助事業を行っています。

#### 【国庫補助金について】

補助の活用には事前に相談・協議等が必要となります。補助を希望される法人は、各種要綱等をご確認いただき、期限厳守でお手続きください。（各補助金の名称をクリックすると、詳細ページへジャンプします。）

また、情勢により補助のメニューや優先される案件が変わりますのでご了承ください。

#### ・（障害分野）社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

→主に障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等の創設、大規模修繕が対象。

コロナ対策の個室化改修、簡易陰圧装置等あり

#### ・（高齢、介護分野）地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

→主に既存高齢者施設等の防火・防災対策整備が対象。

コロナ対策の換気設備設置支援あり

・社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

→災害によって被災した社会福祉施設等の復旧事業費が対象

#### 【兵庫県補助について】

補助の活用には事前に相談・協議等が必要となります。補助を希望される法人は、各種要綱等をご確認いただき、期限厳守でお手続きください。(各補助金の名称をクリックすると、詳細ページへジャンプします。)

また、情勢により補助のメニューが変わりますのでご了承ください。

・(高齢・介護分野) 地域介護拠点整備費補助金

→主に地域密着型サービスの施設整備、改修、開設準備経費等が対象。

コロナ対策の簡易陰圧装置設置支援等あり

・(高齢・介護分野) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所にかかる補助金

→定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設後の人件費にかかる支援等が対象

#### 【市単独補助について】

補助を希望される法人は、対象経費等をよくご確認のうえ期限厳守でお手続きください。

(補助金の名称をクリックすると、詳細ページへジャンプします。)

・(障害分野) 障害者グループホーム開設準備補助金

→障害者グループホーム開設時の共用備品や住宅借り上げにかかる初期費用が対象

・(高齢・介護分野) 地域のショートステイ整備補助金

→基準該当短期入所生活介護事業所を整備するための経費が対象

#### 財産処分について

補助事業等により整備を行った施設、設備等について転用、譲渡等の処分を行う場合は、**国、県及び市による承認が必要**です。

補助金の交付を受ける予定、または受けた法人の方は必ずご確認ください。

#### 概要

財産処分とは、補助対象財産（補助金等の交付を受けて整備を行った施設や設備）について、処分（補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等）を行うことを言います。

この場合、原則国、県や市による事前の承認及び処分後の報告が必要となり、ケースによっては補助金の返還が生じます。

財産処分をお考えの場合は、まず下記書類を作成（わかる範囲で記入）のうえ、福祉のまちづくり課までご相談ください。

財産処分承認申請書（ワード：27KB）

（出典：西宮市HP<https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/shakaifukushihojin/shisetsuseibihoho.html>）

包括外部監査人が社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム（WAMNET）により、当該社会福祉法人の令和5年度計算書類を閲覧した結果、当該施設が借入金の担保に供されている旨の注記が計算書類に記載されていることが確認された。そのため、市の担当者に財産処分の承認申請及び処分後の報告の有無を確認した結果、**市は補助対象事業者から財産処分の承認申請及び処分後の報告を受けていなかった。【指摘事項－16】**

この点については、市の担当者より、「市のHPで求めている財産処分承認申請書は、国・県それぞれの各種補助要綱に財産処分の規定があるため提出を求めているものであるが、本事案は市単独の補助金であり根拠法令となる市の条例等に補助金で取得した財産処分に係る規定がないと認識していたことによるものである」との回答を得ている。しかし、市のHPを見る限り、市単独の補助金の場合には財産処分申請書の提出が不要であることは明記されておらず、また、補助金適正化法の趣旨を踏まえると、市単独の補助金の場合には提出不要とする理由は見当たらない。

従って、**市は、社会福祉施設の整備等を目的とする補助金の各根拠規定の改正を行った上で、市単独の補助金の場合にも補助対象事業者から財産処分申請書の提出及び処分後の報告を受ける体制を整備すべきである。【意見－15】**

(iii) 補助対象事業者に対する指導について

上記のとおり、書類審査及び西宮市社会福祉施設整備法人審査会において事業者選考を行い、当該審査会の答申を受けて、市は施設整備・運営を行う事業者を決定している。事業者は、公募時に提出した計画に基づき施設整備を始めとした事業を実施する必要があるが、やむを得ない事情により開設時期や計画内容の見直しが必要となった場合には、市との協議が必要であることが募集要項で明記されている。

**当包括外部監査において、公募関連書類等を確認した結果、公募時に提出された資金計画では施設整備のための借入金は3億円とされていたにも関わらず、実際の借入金額は6億円と倍増していることが確認された。事業者選定の審査項目として「借入金の多寡」が挙げられており、借入金額は事業計画の重**

**要な要素の一つであるにも関わらず、市は、借入金額の変更理由やその合理性、事業計画に与える影響などについて事業者への確認手続を実施していなかった。【指摘事項－17】**

本事案は多額の補助金が交付される事業であり、また、運営の安定性がより一層求められる社会福祉施設建設計画の変更に関するものであったことから、市は補助対象事業者と緊密に連携を図る必要があったと言える。**市では今後も社会福祉施設の整備を進める方針であり、その際には同様の補助事業が実施されることも想定されることから、市は補助対象事業者と緊密に連携を図り、事業計画の重要な変更等を適時適切に把握できる体制を整備すべきである。【意見－16】**

**【特別養護老人ホーム等整備運営法人募集要項（令和3年9月）】（一部抜粋）**

11. その他

- (3) 選考された事業計画について、施設整備予定地及び定員数の増変更は認めません。
- また、やむを得ない事情により開設時期や計画内容の見直しが必要となった場合は、整備法人は本市と協議を行うものとします。

#### (4) 軽費老人ホーム補助事業

##### ① 概要

事務事業名	軽費老人ホーム補助事業		担当部署	福祉のまちづくり課		
法的根拠	老人福祉法、西宮市軽費老人ホーム事務費等補助金交付要綱等		総合計画の体系	福祉・健康・共生		
事業分類	113	補助金		高齢者福祉		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 軽費老人ホーム事務費補助：軽費老人ホームに入居する利用者の負担軽減を目的に、軽費老人ホームの運営に要する費用のうち国通知「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について」に基づき徴収すべき「サービスの提供に要する費用」（事務費）の一部を減免した場合における減免した経費を補助することにより、軽費老人ホームが円滑な施設運営が行えるよう支援する(中核市移行に伴う移譲事務)。</li> <li>● 都市型軽費老人ホーム居住費負担軽減補助：都市型軽費老人ホームに低額な料金で入居することができるよう、入居者の収入に応じて居住費の一部を補助する。</li> <li>● サービス付き高齢者向け住宅利用者負担軽減補助：サービス付き高齢者向け住宅に低額な料金で入居することができるよう、入居者の収入に応じて利用料の一部を補助する。</li> </ul>					
対象・意図	対象	市内軽費老人ホーム（ケアハウス）				
	事業目標・成果 (対象をどのような状態にしたいか)	本来入所者が負担すべき経費を入所者の所得に応じた軽減を図ることにより、居宅での生活が困難な高齢者が所得に応じた料金で新たな生活の場を確保することができる。				
実施形態（一部委託の場合はその範囲・内容）			補助金・負担金			
市民等との協働の有無（協働の範囲及び内容）			無			
類似事業の有無（該当する事業及び所管課）			無			
令和5年度 実施事業	事業名	事業内容				決算額（千円）
	軽費老人ホーム事務費補助事業	軽費老人ホームに入所する者の経済的負担の軽減及び施設の円滑な運営を支援することを目的として、入所者から徴収する事務費の減免を行った社会福祉法人に対して補助を行う。				120,593
	都市型軽費老人ホーム居住費負担軽減補助事業	都市型軽費老人ホームに低額な料金で入居することができるよう、居住費の減免を行った社会福祉法人に対して補助を行う。				2,628
	サービス付き高齢者向け住宅利用者負担軽減補助事業	サービス付き高齢者向け住宅の入居者から受領する利用料の減免を行った社会福祉法人に対して補助を行う。				4,743
コストの内訳 (千円)	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	事業費 A	116,621	116,543	122,836	123,215	127,966
	うち会計年度任用職員人件費	-	-	-	-	-
	その他事業費	116,621	116,543	122,836	123,215	127,966
	正規職員人件費 B	1,517	2,281	1,464	1,809	1,844
	正規職員従業者数	0.18	0.27	0.17	0.21	0.21
	合計 (A+B) C	118,138	118,824	124,300	125,024	129,810
	Cの財源内訳					
	国庫支出金	-	-	-	-	-
	県支出金	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-
	その他	16,158	16,158	19,020	20,150	23,772
	一般財源	101,980	102,666	105,280	104,874	106,038
	コスト調整額 D	82	127	85	112	112
(加算) 減価償却費	-	-	-	-	-	
(加算) 退職給与引当	82	127	85	112	112	
(控除) コスト対象外	-	-	-	-	-	
トータルコスト (C+D) E	118,220	118,951	124,385	125,136	129,922	



② 補助金実績報告について

西宮市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第9条では、補助金の交付を受けた設置者は、当該年度の事業完了後1ヶ月以内に補助事業等実績報告書及びその添付書類（補助金精算書、補助金精算内訳書、利用料の額を明らかにすることができる施設規程等、収支決算書）を市長に提出することとされている。**当包括外部監査において各設置者から提出された令和5年度補助事業等実績報告書を確認した結果、実績報告書及び添付書類に記載されている実績金額が、確定決算に基づく実績金額ではなく、補正予算や決算見込額に基づく金額を記載しているものが複数確認された。市の担当者に確認した結果、交付要綱に定める事業完了後1ヶ月の時点（今回の場合、令和6年4月末）までに設置法人側で決算が確定しない場合には、補正予算や決算見込額に基づく実績金額を報告し、決算確定後に決算書を提出する方法を実務上は容認しているとのことであつたが、担当者への確認時点（令和6年9月17日）では令和5年度決算書も未入手であつた。【指摘事項－18】**

この点、確定決算に基づく実績金額を報告することが最善であることは当然である。その一方で、事業完了後1ヶ月の時点で決算を確定させることが困難な場合も予想され、その対応策として補正予算や決算見込額に基づく実績金額による報告を受け、事後的に決算書を提出する方法を認めることについては、一定程度理解し得るものである。しかし、現在の交付要綱上、例外的な取扱いを認める定めはなく、実際の事務処理と交付要綱との間に齟齬が生じている。従って、**確定決算に基づく実績金額を報告することが困難な場合に関する例外的な取扱いを明記するよう、西宮市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱を改正すべきである。【意見－17】**

**【西宮市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱】（一部抜粋）**

第9条 補助金の交付を受けた設置者は、当該年度の事業が完了後1箇月以内に、補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金精算書
- (2) 補助金精算内訳書
- (3) 利用料の額を明らかにすることができる施設規程等（第4条第4号と同じ内容のときは省略することができる。）
- (4) 収支決算書

## (5) 地域包括支援センター運営事業

### ① 概要

事務事業名	地域包括支援センター運営事業		担当部署	福祉のまちづくり課			
法的根拠	介護保険法第115条の46		総合計画の体系	福祉・健康・共生			
事業分類	111	ソフト事務法令等有		高齢者福祉			
事業概要	平成18年度の介護保険制度改正に伴い、新たに地域支援事業が創設された。その中で地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域でできるだけ長く生活できるよう支援を行うための包括的・継続的マネジメント支援事業の中核として、介護保険法により位置づけされている。						
対象・意図	対象	在宅生活を行っている高齢者及びその家族					
	事業目標・成果 (対象をどのような状態にしたいか)	住み慣れた地域でその人らしく生活できるよう、介護保険制度をはじめとしたサービスの利用支援や地域との連携を図り要援護者の早期発見・早期支援を行う。					
実施形態（一部委託の場合はその範囲・内容）	全部委託						
市民等との協働の有無（協働の範囲及び内容）	有	相談業務や地域福祉活動への支援の際に、地域の市民から要援護高齢者の情報を得るなど地域ケア体制の構築で協働が可能と考える。					
類似事業の有無（該当する事業及び所管課）	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 権利擁護支援センター運営事業（生活支援課）</li> <li>● 在宅医療・介護連携推進事業（福祉のまちづくり課）</li> </ul>					
令和5年度実施事業	事業名	事業内容				決算額（千円）	
	地域包括支援センター運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合相談支援業務</li> <li>● 介護予防取組支援業務</li> <li>● 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務</li> <li>● 包括的・継続的ケアマネジメント業務</li> <li>● 権利擁護、虐待の早期発見・防止業務</li> </ul>				484,284	
コストの内訳 (千円)	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	事業費	A	349,366	397,241	429,544	458,771	484,284
		うち会計年度任用職員人件費	-	-	338	-	-
		その他事業費	349,366	397,241	429,206	458,771	484,284
	正規職員人件費	B	8,848	8,954	8,612	9,560	9,442
		正規職員従業者数	1.05	1.06	1.00	1.11	1.08
	合計	(A+B) C	358,214	406,195	438,156	468,331	493,726
	C の 財 源 内 訳	国庫支出金	200,427	209,000	225,473	240,419	235,516
		県支出金	67,253	76,469	82,622	88,313	93,225
		地方債	-	-	-	-	-
		その他	14,433	35,303	38,316	41,725	62,318
		一般財源	76,101	85,423	91,745	97,874	102,667
	コスト調整額	D	477	498	502	589	507
		(加算) 減価償却費	-	-	-	-	-
		(加算) 退職給与引当	477	498	502	589	507
	(控除) コスト対象外	-	-	-	-	-	
トータルコスト	(C+D) E	358,691	406,693	438,658	468,920	494,233	

② 地域包括支援センター運営事業精算調書の添付書類について

地域包括支援センター運営事業精算調書には人件費支出額、運営費支出額の添付資料として「給与明細書」「各領収書（コピーでも可）」、地域包括支援センター運営事業精算調書（事務員）には人件費支出額の添付資料として「給与明細書（コピーでも可）」と記載されている。当包括外部監査において、**各地域包括支援センターの運営事業者から提出された精算調書を確認した結果、給与明細書や領収書が添付資料として提出されていない例が散見された。【指摘事項－19】**

市の担当者に確認した結果、各運営事業者から提出された精算調書について記載内容や金額を一つ一つ詳細に確認する作業は行っておらず、前年度と比較して大きく増減している項目などを中心に限られた範囲で確認作業を実施するのみとのことである。記載内容や金額を全て領収書などと照合して確認することがその正確性を判定する上で最善の方法であるが、限られた人員で確認作業を実施する必要がある点などを考慮した場合には、現在の市の確認方法は一定の合理性があると考えられることから、精算調書の添付資料として給与明細書や領収書を必須の資料として要請する意義は乏しく、また、運営事業者の負担軽減にも繋がると考えられる。従って、**給与明細書や領収書は市が必要と認める場合にのみ提出を求める方式とするなど、精算調書の様式を見直すべきである。【意見－18】**

## (6) 民間障害福祉施設建設等補助事業

### ① 概要

事務事業名	民間障害福祉施設建設等補助事業		担当部署	福祉のまちづくり課				
法的根拠	社会福祉法人の助成に関する条例		総合計画の体系	福祉・健康・共生				
事業分類	223	施設等整備（補助金）		障害のある人の福祉				
事業概要	障害のある人の生活の場や就労訓練等の場を確保するために、障害福祉施設の創設・改築・大規模修繕等を行う法人に対して、その建設費等の一部を補助する。							
対象・意図	対象		障害者（施設整備等を行う法人）					
	事業目標・成果 (対象をどのような状態にしたいか)		法人が行う障害者施設整備等に対する補助を行い、基盤整備を進めることで、障害のある人の地域生活を支援する。					
実施形態（一部委託の場合はその範囲・内容）	補助金・負担金							
市民等との協働の有無 (協働の範囲及び内容)	無							
類似事業の有無（該当する事業及び所管課）	無							
令和5年度 実施事業	事業名		事業内容			決算額（千円）		
	障害者グループホーム施設整備補助事業		障害者グループホームの新規開設にかかる建設費用の一部を補助する。			30,450		
	生活介護事業所施設整備補助事業		生活介護事業所の新規開設にかかる建設費用の一部を補助する。			78,633		
	障害者グループホーム開設準備補助事業		障害者グループホームの新規開設にかかる備品購入費等の一部を補助する。			1,820		
コストの内訳 (千円)	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	事業費 A		-	299,956	1,971	662	110,903	
	うち会計年度任用職員人件費		-	-	-	-	-	
	その他事業費		-	299,956	1,971	662	110,903	
	正規職員人件費 B		2,528	2,956	2,153	3,015	2,195	
	正規職員従業者数		0.30	0.35	0.25	0.35	0.25	
	合計 (A+B) C		2,528	302,912	4,124	3,677	113,098	
	C の 財 源 内 訳	国庫支出金		-	152,040	-	-	66,000
		県支出金		-	-	-	-	-
		地方債		-	114,800	-	-	34,300
		その他		-	-	-	-	-
		一般財源		2,528	36,072	4,124	3,677	12,798
	コスト調整額 D		136	165	126	186	133	
	(加算) 減価償却費		-	-	-	-	-	
(加算) 退職給与引当		136	165	126	186	133		
(控除) コスト対象外		-	-	-	-	-		
トータルコスト (C+D) E		2,664	303,077	4,250	3,863	113,231		

② 補助事業の対象経費について

民間障害福祉施設建設等補助事業として実施する障害者グループホーム開設準備補助事業は、障害者グループホームの開設時に要する、共用備品の購入費及び住居の借り上げに伴う初期費用を補助することで、障害者グループホームの整備促進を図る目的で実施されている。

令和5年度の当該補助事業の対象となる経費については、西宮市社会福祉施設等整備等補助金交付要綱において、「事業所において、障害者グループホームの開設時に要した共用備品（開設前4ヶ月以内に購入した調理器具、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、掃除機、テレビ、冷暖房器具等であって、利用者の居室に設置されるものを除く。）の購入費（取付け設置費含む。）及び開設前4ヶ月以内に契約した住居の借り上げに伴う初期費用（礼金及び仲介手数料等であって、家賃及び保証金的性格の預け金を除く。）」と規定されている。

これに関し、**令和5年度に交付された補助金について確認した結果、補助事業者が賃借する建物の所有者が当該補助事業者の代表者であり、補助事業者から建物の貸主（＝当該補助事業者の代表者）へ支払われた礼金280,000円が補助事業の対象経費に含まれている事例が1件あった。この場合は市の補助金が代表者個人に流れていることになり、補助金の目的にそぐわない不適切な支出であったといえる。【指摘事項－20】**

当該事例を受けて市では、令和6年度からは補助金交付要綱を改定し、補助事業の対象となる経費の初期費用については、「礼金及び仲介手数料等であって、家賃及び保証金的性格の預け金を除く。また、補助事業者の代表者個人が貸主となる場合は対象外とする。」（下線部を追加）となっており、一定の改善はなされている。

しかし、**建物所有者が配偶者や親・子である場合等では、補助金の不適切な交付に該当するとの疑念が残るため、住居の借り上げに伴う初期費用から、例えば、代表者個人及びその配偶者、二親等以内の親族が貸主となる場合は対象外とする、**というように、その範囲を広げる必要がある。【意見－19】

【福祉部・高齢介護課】

(7) はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業

① 概要

事務事業名	はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業		担当部署	健康福祉局 福祉部 高齢介護課			
法的根拠	西宮市はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業実施要綱		総合計画の体系	福祉・健康・共生			
				高齢者福祉			
事業分類	114	個人給付	介護予防の推進と生きがいづくり・社会参加の促進				
事業概要	年齢とともに、はり・きゅう・マッサージの施術を受ける機会が増加する高齢者の経済的負担を軽減し、健康増進に寄与するために実施。						
対象・意図	対象		4月1日現在満70歳以上で西宮市に住所を有している者				
	事業目標・成果 (対象をどのような状態にしたいか)		できる限り健康で自立した生活を維持する。				
実施形態（一部委託の場合はその範囲・内容）	補助金・負担金						
市民等との協働の有無（協働の範囲及び内容）	無						
類似事業の有無（該当する事業及び所管課）	無						
令和5年度実施事業	事業名	事業内容				決算額（千円）	
	はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業	西宮市内の、はり・きゅう・マッサージ指定施術所で保険適用外の施術費を1回につき1,000円補助する券を、本庁、各支所・サービスセンター、アクタ西宮ステーションで申請により一人年間5枚交付。市政ニュースにて申請の受付開始、事業内容について広報している。 補助券交付枚数：24,175枚（4,835人×5枚） 補助券使用枚数：14,855枚				15,133	
コストの内訳 (千円)	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	事業費	A	17,890	15,575	15,483	16,141	15,133
		うち会計年度任用職員人件費	-	-	-	-	-
		その他事業費	17,890	15,575	15,483	16,141	15,133
	正規職員人件費	B	1,854	2,027	1,033	1,378	2,535
		正規職員従業者数	0.22	0.24	0.12	0.16	0.29
	合計 (A+B) C		19,744	17,602	16,516	17,519	17,668
	Cの財源内訳	国庫支出金	-	-	-	-	-
		県支出金	-	-	-	-	-
		地方債	-	-	-	-	-
		その他	13,650	11,004	9,698	8,096	8,427
		一般財源	6,094	6,598	6,818	9,423	9,241
	コスト調整額 D		100	113	60	85	136
	(加算) 減価償却費		-	-	-	-	-
(加算) 退職給与引当		100	113	60	85	136	
(控除) コスト対象外		-	-	-	-	-	
トータルコスト (C+D) E		19,844	17,715	16,576	17,604	17,804	

② 事業評価について

市は、令和5年度の本事業の状況について、事業の指標として活動指標を指定施術所数、補助券交付枚数としており、成果指標を補助券使用率、補助券交付枚数とし、事務事業の点検として必要性、成果・有効性、コスト・負担、執行方法の4つの項目で評価している。

IV. 事務事業の指標 (CHECK)						
活動実績 (量) を示す指標名	単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	対前年比 (%)	令和6年度計画
① 指定施術所数	箇所	208.0	205.0	205.0	100.0	205.0
② 補助券交付枚数	枚	25,180.0	25,820.0	24,175.0	93.6	27,755.0



事業の成果や効果を示す指標名 (説明)				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標値	達成率 (%)
①	補助券使用率	単位	目標	64.5	62.2	61.2	61.2	64.5	95.2
		%	実績	60.9	61.3	61.4	-	最終目標年度	令和10年度
	式・説明		年間使用枚数÷年間交付枚数						
②	補助券使用枚数	単位	目標	18,880.0	18,707.0	17,176.0	16,987.0	20,669.0	71.9
		枚	実績	15,325.0	15,817.0	14,855.0	-	最終目標年度	令和10年度
	式・説明		補助券を使用した枚数						

(出典：令和6年度 西宮市事務事業評価シート)

(i) 事務事業の点検項目の成果・有効性について

市は事業評価のうち成果・有効性について以下のとおり評価している。

評価項目	評価内容	評価内容の説明
成果・有効性	成果の達成状況	目標を概ね達成できている
	市民ニーズの傾向	あまり変わらない
	市民満足度	データなし(アンケート調査等を実施していない)

令和4年度に比べ、交付枚数、使用枚数ともに少し減少しているが、依然として5,000人近い申請者がいることから、今後もニーズは変わらないと思われる。

(出典：令和6年度 西宮市事務事業評価シート)

(a) 成果・有効性のうち成果の達成状況について、

事業目標・成果である『できる限り健康で自立した生活を維持する』は、受益者の健康状況を観察することが困難なため、直接的に有効性を評価する指標の設定は困難であると考えられるが、成果指標の数値をもって市は目標を概ね達成できていると評価している。

**はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業の有効性については性質上評価不能であるにも関わらず、目標を概ね達成できているとの評価を行っている点で、**

**本事業の有効性について不適切な評価を行っていると言える。【指摘事項－21】**  
**有効性については、直接的に評価する指標の設定は困難であることから、適切でない指標に基づいて評価せず、市民ニーズの傾向や市民満足度の評価項目で事業を評価すべきである。【意見－20】**

(b) 成果・有効性のうち市民ニーズの傾向及び市民満足度について

市民ニーズの傾向についてあまり変わらないと評価しており、市民満足度においては、アンケートを実施していない。**市民ニーズについて、現状の把握が評価項目にはなく、傾向の評価のみを行っている点、市民満足度においてアンケートを実施していない点で、市民ニーズや市民満足度について評価を怠っていると言える。【指摘事項－22】**

**市民ニーズについては、傾向だけでなく現状の把握、つまり、令和5年度の補助券交付枚数は4,835人に交付しており、市の令和6年4月1日現在の70歳以上人口95,014人に対する利用者割合は5%程度であり、さらにその利用率は60%～65%程度である現状に対して適切に評価すべきであり、市民満足度を把握するうえでは効率的な方法で定期的にアンケートを実施すべきである。【意見－21】**

(ii) 事務事業の点検項目のコスト・負担について

市は事業評価のうち成果・有効性について以下のとおり評価している。

評価項目		評価内容	評価内容の説明
コスト・負担	コストの節減度	あまり節減されていない	コストのほとんどが助成に関する負担金であり、市民のニーズも大きく変わらないため、大幅なコスト削減は見込めない。
	将来コスト増減見込み	現状どおりで推移	
	受益者負担の適正度	評価対象外	

(出典：令和6年度 西宮市事務事業評価シート)

**市は受益者負担の適正度について、評価対象外としているが、本事業が、『はり・きゅう・マッサージ施術費補助』という受益者の経済的負担軽減であるにもかかわらず、評価対象外としている点で、評価すべき項目の評価を怠っていると言える。【指摘事項－23】**

**受益者負担の適正度を適切に評価すべきである。【意見－22】**



## (8) 老人福祉施設等改修事業・老人福祉施設等管理運営事業

### ① 概要

事務事業名	老人福祉施設等改修事業		担当部署	健康福祉局 福祉部 高齢介護課			
法的根拠	西宮市老人いこいの家管理運営要綱 他		総合計画の体系	福祉・健康・共生			
事業分類	222	施設等整備		高齢者福祉			
事業概要	<p>次の老人福祉施設の補修・改修工事を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護老人保健施設すこやかケア西宮（高齢介護課所管）</li> <li>● 老人いこいの家、鳴尾老人福祉センター（地域共生推進課所管）</li> <li>● 公民館・市民館・図書館との複合施設である旧市立デイサービスセンター（福祉のまちづくり課所管）</li> </ul>						
対象・意図	対象		介護認定で要支援・要介護の認定を受けた高齢者等、おおむね60歳以上の市民				
	事業目標・成果 (対象をどのような状態にしたいか)		利用者が安心、安全、快適に利用できる施設環境を整える。				
実施形態（一部委託の場合はその範囲・内容）	直営	施設の補修・改修等については、市が工事を実施している。					
市民等との協働の有無 (協働の範囲及び内容)	無						
類似事業の有無 (該当する事業及び所管課)	無						
令和5年度 実施事業	事業内容					決算額（千円）	
	芦原デイサービスセンターブロック塀改修工事					28,451	
	鳴尾老人福祉センター便所他改修工事					19,160	
	すこやかケア西宮空調設備改修工事設計					3,403	
	芦原デイサービスセンターブロック塀改修工事 境界プレート復旧業務					385	
コストの内訳 (千円)	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	事業費	A	30,380	101,561	12,827	27,945	51,399
		うち会計年度任用職員人件費	-	-	-	-	-
		その他事業費	30,380	101,561	12,827	27,945	51,399
	正規職員人件費	B	1,011	591	603	1,550	1,749
		正規職員従業者数	0.12	0.07	0.07	0.18	0.20
	合計 (A+B) C		31,391	102,152	13,430	29,495	53,148
	Cの財源 内訳	国庫支出金	-	-	-	-	-
		県支出金	-	-	-	-	-
		地方債	-	2,500	-	600	45,600
		その他	4,334	7,710	521	1,926	5,363
		一般財源	27,057	91,942	12,909	26,969	2,185
	コスト調整額 D		54	33	35	96	94
(加算) 減価償却費		-	-	-	-	-	
(加算) 退職給与引当		54	33	35	96	94	
(控除) コスト対象外		-	-	-	-	-	
トータルコスト (C+D) E		31,445	102,185	13,465	29,591	53,242	

事務事業名	老人福祉施設等管理運営事業		担当部署	地域共生推進課			
法的根拠	西宮市立介護老人保健施設条例 西宮市立老人福祉センター条例他		総合計画の体系	福祉・健康・共生			
事業分類	117	施設管理運営		高齢者福祉			
事業概要	<p>次の老人福祉施設等の管理運営に関わる事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市立介護老人保健施設（高齢介護課所管）：指定管理者は社会福祉法人西宮市社会福祉事業団。介護報酬による利用料金体制で運営しているため指定管理料はなし。設備の修繕改修を行う。</li> <li>● 市立鳴尾老人福祉センター（地域共生推進課所管）：指定管理者は特定非営利活動法人なごみ。指定管理者制度において運営。</li> <li>● 老人いこいの家及び老人専用集会室（地域共生推進課所管）：いこいの家は市内 22 ヶ所に設置し運営委託している。専用集会室は市内 9 ヶ所に設置し運営補助を行う。</li> <li>● 地域交流室（地域共生推進課所管）：旧市立デイサービスセンターに設置されている地域交流室（今津南、小松、高須の 3 ヶ所）について運営補助を行う。</li> <li>● 旧市立デイサービスセンター（福祉のまちづくり課所管）：他の市立施設が併設されている旧市立デイサービスセンター（甲子園口、甲東、高須の 3 ヶ所）について施設の修繕改修を行う。</li> </ul>						
対象・意図	対象	介護認定で要支援・要介護の判定を受けた高齢者等、おおむね 60 歳以上の市民					
	事業目標・成果 (対象をどのような状態にしたいか)	高齢者への社会参加や市民交流の場を提供し、介護予防の観点からも利用者の心身の健康の増進を図る。					
実施形態（一部委託の場合はその範囲・内容）	全部委託 (外郭等)	介護老人保健施設、老人福祉センターについては指定管理者が、老人いこいの家については地域の老人クラブ等が運営している。老人専用集会室及び今津南、小松、高須デイの地域交流センターについては運営補助を行っている。					
市民等との協働の有無（協働の範囲及び内容）	有	老人いこいの家の運営は地域の老人クラブや自治会等で行っている。介護老人保健施設では地域ボランティアの受入れを行っている。					
類似事業の有無（該当する事業及び所管課）	無						
令和 5 年度 実施事業	事業名		事業内容			決算額（千円）	
	老人いこいの家管理運営事業 (地域共生推進課)	設置個所数	年間開所延日数	総利用者数		23,594	
		22箇所	6,103日	44,180人			
	老人専用集会室補助事業 (地域共生推進課)	設置個所数	年間開所延日数	総利用者数		400	
		9箇所	1,359日	12,059人			
	地域交流室補助事業 (地域共生推進課)	施設	今津南	延利用回数	284回		1,328
			小松		120回		
			高須		149回		
	鳴尾老人福祉センター (地域共生推進課)	開館日数		利用者数		5,081	
191日		4,490人					
市立介護老人保健施設 (高齢介護課)	定員		年間平均稼働率		38		
	100名		73.5%				
旧市立デイサービスセンター (高齢介護課)	他の市立施設が併設されている旧市立デイサービスセンター（安井）の修繕改修を行う。					547	
旧市立デイサービスセンター (福祉のまちづくり課)	旧市立デイサービス（甲東・高須）における中長期修繕計画以外の改修工事を行う。また、高須デイサービスにおける土地賃借料をURに支払う。					9,007	
コストの内訳 (千円)	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	事業費	A	65,632	50,002	46,360	47,486	49,369
		うち会計年度任用職員人件費	-	-	-	-	-
		その他事業費	65,632	50,002	46,360	47,486	49,369
	正規職員人件費	B	3,961	4,815	4,478	5,771	7,169
		正規職員従業者数	0.47	0.57	0.52	0.67	0.82
	合計	(A+B) C	69,593	54,817	50,838	53,257	56,538
	Cの財 源内訳	国庫支出金	-	-	-	-	-
		県支出金	-	-	-	-	-
		地方債	-	-	-	-	-
		その他	639	1,320	2,559	3,725	4,586
		一般財源	68,954	53,497	48,279	49,532	51,952
	コスト調整額	D	102,330	98,951	98,944	99,039	98,671
		(加算) 減価償却費	102,117	98,683	98,683	98,683	98,286
(加算) 退職給与引当		213	268	261	356	385	
(控除) コスト対象外		-	-	-	-	-	
トータルコスト	(C+D) E	171,923	153,768	149,782	152,296	155,209	

② 指摘事項及び意見

3. 現地視察及び現地調査 (5) ~ (8) 参照

## (9) 高齢者外出支援サービス事業

### ① 概要

事務事業名	高齢者外出支援サービス事業		担当部署	健康福祉局 福祉部 高齢介護課				
法的根拠	西宮市福祉タクシー派遣事業運営要綱、西宮市高齢者バス運賃助成事業実施要綱		総合計画の体系	福祉・健康・共生				
事業分類	112	ソフト事務法令等無		高齢者福祉				
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者福祉タクシー派遣事業：本市に住所を有する者で、要介護認定の要介護3～5に認定された在宅高齢者のうち、登録申請者に対して利用券を一括交付する。ただし、重度身体障害者福祉タクシー利用対象者は除く。利用方法は、前日までの予約が必要で行き先制限があるが助成金が多い「予約制」（市南部地域2,000円、市北部地域4,000円）と、予約不要で行き先制限がないが定額料金（1枚につき500円）が助成対象になる「定額制」の2種類があり、新規登録時及び年度当初時に要選択。（年度途中の変更はできない）</li> <li>● 高齢者バス運賃助成事業：4月1日現在、満70歳以上かつ西宮市に住所を有している者で、登録申請をした者に対して、高齢者バス運賃割引購入証（1,000円分の割引購入証が5枚綴）を交付する。バス会社指定の対象商品（ICカード等）を購入又はチャージする際にその半額分を割引購入証により助成する。</li> </ul>							
対象・意図	対象		事業概要参照					
	事業目標・成果 (対象をどのような状態にしたいか)		高齢者の外出を支援することで、社会参加を促し、健康づくり、生きがいづくりを行う。また介護者にかかる身体的・精神的負担及び経済的負担の軽減を図り、在宅生活を継続・向上させるための支援となること。					
実施形態（一部委託の場合はその範囲・内容）	一部委託（民間等）		福祉タクシー派遣事業については、行先等確認のうえ予約受付し、配車。自宅と医療機関等との間を移送する。					
市民等との協働の有無 (協働の範囲及び内容)	無							
類似事業の有無（該当する事業及び所管課）	有		障害者社会参加促進事業（障害福祉課）					
令和5年度 実施事業	事業名		事業内容			決算額（千円）		
	高齢者福祉タクシー派遣事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 登録者数：1,163名（令和5年度末）</li> <li>● 派遣回数：28,558回（令和5年度年間総数）</li> </ul>			19,114		
	高齢者バス運賃助成事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>● バス運賃助成券送付数：191,365枚（38,273人×5枚）</li> <li>● 使用枚数：99,556枚</li> </ul>			109,114		
コストの内訳 (千円)	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	事業費 A		9,538	370,698	140,010	120,489	128,839	
	うち会計年度任用職員人件費		579	1,169	1,854	587	611	
	その他事業費		8,959	369,529	138,156	119,902	128,228	
	正規職員人件費 B		1,854	6,504	4,048	5,254	6,033	
	正規職員従業者数		0.22	0.77	0.47	0.61	0.69	
	合計 (A+B) C		11,392	377,202	144,058	125,743	134,872	
	C の 財 源 内 訳	国庫支出金		-	-	-	-	-
		県支出金		-	-	-	-	-
		地方債		-	-	-	-	-
		その他		680	29,986	2,622	2,499	4,687
		一般財源		10,712	347,216	141,436	123,244	130,185
	コスト調整額 D		100	362	236	324	324	
	(加算) 減価償却費		-	-	-	-	-	
	(加算) 退職給与引当		100	362	236	324	324	
(控除) コスト対象外		-	-	-	-	-		
トータルコスト (C+D) E		11,492	377,564	144,294	126,067	135,196		

② 事務事業評価について

市は、令和5年度の高齢者福祉タクシー派遣事業の状況について、事業の指標として活動指標を、予約制タクシーの年度末登録者数及び定額制タクシーの年度末登録者数としており、成果指標を年度末の総派遣回数とし、事務事業の点検として必要性、成果・有効性、コスト・負担、執行方法の4つの項目で評価している。

【令和6年度 西宮市事務事業評価】

IV. 事務事業の指標 (CHECK)						
活動実績(量)を示す指標名	単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	対前年比(%)	令和6年度計画
① 予約制タクシーの年度末登録者数	人	236.0	222.0	189.0	85.1	235.0
② 定額制タクシーの年度末登録者数	人	915.0	961.0	974.0	101.4	1,066.0



事業の成果や効果を示す指標名(説明)				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標値	達成率(%)
①	年度末の総派遣回数	単位	目標	5,600.0	23,600.0	26,000.0	28,600.0	11,000.0	259.6
		回	実績	23,649.0	25,793.0	28,558.0	-	最終目標年度	令和10年度
式・説明									

V. 事務事業の点検 (CHECK)			
評価項目	評価内容		評価内容の説明
必要性	事業の社会的ニーズ	社会的ニーズはかなりある	今後新型コロナウイルス収束及びバス運賃の値上げに伴い、一層ニーズが高まると予想される。
	市の関与の妥当性	法令・条例の根拠は無い(市規制等の場合など)	
成果・有効性	成果の達成状況	目標を概ね達成できている	福祉タクシーの総派遣回数は昨年度に続き目標より2,000回以上増加している。
	市民ニーズの傾向	やや増えることが予想される	
	市民満足度	データなし(アンケート調査等を実施していない)	
コスト・負担	コストの節減度	あまり節減されていない	高齢者バス運賃助成事業は、今後も高齢者人口の増加が見込まれるため、コストも増加すると予想される。
	将来コスト増減見込み	現在よりやや増える可能性がある	
	受益者負担の適正度	既に現時点で適切な割合が負担されている	
執行方法	外部受託の可能性	既に委託しており、範囲等の見直しが必要である	労働者派遣、デジタル推進課との連携により事務作業が効率化された。バス会社の窓口の負担軽減を図り、安定的なサービスの提供
	実行方法の効率性	業務改善を既に実施し、効果が一部表れている	

V. 事務事業の点検 (CHECK)		
評価項目	評価内容	評価内容の説明
		体制を整える必要がある。
成果の達成状況及び評価結果から明らかになった課題事項など	バス運賃助成事業の登録者のうち、利用実績がない人がいるため、利用促進の広報に努めると共に、割引購入証の発送対象者を見直す必要がある。	

(出典:令和6年度 西宮市事務事業評価シート)

高齢者外出支援サービス事業では、高齢者福祉タクシー派遣事業と高齢者バス運賃助成事業を行っており、それぞれ独立した事業である。にもかかわらず、事務事業評価シートのとおり、高齢者福祉タクシー派遣事業と高齢者バス運賃助成事業のそれぞれについて事業評価を行っていない。

**事業を評価するための指標である『活動指標』及び『成果指標』は、高齢者福祉タクシー派遣事業に係る指標のみであり、高齢者バス運賃助成事業に係る指標が設定されていない点や、必要性、成果・有効性、コスト・負担、執行方法の4つのそれぞれの項目においても高齢者福祉タクシー派遣事業もしくは高齢者バス運賃助成事業のどちらか一方に関する評価のみを行い、もう一方の評価を行っていない点から、事務事業評価が適切に行われていないことは明らかである。【指摘事項-24】**

**高齢者福祉タクシー派遣事業と高齢者バス運賃助成事業それぞれの事務事業評価を行うべきである。【意見-23】**

③ バス助成事業の在り方について

高齢者バス運賃助成事業と同様の事業（いわゆる敬老パス事業）は近隣自治体や他の多くの自治体でも実施している。一方で、政令市でも6割が高齢化に伴う事業費の増加を背景に、制度を見直し・廃止済みであり、制度の見直しを検討している状況にもある。

令和5年度における市のバス助成事業の事業費の実績は109,114千円であった。対象者である70歳以上の高齢者は95,003人であり、1人あたりの平均事業費は1,149円である。仮に、令和5年度の事業費実績額をベースに令和7年度から令和27年度までの20年間事業を継続した場合、20年間で事業費総額は2,587,746千円にも上る。

**今後、増加を見込んでいる高齢者とそれに伴って増加すると見込んでいる将来の事業費を考慮のうえ、高齢者バス運賃助成事業の在り方を検討すべきである。【意見-24】**

なお、当該サービス事業は、高齢者福祉タクシー派遣事業と高齢者バス運賃助成事業であるが、鉄道利用に関する事業は鉄道会社の撤退により廃止した経

緯があり実施されていない。このため、鉄道のみを利用する高齢者は当該支援サービスを利用できていない点で不公平な側面もある。このため、高齢者外出支援サービス事業の検討にあたっては、福祉タクシー利用者とバス利用者だけでなく、鉄道利用者も含む高齢者全体に対する事業の検討が必要であると考え

年度	70歳以上の 高齢者人数	事業費試算額（注1） （千円）	事業費試算額の累積金額 （千円）
令和7年度	97,880	112,418	112,418
令和8年度	98,221	112,810	225,228
令和9年度	98,562	113,202	338,430
令和10年度	98,904	113,593	452,024
令和11年度	99,245	113,985	566,010
令和12年度	99,586	114,377	680,388
令和13年度	100,554	115,489	795,877
令和14年度	101,522	116,600	912,478
令和15年度	102,489	117,712	1,030,190
令和16年度	103,457	118,823	1,149,014
令和17年度	104,425	119,935	1,268,950
令和18年度	106,179	121,950	1,390,900
令和19年度	107,934	123,965	1,514,865
令和20年度	109,688	125,980	1,640,846
令和21年度	111,443	127,995	1,768,841
令和22年度	113,197	130,010	1,898,852
令和23年度	115,452	132,599	2,031,452
令和24年度	117,706	135,189	2,166,641
令和25年度	119,961	137,778	2,304,420
令和26年度	122,215	140,368	2,444,788
令和27年度	124,470	142,957	2,587,746

（注1） 高齢者人数は、市が試算している令和7年度以降5年ごとの70歳以上の高齢者人数を基礎として、線形補正して高齢者人数の推移を試算している。

（注2） 事業費試算額は、令和5年度の事業費の実績109,114千円を、対象者である70歳以上の高齢者は95,003人で除した、1人あたりの平均事業費を70歳以上の高齢者人数の将来見込みに乗じて試算している。

### 敬老パスの廃止・見直し、政令市の6割で…高齢者増で財政負担重く

読売新聞は4月、20政令市と東京都に制度の有無や運用状況をアンケート形式で尋ねた。その結果、札幌、新潟、名古屋、大阪、神戸の5市が利用上限額を設定するなど制度を見直し済みで、横浜、川崎、京都の3市が見直しを検討していた。千葉、静岡、浜松、広島は2007年以降に制度を廃止していた。

制度の見直しを検討	横浜、川崎、京都
制度を見直し済み	札幌、新潟、名古屋、大阪、神戸
制度を廃止済み	千葉、静岡、浜松、広島

(出典：読売新聞オンライン 2022/05/01)



## (10) 介護施設等新型コロナウイルス感染症対策支援事業

### ① 概要

事務事業名	介護施設等新型コロナウイルス感染症対策支援事業		担当部署	健康福祉局 福祉部 高齢介護課			
法的根拠	西宮市介護施設等新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金交付要綱等		総合計画の体系	その他			
事業分類	113	補助金		その他 (健康福祉局)			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護サービス事業所及び介護施設等が新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らしつつ、日常生活に必要な介護サービスの提供を維持するために要する経費について、補助等を行う制度である。</li> <li>● 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業</li> <li>● 新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等受診支援事業</li> <li>● 新型コロナウイルス感染症に係る物価高騰対策支援給付金事業</li> </ul>						
対象・意図	対象		介護サービス事業所				
	事業目標・成果 (対象をどのような状態にしたいか)		介護サービス事業所及び介護施設等が新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らしつつ、日常生活に必要な介護サービスの提供を維持することを目的とする。				
実施形態 (一部委託の場合はその範囲・内容)	補助金・負担金	西宮市介護施設等新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金					
市民等との協働の有無 (協働の範囲及び内容)	無						
類似事業の有無 (該当する事業及び所管課)	無						
令和5年度実施事業	事業名	事業内容				決算額 (千円)	
	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業	利用者又は従業者に新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した指定介護サービス事業所等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な指定介護サービスを継続して提供するための支援を行う				143,477	
	新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等受診支援事業	短期入所系サービス事業所や介護施設等において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合に、施設内での感染状況を速やかに把握することによって指定介護サービスの提供体制を維持するため、職員や利用者の検査費用を支援する				1,450	
	新型コロナウイルス感染症に係る物価高騰対策支援給付金事業	要介護・要支援者にとって必要な介護サービスが提供される体制を維持するため、物価高騰の影響を受けている介護サービス事業所等に対し支援を行う				398,407	
コストの内訳 (千円)	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	事業費 A		274,053	127,110	689,604	543,332	
	うち会計年度任用職員人件費		-	-	-	-	
	その他事業費		274,053	127,110	689,604	543,332	
	正規職員人件費 B		929	947	1,378	1,399	
	正規職員従業者数		0.11	0.11	0.16	0.16	
	合計 (A+B) C		274,982	128,057	690,982	544,731	
	Cの財源内訳	国庫支出金		259,760	17,121	470,324	399,855
	県支出金		823	8,976	126,610	143,477	
	地方債		-	-	-	-	
	その他		-	-	-	-	
	一般財源		14,399	101,960	94,048	1,399	
	コスト調整額 D		52	55	85	75	
	(加算) 減価償却費		-	-	-	-	
(加算) 退職給与引当		52	55	85	75		
(控除) コスト対象外		-	-	-	-		
トータルコスト (C+D) E		275,034	128,112	691,067	544,806		

② 施設内療養費の追加補助額の算出誤りについて

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業における施設内療養費の追加補助額については、各施設が『様式4-1 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用の対象となる施設等入所者一覧』（以下、「様式4-1」という。）及び『様式4-2 緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置適用期間中の追加補助対象分の所要額一覧』（以下、「様式4-2」という。）を作成した上で市に提出し、市がチェックを行っている。

様式4-1は算定基礎情報である感染症発症日及び療養満了日を入力するフォーマットであり、様式4-2は、様式4-1の算定基礎情報に基づいて、日別補助額及びその合計額である施設内療養費の追加補助額が自動計算されるフォーマットとなっている。

しかし、**様式4-1を確認した結果、算定基礎情報である療養満了日が適切に入力されておらず、市のチェックも適切でなかった結果、施設内療養費が500千円過大に算出され、施設に対し補助金が過大に支給されていた。【指摘事項-25】**

**当該補助金は国庫支出金でまかなわれているため、支給先である施設からの返還を検討するとともに、国庫支出金を返納する必要がある。【意見-25】**

【追加補助所要額の算出根拠】

No	様式4-1記載内容			要綱に沿ったあるべき療養満了日	コメント
	感染症発症日	療養満了日	施設内療養日数		
1	R 4. 12. 27	R 5. 1. 6	10	R 5. 1. 5	
2	R 4. 12. 27	R 5. 1. 6	10	R 5. 1. 5	
3	R 4. 12. 28	R 5. 1. 7	10	R 5. 1. 6	
4	R 4. 12. 28	R 5. 1. 7	10	R 5. 1. 6	
5	R 4. 12. 28	R 5. 1. 7	10	R 5. 1. 6	
6	R 4. 12. 28	R 5. 1. 7	10	R 5. 1. 6	
7	R 4. 12. 28	R 5. 1. 7	10	R 5. 1. 6	
8	R 4. 12. 28	R 5. 1. 7	10	R 5. 1. 6	
9	R 4. 12. 28	R 5. 1. 7	10	R 5. 1. 6	
10	R 4. 12. 29	R 5. 1. 8	1	R 4. 12. 29	R 4. 12. 29 入院
11	R 4. 12. 29	R 5. 1. 8	10	R 5. 1. 7	
12	R 4. 12. 29	R 5. 1. 8	10	R 5. 1. 7	
13	R 4. 12. 29	R 5. 1. 9	10	R 5. 1. 9	医師判断でR 5. 1. 9まで療養延長
14	R 4. 12. 30	R 5. 1. 9	10	R 5. 1. 8	

様式4-1 記載内容				要綱に沿ったあるべき療養満了日	コメント
No	感染症発症日	療養満了日	施設内療養日数		
15	R 4. 12. 30	R 5. 1. 9	10	R 5. 1. 8	
16	R 4. 12. 30	R 5. 1. 9	10	R 5. 1. 8	
17	R 4. 12. 30	R 5. 1. 9	10	R 5. 1. 8	
18	R 4. 12. 31	R 5. 1. 10	3	R 5. 1. 1	R 5. 1. 2 入院
19	R 4. 12. 31	R 5. 1. 10	10	R 5. 1. 9	
20	R 4. 12. 31	R 5. 1. 10	10	R 5. 1. 9	
21	R 4. 12. 31	R 5. 1. 10	10	R 5. 1. 9	
22	R 4. 12. 31	R 5. 1. 10	10	R 5. 1. 9	
23	R 4. 12. 31	R 5. 1. 10	10	R 5. 1. 9	
24	R 4. 12. 31	R 5. 1. 10	10	R 5. 1. 9	
25	R 4. 12. 31	R 5. 1. 8	8	R 5. 1. 7	
26	R 5. 1. 1	R 5. 1. 11	10	R 5. 1. 10	
27	R 5. 1. 1	R 5. 1. 11	10	R 5. 1. 10	
28	R 5. 1. 2	R 5. 1. 12	10	R 5. 1. 11	
29	R 5. 1. 2	R 5. 1. 12	10	R 5. 1. 11	
30	R 5. 1. 3	R 5. 1. 13	10	R 5. 1. 12	
31	R 5. 1. 5	R 5. 1. 15	10	R 5. 1. 14	
32	R 5. 1. 5	R 5. 1. 15	10	R 5. 1. 14	
33	R 5. 1. 6	R 5. 1. 16	10	R 5. 1. 15	
34	R 5. 1. 7	R 5. 1. 14	7	R 5. 1. 13	
35	R 5. 1. 8	R 5. 1. 18	10	R 5. 1. 17	

【様式4-2の集計及び日別補助額】

様式4-2 記載内容					要綱に沿ったあるべき算定			過大補助額
No	追加補助対象期間の日付	実療養者数	補助対象療養者数	日別補助額(円)	実療養者数	補助対象療養者数	日別補助額(円)	
1	R 4. 12. 27	2	0	0	2	0	0	0
2	R 4. 12. 28	9	9	90,000	9	9	90,000	0
3	R 4. 12. 29	13	13	130,000	13	13	130,000	0
4	R 4. 12. 30	17	17	170,000	16	16	160,000	10,000
5	R 4. 12. 31	25	25	250,000	24	24	240,000	10,000
6	R 5. 1. 1	27	27	270,000	26	26	260,000	10,000
7	R 5. 1. 2	29	29	290,000	28	2	2870,000	10,000
8	R 5. 1. 3	30	30	300,000	28	28	280,000	20,000

No	様式4-2記載内容				要綱に沿ったあるべき算定			過大補助額
	追加補助対象期間の日付	実療養者数	補助対象療養者数	日別補助額(円)	実療養者数	補助対象療養者数	日別補助額(円)	
9	R 5. 1. 4	30	30	300,000	28	28	280,000	20,000
10	R 5. 1. 5	32	32	320,000	30	30	300,000	20,000
11	R 5. 1. 6	33	33	330,000	29	29	290,000	40,000
12	R 5. 1. 7	32	32	320,000	23	23	230,000	90,000
13	R 5. 1. 8	26	26	260,000	21	21	210,000	50,000
14	R 5. 1. 9	22	22	220,000	17	17	170,000	50,000
15	R 5. 1. 10	17	17	170,000	10	10	100,000	70,000
16	R 5. 1. 11	10	10	100,000	8	8	80,000	20,000
17	R 5. 1. 12	8	8	80,000	6	6	60,000	20,000
18	R 5. 1. 13	6	6	60,000	5	5	50,000	10,000
19	R 5. 1. 14	5	5	50,000	4	0	0	50,000
20	R 5. 1. 15	4	0	0	2	0	0	0
21	R 5. 1. 16	2	0	0	1	0	0	0
22	R 5. 1. 17	1	0	0	1	0	0	0
23	R 5. 1. 18	1	0	0	0	0	0	0
	累計	381	371	3,710,000	333	327	3,210,000	500,000

## 【西宮市介護施設等新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金交付要綱】

### (一部抜粋)

～省略～

さらに、上記①～⑥に加え、以下の⑦を満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑦ 施設内療養者が定員規模に応じて以下の人数を満たすこと。

	令和5年5月8日 から9月30日まで	令和5年10月1日 以降
小規模施設等（定員29人以下）	同一日に2人以上	同一日に4人以上
大規模施設等（定員30人以上）	同一日に5人以上	同一日に10人以上

※「施設内療養者」は、発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。ただし、発症日から10日経過していても……省略

また、発症日から10日間経過し、かつ症状軽快から72時間経過していないものであって、高齢者施設等において療養が必要であると判断された者については、当該療養を行った日まで「施設内療養者」であるものとする。（ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする。）なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

～省略～

助成の上限額

施設内療養者一人あたり以下の金額を補助する。

	<b>令和5年5月8日 から9月30日まで</b>	令和5年10月1日 以降
2の①から⑥を満たす場合の補助	1日1万円 (最大15万円)	1日5千円 (最大7万5千円)
<b>上記に加えて2の⑦の要件を満たす場合の追加補助</b>	<b>1日1万円 (最大15万円)</b>	1日5千円 (最大7万5千円)

【福祉部・高齢施設課】

(11) 養護老人ホーム管理運営事業 (寿園)

① 概要

事務事業名	養護老人ホーム管理運営事業 (寿園)		担当部署	高齢施設課				
法的根拠	西宮市立養護老人ホーム設置条例		総合計画の体系	福祉・健康・共生				
事業分類	117	施設管理運営		高齢者福祉				
事業概要	環境上及び経済的な理由で居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講ずるため、昭和 58 年 4 月に建替えにより設置された。平成 18 年度からは、高齢者の緊急一時保護を行う短期入所生活事業も実施している。							
対象・意図	対象	65 歳以上で環境上及び経済的な理由等で居宅において養護を受けることが困難な人						
	事業目標・成果 (対象をどのような状態にしたいか)	入所者の ADL (日常生活動作: 食事・排泄・入浴等日常生活において暮らすことに欠かすことが出来ない基本動作) の低下を可能な限り防ぎ、楽しみを持ち安心して生活が出来るよう、入所者の心身の状態に留意して適切な支援をしていく。また、在宅高齢者の短期入所受入れを行い、地域の高齢者の一時的な生活の場としての機能を果たしていく。						
実施形態 (一部委託の場合はその範囲・内容)	一部委託 (民間等)		給食調理業務、清掃・宿直警備等施設管理業務等					
市民等との協働の有無 (協働の範囲及び内容)	無		協働の事業としては行っていないが、施設の主催行事等において地域との交流を行っている。					
類似事業の有無 (該当する事業及び所管課)	無							
令和 5 年度実施事業	事業名	事業内容				決算額 (千円)		
	養護老人ホーム管理運営事業 (寿園)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 養護を受けることが困難な 65 歳以上の自立者を入所させ、養護することを目的とする「養護老人ホーム寿園」の管理運営。</li> <li>● 社会的支援を必要とする高齢者を緊急一時的に養護する必要がある場合に、当該高齢者を短期入所させ、当該高齢者の福祉を図る。</li> </ul>				養護老人ホーム運営事業経費 101,000		
コストの内訳 (千円)	区分		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
	事業費 A		105,271	105,866	104,434	107,714	105,777	
	うち会計年度任用職員人件費		33,360	37,335	40,319	40,824	37,347	
	その他事業費		71,911	68,531	64,115	66,890	68,430	
	正規職員人件費 B		126,405	101,364	94,732	94,743	96,173	
	正規職員従業者数		15.00	12.00	11.00	11.00	11.00	
	合計 (A+B) C		231,676	207,230	199,166	202,457	201,950	
	C の 財 源 内 訳	国庫支出金		-	-	-	-	-
		県支出金		-	-	-	-	-
		地方債		-	-	-	-	-
		その他		35,206	27,607	24,421	29,101	19,136
	一般財源		196,470	179,623	174,745	173,356	182,814	
	コスト調整額 D		20,695	19,367	19,249	19,568	18,866	
	(加算) 減価償却費		13,885	13,727	13,727	13,727	13,707	
(加算) 退職給与引当		6,810	5,640	5,522	5,841	5,159		
(控除) コスト対象外		-	-	-	-	-		
トータルコスト (C+D) E		252,371	226,597	218,415	222,025	220,816		

② 費用徴収に係る取扱いについて

高齢者が養護老人ホーム西宮市立寿園（以下、「寿園」という。）に措置された場合、その者に係る費用は一旦市が措置費として施設に対して支払うが、その者の収入に応じて一定の費用が徴収されている。当該費用徴収については、法令等において以下のとおり定められている。

法令等名称	条項	内容
老人福祉法	第 28 条第 1 項	第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、 <b>当該措置に係る者又はその扶養義務者</b> （民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。
老人福祉法による費用の徴収に関する規則	第 2 条	市長は、法第 28 条第 1 項の規定により、法第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定による措置（以下「措置」という。）に要する費用の全部または一部を <b>当該措置に係る者及びその主たる扶養義務者</b> （以下これらの者を「納入義務者」という。）から月額により徴収する。
西宮市やむを得ない事由による措置要綱	第 8 条第 1 項	市長は、第 6 条の規定により費用を支弁した場合は、当該措置に要する費用について費用徴収額決定通知書（様式第 4 号）により当該措置に係る者に通知し、当該翌月末までに <b>当該措置に係る者又はその扶養義務者</b> （民法に定める扶養義務者をいう。）から徴収するものとする。 (以下、省略)

上表のとおり、徴収対象者に関して、老人福祉法と「西宮市やむを得ない事由による措置要綱」では「措置に係る者**又は**その扶養義務者」とされているが、「老人福祉法による費用の徴収に関する規則」では「措置に係る者**及び**その主たる扶養義務者」とされており、徴収対象者の範囲が異なっている。また、市における実際の徴収事務は、「措置に係る者」と「その主たる扶養義務者」の両者から行われている（虐待事案等を除く）。

この点、老人福祉法第 28 条の内容について市の担当者を通じて厚生労働省へ問い合わせを行った結果は、以下のとおりである。

**【厚生労働省からの回答】**

老人福祉法第 28 条の内容としては、「被措置者と扶養義務者、それぞれの

負担能力に応じて措置に要する費用を徴収することができる」というものの。あくまで、「徴収することができる」なので、徴収するかどうかは各自治体の判断となる。事情に応じて徴収する対象を決めて差し支えない。片方からのみ徴収しても、両方から徴収しても良い。

厚生労働省からの回答結果を踏まえると、市の「老人福祉法による費用の徴収に関する規則」の定めは老人福祉法の定めを超えるものではないと考えられる。また、「措置に係る者」と「その主たる扶養義務者」の両者から費用を徴収している市の事務も老人福祉法に沿ったものと言える。その一方で、徴収対象者の範囲の記載が老人福祉法と異なっている点や市の規則と要綱との間においても異なっている点は、市民に対して誤解を招く恐れがあると言える。

従って、**市民が措置費用の徴収対象者の範囲に関して誤解することを防止するため、市は「老人福祉法による費用の徴収に関する規則」第2条を老人福祉法第28条と合わせるように改正すべきである。【意見-26】**

- ③ その他の指摘事項及び意見
  - 3. 現地視察及び現地調査（8）参照



【福祉部・障害福祉課】

(12) 障害者団体補助事業

① 概要

事務事業名	障害者団体補助事業		担当部署	健康福祉局福祉部障害福祉課			
法的根拠	西宮市福祉団体補助金交付要綱		総合計画の体系	福祉・健康・共生			
事業分類	113	補助金		障害のある人の福祉			
事業概要	障害者団体等が行う事業に対する補助事業。						
対象・意図	対象		福祉団体				
	事業目標・成果 (対象をどのような状態にした いか)		障害者団体等が行う事業に対して、経費の一部を補助することにより、各団体が行う事業の円滑な実施と障害福祉の増進を図る。				
実施形態（一部委託の場合はその範囲・内容）			補助金・負担金				
市民等との協働の有無（協働の範囲及び内容）			無				
類似事業の有無（該当する事業及び所管課）			無				
令和5年度 実施事業	事業名	事業内容				決算額（千円）	
	主なものは下記の通り。						
	(1) 特定非営利活動法人西宮市身体障害者連合会	・西宮市に在住する肢体障害者、視力障害者、聴力言語障害者に対する支援及び社会参加のサポートを目的とし、「身体障害者スポーツ大会」等の事業を実施する。				797	
	(2) 西宮市ノーマライゼーション推進協議会	・障害のある人の「完全参加と平等」を実現するために、障害者週間啓発イベントを実施し、また「にしのみや市民祭り」に参加することで、多くの市民との交流及び連帯を図る。				1,163	
(3) はんしん自立の家ショートステイ運営費分担金	・はんしん自立の家が所有するベッドを用いてショートステイ事業を運営する。また、費用については7市1町（西宮市・尼崎市・芦屋市・宝塚市・伊丹市・川西市・三田市・猪名川町）で分担する。				2,118		
コストの内訳 (千円)	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	事業費	A	4,015	2,468	3,204	3,750	4,414
		うち会計年度任用職員人件費	-	-	-	-	-
		その他事業費	4,015	2,468	3,204	3,750	4,414
	正規職員人件費	B	421	845	861	1,292	1,311
		正規職員従業者数	0.05	0.10	0.10	0.15	0.15
	合計 (A+B) C		4,436	3,313	4,065	5,042	5,725
	C の 財 源 内 訳	国庫支出金	337	103	225	316	301
		県支出金	169	51	113	158	151
		地方債	-	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-	-
		一般財源	3,930	3,159	3,727	4,568	5,273
	コスト調整額	D	23	47	50	80	70
(加算) 減価償却費		-	-	-	-	-	
(加算) 退職給与引当		23	47	50	80	70	
(控除) コスト対象外		-	-	-	-	-	
トータルコスト (C+D) E		4,459	3,360	4,115	5,122	5,795	

② はんしん自立の家ショートステイ（レスパイト）事業の成果指標について

(i) はんしん自立の家ショートステイ（レスパイト）事業内容と利用状況

はんしん自立の家は、障害のある子どもの成長を支援し、成人した後も自立した生活を送れるよう、生活に便利な居住の場「チェシャーホーム」を管理・運営する社会福祉法人 ひょうご障害福祉事業協会（以下、「事業協会」という。）が昭和60年7月に兵庫県宝塚市に開設した社会福祉施設である。事業協会は6市1町（尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町）の公有地の提供を受け、都市部で初となる障害のある人の支援のための「家」として活動している。

はんしん自立の家では障害児やその家族のためのレスパイトサービス（ショートステイ）を実施しており、レスパイトサービス専用スペース利用期間中は、「はんしん自立の家」のサービスを利用できるとともに、障害のある人や家族が心身ともにリフレッシュできる体制を敷いている。

市は毎年、事業協会と「はんしん自立の家」におけるショートステイ事業に関する協定書を7市1町（現在は三田市を含む。）と締結しており、事業の役割と費用負担を取り決めている。令和6年度の市の負担率は全体の3割弱、負担金額は2,154,000円（令和5年度の実績は2,118,000円）となっており、7市1町の中でも最も負担金が多くなっているのは、以下のとおり主に利用実績が多いことによる。

**【7市1町のレスパイトサービス（ショートステイ）利用実績】**

（単位：延べ日数）

7市1町	令和3年度	令和4年度	令和5年度
尼崎市	118	79	35
<b>西宮市</b>	<b>555</b>	<b>567</b>	<b>577</b>
芦屋市	10	17	10
伊丹市	207	132	89
宝塚市	481	485	501
川西市	389	260	309
猪名川町	23	50	53
三田市	0	0	0
計	1,783	1,590	1,574

（出典：市資料から包括外部監査人が作成）

(ii) はんしん自立の家ショートステイ（レスパイト）事業の事務事業の評価  
 はんしん自立の家ショートステイ（レスパイト）事業は、障害者団体補助事業の一つとして令和6年度西宮市事務事業評価（令和5年度実施事業）の対象となっている。しかしながら、一般的な障害者団体への補助とは異なり、各市で共同実施しており補助金ではなく分担金として支出しているため、令和6年度西宮市事務事業評価シートにおいて活動指標には含まれているものの、以下のとおり成果指標は記載されていない。

### 【令和6年度西宮市事務事業評価シート】

IV. 事務事業の指標（CHECK）						
活動実績（量）を示す指標名	単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	対前年比（%）	令和6年度計画
① 団体補助金	千円	2,909.0	3,332.0	4,078.0	122.4	—



事業の成果や効果を示す指標名（説明）			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標値	達成率（%）
① 身体障害者スポーツ大会参加者数	単位	目標	162.0	162.0	162.0	162.0	162.0	53.1
	人	実績	0.0	0.0	86.0	—	最終目標年度	令和10年度
式・説明		過去最多の参加者数を目標とする。						
② 「輪イ和イひろば」参加者数	単位	目標	—	—	300.0	400.0	400.0	100.0
	人	実績	—	224.0	400.0	—	最終目標年度	令和10年度
式・説明		過去最多の参加者数を目標とする。						

（出典：令和6年度西宮市事務事業評価シート）

(iii) はんしん自立の家ショートステイ（レスパイト）事業の成果指標の設定の必要性

市は、はんしん自立の家ショートステイ運営費分担金が他の補助事業とは性格が違い、補助金ではなく分担金として歳出しているため、成果指標を定める形はとっていないとのことである。

しかしながら、**運営費分担金であったとしても障害者団体補助事業の一つと位置付けている以上、何らかの成果（結果）を出すことは必要である。現状では目標となる指標がない中で、市が何をもってはんしん自立の家ショートステイ（レスパイト）事業の成果を評価しようとするのか判然としない。【指摘事項-26】**

一方、市は運営法人の事業協会から定期的な事業報告を受け、今後の事業対応についても協議していることから、本事業の成果について事業協会とともに設定することは可能であると考えられる。

従って、ショートステイ（レスパイト）の「利用者数」が対外的にも分かりやすいため、今後は市が7市1町や事業協会との協議において主導的な役割を果たして「利用者数」を成果指標に設定し、事業評価を行う必要がある。【意見-27】

③ 西宮市ノーマライゼーション推進協議会の補助事業の参加者数の測定方法について

(i) 西宮市ノーマライゼーション推進協議会補助事業の事業内容と実施状況

西宮市ノーマライゼーション推進協議会（以下、「推進協議会」という。）は、国際連合が昭和56年を「国際障害者年」という国際年の一つとして指定したことを契機に、市内障害者団体等により障害者への理解啓発事業として企画された市民参加型障害者福祉推進総合イベント「輪イ和イひろば」を実施したことにより発足した団体である。市の福祉団体への補助金については、「西宮市福祉団体補助金交付要綱」が定められており、市内の福祉団体の健全な育成及び適正な運営を図ることを目的としている。

市は、ノーマライゼーション推進の啓発交流事業の経費に充当することを補助金交付の要件として、にしのみや市民祭りを開催し、「輪イ和イひろば（参加型啓発事業）」等の事業に関する経費などに対して、昭和56年度から毎年、推進協議会に補助金交付をしており、令和5年度の実績は1,162,938円となっている。

(ii) 西宮市ノーマライゼーション推進協議会補助事業の事務事業の評価

推進協議会の補助事業の令和6年度西宮市事務事業評価については、成果指標として「輪イ和イひろば」参加者数を設定しており、過去最多の参加者数を目標として令和5年度は300人目標に対して実績が400人となっている。事務事業の点検（CHECK）では、「障害のある人への社会参加等のサポート及び市民への啓発活動を行っている団体等に対しての補助事業であり、必要である。」として、社会的ニーズがあると評価している。また、「輪イ和イひろば」への参加者数は目標を上回っており、障害のある人への支援、社会参加等のサポート並びに市民への啓発活動が図られており、有効である。」として、目標を概ね達成できていると評価している。

(iii) 西宮市ノーマライゼーション推進協議会の補助事業の参加者数の測定方法見直しの必要性

このように、市は推進協議会の補助事業について各障害者団体から挙げられるイベント希望を聞くことや、当日のイベントスタッフとして参加することに

より社会的ニーズを把握しており、「輪伊和イひろば」への参加者数が目標値を上回っている点で、一定の成果が出ていることは評価できる。

一方、「輪伊和イひろば」への参加者数は400人と概算人数になっており、その理由を確認したところ、「輪伊和イひろば」は入口が複数あり、参加者がどこから「輪伊和イひろば」に入場するかは事前にはわからないため、概ねの概算数字を測定したとのことであった。

しかしながら、参加者数の実績数値を正確に測定しないと、その数値の信ぴょう性に疑義が生じかねないことから、現在の測定方法だと正確性に欠けるリスクがある。この点、実績報告書にはスタンプカード配布数348人の記載があり、これが実数に近いものと考えられるが、スタンプカードを受取らない親子もいるとのことであり、誤差が生じることがある。市としてはチラシ配布数400枚であり、そちらの方が実数に近いと考えているが、チラシ配布数と参加者数が一致しているとは限らない。

上記のとおり、**参加者数の実績数値の正確な測定方法としては、スタンプカード配布数もチラシ配布数も一長一短があることから、市は今後もできる限り正確な測定方法の更なる工夫をすることを検討されたい。【意見-28】**

④ 障害者団体補助事業における団体要望の活用について

市では、障害者団体補助事業の実施に際して、特定非営利活動法人西宮市身体障害者連合会など障害者団体から団体要望があれば、その要望を聴取するとともに適宜の意見交換を実施している。令和5年度の団体要望一覧は以下のとおりである。

**【令和5年度の団体要望一覧】**

団体名	回答方法	日程
西宮家族会(精神障害のある人のご家族の組織)	懇談会にて回答	令和5年7月18日
西宮市聴力言語障害者協会	懇談会にて回答	令和5年8月21日
社会福祉法人 一羊会	要望会にて意見聴取、懇談会にて回答	令和5年8月4日 令和5年10月23日
一般社団法人 西宮市手をつなぐ育成会(知的障害のある人のご家族の組織)	要望会にて意見聴取、懇談会にて回答	令和5年8月4日 令和5年10月23日
兵庫県立上野ヶ原特別支援学校	懇談会にて回答	令和5年10月20日
名神あけぼの園保護者会	懇談会にて回答	令和5年10月25日
いずみ園保護者会	懇談会にて回答	令和5年11月14日

団体名	回答方法	日程
NPO法人L I C (聴覚障害のある人の組織)	要望会にて意見聴取、懇談会にて回答	令和5年8月23日 令和5年11月15日
西宮市難病団体連絡協議会	懇談会にて回答	令和6年1月16日
西宮市立西宮支援学校PTA	懇談会にて回答	令和6年1月11日
西宮腎友会 (腎臓病患者の組織)	文書回答	—
兵庫県社会保障推進協議会	文書回答	—
北山学園保護者会	文書回答	—

(出典：市資料から包括外部監査人が作成)

このように、市は上記団体の要望の中で、次年度以降どのような対応をするかの回答を各団体へ行っていることは評価できる。だが、ややもすればこれらの団体への個別の対応に留まっており、当該要望を次の施策展開についてどのように対応するか、また、市が個別対応したことにより今後どのように施策や事務事業に反映させるかについては、特段の対応は示されていなかった。

**今後は各団体要望への個別の対応はもちろんのこと、当該対応を踏まえた次の施策や事務事業に反映させるなど、団体要望の活用について可視化し次のアクションに繋げることを検討することが望まれる。【意見-29】**

### (13) 障害者社会参加促進事業

#### ① 概要

事務事業名	障害者社会参加促進事業		担当部署	健康福祉局福祉部障害福祉課			
法的根拠	西宮市定額制福祉タクシー派遣事業 運営要綱等		総合計画の体系	福祉・健康・共生			
事業分類	114	個人給付		障害のある人の福祉			
事業概要	障害のある人の社会参加と自立を促進する為に、移動手段として福祉タクシーの派遣等を行うことにより、外出を支援し、福祉の向上を図る事業。						
対象・意図	対象		身体障害者・知的障害者・精神障害者（平成28年10月より対象）				
	事業目標・成果（対象をどのような状態にしたいか）		障害のある人の自立と社会参加の機会を促進する。				
実施形態（一部委託の場合はその範囲・内容）	一部委託（民間等）		民間タクシー事業者に委託している。				
市民等との協働の有無（協働の範囲及び内容）	無						
類似事業の有無（該当する事業及び所管課）	有		高齢者外出支援サービス事業（高齢介護課）				
令和5年度 実施事業	事業名	事業内容				決算額（千円）	
	(1) 福祉タクシー派遣	公共交通機関の利用が困難な在宅の重度障害のある人を対象に通院や社会参加の促進を図るため、福祉タクシーまたはリフト付自動車を派遣。 障害者割引後料金のうち、定額(500円)を助成する「定額制」と、利用先が医療機関等に限られるが、割引後料金の9割（助成上限額：南部2,000円、北部4,000円）を助成する「予約制」がある。助成上限額を越えた金額については、利用者負担となる。利用券は「定額制」については年間最大72枚、「予約制」については、年間最大48枚交付。 ※ 令和3年度より初乗制（最大700円を助成。年間48枚交付）から定額制（500円を助成。年間72枚交付）に制度変更を行っている。 登録者数4,048人 延べ利用枚数109,640回				委託料 68,511	
		(2) ガソリン費用助成	在宅の重度身体障害者が、日常生活を行うために必要な自動車等の運行に伴うガソリン費用の一部を助成。 （月額：自動車1,000円、二輪500円） 支給決定者数655人 延べ利用者8,068人				助成額 7,998
	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
事業費	A	81,249	71,953	84,794	86,280	85,302	
	うち会計年度任用職員人件費	5,051	5,106	5,201	5,596	5,306	
	その他事業費	76,198	66,847	79,593	80,684	79,996	
正規職員人件費	B	5,478	5,491	3,445	3,015	3,060	
	正規職員従業者数	0.65	0.65	0.40	0.35	0.35	
合計	(A+B) C	86,727	77,444	88,239	89,295	88,362	
コストの内訳 (千円)	Cの財源内訳	国庫支出金	-	-	-	-	-
		県支出金	-	-	-	-	-
		地方債	-	-	-	-	-
		その他	2,734	2,509	2,412	2,253	2,095
		一般財源	83,993	74,935	85,827	87,042	86,267
コスト調整額	D	295	306	201	186	164	
	(加算) 減価償却費	-	-	-	-	-	
	(加算) 退職給与引当	295	306	201	186	164	
	(控除) コスト対象外	-	-	-	-	-	
トータルコスト	(C+D) E	87,022	77,750	88,440	89,481	88,526	

② 福祉タクシー利用券の履行確認手続について

福祉タクシー派遣事業において、市は定額制及び予約制ともに業務委託要領や福祉タクシー派遣事業運営要綱に基づき、事務手続を実施しており、実務的には、障害者が福祉タクシー利用券を使用して福祉タクシーを利用した後、派遣登録しているタクシー事業者が福祉タクシー利用券を1ヵ月ごとに集計して市に毎月請求している。**市はタクシー事業者からの請求書の履行確認において、タクシー利用券の枚数と現物を照合しているとのことであるが、その実施状況を確認したところチェックした担当者名前がなく、また、上席者が確認した証跡もなかった。【指摘事項-27】**

この点、市は事務等の適正な管理及び執行を確保するため、内部統制基本方針や内部統制に係る体制の整備及び運用に関する規則を定めている。だが、本事業においてはチェックの方法まで定めた要綱、要領などはなく、担当者が単に請求書内容と枚数等のチェックを行っているのみであり、福祉タクシー利用券の履行確認手続が適切に行われているとは言えず、上席者の確認もないため内部統制上好ましくない。

**市に委託料の履行確認における事務手続のルールがないのであれば、少なくとも内部統制(牽制)の観点から担当者の実施状況として請求書に証跡を残し、上席者が確認する手続を行う必要がある、そうした事務手続のルールについても速やか規定する必要がある。【意見-30】**

なお、市は監査現場での指摘後、ただちにその必要性を認めて対応しており、請求書に記載の利用券枚数・金額について、チェックを行った担当者がかかるようサインをし、上席者が確認するように証跡を残すようにしている。

③ 福祉タクシー利用券の冊数管理について

市は、福祉タクシーの利用券の管理について、「定額制」と「予約制」のそれぞれで利用者の登録申請番号を付与して連番管理をしている。具体的には、福祉タクシーの利用券は毎年度更新するため、新年度の利用券を登録申請した利用者に一斉発送した後、余った利用券が利用登録のない番号となるので、追加の新規登録者があれば新たに連番の登録申請番号を付与して続けて利用している。そして、年度末に余った利用券は廃棄しているとのことである。

**市は、毎年度3月に業者から利用券の納品を受けており、利用者の登録申請数より多めの冊数を発注していることから必ず利用券の冊数が残ることになるが、利用券の冊数管理状況を確認したところ、利用券の未使用の現物と登録申請番号のリストにおける残数との照合を行っていなかった。これでは、利用券の使用、未使用、残数を適時に把握できないことになり、仮に金銭と同様の経済価値を有する利用券がなくなったとしても直ちに分からないため、内部統**



**制上非常に問題である。【指摘事項－28】**

**市は、金銭と同様の経済価値を有する利用券について厳格な管理手続が必要である。【意見－31】**

なお、市は監査現場での指摘後、ただちにその必要性を認めて対応しており、令和5年度の残数分226冊については、すでに廃棄済みであり、令和6年度分は毎月、未使用現物と残冊数の管理を行うようにしており、令和6年8月末時点で551冊の残冊数であることを確認している。

④ 「定額制」福祉タクシー派遣事業の利用実績の分析について

(i) 「定額制」福祉タクシー派遣事業の利用状況

「定額制」福祉タクシー派遣事業における過去3年間の登録及び利用実績は以下のとおりである。「定額制」福祉タクシーは特段の利用制限がなく使い勝手の良さもあり、登録及び利用実績、並びに委託料ともに年々増加していることが見て取れる。

一方、「定額制」福祉タクシーの登録人数は障害種別・地域別に区分しているが、利用人数は区分していない。これは、登録人数は申請時における登録申請番号から障害種別・地域別に集計できるのに対して、利用人数はタクシー事業者からの請求書における福祉タクシーの利用券を障害種別・地域別に区分していないことによる。市は、タクシー事業者との委託契約の仕様において、利用件数が膨大であることから請求書に添付する福祉タクシーの利用券に登録申請番号を記載することを求めている。

**【「定額制」福祉タクシー登録及び利用状況】**

<登録人数>

種類	手帳	地域	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定額制	障害（身体・療育）	北部	177人	188人	198人
		南部	3,146人	3,207人	3,234人
	精神	北部	10人	12人	16人
		南部	92人	96人	98人
計			3,425人	3,503人	3,546人

<利用人数>

種類	手帳	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定額制	身体・療育・精神	89,837人	95,693人	100,630人
	委託料	45,150,710円	47,987,140円	50,424,590円

(出典：市資料から包括外部監査人が作成)

(ii) 令和4年度福祉タクシー派遣事業の不正請求への対応

令和4年3月に福祉タクシー予約利用者の家族から、タクシー事業者からの不正請求の有無について調査依頼の連絡があり、また、令和4年6月の市議会の一般質問で、福祉タクシー不正請求防止の質問があった。これに対して、市が実施した「定額制」福祉タクシーの不正請求の有無に係る対応は以下のとおりである。

【令和4年度福祉タクシー派遣事業の不正請求への対応】

- ・定額制利用者のうち無作為に抽出した約100名（令和4年度）、140名（令和5年度）に対して実績通知を送付し、自身の利用状況について確認依頼。
- ・定額制委託事業者へ不正請求防止に向けた取り組みを行う旨の通知送付。
- ・利用者から、通知内容についての問い合わせが数件あったが、特に問題なし。
- ・市の不正利用、不正請求への対策について、一定数の利用者に伝える契機になった。
- ・事業者向け通知の役割として期待した「不正請求に対する事業者への牽制、抑止効果」は事業者に伝わった。
- ・事業者及び利用者への実績通知は、不正請求予防目的として行う意味はあると思われるため、今後も行うことが望ましい。
- ・事務量や繁忙にも配慮し、実施の時期や件数、実施方法など再考の必要あり。

以上より、市が実施した「定額制」福祉タクシーの不正請求対応手続は一定の負荷がかかるものの、今後も実施する予定であることが見て取れる。

(iii) 「定額制」福祉タクシー利用実績の分析と活用の必要性

市は「定額制」福祉タクシー派遣事業における利用者の障害種別地域別利用状況などの属性について、登録人数は把握しているものの、利用人数は把握していない。その理由として、市によれば「請求書の記載内容について、利用券の登録番号を記入することを契約の要綱に入れておらず、140社を超える委託事業者全てに対して、事務負担が増える記入の同意を得ることは難しい。定額制は、利用目的などは限定しておらず、登録番号を記載してもらった労力に比すると、得るデータは少ない。」ことを挙げている。市は利用実績の属性や地域制の分析及び利用者の満足度調査の重要性は低いと認識しており、限りある人材の中での実施は難しいと考えることによる。確かに、利用券の登録番号を記入に係る事務負担が増える委託事業者の理解を得るには容易でないこと理解できる。

**しかし、「定額制」福祉タクシー利用者の利用実態の動向を把握分析せずに、有効な事務の執行ができるとは思われず、「定額制」福祉タクシー利用実績の**

**分析により得られるデータは少ないとする市の見解には疑義を持たざるを得ない。【指摘事項－29】**

「定額制」福祉タクシー利用者が年々増加傾向にある中、障害種別地域別利用状況などの属性を分析することにより、今後の需要予測や精度の高い予算額の積算、増加する委託料を抑制するための委託事業者対応など、これまで見えなかった情報の活用の可能性はある。

他方で、事務負担が増える委託事業者の理解を得る手法としては、上述の(ii)令和4年度福祉タクシー派遣事業の不正請求への対応に記載のとおり、福祉タクシー派遣事業の不正請求への対応手続を活用することが考えられる。不正利用の抑止力としての事務の相乗効果を促す観点から、工夫の余地がある。例えば、不正請求のチェック対象となる利用者や事業者をサンプリングで選定し、その対象先について利用券に利用者の登録申請番号を記載してもらうことにより、利用実績の分析を行うのである。これでも委託事業者の多少の事務負担は増えるものの、不正請求への対応協力に合わせて実施することで、事務負担の軽減には理解をしてもらいやすくなると考えられる。

いずれにせよ、**「定額制」福祉タクシー派遣事業の利用実績の分析には一定の効果と施策目的達成のための客観的なデータに活用することが期待できると考えられるため、市はその対応について検討すべきである。【意見－32】**

⑤ 「予約制」福祉タクシー派遣事業の継続の要否について

(i) 「予約制」福祉タクシー派遣事業の利用状況

「予約制」福祉タクシー派遣事業における過去3年間の登録及び利用実績は以下のとおりである。「予約制」福祉タクシーは「定額制」福祉タクシーより利用金額が高く、利用先が病院や公的機関に限定されるなど利用要件に制限があるため、使い勝手の悪さもあり、登録及び利用実績、並びに委託料ともに年々減少していることが見て取れる。

一方、「予約制」福祉タクシーの利用実績は、「定額制」とは異なり登録人数及び利用人数ともに障害種別・地域別に区分しており、利用人数はタクシーの種類も普通及びリフトに区分している。これは、「予約制」福祉タクシーの登録及び利用者数が圧倒的に少なく、委託事業者数も少ないことから、事務負担がさほどかからないことによるものと思われる。また、地域別では登録人数及び利用人数ともに、南部が圧倒的に多いことが見て取れる。これは、地域性や委託事業者数の南部への偏りがあることによる。

## 【「予約制」福祉タクシー登録及び利用状況】

### <登録人数>

種類	手帳	地域	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予約制	障害（身体・療育）	北部	75人	68人	60人
		南部	556人	484人	432人
	精神	北部	4人	2人	2人
		南部	11人	9人	8人
	計		646人	563人	502人

### <利用人数>

種類	手帳	タクシーの種類	地域	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
予約制	障害 （身体・療育）	普通	南部	6,676人	6,053人	4,996人	
		普通	北部	235人	249人	127人	
		リフト※	南部	4,629人	4,100人	3,116人	
		リフト※	北部	502人	563人	622人	
		小計		12,042人	12,042人	8,861人	
	精神	普通	南部	92人	95人	122人	
		普通	北部	0人	0人	0人	
		リフト※	南部	63人	47人	27人	
		リフト※	北部	0人	0人	0人	
		小計		155人	142人	149人	
	合計				12,197	11,107	9,010
	委託料（円）				22,246,680円	20,503,170円	18,053,480円

（出典：市資料から包括外部監査人が作成）

※車いすやストレッチャー（寝台）のまま乗車できるリフト付タクシーのこと。

（ii）「予約制」福祉タクシー利用要件と予約制の登録及び利用者が減少している要因

「予約制」福祉タクシー派遣事業の利用状況について、登録及び利用者が減少している要因をもう少し掘り下げて見ると、以下の状況が見えてきた。

- ・北部の利用者にとっては「予約制」は使い勝手が悪く自家用車で対応するか、使い勝手の良い「定額制」にシフトしている。
- ・「予約制」の委託事業者は9事業者しかおらず、とりわけリフト付きタクシーについて、北部に事業所がある事業者は1事業者しかいない状況が利用者の利用の妨げになっている。
- ・「予約制」福祉タクシー利用の要件がいくつもあり、利用者には厳しい。

これに対して、市も「予約制」福祉タクシーの使い勝手の悪さを認識しているが、「予約制」については利用の要件を限定しており、また、利用者負担の計算方法なども煩雑であるため、契約内容の詳細を要領で定めている。南部地域の事業者も北部地域で利用できる事業者があり、令和6年度当初で4事業者、22台が利用できる。現在のところ、利用者の方から予約が取りにくいという声は聞いていない。」としている。

(iii) 「予約制」福祉タクシー利用実績の分析と今後の「予約制」の継続の要否

このように、「予約制」福祉タクシー派遣事業の利用実績が減少傾向にあり、「予約制」福祉タクシーの使い勝手の悪さがその要因となっている以上、市はこれに対して何らかの手立てを検討し施策に反映させる必要がある。

しかしながら、「予約制」福祉タクシーの課題を認識している一方で、登録人数及び利用人数ともに利用者の障害別地域別利用状況など属性を把握しているものの、これらの分析や次の施策などに繋げる対応はしていない。また、予約制の拡充や広報を重点的に行う予定はないとのことである。

市は、「予約制の大きなメリットは助成金額が定額制に比べて高くなっているということであり、登録者数が減少しているといっても現在のところ、約500名の登録者がいる。今後も利用しやすい定額制の登録者の割合が増えると予想するが、予約制の見直し等については慎重に判断したい。」とのことである。

確かに「予約制」福祉タクシーの利用実績が減少傾向にあるとしても、現在も約500名の登録者がおり、登録者全員が利用するわけではないものの、利用人数ということであれば、令和5年度の延べ利用者は9,010名が利用している実績があり、市の予約制の見直し等について慎重に判断したいという主張もあながち否定できるものではない。しかしながら、「予約制」福祉タクシー派遣事業を今後も継続するのであれば、市は「予約制」福祉タクシーの課題解決に向けた対応を明確にする必要がある。

例えば、**「予約制」の要件が厳しく使い勝手が悪いのであれば、「予約制」の利用者の利用状況や他都市事例の調査をした上で、要件緩和するなど次の施策に反映させることが考えられる。また、「予約制」の拡充における広報を重点的に行い、使い勝手の悪さの改善を利用者に適時適切に情報発信することも検討の余地がある。その結果、今後も「予約制」福祉タクシーの利用実績の減少傾向に歯止めがかからない状況になれば、予約制を廃止して定額制に集約することも考えられ、今後の予約制の継続の要否を検討する必要がある。【意見一**

**33】**

⑥ 障害者社会参加促進事業の評価等について

障害者社会参加促進事業の令和6年度西宮市事務事業評価について、成果指標としては以下のとおりである。

【令和6年度西宮市事務事業評価シート】

IV. 事務事業の指標 (CHECK)						
活動実績 (量) を示す指標名	単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	対前年比 (%)	令和6年度計画
① 福祉タクシー (定額制) 利用登録者数	人	3,425.0	3,503.0	3,546.0	101.2	—
② 福祉タクシー (予約制) 利用登録者数	人	646.0	563.0	502.0	89.2	—
③ ガソリン助成支給決定者数 (年度末時点)	人	682.0	691.0	655.0	94.8	—



事業の成果や効果を示す指標名 (説明)			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標値	達成率 (%)
① 福祉タクシー利用枚数 (定額制)	単位	目標	—	—	—	—	—	—
	回	実績	89,837.0	95,693.0	100,630.0	—	最終目標年度	令和10年度
式・説明		予測不可能のため最終目標値は設定しない (令和3年度より初乗制から定額制に制度を変更)。						
② 福祉タクシー利用枚数 (予約制)	単位	目標	—	—	—	—	—	—
	回	実績	12,197.0	11,107.0	9,010.0	—	最終目標年度	令和10年度
式・説明		予測不可能のため最終目標値は設定しない。						
③ ガソリン助成件数	単位	目標	—	—	—	—	—	—
	回	実績	8,181.0	8,269.0	8,068.0	—	最終目標年度	令和10年度
式・説明		予測不可能のため最終目標値は設定しない。						

V. 事務事業の点検 (CHECK)		
評価項目	評価内容	評価内容の説明
成果・有効性	成果の達成状況	目標の設定が困難である
	市民ニーズの傾向	あまり変わらない
	市民満足度	データなし (アンケート調査等を実施していない)
		重度の障害を有する人にとって、電車やバス等の公共交通機関を利用することは困難であり、福祉タクシーの利用を支援することは有効である。

(出典：令和6年度西宮市事務事業評価シート)

**事業評価するための活動指標や成果指標がほぼ同じアウトプット指標になっていること及び事務事業の点検 (CHECK) において成果・有効性の一としての市民満足度でアンケート調査等を実施していないことから、何ををもって障害者社会参加促進事業の成果を評価しているかが判然としない。【指摘事項-30】** そもそも市は福祉タクシー利用実績の分析をしておらず、本事業の必

要性や成果・有効性についても客観的な根拠を持つことなく評価しているのが実情である。

従って、**市は事業の有効性評価の一つである市民満足度としてのアンケート調査や福祉タクシーの利用実績の分析に基づく有効性の評価を実施すべきである。【意見－34】**

一方、市は福祉タクシー派遣事業や在宅重度身体障害者自動車ガソリン費用助成事業の評価等について、市の附属機関や障害福祉団体との定期的な協議を行う場を持っていない。市には西宮市地域自立支援協議会（みやっこ会議）の団体があり、この団体は地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとされており、市も構成員として参加している。

この西宮市地域自立支援協議会（みやっこ会議）のほくぶ会では「西宮北部地域障がいのある人の移動・交通に関する困りごと事例集」を発刊しており、「移動支援が利用しにくい」、「タクシーチケットが使えない」という困りごとが記載されている。

これに対して、市は令和3年度に障害福祉課から担当者が出席し、福祉タクシー派遣事業について一応の説明をしている。だが、どちらかというと同団体からの要請があり、必要があれば対応するという受動的な後ろ向きのスタンスのように見受けられる。

**市は、障害福祉団体の声を聞き協議するための場を定期的に設け、障害者社会参加促進事業の施策目的の達成に向けた情報として収集し、その評価を活用するといったより積極的な対応をすべきである。また、7市1町の障害福祉所管課会議で福祉タクシーの課題などを議題として取り上げ、業務実態と地域性などを勘案した協議をすることも考えられるため、これらの対応を検討されたい。【意見－35】**

## (14) 特別障害者手当等支給事業

### ① 概要

事務事業名	特別障害者手当等支給事業		担当部署	健康福祉局福祉部障害福祉課			
法的根拠	特別児童扶養手当等の支給に関する法律		総合計画の体系	福祉・健康・共生			
事業分類	115	扶助費		障害のある人の福祉			
事業概要	精神または身体が著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人を対象に手当を支給することにより、重度の障害のために必要となる特別な経済的負担の軽減を図る。						
対象・意図	対象		重度身体障害者等で、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の人。				
	事業目標・成果 (対象をどのような状態にしたいか)		在宅の重度身体障害者等の福祉の増進に寄与する。				
実施形態 (一部委託の場合はその範囲・内容)			直営				
市民等との協働の有無 (協働の範囲及び内容)			無				
類似事業の有無 (該当する事業及び所管課)			無				
令和5年度 実施事業	事業名		事業内容			決算額(千円)	
	特別障害者手当等支給額 (2・5・8・11月の年4回支給)						
	(1) 特別障害者手当: (延べ支給者数) 8,763人 (月額) 27,300円 (令和5年2月、3月)、27,980円 (令和5年4月～令和6年1月)		精神又は身体が著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人に支給。(所得制限等あり)			244,203	
	(2) 障害児福祉手当: (延べ支給者数) 4,137人 (月額) 14,850円 (令和5年2月、3月)、15,220円 (令和5年4月～令和6年1月)		精神又は身体が著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の人に支給。(所得制限等あり)			62,705	
	(3) 福祉手当(経過措置分): (延べ支給者数) 69人 (月額) 14,850円 (令和5年2月、3月)、15,220円 (令和5年4月～令和6年1月)		昭和60年度までの受給資格者で、昭和61年度より障害基礎年金又は特別障害者手当の支給対象とならない人に支給。			1,046	
(4) 重度心身障害者(児)介護手当: (延べ支給者数) 194人 (年額) 100,000円		65歳未満で、居宅において過去6箇月以上常時臥床状態にあり、引き続き同様の状態が継続すると認められる障害者を介護している人に支給。3箇月以上の入院、介護保険サービス及び障害福祉サービスを利用している人は対象外となる。(非課税世帯のみ)			1,617		
コストの内訳 (千円)	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	事業費	A	283,031	290,787	290,499	297,701	309,958
		うち会計年度任用職員人件費	-	110	144	122	154
		その他事業費	283,031	290,677	290,355	297,579	309,804
	正規職員人件費	B	8,427	10,136	10,765	10,766	10,492
		正規職員従業者数	1.00	1.20	1.25	1.25	1.20
	合計 (A+B) C		291,458	300,923	301,264	308,467	320,450
	Cの財 源内訳	国庫支出金	210,386	215,655	214,354	218,896	230,881
		県支出金	1,304	1,113	1,146	1,008	808
		地方債	-	-	-	-	-
		その他	244	71	29	30	0
		一般財源	79,524	84,084	85,735	88,533	88,761
	コスト調整額 D		454	564	628	664	563
	(加算) 減価償却費		-	-	-	-	-
(加算) 退職給与引当		454	564	628	664	563	
(控除) コスト対象外		-	-	-	-	-	
トータルコスト (C+D) E		291,912	301,487	301,892	309,131	321,013	



② 特別障害者手当等支給事業の今後の受給者数予測について

市は、特別障害者手当等支給事業について、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当及び重度心身障害者（児）介護手当の4つの支給事業を行っている。過去3年間の4つの支給事業における対象者数の推移（2月末時点）は以下のとおりである。

**【特別障害者手当等支給事業対象者の推移】**

（単位：人）

手当	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別障害者手当	689	720	739
障害児福祉手当	349	345	339
福祉手当	8	7	5
重度心身障害者（児）介護手当	20	20	13
計	1,066	1,092	1,096

（出典：市資料から包括外部監査人が作成）

全体としては増加傾向にあるが、その内訳を見ると特別障害者手当対象者が増えているのに対し、それ以外の支給対象者は減少傾向にある。これは、支給対象者が重度の障害があり、施設に入らず常時特別な介護を必要とする在宅の障害者（児）であるため、元々対象者が少ないことが要因の一つと考えられる。また、特別障害者手当の支給対象者が増えているのは、有料老人ホームなど施設にしながら在宅扱いできる制度であることや、この制度の周知が進んでいることも要因となっている。

市は、特別障害者手当等支給事業対象者について、これまで受給決定者数の障害別地域別利用状況などの属性を把握分析はしていない。その理由は、受給者の決定は所定の診断書や在宅・所得要件をもとに給付決定を行う性質上、障害別地域別等の統計データを利用する必要性がないことによる。また、以下のとおり令和6年度西宮市事務事業評価については、活動指標や成果指標は、ほぼ同じアウトプット指標になっている。

この点、V. 事務事業の点検（CHECK）では、必要性については「重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方の負担軽減を図る制度であり、法に基づき実施しなければならない。」としている。また、成果・有効性については、「特別障害者手当受給者の増加に伴い、今後も増加することが予想され、必要な事業である。」としており、アンケート調査等の客観的な根拠なしにもかかわらず「今後も安定的に事業を継続する必要がある。」としている。

## 【令和6年度西宮市事務事業評価】

IV. 事務事業の指標 (CHECK)						
活動実績 (量) を示す指標名	単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	対前年比 (%)	令和6年度計画
① 特別障害者手当受給決定者数	人	689.0	720.0	737.0	102.4	—
② 障害児福祉手当受給決定者数	人	349.0	345.0	339.0	98.3	—
③ 福祉手当 (経過措置分) 手当受給決定者数	人	8.0	7.0	5.0	71.4	—



事業の成果や効果を示す指標名 (説明)			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標値	達成率 (%)
①	特別障害者手当 延べ受給者数	単位 目標	—	—	—	—	—	—
		人 実績	8,230.0	8,517.0	8,763.0	—	最終目標年度	令和10年度
式・説明		予測不可能のため最終目標値は設定しない。						
②	障害児福祉手当 延べ受給者数	単位 目標	—	—	—	—	—	—
		人 実績	4,117.0	4,135.0	4,137.0	—	最終目標年度	令和10年度
式・説明		予測不可能のため最終目標値は設定しない。						
③	福祉手当 (経過措置分) 延べ受給者数	単位 目標	—	—	—	—	—	—
		人 実績	99.0	89.0	69.0	—	最終目標年度	令和10年度
式・説明		予測不可能のため最終目標値は設定しない。						

V. 事務事業の点検 (CHECK)			
評価項目	評価内容		評価内容の説明
必要性	事業の社会的ニーズ	社会的ニーズはかなりある	重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方の負担軽減を図る制度であり、法に基づき実施しなければならない。
	市の関与の妥当性	法定受託事務である	
成果・有効性	成果の達成状況	目標の達成が困難である	特別障害者手当受給者の増加に伴い、今後も増加することが予想され、必要な事業である。
	市民ニーズの傾向	やや増えることが予想される	
	市民満足度	データなし (アンケート調査等を実施していない)	
成果の達成状況及び評価結果から明らかになった課題事項など		今後も安定的に事業を継続する必要がある。	

(出典：令和6年度西宮市事務事業評価シート)

確かに所定の診断書や在宅・所得要件をもとに支給決定を行うことはそのとおりであるが、支給者の障害特性や地域性を把握分析することは、今後の障害

別地域別の受給者数の予測見込や予算積算を行う際の貴重な情報になると考  
える。この点、市は過去の受給者数の実績からある程度は予測することは可能  
としているが、市の財政構造改善の対応を求められている中で、できるだけ今  
後の見込額を正確に予測して、予算要求を具体的な根拠に基づき行う必要があ  
る。

**市は今後の受給者数を予測するにあたり、分析の参考とできるようシステム  
で数値等が把握できる環境整備に努める旨の対応は可能としていることから、  
システムで出力される「特別障害者手当受給者全件リスト」について、障害別  
地域別データや年齢等の要素を加えるなどして、客観的なデータに基づく把握  
分析の対応を検討することが望まれる。【意見-36】**

## (15) 地域生活支援事業

### ① 概要

事務事業名	地域生活支援事業		担当部署	健康福祉局福祉部障害福祉課		
法的根拠	障害者総合支援法		総合計画の体系	福祉・健康・共生		
事業分類	111	ソフト事務法令等有		障害のある人の福祉		
事業概要	障害者（児）等の福祉の増進を図るとともに、市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施するもの。					
対象・意図	対象	身体障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者・難病患者等				
	事業目標・成果 (対象をどのような状態にしたいか)	障害者（児）の福祉の増進を図るとともに、市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること。				
実施形態（一部委託の場合はその範囲・内容）			一部委託 (民間等)	基幹相談支援センターの運営のほか、複数の事業を事業者等に委託している。		
市民等との協働の有無（協働の範囲及び内容）			無			
類似事業の有無（該当する事業及び所管課）			無			
令和5年度 実施事業	事業名	事業内容				決算額（千円）
	主なものは下記のとおり					
	相談支援事業	サービス利用、権利擁護、自立支援等に関する相談。				103,986
	意思疎通支援事業	手話通訳者や要約筆記者等を無料で派遣し、聴覚障害者等のコミュニケーションを支援。				20,230
	日常生活用具給付等事業	日常生活がより円滑に行われるように障害種別などにより、各種用具を給付。				105,015
	移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加を行うための移動支援。				400,133
	地域活動支援センター事業	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の事業を実施。				116,784
	日中一時支援事業	介護者が日中一時的に、障害者等の介護をできなくなったとき、障害者支援施設等において支援。				5,173
	訪問入浴サービス事業	自宅に入浴車を派遣して、入浴サービスを行う。				19,088
	更生訓練費給付事業	就労移行支援など施設で職能訓練を利用している経費を助成。				10,628
コストの内訳 (千円)	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	事業費 A	819,738	726,009	738,720	762,576	837,066
	うち会計年度任用職員人件費	4,268	1,760	4,115	4,313	3,716
	その他事業費	815,470	724,249	734,605	758,263	833,350
	正規職員人件費 B	26,629	38,265	35,826	36,605	32,611
	正規職員従業者数	3.16	4.53	4.16	4.25	3.73
	合計 (A+B) C	846,367	764,274	774,546	799,181	869,677
	Cの財源内訳					
	国庫支出金	199,469	229,207	202,715	191,948	193,344
	県支出金	114,540	117,877	98,193	94,852	96,225
	地方債	-	-	-	-	-
	その他	487	1,974	3,446	6,604	4,433
	一般財源	531,871	415,216	470,192	505,777	575,675
	コスト調整額 D	1,435	2,129	2,088	2,257	1,749
(加算) 減価償却費	-	-	-	-	-	
(加算) 退職給与引当	1,435	2,129	2,088	2,257	1,749	
(控除) コスト対象外	-	-	-	-	-	
トータルコスト (C+D) E	847,802	766,403	776,634	801,438	871,426	

② 訪問入浴サービス事業における利用機会の拡大について

(i) 訪問入浴サービス事業の概要

訪問入浴サービス事業は、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市が地域の特性を活かして行う地域生活支援事業の小事業の一つであり、家庭に簡易浴槽を持ち込み、看護師や介護職員から介助を受けながら入浴できるサービスである。

市は、「西宮市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱」に基づき、事業を適切に運営できると認められる社会福祉法人又は民間法人事業者と随意契約を締結し委託を行っている。訪問入浴サービス事業の概要は以下のとおりである。

**【訪問入浴サービス事業の概要】**

項目	摘要
対象者	以下の条件全てにあてはまる人 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障害者手帳を持つ人または難病患者等で、15歳以上65歳未満の人（介護保険対象者は除く。）</li> <li>● 自宅の浴槽を使用して入浴することが困難な人</li> <li>● 通所及び送迎が困難な人</li> </ul>
手続方法	事前登録（下記の1と2）が必要 1. 市の調査員が訪問入浴の必要性の調査を行い、申請に必要な書類を案内する。 2. 訪問入浴サービス決定通知書を送付する。通知書には、支給期間、利用者負担額等を記載している。
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 訪問入浴サービス決定通知書の受取り後、市内事業者の中から選択して利用契約をすることにより、サービスを利用する。</li> <li>● 利用回数は原則として1週間に2回とする。</li> </ul>
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者の費用負担は、利用料100分の10に相当する額を負担し、同一月の負担額は上限を設定している。</li> <li>● 世帯の課税状況等により、利用者・扶養義務者に自己負担がある。</li> </ul>
事業主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市が実施主体であり、事業の専門性がある社会福祉法人又は民間法人事業者に委託する。</li> </ul>

(出典：市資料から包括外部監査人が作成)

(ii) 訪問入浴サービス事業者の概要

市は、訪問入浴サービス事業について障害特性等から入浴には高度な専門性が求められるため、契約の性質・目的が入札に適さず、市が介護保険法の訪問入浴介護の指定居宅サービス事業者と指定している市内5事業所と随意契約

を締結し委託を行っている。

訪問入浴サービス指定事業者はその専門性が求められるが故に、事業者数が少ないため、市内の指定事業者全者に委託している。過去3年間の指定事業者の委託状況は以下のとおりである。

### 【指定事業者の委託状況】

事業者	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A社	延べ実施件数	727件	736件	1,057件
	委託料	8,730千円	9,857千円	14,279千円
B社	延べ実施件数	149件	49件	54件
	委託料	1,956千円	601千円	655千円
C社	延べ実施件数	419件	346件	293件
	委託料	5,710千円	4,703千円	3,992千円
D社※1	延べ実施件数	155件	2件	-
	委託料	2,039千円	27千円	-
E社※2	延べ実施件数	2件	-	-
	委託料	27千円	-	-
計	延べ実施件数	1,452件	1,133件	1,404件
	委託料	18,463千円	15,189千円	18,926千円

(出典：市資料から包括外部監査人が作成)

※1：D社は令和4年5月以降、利用実績はない。

※2：E社は令和3年4月・5月には利用実績があるが、それ以降はなし。

※3：現在の契約先としてF社はあるが、過去3年間の利用実績はない。

訪問入浴サービス事業の利用者は概ね固定的であり、一度利用すると環境の変化がなければ継続して利用する傾向にある。従って、このサービスを利用する障害のある人が増えると徐々に件数も増加することになる。上記の事業者のほか、F社と契約しているが、過去3年間で利用実績がない。また、D社についても令和4年5月以降、利用実績がなく、E社は現在、事業廃止しており、令和3年6月以降は利用実績がない。

このように、現状では指定事業者は三者に絞られており、その中でもA社は市内に事業所があり、利用実績が多いことが見て取れる。

### (iii) 訪問入浴サービスの利用機会の拡大の必要性

訪問入浴サービス事業は、障害のある人が自立した日常生活または社会生活

を営むためにはなくてはならないものであり、利用者の利便性の観点からはできるだけ利用者の満足度の高い委託事業者のサービスを受けることが求められる。そのためには、利用者が質の高い訪問入浴サービスをできる事業者を安定的に選択できる機会を多く持つことが必要である。

現状では指定事業者は3事業者に絞られており、利用者も南部に多く、ややもすれば指定事業者や利用者の地域に偏在が見受けられるところである。介護保険の訪問入浴介護の指定を行っている市内事業者は法人指導課からの情報を確認することになるが、生活支援課は法人指導課が管理しているホームページ「介護・障害福祉サービス事業者情報」で指定情報を確認しており、指定業者数の把握は行っている。

しかしながら、現在指定事業者は5事業者あるも2事業者はまったく利用実績がない。利用者はどの事業者を選択して良いとしても、当該事業者が選択されないのには何らかの理由があるはずだが、市は特段その調査をしていない。仮にサービスの品質に問題があるならば、交代の検討も必要となるが、利用者からの苦情がないことから市としては特に動きはない状況にある。

**市は、選択されていない事業者の状況を利用者から直接聞くなど、より利用者の機会拡充とサービス品質の向上に向けた取組を行う必要がある。また、近隣自治体の指定事業者まで広げる、利用者へのアンケート調査をするなどして、利用者の選択機会を増やすことは利用者の利便性向上にも繋がるため、追加的な対応を検討されたい。【意見-37】**

③ 意思疎通支援事業(手話通訳者・要約筆記者派遣事業)における通訳者確保について

(i) 意思疎通支援事業(手話通訳者・要約筆記者派遣事業)の概要

意思疎通支援事業(手話通訳者・要約筆記者派遣事業)は、聴覚・音声・言語機能障害の方が社会生活上必要とするコミュニケーションを支援するため、手話通訳者等または要約筆記者等を派遣するものである。

市は、「西宮市手話通訳者・要約筆記者等派遣事業実施要綱」に基づき、特定非営利活動法人西宮市身体障害者連合会と随意契約を締結し、委託を行っている。意思疎通支援事業の概要は以下のとおりである。

### 【意思疎通支援事業の概要】

項目	摘要
対象者	以下の全てに該当する方 ① 西宮市に居住している方 ② 聴覚又は音声・言語機能障害の身体障害者手帳の交付を受けた方
手続方法	以下の書類を市障害福祉課に提出 ● 西宮市手話通訳者・要約筆記者等派遣登録申請書 ● 身体障害者手帳（写し）
利用方法	● 聴覚障害者等が身体障害者連合会に派遣依頼を行い、話通訳者・要約筆記者に依頼内容を連絡する。 ● 手話通訳者・要約筆記者が当日に活動報告書用紙を持参し、通訳終了後に活動報告書に署名または押印する。
費用負担	● 派遣利用の料金は無料。ただし、入場料がかかる施設等の通訳者の入場料などは利用者の負担となる。
利用場所等	● 利用場所は原則として西宮市、芦屋市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、神戸市、大阪市。上記区域外でも対応できる場合がある。 ● 派遣時間は原則として午前9時から午後5時

(出典：市資料から包括外部監査人が作成)

(ii) 意思疎通支援事業(手話通訳者・要約筆記者派遣事業)の令和5年度の状況  
意思疎通支援事業(手話通訳者・要約筆記者派遣事業)について、特定非営利活動法人西宮市身体障害者連合会に委託している意思疎通支援事業委託料の令和5年度の手話通訳者・要約筆記者派遣状況は下表のとおりである。派遣先としては病院が全体の3分の2を占めており、公用、その他一般と続いている。

### 【令和5年度意思疎通支援事業手話通訳者・要約筆記者派遣状況】

(単位：件)

派遣先	延べ派遣件数		
	手話	要約	計
病院	1,057	38	1,095
学校	21	9	30
保育所	1	0	1
税務署	2	0	2
年金事務所	1	0	1
保健所	1	0	1



派遣先	延べ派遣件数		
	手話	要約	計
福祉センター	1	0	1
その他官公庁	3	6	9
その他一般	138	34	172
公用	73	111	184
団体	63	98	161
合計	1,361	296	1,657

(出典：市資料から包括外部監査人が作成)

また、手話通訳者・要約筆記者派遣に係る委託料の実績は 20,818 千円の契約に対して 12,168 千円であり、8,649 千円の多額の返還となっている。これは通訳者の派遣範囲の拡大に伴い、派遣範囲を拡げている宝塚市を参考に派遣件数等を算出し予算を組んだものの、対応できる手話通訳者・要約筆記者が不足しており、想定よりも派遣回数が少なくなったためとのことである。

他方で、令和5年度の派遣状況については、意思疎通支援事業に登録している障害者 194 名に対して利用者は手話 40 人程度、要約は 10 名程度と登録者と利用者間に大きな開きがある。これは登録者の中には軽い等級の方や家族と同居している方等、いまずぐに派遣が必要ではない方も含まれているため、登録者と利用者間に大きな開きがある状態となっているとのことである。

(iii) 意思疎通支援事業(手話通訳者・要約筆記者派遣事業)における通訳者確保に向けた対応

意思疎通支援を必要とする派遣範囲は多岐にわたる。手話通訳者・要約筆記者派遣を利用することが出来る場面として、市は以下の場면을想定している。

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| ① 官公庁での手続・相談に関する事 | ② 医療機関受診に関する事   |
| ③ 結婚に関する事         | ④ 葬儀に関する事       |
| ⑤ 契約に関する事         | ⑥ 就職の初回面談等      |
| ⑦ 自治会・町内会活動に関する事  | ⑧ PTA活動に関する事    |
| ⑨ 学校行事に関する事       | ⑩ 学習に関する事       |
| ⑪ サークル活動に関する事     | ⑫ ボランティア活動に関する事 |
| ⑬ 法律相談に関する事       |                 |

※政治団体の活動、宗教団体の活動、企業の営利活動、定期的かつ長期にわたる活動、その他社会通念上派遣することが好ましくないと思われる活動は対象外

意思疎通支援事業に登録している障害者は、194名であり、上記の意思疎通支援を必要とする派遣範囲の数の多さを勘案すると、今後は更なる支援依頼が来ることが考えられる。市もこうした支援依頼の増加を見込んで宝塚市を参考に派遣件数等を算出し予算を組んだにもかかわらず、実際には手話通訳者・要約筆記者不足で手話通訳等のニーズには対応できておらず、利用制限をしているのが実情である。

令和5年度において、市に登録している手話通訳者は30名、要約筆記者35名の合計65名であり、令和6年度（9月末）でも手話通訳者32名、要約筆記者35名の合計67名と微増に留まっている。市もこうした現状を十分認識しており、こうした課題を解決するために通訳者等の増加を目指す手立てとして、毎年通訳者養成講座を開催して15名～20名の参加者目標とした通訳者の養成に努めているが、前年実績は合格者ゼロで試験合格のハードルが高く、以下のとおり通訳者確保に追いついていない状況である。

### 【手話通訳・要約筆記者養成講座の受講及び合格者の推移】

（単位：人）

受講者	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話入門①（中央公民館）	20	20	29
手話入門②（障害福祉課）	12	15	13
手話基礎（中央公民館）	7	15	21
合計	39	50	63
手話通訳Ⅰ	4	-	12
手話通訳Ⅱ	-	7	-
手話通訳Ⅲ	7		7
要約筆記（手書き）	-	15	-
要約筆記（PC）	4	-	7
合計	15	22	26

（単位：人）

修了者及び合格者	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳Ⅱ～Ⅲ修了者	7	7	7
内、試験合格者	0	1	0
要約筆記	4	15	7
内、試験合格者	2	3	0

（出典：市資料から包括外部監査人が作成）

市はこうした実態を踏まえ、市政ニュースやホームページ、SNS等を活用しながら大学の手話サークル等への働きかけにより若年性を含む多くの方に養成講座を受講してもらえるように周知を行い、幅広く受講できる機会を整えながら、合格者確保に向けて継続的に養成講座を実施していくとのことである。

このような市の対応は評価できるところであるが、**手話通訳者・要約筆記者派遣事業について今後より一層の成果を上げるためには、養成講座カリキュラムの充実を図ることはもちろんのこと、ICTを利用した意思疎通支援機器の活用、合格者に対する就業機会の支援、社会貢献活動に積極的な企業や団体へ訪問して養成講座の受講促進を説明するなど合格者を増やす活動について、ターゲットを絞って実施する必要がある。また、そのための人員体制や予算確保などの対応も必要となるため留意されたい。【意見－38】**

④ 地域生活支援事業における小事業の優先順位と市の独自性について

地域生活支援事業は、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と異なり、市町村の創意工夫により、地域や利用者の方々のニーズや状況に応じて柔軟に実施できるものと言われている。この点、令和6年度西宮市事務事業評価において、VI. 今後の改善策（ACTION）では「国等の動向を注視するとともに、安定的な事業運営を行う。」と記載されている。

この点、地域生活支援事業の財源として一般財源の割合が多い中で、市としてはより一層の独自性や創意工夫が求められるところである。これに対して、市は事業の取捨選択の判別を行うことは難しい状況であり、国の予算上の制約から地方自治体において補助割れを起こしていても、事業を安定的に実施できるよう留意することを最優先とする方針である。

しかしながら、**地域生活支援事業は必須事業または任意事業が多岐にわたり予算規模も比較的大きい中で、各小事業をどのように評価し優先順位を付けて実施すべきかについて明確な方針がなく、判然としない。【指摘事項－31】**

従って、**市の財政構造改善で予算削減の可能性がある中で、今後も安定的に事業継続するためにはどの事業を優先するかの評価と根拠を明確にする必要がある。そのためには、各小事業の成果目標を設定し、その成果実績の評価を行う必要がある。【意見－39】**

また、地域生活支援事業における市の独自性や創意工夫をアピールする事業として、例えばeスポーツの活用が考えられる。eスポーツとは一般的には、コンピューター・ビデオゲームを使って相手と対戦するスポーツ競技のことであるが、近年、障害者の雇用促進などの就労支援や社会参加になど障害福祉事業に活用している地方自治体が出てきている。この点、兵庫県は令和4年7月

に「兵庫県eスポーツ推進検討会」を設置し、令和5年3月にはeスポーツの意義や可能性を踏まえ、県内各地でeスポーツを活かした取組を行うことを公表している。

令和2年3月の市議会でも、eスポーツの活用に関する質疑が出ており、市は調査する旨の回答をしているが、兵庫県のような取組と連携して新たな地域生活支援事業として位置付けることにより、市の独自性を示せる可能性が考えられる。

**地域生活支援事業として新たにeスポーツの活用を導入するためには、スポーツにおける障害福祉支援の観点から文化スポーツ課等との連携が必須になるが、市は兵庫県eスポーツ推進検討会の動きなどを注視しつつ、実施可能性について検討されたい。【意見-40】**

## (16) 自立支援医療事業

### ① 概要

事務事業名	自立支援医療事業		担当部署	健康福祉局福祉部障害福祉課			
法的根拠	障害者総合支援法		総合計画の体系	福祉・健康・共生			
事業分類	115	扶助費		障害のある人の福祉			
事業概要	障害のある人が、障害を軽減して、日常生活能力や職業能力を回復・改善するための医療（手術等）に助成する事業。						
対象・意図	対象		18歳以上の身体障害者				
	事業目標・成果 (対象をどのような状態にしたいか)		障害のある人が、自立した日常生活と社会経済活動への参加ができること。				
実施形態（一部委託の場合はその範囲・内容）	直営						
市民等との協働の有無（協働の範囲及び内容）	無						
類似事業の有無（該当する事業及び所管課）	有 児童医療等給付事業（保健予防課）						
令和5年度実施事業	事業名	事業内容				決算額（千円）	
	自立支援医療	視覚障害（水晶体の摘出手術、網膜剥離手術等） 0件				524,795	
		聴覚障害（穿孔閉鎖術等） 6件					
		音声・言語・そしゃく機能障害（形成術等） 1件					
		肢体不自由（人工関節置換術、切断端形成術等） 104件					
内部障害（人工透析、ペースメーカー埋込み術、中心静脈栄養法、抗HIV療法） 471件							
コストの内訳（千円）	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	事業費	A	609,426	558,477	533,101	545,861	532,623
		うち会計年度任用職員人件費	5,532	5,138	6,608	5,696	5,868
		その他事業費	603,894	553,339	526,493	540,165	526,755
	正規職員人件費	B	21,910	23,229	20,669	21,102	20,546
		正規職員従業者数	2.60	2.75	2.40	2.45	2.35
	合計 (A+B) C		631,336	581,706	553,770	566,963	553,169
	Cの財源内訳	国庫支出金	296,890	327,270	316,606	323,167	282,353
		県支出金	148,445	163,635	158,303	161,584	139,884
		地方債	-	-	-	-	-
		その他	676	767	-	-	-
	コスト調整額	D	1,180	1,293	1,205	1,301	1,102
		(加算) 減価償却費	-	-	-	-	-
		(加算) 退職給与引当	1,180	1,293	1,205	1,301	1,102
		(控除) コスト対象外	-	-	-	-	-
トータルコスト (C+D) E		632,516	582,999	554,975	568,264	554,271	

② 自立支援医療受給者証(更生医療)の将来予測と市の負担の抑制対応について

(i) 自立支援医療事業の概要

自立支援医療事業は、障害のある人が生活上の便宜を増すために障害を軽くし、機能を回復することを目的とした医療を指定医療機関で受ける場合に、医療費の一部を公費で負担する制度である。自立支援医療事業は対象者により所管が分かれており、18歳以上の身体障害者手帳を持っている人は「更生医療」、障害福祉課が担当している。これ以外に18歳未満の対象者は「育成医療」、保健予防課が担当しており、精神疾患の治療で通院されている人は「精神通院医療」、兵庫県が担当している。よって、当包括外部監査の対象は「更生医療」となり、自立支援医療事業は原則として「更生医療」を示している。

市は、「自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱」に基づき、「更生医療」の対象者が指定医療機関で受けた医療費の自己負担額を除く金額を公費で負担している。なお、世帯の課税・所得状況に応じて自己負担上限額を決定する。自立支援医療事業の概要は以下のとおりである。

**【自立支援医療事業の概要】**

項目	摘要
対象者	18歳以上の身体障害者手帳を持っている人
手続方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市に次の書類を添えて申請する。身体障害者手帳を持っていない人は、身体障害者手帳の交付申請をする。 身体障害者手帳の写し、健康保険証（同一保険内の人全員分）又は生活保護受給証の写し、自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書、指定自立支援医療機関の医師が作成した意見書 等。</li> <li>2. 兵庫県立身体障害者更生相談所の判定に基づき、「自立支援医療受給者証（更生医療）」を交付する。受給者証には、指定医療機関、有効期間、自己負担上限額等を記載している。</li> <li>3. 「自立支援医療受給者証（更生医療）」を指定医療機関に提示し、医療給付を受ける。</li> </ol>
更生医療の負担部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療保健の給付や他の公費負担制度がある場合、それらの給付を除いた申請者が直接負担する医療費が対象となる。</li> <li>● 更生医療の内容として、通院費のほか、入院費等も含まれる。</li> </ul>
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者の費用負担は、原則医療費100分の10に相当する額を負担し、同一の月の負担額は上限を設定している。</li> <li>● 世帯の課税状況等により、利用者自己負担がある。</li> </ul>
事業主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市が実施主体であり、直接国保連合会等に公費負担額を支払う。</li> </ul>

(出典：市資料から包括外部監査人が作成)

(ii) 自立支援医療事業の令和5年度の状況

自立支援医療事業において、対象となる方が給付を受けるためには「自立支援医療受給者証（更生医療）」の交付を受ける必要がある。この「自立支援医療受給者証（更生医療）」は1年更新であるが、過去3年間の申請及び交付数、受給者数の推移は以下のとおりである。基本的に申請すれば、兵庫県立身体障害

者更生相談所で判定され「自立支援医療受給者証（更生医療）」の交付を受けるが、実際に医療を受けた方が受給者となるため、交付数よりも受給者数が少なくなる。

令和3年度以降、自立支援医療受給者証（更生医療）の申請者数及び交付数はほぼ横ばいであるのに対して、受給者数は減少している。市は、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に減少傾向にあったが、令和5年度に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したため、今後は横ばいから微増になると見ている。

### 【自立支援医療受給者証（更生医療）の推移】

（単位：人）

年度	受給者数	申請者数	区分			判定数	交付数
			新規	更新	変更		
令和3年度	441	528	153	311	64	528	528
令和4年度	362	530	164	290	76	530	530
令和5年度	380	524	161	301	62	524	524

（出典：市資料から包括外部監査人が作成）

一方、自立支援医療受給者証（更生医療）の交付者数については、生活保護者が増えており、生活保護世帯の中でも徐々にその比率が増加している。また、公費負担額の実績を見ると9割が生活保護世帯の負担額、残りが一般世帯の負担額となっており、生活保護の受給世帯も年々増加していることから、今後も市の負担は増加していくと見込んでいる。

### 【生活保護受給者数及び自立支援医療（更生医療）、公費負担の推移】

（単位：千円）

年度	世帯数	自立支援医療 （更生医療）	一般世帯 公費負担	生活保護 公費負担
令和3年度	5,994 世帯	84	47,289	477,211
令和4年度	6,083 世帯	98	43,555	494,531
令和5年度	6,120 世帯	94	41,986	482,808

（出典：市資料から包括外部監査人が作成）

#### （iii）自立支援医療受給者証（更生医療）の将来予測と市の負担の抑制対応

市は、（ii）自立支援医療事業の令和5年度の状況に記載のとおり、令和5年度に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したため今後は給付件数・給付額ともに増加を見込んでいるが、客観的なデータや根拠に基づいたものではない。

現に自立支援医療受給者証（更生医療）の有効期間は1年であるが、その更新状況について具体的なデータはとっているわけではない。

市は、人工透析など継続した治療が必須であるため、全員更新すると考えており、生活保護の受給世帯も年々増加していることから、今後も市の負担は増加していくと見込んでおり、厚生課や保健所が生活保護者対応の各種施策を行い、市の負担を抑える必要があることについては一概に否定できるものではない。

しかしながら、自立支援医療受給者証（更生医療）の交付者数の実績を把握しても将来の更新状況について精度の高い予測をすることができず、今後の市の負担の予測も困難になるリスクがあると考えられる。また、厚生課や保健所が生活保護の受給世帯を抑制するための個別対応はしているが、障害福祉課として市の負担を抑制する観点から、厚生課等と協議検討した事実はない。

**障害福祉課としては何らかの情報提供や医療費抑制策の留意点などの打ち手を検討して、当事者意識を持って関係所管課と協議し、障害福祉課の役割を明確にする必要がある。加えて、今後の市の負担見込額を客観的なデータや根拠に基づき算定して中期的な予算編成の根拠にするなどのエビデンスの整備も必要となるため、改めて自立支援医療受給者証（更生医療）の将来予測と市の負担の抑制について、具体的な対応を検討することが望まれる。【意見-41】**

③ 市の自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の増加対応について

自立支援医療事業について、市の自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の過去3年間の指定医療機関は35機関で推移している。市においては病床数が一定規模以上の市内の医療機関は22病院あり、そのうち12病院が自立支援医療機関として指定されているが、市としては利用者からの要望や苦情等もないため特段増加させる必要はないと考えている。

しかしながら、**市は利用者からの要望や苦情等もないことを正式に調査したわけではなく、受動的に利用者からの要望や苦情等もないことを理由に増加させる必要はないとするのはその根拠や正当性に欠ける。【指摘事項-32】**

**障害者の利便性の観点から言えば、可能な限り多くの自立支援医療機関が増えることは障害者の利益に繋がることから、少なくとも自立支援医療機関となっていない医療機関にその理由を確認するなどの対応を行う必要がある。【意見-42】**



## (17) 障害者自立支援施設管理運営事業

### ① 概要

事務事業名	障害者自立支援施設管理運営事業		担当部署	健康福祉局福祉部障害福祉課			
法的根拠	西宮市総合福祉センター条例、 西宮市総合福祉センター条例施行規則		総合計画の 体系	福祉・健康・共生			
事業分類	117	施設管理運営		障害のある人の福祉 地域での暮らしを支える生活支援の充実			
事業概要	総合福祉センターは、機能回復訓練のほか、スポーツ、レクリエーション、各種サークル活動などの余暇活動及び社会参加の場として、障害のある人を中心に多くの市民が利用する施設である。いずみ園は、重度の知的障害者に対して、日常生活習慣や作業能力を身につけ、一人ひとりが自分らしく豊かに地域生活を送れるように、個別支援計画に基づいたきめ細やかな支援を行なっている。						
対象・意図	対象	総合福祉センターを利用する障害のある人や市民／生活介護の支給決定を受けている人					
	事業目標・成果 (対象をどのような状態にしたいか)	総合福祉センターは、障害のある人の自立と社会参加を支援するとともに、障害のない人とのふれあいを通じて相互理解を深める。いずみ園は、一人ひとりが自分らしく豊かに地域生活を送れるように支援する。					
実施形態（一部委託の場合はその範囲・内容）	全部委託（外郭等）						
市民等との協働の有無（協働の範囲及び内容）	有	総合福祉センターの視覚障害者図書館の運営のうち、ボランティアによる対面朗読や点字・録音図書の作成において協働がなされている。					
類似事業の有無（該当する事業及び所管課）	無						
令和5年度 実施事業	事業名		事業内容			決算額（千円）	
	主なものは下記のとおり。						
	総合福祉センター 指定管理料		総利用者数 89,524 人（うち障害者数 41,871 人）が使用する総合福祉センターへの指定管理料。			273,185	
	いずみ園補助金		総利用者数 11,156 人が使用するいずみ園への補助。			30,801	
コストの内訳 (千円)	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	事業費	A	468,669	450,220	455,204	452,545	467,799
		うち会計年度任用職員人件費	27,275	23,875	26,041	26,717	26,953
		その他事業費	441,394	426,345	429,163	425,828	440,846
	正規職員人件費	B	506	929	947	1,464	1,486
		正規職員従業者数	0.06	0.11	0.11	0.17	0.17
	合計 (A+B) C		469,175	451,149	456,151	454,009	469,285
	C の 財 源 内 訳	国庫支出金	2,297	925	518	975	2,291
		県支出金	1,149	68	259	488	1,145
		地方債	-	-	-	-	-
		その他	6,610	6,044	7,081	7,680	7,312
		一般財源	459,119	444,112	448,293	444,866	458,537
	コスト調整額 D		54,419	54,444	54,447	54,482	54,472
	(加算) 減価償却費		54,392	54,392	54,392	54,392	54,392
(加算) 退職給与引当		27	52	55	90	80	
(控除) コスト対象外		-	-	-	-	-	
トータルコスト (C+D) E		523,594	505,593	510,598	508,491	523,757	

② 青葉園及びいずみ園の管理運営事業の補助金の乖離と予実管理について

障害者自立支援施設管理運営事業は、施設管理業務をメインとした総合福祉センターへの指定管理業務と施設への補助をメインとした補助金業務に大別される。このうち、施設への補助をメインとした補助金業務は、青葉園及びいずみ園の管理運営事業の補助金である。青葉園は市社協が運営しており、いずみ園は事業団が運営している。

過去3年間の青葉園及びいずみ園の補助金は、いずれも当初の補助金交付に対して、市社協及び事業団からの多額の補助金返還を繰り返している。その状況は下表のとおりである。

**【青葉園及びいずみ園の補助金交付と返還状況】**

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
青葉園当初 ①	164,350	163,449	165,498
青葉園実績 ②	128,927	122,907	128,626
差引 ①-②=③	35,423	40,542	36,872
返還率 ③/①=④	21.6%	24.8%	22.2%
いずみ園当初 ⑤	31,149	35,758	37,226
いずみ園実績 ⑥	27,861	15,897	30,801
差引 ⑤-⑥=⑦	3,288	19,861	6,425
返還率 ⑦/⑤=⑧	10.6%	55.5%	17.2%

(出典：市資料から包括外部監査人が作成)

各園の当初と実績の差異については、青葉園は看護師や理学療法士など予定していた雇用が確保できなかったことにより非常勤職員賃金が減少したためである。また、いずみ園は正規職員が減員になったことや非常勤職員を予定どおり確保できなかったためである。

**このように、市は毎年当初の補助金交付に対して、多額の補助金返還を繰り返している実態があることから、市社協及び事業団の予実管理に対する市の適時な把握がされているとは言い難い。結果として毎年の補助金返還の事実は補助金が有効活用されておらず、補助金に充当した当初財源が適切に使用されていなかったことを示しており、このような状況が続いていることは妥当性を欠いていると言わざるを得ない。【指摘事項-33】**

**多額の補助金返還によるロスを防ぎ財源の有効活用を進めるためには、今後は市が当初予算の精査により、実施可能な計画であることを市社協及び事業団と十分に協議を行うとともに、年度末決算の実績との乖離を少なくすることで**

補助金ロスを極力少なくする必要がある。そのためには、月次決算における予算実績比較の報告を定例化し、市社協及び事業団の予実管理のモニタリングを実施して適時の進捗管理報告をさせ、予実管理の乖離が見られる場合の対応策について市社協及び事業団と協議し、計画の変更の要否と余剰金の見込額を迅速に算定し、他の施策事業の活用予算に充当する仕組みを構築する必要がある。

【意見－43】

③ 青葉園及びいずみ園の管理運営事業の補助金の算定方法の見直しについて

青葉園及びいずみ園の管理運営事業の補助金の算定方法は、市社協及び事業団補助金交付要綱で事務事業費や人件費などの経費総額から介護給付費報酬等の収入総額を控除した金額となっている。この方法では、**事務事業費や人件費などの経費総額は全て介護給付費報酬等の収入総額と市の補助金で補填**されることになるため、予算の範囲内の制約はあるものの補助金交付額が毎年、変動することになり、補助金交付額が毎年大きな乖離を生じる一因にもなっている。

また、この方法では市社協及び事業団の運営努力がなくても、予算の範囲内という制限はあるものの、**市が不足分を全額負担**することを意味するため、市社協及び事業団における青葉園及びいずみ園の運営のガバナンスとマネジメントにも疑義が生じかねない。

障害福祉課における他の団体でこのような補助金の算定方法を適用している事例はなく、外郭団体との取引であるが故により一層の透明性が求められるところ、事務事業費や人件費などの経費総額から介護給付費報酬等の収入総額を控除した金額を支給額とする方法は透明性と効率性に欠ける恐れがあり、現行の要綱の算定方法に問題である。【指摘事項－34】

従って、市が不足分を補助する現行の補助金の算定方法では、市社協や事業団の運営努力を評価することは不可能であることから、算定方法の見直しと要綱の改正が必要である。【意見－44】

また、市社協や事業団の運営努力を引き出す手法として、成果連動型の補助金の算定方法が考えられる。例えば、市と市社協や事業団との間で青葉園及びいずみ園の管理運営事業について成果指標を設定し、当該成果指標の目標値を達成すれば、補助金の増減を行う仕組みを構築するのである。現に、東近江市や西条市では福祉関連の事業ではないものの、ソーシャルインパクトボンド事業の一環で成果連動型の補助金スキームを構築して成果を出している事例もある。市はこうした事例を参考にして、市社協や事業団の運営努力とインセンティブを引き出す工夫を検討することが必要である。【意見－45】

### 【社会福祉法人西宮市社会福祉協議会補助金交付要綱】

(補助事業、補助対象経費等)

第2条 この補助金の対象となる社会福祉協議会の事務事業、補助金の対象となる経費、基準額及び補助率に関しては、別表に掲げるとおりとする。

～略～

(補助金の交付額)

第6条 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を別表に定める基準額とする。ただし、予算の範囲内とする。

～略～

### 【社会福祉法人西宮市社会福祉協議会補助金交付要綱 別表】

補助対象事業	基準額	補助事業の対象となる経費	補助率
青葉園 管理運営事業	市長が必要と認める額	1. 事務事業費 次に掲げる事務事業を実施するために必要な経費 (1) 通所活動事業(送迎、食事提供を含む。) (2) 地域社会参加活動事業 (3) 地域生活支援事業(入浴サービスを含む。) (4) 健康促進事業 (5) 相談支援事業 (6) その他、市長が適当と認める障害福祉施策に関する事業 2. 人件費 青葉園の管理運営に関わる常勤職員(正規・嘱託職員)及び非常勤職員に係る次に掲げる経費 給料、職員手当等、法定福利費、退職共済預け金支出、嘱託職員退職金積立預金積立支出、非常勤職員賃金	定額

### 【社会福祉法人西宮市社会福祉事業団補助金交付要綱】

(補助事業、補助対象経費等)

第2条 この補助金の対象となる社会福祉事業団の事務事業、補助金の対象となる経費、基準額及び補助率に関しては、別表に掲げるとおりとする。

～略～

(補助金の交付額)

第6条 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を別表に定める基準額とする。ただし、予算

の範囲内とする。  
 ～略～

**【社会福祉法人西宮市社会福祉事業団補助金交付要綱 別表】**

補助対象事業	基準額	補助事業の対象となる経費	補助率
いずみ園管理運営事業	市長が必要と認める額	1. 事務事業費 次に掲げる事務事業を実施するために必要な経費 (1) 通所活動事業（送迎、食事提供含む） (2) その他、市長が適当と認める障害福祉施策に関する事業 2. 人件費 いずみ園の管理運営に関わる常勤職員（正規・嘱託職員）及び非常勤職員に係る次に掲げる経費 給料、職員手当等、法定福利費、退職共済預け金支出、非常勤職員賃金	定額

④ 事務事業評価における成果指標の見直しについて

障害者自立支援施設管理運営事業は、西宮市総合計画及び西宮市障害福祉推進計画の「地域での暮らしを支える生活支援の充実」に関連する施策目的を達成する事務事業であるが、両計画には本事業に係る成果指標を設定しておらず、本事業に係る指標は事務事業評価の指標を測定することになる。

令和6年度西宮市事務事業評価では、本事業における活動指標及び成果指標は以下のとおりである。

**【令和6年度西宮市事務事業評価】**

IV. 事務事業の指標 (CHECK)						
活動実績(量)を示す指標名	単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	対前年比(%)	令和6年度計画
① 総利用者数(総合福祉センター)	人	56,270.0	79,905.0	89,524.0	112.0	—
② 総利用者数(いずみ園)	人	11,224.0	11,793.0	11,156.0	94.6	—

事業の成果や効果を示す指標名(説明)	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標値	達成率(%)
①	単目	400.9	400.9	400.9	400.9	—	—

事業の成果や効果を示す指標名（説明）			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標値	達成率（％）
一日平均の利用者数 （総合福祉センター）	位	標						
	人	実績	225.0	273.3	309.7	—	最終目標年度	令和10年度
式・説明		前年度実績値（年間利用者数／開館日数）を確保する。前年度実績を確保する※コロナ考慮						
② 開所日数（いずみ園）	単位	目標	257.0	252.0	264.0	263.0	—	—
	日	実績	252.0	264.0	263.0	—	最終目標年度	令和10年度
式・説明		前年度実績を確保する。						

（出典：令和6年度 西宮市事務事業評価シート）

**障害者自立支援施設管理運営事業については、成果指標として一日平均の利用者数（総合福祉センター）、開所日数（いずみ園）といずれもアウトプットとしての活動指標を設定しており、本事業の実態に即した成果指標としては疑義がある。【指摘事項－35】**

障害者支援の事業に係る成果指標の設定は難しいことは承知しているが、何をもって成果目標を設定し、測定するかについては検討の余地がある。例えば、本事業のアウトカム指標として、総合福祉センターや青葉園及びいずみ園における利用者の満足度やニーズ等の定性的な指標設定が考えられる。本事業の利用者アンケートなどを実施して、これらのアンケート調査結果を分析後次年度以降の事業に活用し、障害のある人の自立と社会参加を支援するとともに、障害のない人とのふれあいを通じて相互理解を深める成果指標を設定するのである。

この点、市は随時アンケートを実施しており、利用者数の分析から若年の利用が少ないことが分かり、その対応として「なかよしパーク」を開き、若年層の利用を促すよう努めている。

従って、**市は実施したアンケート調査結果の分析から、中長期的な観点から若年層の利用を促すアクションに結びつけるプロセスについて、事務事業評価の指標として設定することを含めて、成果指標を検討する必要がある。【意見－46】**

⑤ 障害者自立支援施設管理運営事業の事務事業の範囲の見直しについて

障害者自立支援施設管理運営事業の事業範囲は多岐にわたり、総合福祉センターは指定管理事業として施設管理運営だけでなく、文化教養、障害者スポーツ、リハビリセンター、視覚障害者図書館など、様々な事業を行っている。しかしながら、青葉園及びいずみ園の管理運営事業の補助金事業は障害者自立支

援施設管理とは直接的な関連はなく、いずみ園は場所も総合福祉センターとは離れている事業団の施設である。

このように青葉園及びいずみ園の管理運営事業は施設への補助をメインとした事業主体が市ではない補助金事業であり、施設管理業務をメインとした総合福祉センターへの指定管理業務とは性格を異にしているにもかかわらず、同じ事務事業評価シートで評価するのは不自然である。【指摘事項-36】特に、いずみ園は総合福祉センターと場所が異なっており、青葉園は総合福祉センターと同じ場所であるが、重度の身体障害者の通所施設であり、総合福祉センターとは機能が異なっている。

よって、市は青葉園及びいずみ園の管理運営事業における補助金事業の事務事業評価について、障害者自立支援施設管理運営事業から障害者団体補助事業の項目に移管するのが現実的な対応になるため、改めて障害者自立支援施設管理運営事業の事業範囲の見直しが必要である。【意見-47】

## (18) 障害者就労支援等事業

### ① 概要

事務事業名	障害者就労支援等事業		担当部署	健康福祉局福祉部障害福祉課				
法的根拠	西宮市障害者就労生活支援センター事業実施要綱、西宮市福祉的就労支援事業実施要綱		総合計画の体系	福祉・健康・共生				
				障害のある人の福祉				
事業分類	112	ソフト事務法令等無		就労と工賃の向上に関する支援の充実				
事業概要	障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けることができるよう障害のある人の一般就労及び自立生活の支援と社会参加の推進に資する。また、障害のある人の特性やニーズに応じるための福祉的就労を含めた多様な就労支援体制を構築する。							
対象・意図	対象		身体障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者・難病患者等					
	事業目標・成果（対象をどのような状態にしたいか）		障害のある人の一般就労を促進するとともに、障害者就労施設で働く障害のある人の就労意欲と工賃の向上を図る。					
実施形態（一部委託の場合はその範囲・内容）	一部委託（民間等）	障害者就労生活支援センター事業（障害のある人の就労に関連する相談支援、障害のある人の職場での定着支援など）を社会福祉法人に委託、福祉的就労支援事業（障害者就労施設で作られる物品の販路開拓、企業等からの外注業務の受託等）を一般社団法人に委託						
市民等との協働の有無（協働の範囲及び内容）	無							
類似事業の有無（該当する事業及び所管課）	無							
令和5年度実施事業	事業名		事業内容			決算額（千円）		
	西宮市障害者就労生活支援センター事業		就労に関する相談や情報提供のほか、面接への同行や職場との調整等を行うなど、障害のある人が安心して働くことができるように支援を行う。また、障害のある人の就労、実習の協力が得られる職場等の開拓を行い、企業が雇用する際の相談等に対応する。			委託費 44,776		
	西宮市福祉的就労支援事業		障害者就労支援事業所の自主製品の販路開拓や、企業・官公庁等からの外注業務の受託、各障害者就労施設が共同で受注する場合のシステム作り及び調整、工程管理や連絡調整を行う。			委託費 18,097		
	障害者臨時雇用事業		障害者の就労意欲及び能力の向上と、職員の障害理解の推進を図るため、一般企業への就職を希望する知的障害者及び精神障害者を会計年度任用職員として短期間任用する。			雇用者数3名 賃金 計316		
コストの内訳（千円）	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	事業費 A		70,757	72,780	67,019	61,445	63,003	
	うち会計年度任用職員人件費		-	1,397	947	510	-	
	その他事業費		70,757	71,383	66,072	60,935	63,003	
	正規職員人件費 B		8,511	7,264	6,717	6,718	6,907	
	正規職員従業者数		1.01	0.86	0.78	0.78	0.79	
	合計 (A+B) C		79,268	80,044	73,736	68,163	69,910	
	Cの財源内訳	国庫支出金		-	22,790	-	-	-
		県支出金		-	-	-	-	-
		地方債		-	-	-	-	-
		その他		-	-	-	-	-
	一般財源		79,268	57,254	73,736	68,163	69,910	
	コスト調整額 D		459	404	392	414	371	
(加算) 減価償却費		-	-	-	-	-		
(加算) 退職給与引当		459	404	392	414	371		
(控除) コスト対象外		-	-	-	-	-		
トータルコスト (C+D) E		79,727	80,448	74,128	68,577	70,281		



② 障害者就労支援等事業における委託料の随意契約理由書の添付について

市は、障害者就労支援等事業における障害者就労生活支援センター運営委託料及び福祉的就労支援事業委託料について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づくいわゆる 2 号随意契約を締結している。その根拠は以下のとおりである。

**【障害者就労支援等事業における随意契約理由】**

委託契約名	随意契約理由
障害者就労生活支援センター運営委託	事業の性質上、特定の障害のある人、企業との関係性の構築や専門的知識（就労・生活の両面）を有した相談員の配置が必要である。障害者就労生活支援センター（アイビー）では、障害のある人の様々な相談介入からはじまり、就職支援（定着支援を含む）、生活支援など、支援内容は多岐に渡る。複数年以上継続して支援を行う場合もあり、委託先が短期間で変更され、それに伴い担当の相談員が変われば相談者にとって大きな不利益となることから、事業開始から現在まで市社協への特命随意契約を締結している。
福祉的就労支援事業委託	市内各事業所が集まった任意団体である「西宮市授産施設振興委員会」を前身とし、「一般社団法人ジョブステーション西宮」が設立された。事業の目的である共同受注システムの早期構築と円滑な運用のためには、各事業所の業務内容や作業スキルに精通していること、また、公平性の観点からも特定の一社ではなく市内作業所が集まった同法人に委託するのが最善であると判断し、事業開始から現在まで特命随意契約を締結している。

（出典：市資料から包括外部監査人が作成）

市の随意契約理由自体は適切であるが、上記の随意契約理由が起案書に記載されていない。この点、**市の「財務事務業務マニュアル契約」には所管課契約の場合、契約管理課に特命随意契約を依頼する場合の「随意契約依頼書」は求められていないものの、他の随意契約をしている事業では「随意契約依頼書」が添付されているものもあり、所管課契約であっても随意契約理由を記載しなくて良い合理的な理由はない。【指摘事項-37】**

**従って、所管課契約で随意契約を締結する場合、起案文書に随意契約理由を記載すべきである。なお、所管課契約の際に他の様式がないのであれば、「随意契約事務の指針」3 随意契約理由の例示に基づき、起案文書に随意契約理由を記載する必要がある。【意見-48】**

③ 委託料の月次及び年度末の履行確認について

市は、障害者就労生活支援センター運営委託料及び福祉的就労支援事業委託契約書第 11 条に基づき、委託料の月次の履行確認について受託者から月次の事業実施報告書を提出させ、月次実施報告書に沿って事業進捗を確認し、情報共有や事業実施に当たって意見交換を行っている。このうち、福祉的就労支援事業委託先の一般社団法人ジョブステーション西宮は傘下の加盟団体が直接

の受託者であり、履行確認の際に月次の事業実施報告書に基づく協議の中で、市は傘下の加盟団体の履行確認状況を聞くなど、けん制効果を狙っても良い。元締め的一般社団法人ジョブステーション西宮がどのような履行確認をしているかを間接的に確認することによる牽制効果が期待できる。

一方、委託料の年度末の履行確認については、市は事業実績報告書を基に内容を聴取し必要に応じて総勘定元帳等を取り寄せ明細を確認している。また、市社協及び事業団においては庁内関係所管課が一堂に会して事務審査を行い、決算額や事業内容についての検査を行っている。

しかしながら、**委託料の年度末の履行確認について、担当者の口頭によるチェックが実施されているものの、その根拠資料がなく対外的に何をどのように履行確認したかについて明確な説明ができない状況であった。【指摘事項-38】**従って、**履行確認について職員の履行確認レベルもバラバラであるのが実態と考えられることから、履行確認のチェックリストを使用し、それをエビデンスとして保存することを検討する必要がある。【意見-49】**

なお、委託契約に係る履行確認のチェックリストについては、契約ごとに契約内容が異なるため、統一的に示すことは困難であるが、一般的なチェック項目は以下が考えられるため、作成の際の共通項目として参考にされたい。

#### 【履行確認チェックリスト（例）】

チェック項目	はい	いいえ	該当なし
①契約期間内に実施されているか。	✓		
②成果物は仕様どおりの品質を確保されているか。	✓		
③実施体制は適切に構築されているか。	✓		
④再委託をしている場合、所定の手続きがされているか。	✓		
⑤委託業務が適切に履行されているか。	✓		
⑥業務の結果は定期的に報告されているか。	✓		
⑦個人情報等の秘密保持は図られているか。	✓		
⑧委託金額は業務内容に照らして適切か。	✓		
⑨契約内容が適切か適宜確認・見直ししているか。	✓		

(出典：包括外部監査人が作成)

#### 【西宮市福祉的就労支援事業委託契約書】

(実施状況の報告)

第11条 乙は、翌月10日までに、甲に委託業務の事業実施報告書を提出しなければならない。なお、提出は毎月行うものとする。

2 乙は、委託業務終了の日から起算して 30 日以内に、甲に委託業務の事業実施報告書及び収支計算書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、甲乙協議の上、甲の指示する期日までに提出するものとする。

～ (略) ～

④ 障害者就労生活支援センター運営委託料の予実管理の徹底について

障害者就労生活支援センター運営委託料は当初 55,518 千円であったが、決算では決算見込額 44,776 千円と大幅に減額され 10,742 千円の返還となっていた。その理由は正規の相談員 2 名の育児休暇及び退職に伴う職員減の代替えとして、令和 5 年度に雇用した非常勤職員の人件費の差額により、不用額が生じたものであった。

しかしながら、**予算実績差異について、市は月次での予算執行管理資料の提示は求めておらず、差異が発生する状況を把握していない。市はこのような差異について、決算時点で初めてわかったものであり、この時点で不用額が判明しても財源を他に流用することができず、結果として財源の使用にロスが生じる結果となっていた。【指摘事項-39】**

こうしたロスを防ぐには、**市は委託先からの事業内容及び予算額を精査して当初予算の精度を上げるとともに、通常月から受託先の予算執行管理状況を把握する必要がある。また、今後、市は月次から事業実績報告書に予算執行状況を記載させるなど毎月の予算執行管理を行い、不用額の見込みをできるだけ早期に把握した上で、資金の有効活用を図る必要がある。【意見-50】**

⑤ 障害者就労支援等事業における定着支援の対応について

障害者就労支援においては、障害者就労支援の入口である就労機会の確保も重要であるが、障害者の特性や企業側の問題など様々な理由でいったん就労できても就労継続するのが難しいのが実情である。このため、障害者就労支援事業は障害者の就労支援相談から定着支援までの期間が長く、かつ、一度実施すると継続するので取扱件数が増加するため、限られた人員でサービスの質を確保するには戦略的な対応が求められる。

この点、国の定着支援の制度は、平成 30 年度から始まった新しいサービスであるが、事業開始から 3 年半で打ち切りの時限的な制度であり、相談業務が増えている中で一般就労支援と定着支援のバランスをどうするかは今後の課題になっている。

市としても障害者就労生活支援センター（アイビー）の令和 5 年度委託事業実績報告書から、定着支援の相談案件が増えており、総相談件数 6,290 件のう

ち3,124件と約5割の比率を占めていたことがわかる。市は国の動きを踏まえて今後の対応が求められるが、就労定着支援は、今後報酬改定が行われる可能性もあるため、引き続き就労定着に関する相談及び支援を行うとしている。

こうした現状を勘案すると、**今後、より一層の就労定着支援の継続と定着に向けた財源及び人員体制の確保が求められる。また、厚生労働省の労働政策審議会障害者雇用分科会の意見書では、「福祉と雇用の切れ目のない支援を可能とするために、障害者本人と企業双方に対して必要な支援ができる専門人材の育成・確保を目指し、雇用・福祉の分野横断的な基礎的な知識・スキルを付与する研修を確立することが必要であるとの方向性が示された。」**ことから、**市は受託者と連携して就労定着支援に向けた専門人材の育成・確保について更なる対応が必要である。【意見-51】**

⑥ 就労継続支援事業者の増加に向けた取組について

西宮市障害者就労生活支援センター事業、西宮市福祉的就労支援事業において、就労意欲のある障害者を雇用する事業者数の推移は以下のとおりである。令和5年度では市内の就労継続支援A型事業者18者、B型事業者は55者であり、雇用契約を結ばない障害者の就労機会を設定するB型事業者の割合が75.3%と多くなっている。

**【障害者就労支援事業者の推移】** (単位：者)

サービス種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援A型	19	19	18
就労継続支援B型	48	54	55
計	67	73	73
B型比率	71.6%	74.0%	75.3%

(出典：市資料から包括外部監査人が作成)

障害者就労支援事業者の推移のとおり、事業者の増大が障害者就労の機会を増やすことに繋がる。一方で、市ではケースワーカー等からも事業所の不足が原因で利用者が就労支援を受けられないといった声も出ていないため、事業所数が明らかに不足している状況とは考えていないとして、就労継続支援事業者の増加に向けた特段の取組は行っていない。

しかしながら、**市の障害者就労支援に関する対応は受動的と考えられ、市内の企業から就労継続支援B型に関する問い合わせが増えていることから、より積極的な障害福祉サービス事業者への訪問や照会の優先順位についての方針**

**や戦略があつて良いはずである。現状では、障害者の就労場所の拡充の観点から企業及び事業所の開拓と訪問などの方針や戦略はなく、市社協との情報連携や共有も十分できておらず、市の対応が成果に結びついているか判然としない。**

**【指摘事項－40】**

この点、市は「西宮市障害者等実態調査結果報告書」を令和5年8月に公表しており、西宮市障害福祉推進計画を3年毎に改定する際の基礎資料として障害のある人の生活実態や障害福祉サービス等のあり方に対する考えや利用意向を把握するために実施しているものである。この報告書の調査結果から、一般就労を希望する障害者の雇用に関するニーズが依然高く、就労を支援する体制整備と職場における理解促進が必要と分析している。

**市は、就労を希望する障害者と障害者就労を受け入れる企業とのマッチング業務を効率的に行うためにも、就労継続支援事業者の増加に向けた取組として、「西宮市障害者等実態調査結果報告書」で質問に回答した企業を中心に事業者への優先的な訪問や照会を行うなど、戦略的な方針を打ち立て、市社協との協議により事業計画に織込むなどの対応を検討する必要がある。【意見－52】**

⑦ 障害のある人の就労意欲と工賃の向上を図る施策について

市内の障害者就労施設で働く人の平均工賃の過去5年間の比較と推移は以下のとおりである。国や県の平均工賃と比してやや高い水準にあることが見て取れる。

**【平均工賃の比較及び推移】**

(単位：円)

年度	平均工賃（B型事業所）			平均工賃（A型事業所）		
	国	兵庫県	西宮市	国	兵庫県	西宮市
R1	16,369	14,478	17,705	78,975	86,418	91,624
R2	15,776	13,677	17,155	79,625	84,828	97,562
R3	16,507	14,354	16,493	81,645	85,088	90,507
R4	17,031	14,914	15,812	83,551	87,110	91,677

(出典：市資料から包括外部監査人が作成)

市は福祉的障害者就労施設で働く障害のある人の就労意欲と工賃の向上を図る施策について、事業所の売上実績の内訳から自主製品の売上比率が低いことに注目し、積極的に自主製品の売上機会を創出するなど、取組の実施に繋げている。令和2年9月から西宮市役所前を会場とした「市役所前H a p p y ス

テージ」を開始し、令和5年3月から西宮市総合福祉センターやJR西宮駅を会場とした「つながるマルシェ」を開始しており、一定の実績を積み上げている。

**自主製品の売上機会を増やすことは働く障害のある人の就労意欲と工賃の向上を図ることに貢献することが期待できるため、今後は人流が多い、阪神及び阪急西宮駅での開催など積極的に自主製品の売上機会を創出する計画の可能性について検討する必要がある。【意見-53】**

⑧その他の指摘事項及び意見

3. 現場視察及び現地調査（2）参照

【生活支援部・生活支援課】

(19) 権利擁護支援センター運営事業

① 概要

事務事業名	権利擁護支援センター運営事業		担当部署	生活支援課			
法的根拠	西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター運営事業実施要綱		総合計画の体系	福祉・健康・共生			
事業分類	112	ソフト事務法令等無		障害のある人の福祉			
事業概要	高齢者や障害者（児）に対し、権利擁護に関する総合的な支援を行う機関として西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センターを設置し、運営を特定非営利活動法人 PAS ネットに委託している。 権利擁護支援センターの機能としては、相談支援機能、法的支援の対応、成年後見制度の利用支援、後見活動の支援、普及啓発活動等がある。また、当センターの公平・中立的な運営を図るため、西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター運営委員会を設置している。						
対象・意図	対象	精神障害者・知的障害者・認知症高齢者					
	事業目標・成果 (対象をどのような状態にしたいか)	高齢者や障害者が、住み慣れた地域で生活ができるよう、権利擁護関係の相談において、法的支援などを含めた具体的支援策の提供を行うとともに、相談者に対し各種制度利用を含めた身上保護や財産管理などの生活支援を行う。					
実施形態（一部委託の場合はその範囲・内容）	全部委託 (NPO等)						
市民等との協働の有無（協働の範囲及び内容）	有	当センターで実施している権利擁護支援者養成研修を修了した市民に権利擁護支援者人材バンク登録を奨励している。また、登録者は、権利擁護支援者として地域で権利擁護活動を行う。					
類似事業の有無（該当する事業及び所管課）	有	地域包括支援センター運営事業（福祉のまちづくり課）					
令和5年度 実施事業	事業名	事業内容				決算額（千円）	
	権利擁護支援センター運営事業	権利擁護支援センターの運営委託など				42,780	
コストの内訳 (千円)	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	事業費 A	40,619	42,524	39,601	41,734	42,780	
	うち会計年度任用職員人件費	-	-	-	-	-	
	その他事業費	40,619	42,524	39,601	41,734	42,780	
	正規職員人件費 B	4,214	4,224	6,115	9,044	9,180	
	正規職員従業者数	0.50	0.50	0.71	1.05	1.05	
	合計 (A+B) C	44,833	46,748	45,716	50,778	51,960	
	Cの 財源 内訳	国庫支出金	-	-	-	-	-
		県支出金	4,866	5,350	5,803	5,815	5,893
		地方債	-	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-	-
	一般財源	39,967	41,398	39,913	44,963	46,067	
	コスト調整額 D	227	235	356	558	492	
(加算) 減価償却費	-	-	-	-	-		
(加算) 退職給与引当	227	235	356	558	492		
(控除) コスト対象外	-	-	-	-	-		
トータルコスト (C+D) E	45,060	46,983	46,072	51,336	52,452		

② 指摘事項及び意見

3. 現地視察及び現地調査（1）参照



### 3. 現地視察及び現地調査

各事業の監査を実施するにあたり、監査を効果的かつ効率的に実施するために、現地視察及び現地調査を実施した。

#### 【現地視察及び現地調査対象とした事業及び監査の実施状況】（往査日順）（再掲）

監査対象事業	現地視察場所	所在地	往査人数	往査日
権利擁護支援センター運営事業	西宮市総合福祉センター内（権利擁護支援センター）	西宮市染殿町8-17	2人	9月27日
障害者就労支援等事業	西宮市総合福祉センター内（西宮市障害者就労生活支援センター「アイビー」）	西宮市染殿町8-17	2人	10月2日
障害者自立支援施設管理運営事業	いずみ園	西宮市津門川町2-30	2人	10月2日
障害者自立支援施設管理運営事業	名神あけぼの園	西宮市津門大箇町2-13	2人	10月2日
老人福祉施設等改修事業	旧市立デイサービスセンター（安井）	西宮市安井町2-4	2人	10月2日
老人福祉施設等改修事業	鳴尾老人福祉センター	西宮市上田中町2-7	2人	10月2日
老人福祉施設等管理運営事業	鳴尾北老人いこいの家	西宮市学文殿町2-4-29	2人	10月2日
老人福祉施設等管理運営事業	今津二葉老人いこいの家	西宮市今津二葉町4-49	2人	10月2日
養護老人ホーム管理運営事業（寿園）	養護老人ホーム西宮市立寿園	西宮市上ヶ原八番町1-10	2人	10月22日

## (1) 権利擁護支援センター【権利擁護支援センター運営事業】

### ① 概要

高齢者や障害者（児）に対し、権利擁護に関する総合的な支援を行う機関として西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センターを設置し、運営を特定非営利活動法人PASネットに委託している。

権利擁護支援センターの機能としては、相談支援機能、法的支援の対応、成年後見制度の利用支援、後見活動の支援、普及啓発活動等がある。また、当センターの公平・中立的な運営を図るため、西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター運営委員会を設置している。



<権利擁護支援センター入口>



<相談室>

### ② 委託契約の条項について

市では、西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター運営事業について、極めて専門性の高い相談支援体制が実現可能な団体であり、事業を受託するにあたり十分な実績を有しているとして、特定非営利活動法人PASネットと特命随意契約により委託契約を締結している。また、西宮市事務分掌規則の「業務委託契約のうち委託内容が高度で学術研究的なもの及び法令等の規定により、又は公益上の目的を達成するため契約の内容が特定されるもの」に当たるとして、所管課契約としている。

市が契約を締結する場合は、西宮市契約規則第19条第1項において、以下のとおり規定されている。

## 【西宮市契約規則第 19 条第 1 項】

(契約書の作成)

第 19 条 市長は、契約の相手方が決定したときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により必要のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の当事者
- (2) 契約の目的
- (3) 契約金額
- (4) 履行期間又は履行期限
- (5) 契約保証金の金額
- (6) 契約履行の場所**
- (7) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (8) 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期、方法及び費用の負担区分
- (9) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息及び違約金その他の損害金並びに契約保証金の処分**
- (10) 危険負担
- (11) 契約不適合責任
- (12) 契約に関する紛争の解決方法
- (13) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

この点、令和 5 年度の当該運営事業に係る委託契約書及び契約締結に関する決裁文書を確認した結果、市の契約規則第 19 条第 1 項に規定されている項目のうち、(6)契約履行の場所、(9)履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息及び違約金その他の損害金並びに契約保証金の処分（の一部）、(10)危険負担、(11)契約不適合責任、(12)契約に関する紛争の解決方法、については明確な記載がなく、市の契約規則に準拠した契約書とはいえないものであった。【指摘事項－41】

市の契約規則第 19 条第 1 項で規定されている事項が漏れなく契約書に織り込まれているかどうか、また、必要がないとして記載しない事項については必要性の有無についての検討結果が決裁文書等で明確になっているかどうかを確認のうえ、契約を締結する必要がある。なお、所管課契約かつ特命随意契約の場合は同様の指摘事項がある可能性があるため、他部署の他の契約についても留意が必要である。【意見－54】

## (2) 西宮市障害者就労生活支援センター【障害者就労支援等事業】

### ① 概要

西宮市障害者就労支援センターにおいては、正規相談員6名、臨時職員（事務含む）3名の計9名が担当しており、センターでは受託者である西宮市社会福祉協議会内の相談室（3か所）、受付横の相談コーナー（4か所）を使用している。

相談件数は毎月500～600件程度（電話、訪問、紹介等を含む）ある状況である。就労支援活動については、企業訪問は単独でも実施しているが、関係機関との連携が効果的であると担当者からは聴取している。



< 執務室 >



< 相談コーナー① >

※奥には4か所の相談コーナーがある

### ② 障害者就労支援センターにおける障害者就労支援のデータ分析について

西宮市障害者就労生活支援センター「アイビー」では、これまで実施してきた障害者就労取扱件数のデータの蓄積があるが、そのデータを十分には活用できていない。このため、増加する障害者就労支援ニーズに対応した統計的なデータの分析等を行い、西宮市障害者就労生活支援センターとして客観的データに基づく障害者就労支援の効果的かつ効率的な管理運営を行うとともに、市と一体的な障害者就労支援を行うための体制と予算手当てについて市と協議する必要がある。【意見－55】

### (3) いずみ園【障害者自立支援施設管理運営事業】

#### ① 概要

いずみ園においては、重度障害者の通所型生活支援事業（毎週月曜日から土曜日）を実施しており、施設は自社所有である。定員は50名であるが、曜日によって変わるが最近では42～46名の利用で推移しているとのことである。

また、当初は総合福祉センターの一室で活動していたが、7年前に総合福祉センターの向かいの場所に移転し、現在33名のスタッフで支援を実施している。



<いずみ園（玄関）>



<外観>



<食堂①>



<食堂②>

#### ② いずみ園の補助金算定方式の見直しについて

2. 各事務事業 (17) ③参照



#### (4) 名神あけぼの園【障害者自立支援施設管理運営事業】

##### ① 概要

名神あけぼの園では、障害者の就労B型事業所（以下、「B型」という。）の運営と生活介護事業を事業団が行っている。B型では主にクリーニング、お菓子の箱加工、プラスチック加工作業等を実施している。一方、B型では事業所までの障害者送迎が必要になるが、介護保険を使用できない場合は事業団負担となり、採算が厳しい状況が続いている。また、事業団は過去の経緯もあり市から土地建物の無償貸付を受けているが、当該施設は**築後 37 年経過し老朽化が進んでいる**。さらに2階の第4作業室には**空調設備が予算の関係から導入できておらず**、夏場の作業は危険な状況である。



<外観>



<2階第4作業室天井>

※空調設備が導入されていない。

##### ② 名神あけぼの園に係る施設の所有や管理運営のあり方について

名神あけぼの園の管理運営については、過去の経緯もあり、市所有の土地を無償貸付し、事業団が運営する形態になっているが、施設の老朽化対応は市も事業団も進んでおらず、このまま行くとB型としての機能を維持できないリスクも高くなっている。

**市は早急に事業団から施設の劣化診断情報を入手し、施設の老朽化状況の現場を把握するとともに、施設の所有や管理運営のあり方について協議する必要がある。【意見-56】**



<屋上①>



<屋上②>

## (5) 旧市立デイサービスセンター（安井）【老人福祉施設等改修事業】

### ① 概要

旧市立デイサービスセンター（安井）は、市施設の2階部分（1階部分は市民館として使用されている）であり、高齢介護課が所管している。

令和元年に安井デイサービスセンターを廃止して以降、新型コロナウイルス感染症に対応するための備蓄倉庫として高齢介護課管理外の消耗品（マスク等）が多数保管されている。



<外観①>



<外観②>



<旧日常動作訓練室>



<旧食堂>

### ② 施設の有効活用について

新型コロナウイルス感染症が落ち着いた現在も高齢介護課管理外の備蓄倉庫として使用されており、施設を所管する高齢介護課において今後の施設の活用方針の検討がなされていない状況が継続している。

**施設を有効に利用することを検討する課に所管替えして、施設の有効利用を**



図ることが必要である。【意見-57】



<旧特殊浴室にある入浴装置>



<旧特殊浴室>

## (6) 鳴尾老人福祉センター【老人福祉施設等管理運営事業】

### ① 概要

鳴尾老人福祉センターは語らいやくつろぎ、集会や趣味の場として高齢者が利用することを目的とした施設であり、令和4年度に、より地域に開かれ、多様な世代から親しまれ、利用できる場にしていきたいという思いから住民と一緒に愛称を募集・投票を行い『ほのぼのふれあいセンター』との愛称となっている。



<入口/玄関>



<舞台・ステージ>

### ② 利用者の見直しについて

利用対象者は条例上原則 60 歳以上の高齢者としており、多世代から親しまれ利用できる場にしたいとの愛称を募集・投票を行った趣旨とは矛盾する利用者の制限が存在している。また、現場視察にて閲覧した利用者名簿からは、開所日の大部分の日数で利用されており利用率は高い一方で、特定の団体や個人が繰り返し利用しており、幅広く利用されているとは言い難い状況でもある。施設が有効に利用されるよう、対象者の年齢制限を変更し、全世代が幅広く利用できるようにするなどの変更の検討を行う必要がある。【意見-58】

### 【市立老人福祉センター条例】（一部抜粋）

第4条 老人センターを利用できる者は、市内に住所を有する60歳以上の者とする。ただし、市長が必要と認める時は、この限りではない。

## (7) 老人いこいの家【老人福祉施設等管理運営事業】

### ① 概要

老人いこいの家は、高齢者が気軽に集まって自由な時間を楽しみ、心と体の健康増進を図ることを目的とした施設であり、令和5年度においては市内22施設が開館している。

老人いこいの家の利用対象者は60歳以上の高齢者であり、高齢者の人口は増加傾向にあるものの、老人いこいの家の利用実績は新型コロナウイルス感染症の流行以降減少している。また、令和5年度の施設毎の利用実績は、全22施設のうち、10施設で開所日あたり人数が5人を下回っており、利用率が非常に低い状況にある。



<鳴尾北老人いこいの家（入口）>



<今津二葉老人いこいの家（入口）>

### ② 老人いこいの家の利用状況について

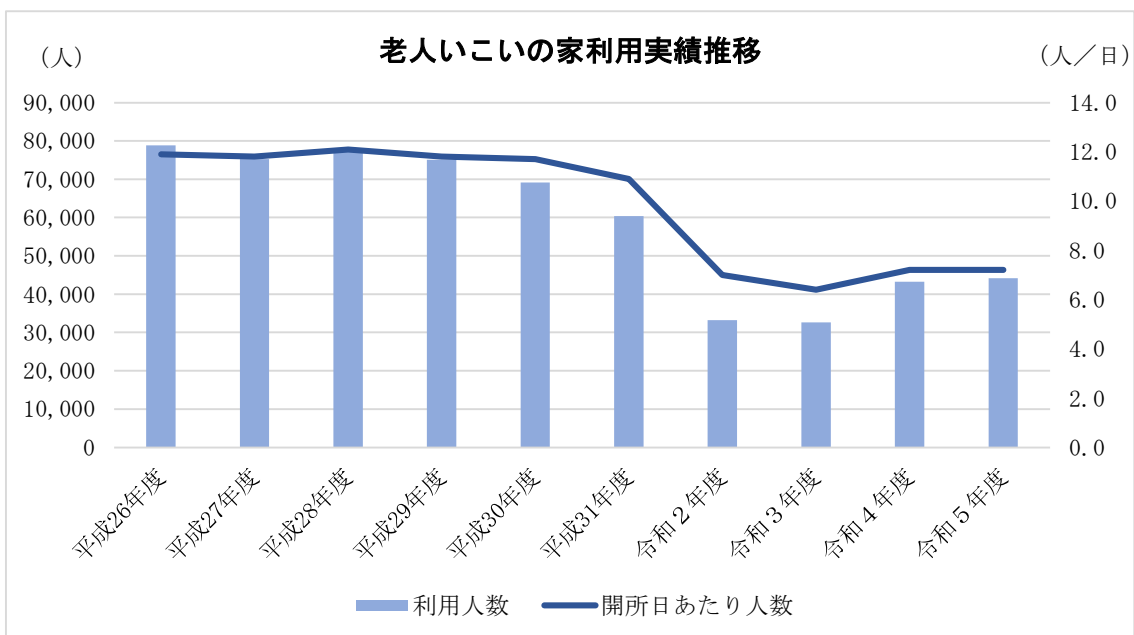
現場視察対象の今津二葉老人いこいの家は、開所日あたりの利用人数は15.3人であり、利用者名簿から開所日の大部分の日数で利用されており利用率が高い状況であった。一方、もう一つの現場視察対象である鳴尾北老人いこいの家は、**開所日あたりの利用人数は2.0人**であり、利用者名簿からも開所日の大部分の日数で利用されておらず**利用率が非常に低い状況**であった。また、利用者名簿からは、今津二葉老人いこいの家・鳴尾北老人いこいの家ともに特定の団体や個人が繰り返し利用している状況であり、幅広く利用されているとは言い難い状況がみてとれた。



<鳴尾北老人いこいの家（会議室）>



<今津二葉老人いこいの家（会議室）>



**【老人いこいの家利用実績推移】**

年度	開所日	男	女	利用人数 合計	開所日あたり 人数
平成26年度	6,597	38,556	40,243	78,799	11.9
平成27年度	6,381	34,997	40,244	75,241	11.8
平成28年度	6,367	35,952	41,229	77,181	12.1
平成29年度	6,354	34,426	40,628	75,054	11.8
平成30年度	5,916	31,475	37,647	69,122	11.7
平成31年度	5,536	27,588	32,781	60,369	10.9
令和2年度	4,721	16,903	16,330	33,233	7.0
令和3年度	5,074	17,499	15,100	32,599	6.4
令和4年度	6,024	19,239	24,022	43,261	7.2
令和5年度	6,103	18,710	25,470	44,180	7.2

**【令和5年度老人いこいの家利用実績】**

施設名	開所日	利用人数	開所日あたり利用人数
東鳴尾	207	1,681	8.1
小松西町	231	3,517	15.2
北口	353	2,630	7.5
浜甲団地	283	2,796	9.9
今津二葉（現地視察対象）	293	4,471	15.3
越木岩	289	2,586	9.0
山口	223	2,210	9.9
泉町	288	1,951	6.8
<b>鳴尾北（現地視察対象）</b>	<b>248</b>	<b>487</b>	<b>2.0</b>
<b>門戸</b>	<b>293</b>	<b>408</b>	<b>1.4</b>
<b>生瀬</b>	<b>229</b>	<b>607</b>	<b>2.7</b>
<b>高須</b>	<b>272</b>	<b>942</b>	<b>3.5</b>
千鳥ヶ浜	293	1,821	6.2
<b>塩瀬</b>	<b>290</b>	<b>646</b>	<b>2.2</b>
<b>高須2丁目</b>	<b>291</b>	<b>787</b>	<b>2.7</b>
越水	309	2,392	7.7
夙川	284	2,705	9.5
<b>津門</b>	<b>296</b>	<b>440</b>	<b>1.5</b>
<b>仁川</b>	<b>265</b>	<b>1,309</b>	<b>4.9</b>
北六甲台	277	7,904	28.5
<b>東山台</b>	<b>287</b>	<b>634</b>	<b>2.2</b>
<b>津門西口</b>	<b>302</b>	<b>1,256</b>	<b>4.2</b>
計	6,103	44,180	7.2

直近10年の利用実績推移からは、全体として減少傾向にあること、令和5年度老人いこいの家利用実績からは、約半数の施設で開所日あたり5人も利用していないこと、また現場視察の2施設の利用者名簿からは、特定の利用者が利用しているのみである当該状況は、施設が有効に利用されているとは言い難い状況である。従って、施設が有効に利用されるよう、対象者の年齢制限を変更し、全世代が幅広く利用できるようにするなどの変更の検討を行う必要がある。【意見－59】





<鳴尾北老人いこいの家>

※公園及び小学校に隣接している

③ 不当な使用料の徴収について

現場視察として老人いこいの家全 22 施設から任意に 2 施設抽出した鳴尾北老人いこいの家及び今津二葉老人いこいの家にて管理責任者及び管理人に包括外部監査人が直接ヒアリングを行った結果、抽出した 2 施設いずれも過去より使用料を徴収していた実態が判明した。

**西宮市老人いこいの家の管理運営要綱第 5 条に「使用料は徴収しない」とあるが、これは明らかな要綱違反であり、不当に使用料を徴収している。【指摘事項－42】**

**市は、早急に使用料を徴収しないよう指導すべきである。また、施設が不当に徴収した使用料については利用者に返還すべきであるが、過去から徴収していた実態を踏まえ施設責任者と調整の上、既徴収額に対する今後の取り扱いを検討すべきである。【意見－60】**

なお、鳴尾老人福祉センター含めた全 23 施設のうち抽出した 2 施設がいずれも使用料を徴収していたことから、他の 21 施設についても使用料の徴収に係る実態調査を市に依頼したが、各施設の管理責任者または世話人に対して市が電話による聞き取り調査を実施した結果、現場視察対象以外の施設全てにおいて料金徴収の実態はなかったとのことであった。

**【西宮市老人いこいの家管理運営要綱】（一部抜粋）**

(使用料)

第 5 条 使用料は徴収しない。

**【料金徴収の実態についての聞き取り調査結果】**

施設	徴収の有無	詳細
今津二葉 (現地視察対象)	有	<p>単価：午前、午後、夜間それぞれ1団体1回1,500円            金額：R5年度 年額6,000円(年4回徴収実績あり)            目的：維持協力金、今津連合福祉会以外の利用団体が対象            (利用申請時に確認)</p>
鳴尾北 (現地視察対象)	有	<p>単価：1団体1回500円 (なかよし会 700円※カラオケの会で、機器の故障等の非常時に備えて利用者から200円上乗せで料金設定されている。)            金額：R5年度 年額33,300円(月平均：2,775円)            目的(背景)：近くの学文公民館の利用料に合わせて。公民館の利用状況から、利用できない方たちが代わりに老人いこいの家を利用しているため。</p>
東鳴尾、小松西町、泉町、門戸、生瀬、越水、津門、仁川、北六甲台、津門西口、浜甲団地、山口、高須、千鳥ヶ浜、高須2丁目、東山台、塩瀬、夙川、北口、越木岩、鳴尾老人福祉センター 計21施設	無	—

## (8) 養護老人ホーム西宮市立寿園【養護老人ホーム管理運営事業】

### ① 概要

寿園については、環境上及び経済的な理由で居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講ずるため、昭和 58 年 4 月に建替えにより設置開設された。平成 18 年度からは、高齢者の緊急一時保護を行う短期入所生活事業も実施しており、令和 3 年 4 月より定員 50 名の個室対応となっている。

なお、令和 5 年度における入居者数月平均は定員に対し、約半数の 20.6 名である。



<利用者居室>



<浴室>

### ② 寿会の会計管理について

寿園では、昭和 58 年 4 月より入居者の相互扶助、親睦及び地域社会との交流を図ることを目的として入居者自治会（以下、「寿会」という。）を組織している。

**寿会の会計管理は入居者ではなく、主には高齢施設課主任生活相談員が担当しているが、寿会の決算状況を示す「令和 5 年度 寿会会計報告」について、証憑等の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施した結果、当該会計報告に上がっていない簿外の収入が発見された。当該収入が会計報告にて簿外である結果、一部の支出と相殺を行うことで期末現預金残高が一致するように調整が行われていたため、不適切な会計報告である。【指摘事項－43】**

**寿会における収入及び支出は漏れなく正確に記載報告すべきである。【意見－61】**

他方、入居者衣服の購入先や寿会の行事開催に際して招聘した講師への謝礼として渡す商品券について、通常会計管理の職員が寿会の通帳から購入前に預



金を引き出して商品券を購入する。しかし、商品券に係る領収書と預金通帳の突合を実施した結果、職員自身の現金で商品券を購入し、翌日預金を引き出している取引や預金引き出しから相当期間経過後に商品券を購入している取引があった。すなわち、職員が寿会の現預金を自由に扱うことが出来る体制になっており、会計管理が杜撰である。【指摘事項－44】

令和5年度末時点の寿会の預金は860万円を超えており、多額であることからより厳重な会計管理が求められる。従って、取引時における複数職員のチェックや責任者の承認を必ず行うといった管理体制を強化する必要がある。【意見－62】

通帳の支出日付	領収書日付	商品券金額	不適切な取扱い
R 6. 3. 14	R 6. 3. 13	30,000 円	商品購入後に預金引き出し
R 5. 9. 21	R 5. 11. 15	50,000 円	預金引き出し後約2ヶ月経過

③ 職員の個人財産による両替について

管理事務所に設置された金庫の実査を行った結果、寿園は預かっている入居者個人の現金の両替が必要な際に使用する両替用の現金について、職員個人の現金を日常的に使用していた。職員の個人財産を使用するのは問題がある。【指摘事項－45】

職員の個人財産の使用はトラブルの一因ともなるため、両替用の小口現金が必要であれば、公金としての小口現金を保有すべきである。【意見－63】

④ 寿園における現金等の現物管理体制について

寿園において、現地視察及び金庫実査を行った結果、市の所有に属さない以下の現金等が発見された。なお、以下 (iv)・(v) の現金及び日用品在庫については所有者が不明の状況であった。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 寿会に係る現金預金 (上述②)</li> <li>(ii) 入居者個人の現金、通帳、キャッシュカード及び印鑑等</li> <li>(iii) 職員個人両替用現金 (上述③)</li> <li>(iv) 入居者に必要な日用品を購入・販売するための現金</li> <li>(v) (iv) の日用品在庫</li> </ul> |
|---|

上述の預かり保管及び所有者不明の現金等は市職員が管理を担当しているが、出納記帳しているのみで、管理するための各種規程や職務分掌が整備されておらず、適正な管理体制が構築されていない。【指摘事項－46】



<日用品在庫①>



<日用品在庫②>

**寿園は公金としての現金を所有していない一方、寿会や入居者個人の現金等を多額に保有しており、より厳格な管理が求められるため、適切な管理体制を構築すべきである。【意見－64】**

⑤ 準公金について

市では、準公金の定義を「市の所有に属さない現金等（現金、預貯金及び有価証券。なお、歳入歳出外現金は含まない。）」としている。上述②の**寿会の現金預金は、「準公金」に該当する。**

市の「事務処理適正化に関する報告」（平成31年3月）によれば、準公金に関する取り扱いについては、平成30年度に準公金に係る事務処理の調査・点検を全庁的に行い、全庁37課で65の事務報告がなされ、それぞれの管理体制の状況によって参考となるべき対応策等が示されている。

しかし、**寿会における準公金は過去から存在していたものの、市の「事務処理適正化に関する報告」の調査対象事務一覧になく、報告がなされていなかった結果、寿会の現金預金について不適切な管理が長年継続されている。【指摘事項－47】**

一方、上述の事務処理適正化に関する調査・検証については、令和4年度から市の内部統制制度の運用が開始されたことにより、当該仕組みに組み込まれて実施されているところであり、準公金は、「現金預金の不適切な管理（準公金を含む）」を対象リスクとして設定されている。そして、対象リスクごとにリスク対応策を市の共通対応策として定め、各所管部署に対し内部統制自己点検（整備状況及び運用状況）として中間評価及び年度末評価を義務付けている。その後、第三者的な視点からより効果的なモニタリングを行うため、内部統制評価事務局が、内部統制の整備状況及び運用状況について評価を行っている。

当該準公金を取り扱っている高齢施設課の令和5年度内部統制自己点検シート（整備状況）は、下表のとおりである。

**【高齢施設課の内部統制自己点検シート（整備状況）】（一部抜粋）**

No	分類	リスク	リスク対応策	事務の有無	中間評価	年度末評価
11	財産管理	現預金の不適切な管理 ※準公金を含む	①担当者は、日々の入出金確認と残高を明らかにするため、現金出納簿へ適時に記録を行う。	有	実施機会がなかった	実施機会がなかった
			②担当者は、現金出納簿と実際の現金残高が一致していることを当日中に確認する。	有	実施機会がなかった	実施機会がなかった
			③所属長は担当者が一致の確認を行っていること、現金出納簿と実際の現金残高が一致していることを定期的に確認する。	有	実施機会がなかった	実施機会がなかった
			④担当者は、つり銭資金以外の受け入れた現金は翌営業日までに金融機関口座に入金する。	有	実施できていた	実施できていた
			⑤現金の保管場所は、業務終了後に施錠する。	有	実施できていた	実施できていた

上表のとおり、**当包括外部監査において、高齢施設課の令和5年度内部統制自己点検シート（整備状況）を確認した結果、高齢施設課は準公金の管理に係るリスク対応策の項目について実施できているかどうかを検討すべきであったにもかかわらず、「実施機会がなかった」と回答しており、寿会の現金預金が準公金に該当するとの認識がなかった点でリスク対応策の整備状況に不備があり、所管課におけるモニタリング機能が有効に機能しているとは言えない状況であった。【指摘事項-48】**

他方、内部統制評価事務局では、自己点検結果を補完するため定期監査結果、包括外部監査結果、プレスリリース等を確認することなど、別視点による書面の確認及び現場モニタリングにおいてその補完する活動を行っており、また内部統制推進事務局では、研修等により各所管課へ内部統制制度について理解を促し、リスク対応策の内容について周知、徹底する活動を行っている。

しかしながら、上述のとおり**高齢施設課に寿会の現金預金が準公金に該当するとの認識がなかった点を鑑みれば、内部統制推進事務局は、内部統制制度に**

**ついでに理解促進につながる活動やリスク対応策の内容についての周知徹底が十分にできていなかった。【指摘事項－49】**

**従って、寿園の準公金について、所管部署である高齢施設課は改めて内部統制自己点検シート（整備状況）のリスク対応策に対し、適切な評価を行うべきであり、内部統制評価事務局である総務課もより効果的なモニタリングが実施できるよう工夫・検討されたい。【意見－65】**

他方、上述②で述べたように寿園において令和5年度末で860万円を超える多額の準公金である現金預金を保有し、かつそれに対し不適切な管理が行われている現状に対し、市は強い危機感をもつべきである。

**すなわち、職務の関係上、市以外の団体等が保有する現金等の取扱いを市職員が行っている事務について、公金ではないとはいえ、公金同様に適正に扱わなければならない、間違いがあれば、当然、市の管理体制が問われることになるため、内部統制制度のリスク対応策の適切な実施及び同対応策が記載されている「リスク評価シート」の関連する例規・マニュアル・通知等に明記している「西宮市市民局準公金に係る取扱い方針」を改めて全庁的に周知徹底し、高齢施設課以外においても不適切な経理を未然に防止することが何より重要である。【意見－66】**

なお、令和5年度の監査委員による定期監査の結果においても上記に関連した意見がされているため、全庁的な周知徹底とその後の対応については、監査委員及び監査事務局と十分に連携を図った上で、進められたい。

### **【西宮市市民局準公金に係る取扱い方針（平成30年8月31日策定）】**

#### 1 目的

この方針は、市民局（以下「市」という）が取り扱う準公金について、その取扱いに係る基本方針及び手続きに関し、必要な事項を定めることにより、準公金の縮減、準公金に係る会計事務の適正化及び事故防止を図ることを目的とする。

#### 2 準公金の定義

準公金とは、市の事務事業と密接な関係を有する各団体等が所有する、西宮市会計規則の適用を受けない現金、預金等で、市が事務局となり、職員が職務に関連して取り扱うものをいう。

#### 3 基本方針

（1）会計事務等は各団体等が行い、準公金を取り扱わないことを原則とする。ただし、各団体等の状況に鑑み、次のいずれかに該当する場合に限り、準公金を取り扱うことができる。

ア 準公金を取り扱うことに公共性又は公益性を有すること。

イ 準公金を取り扱うことに合理的な理由があるもの。

(2) 準公金を取り扱う場合は、各団体等と協議のうえ、事務処理範囲を定め、事務分掌等及び各団体等の規約等で明文化しなければならない。

(3) 各団体等の自主運営能力の育成支援などに努め、各団体等へ事務の委譲を図るなど、準公金の縮減に努めることとする。

#### 4 所属長の責務

所属長は、所属内の準公金について、取扱いの実態を把握し、職員が直接現金を取扱う機会を可能な限り減少させるとともに、職員が取り扱う妥当性及び必要性を常に検証し、その取扱いの見直しに努めなければならない。

#### 5 準公金管理者

所属長は、準公金の会計事務の適正な執行を図るため、準公金管理者を定めるものとし、原則として所属の係長級以上の職の者を充てるものとする。

#### 6 準公金管理者の責務

準公金管理者は、自らの役割と責任を自覚し、次に掲げる事項を実施するものとする。

ア 準公金を取り扱う会計担当者を指名し、指導及び監督する。

イ 準公金に係る現金出納簿等の様式を定める。

ウ 準公金等の保管の適正化を図る。

#### 7 会計事務の方法等

準公金の会計担当者は、次に掲げる事項を遵守して、会計事務を行うものとする。

ア 準公金の会計事務については、関係法令及び西宮市会計規則等に準じた取扱いとし、各団体等において規程・マニュアル等の整備を行う。その際、入出金時における管理職の決裁及び複数職員による残高等のチェック体制等についても規定する。

イ 準公金の収入又は支出に際しては、現金出納簿、収入伺、支出伺等の書類を作成し、準公金管理者の確認を経て、所属長の決裁を受ける。

ウ 現金等の残高については、複数の職員が確認し、所属長又は準公金管理者による確認を定期的に行う。

エ 決算書及び関係書類については、毎年、各団体等の長の承認を受け、監事による監査を受ける。

オ 準公金に係る収入及び支出に関する証拠書類等は10年間保存する。

#### 8 準公金等の保管・管理

準公金に係る現金、通帳及び印鑑の保管・管理は、次のとおり行うものとする。

ア 勤務時間内は金庫等の安全な場所に保管し、勤務時間外は金庫又は施錠できる安全な場所に保管する。

イ 通帳、印鑑及びキャッシュカードは異なる場所に保管する。

ウ 印鑑は、所属長又は準公金管理者が管理する。

#### 9 改廃

この方針は、西宮市の方針が策定された時点で見直し又は廃止するものとする。

#### ⑥ 備品管理について

**寿園への現地調査時、備品管理簿から備品を10件抽出し現物確認を行った結果、備品シール貼り漏れが1件、現物不明なものが1件検出された。【指摘事項－50】**

備品番号	設置場所	備品分類翻訳	取得年月日	価格	不備事項
1610953	寿園 事務室	ディスプレイ装置	2010/2/11	81,999 円	シール無し
1250981	コトブキエン	その他診療用器具	1990/9/8	133,385 円	現物不明

**担当者への聴取及び備品チェックリストを確認した結果、市は年1回現物確認しているものの、今回の現地調査にて不備が確認されたため、引き続き定期的な現物確認を行い、確認結果について決裁をとるなどして実効性のある備品管理に努めるべきである。【意見－67】**

#### 4. 指導監査

##### (1) 複数年度連続した文書指摘事項について

対象法人の選定方法について、担当者に聴取した結果、実施要綱に基づき、3年に1回を原則的には選定しているものの、指摘事項の数や指摘内容について法人指導課内で検討の上、翌年度も調査すべきと判断された法人には2年連続でも対象法人としているとのことであった。実際、以下の2つ法人は、過去5年間（令和元年度から令和5年度）で4度、指導監査の対象となっている。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A法人	○	-	○	○	○
B法人	○	○	-	○	○

A法人について、過去5年間の指導監査結果を確認した結果、令和2年度を除き調査対象となった年度に同様の文書指摘内容（経理基準に従い、小口現金出納帳を作成すること）を受けているにもかかわらず、それについて改善がなされておらず、市も改善に向けた対応を十分に行っていない結果、現在でも未改善の状態が継続している。【指摘事項－51】

文書指摘事項	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経理基準に従い、小口現金出納帳を作成すること	×	×	×	×

この点、改善がなされていない理由について担当者に聴取した結果、A法人の人手不足により対応が出来ていないとのことであったが、当該指摘事項自体は改善が難しいものではなく、改善可能であると考えられる。

従って、同様の文書指摘事項について連続して改善がなされない法人に対しては監事への報告や理事会に出席するなどして改善を強く求めるべきである。

【意見－68】

##### (2) 文書指摘事項に係る改善状況の確認について

文書指摘事項を受けた法人については、指導監査結果に係る是正又は改善の措置状況について報告が求められている。A法人の当該報告書の記載は、以下のとおりである。

【社会福祉法人指導監査結果に係る是正又は改善の措置状況について（報告）  
（一部省略）

社会福祉法人指導監査結果に係る是正又は改善の措置状況について（報告）

令和5年12月21日付け西法指発第495号で通知のあった標記のことについて、別添のとおり報告します。

2024（令和6）年1月11日（木）開催 第7回理事会に議案として別添のとおり上程し、審議・報告いたしました。

尚、議事録等は、後日提出いたしますことを、併せて報告申し上げます。

**指導監査担当者に議事録の提出を求めた結果、市は審議・報告されたとされる理事会議事録について未入手であった。【指摘事項-52】**

**改善措置が必要な指摘事項がある場合は、市は理事会議事録を必ず入手し、審議・報告されていることを及び改善状況を確認すべきである。【意見-69】**

### （3）複数年度連続した口頭指摘事項について

B法人について、下記の口頭指摘事項を2年連続で同様の指摘を受けていた。

#### **【令和4・5年度における未改善の口頭指摘事項】**

<評議員・評議員会、理事・理事会、監事>

役員等の選任手続において、欠格事由の有無を確認する書類に記載されている法律の条文に、誤りがあるため、是正すること。【法第40条第1項、第44条第1項】

**複数年度連続して口頭指摘事項を受けている場合、次回監査指導時にも同様の状況であれば文書指導もありうるため改善を強く求める旨を監査講評等で説明するなど、指導結果が効果的に働くような工夫を図ることが必要である。**

**【意見-70】**

### （4）チェックリストの事前送付について

当包括外部監査において、担当者への聴取及び指導監査に係る資料の閲覧を行った結果、上述のように複数年度連続して同様の指摘を受けている事例が散見された。市の担当者に聴取したところ、改善が図られていない法人に対して改善を促す対応を行っているものの、未だ改善に至っていない法人があるのが現状であるとのことであった。

この点、市は、厚生労働省による実施要綱別紙「指導監査ガイドライン」に基づいた「チェックリスト」を作成し、実地監査前に対象法人へ送付、対象法



**人は指導監査に先立ちこの「チェックリスト」に記入し（自己チェック）する  
といった対応が必要であると考え。【意見－71】**

具体的な実施方法としては、監査実施日の1ヵ月前にチェックリスト（**前回の指摘事項が分かるような形式**）を対象法人に送付し、対象法人は監査に必要な資料とともに市に監査実施日の1週間前までに提出することを求めるといった方法が考えられる。チェックリストの回答結果を入手することで、指導監査担当者はこれらの資料をもとに事前に十分な内部検討を行い、実地監査に臨むことが可能となる。

指導監査は原則的に1日で行われるため、「指導監査ガイドライン」に基づき、法人担当者への質問や関係書類の閲覧等を通じて法人・施設等の運営状況等を全て確認するのは事実上不可能である。従って、上述のような事前チェックリストを活用し、市の限りある人的資源の中で最大の効果を発揮できるような監査の実施を検討されたい。

**別 添** 指摘事項及び意見のまとめ

**I. 監査項目別の指摘事項及び意見の数**

監 査 項 目	指 摘 事 項	意 見
<b>1. 全般的事項</b>		
(1) 事務事業の指標について	2	1
(2) 事務事業の点検について	4	3
(3) 障害福祉課所管の行政財産及び普通財産の個別施設計画と今後の方向性について	0	2
計	6	6
<b>2. 各事務事業</b>		
(1) 民生委員・児童委員活動推進事業	4	3
(2) 地域福祉活動助成事業	3	3
(3) 民間老人福祉施設建設補助事業	4	4
(4) 軽費老人ホーム補助事業	1	1
(5) 地域包括支援センター運営事業	1	1
(6) 民間障害福祉施設建設等補助事業	1	1
(7) はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業	3	3
(8) 老人福祉施設等改修事業	参照	参照
(9) 高齢者外出支援サービス事業	1	2
(10) 介護施設等新型コロナウイルス感染症対策支援事業	1	1
(11) 養護老人ホーム管理運営事業（寿園）	0 参照	1 参照
(12) 障害者団体補助事業	1	3
(13) 障害者社会参加促進事業	4	6
(14) 特別障害者手当等支給事業	0	1
(15) 地域生活支援事業	1	4
(16) 自立支援医療事業	1	2
(17) 障害者自立支援施設管理運営事業	4	5
(18) 障害者就労支援等事業	4 参照	6 参照
(19) 権利擁護支援センター運営事業	参照	参照

監 査 項 目	指摘事項	意 見
計	34	47
3. 現地視察及び現地調査		
(1) 権利擁護支援センター【権利擁護支援センター運営事業】	1	1
(2) 西宮市障害者就労生活支援センター【障害者就労支援等事業】	0	1
(3) いずみ園【障害者自立支援施設管理運営事業】	0	0
(4) 名神あけぼの園【障害者自立支援施設管理運営事業】	0	1
(5) 旧市立デイサービスセンター（安井）【老人福祉施設等改修事業】	0	1
(6) 鳴尾老人福祉センター【老人福祉施設等管理運営事業】	0	1
(7) 老人いこいの家【老人福祉施設等管理運営事業】	1	2
(8) 養護老人ホーム西宮市立寿園【養護老人ホーム管理運営事業】	8	7
計	10	14
4. 指導監査		
(1) 複数年度連続した文書指摘事項について	1	1
(2) 文書指摘事項に係る改善状況の確認について	1	1
(3) 複数年度連続した口頭指摘事項について	0	1
(4) チェックリストの事前送付について	0	1
計	2	4
合 計	52	71

## II. 指摘事項及び意見

包括外部監査の指摘事項及び意見につき一覧できるよう項目を整理するとともに、これらの項目のうち**包括外部監査人が特に重要度が高いと判断した項目には◎を付し、次いで重要と判断した項目に○を付して**、指摘事項及び意見のまとめとした。

### 1. 全般的事項

#### (1) 事務事業の指標について

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-1】	市の事務事業評価上、一つの事業に複数の事業が含まれている場合、それぞれについて適切な活動指標及び成果指標を設定し評価すべきところ、評価指標の設定と評価が全くなされていない事業があった。	◎	87
【指摘事項-2】	事業に対して活動指標及び成果指標を設定しているものの、両者がほぼ同じアウトプット指標であり、成果指標の設定が適切でない事業があった。	○	87
【意見-1】	適切な活動指標及び成果指標の設定を行うことが事務事業評価を行うにあたっては非常に重要であり、逆に言えば、指標の未設定あるいは誤った指標設定では、事業の有効性や効率性を適切に評価測定することが困難となるため、適切でない指標を設定している事業については改めて検討が必要である。	◎	87

#### (2) 事務事業の点検について

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-3】	特定の事業や市の事業の補完的役割を担ってもらうための支出である補助金や個人に対して金銭又は現物を給付する個人給付（扶助費以外）は、受益者の経済的負担軽減であるため、受益者負担の適正度については評価すべきところ、事務事業評価シート的设计上、自動的に評価対象外となり、評価ができない設計となっている。	○	90
【指摘事項-4】	施設等整備（補助金）に分類された事業といえども、投資の成果や有効性の測定、コストや受益者負担の適正度に関する評価は実施すべきであり、それを評価対象外とすることは適切でない。		91
【指摘事項-5】	当包括外部監査において、各監査対象事業の成果の達成状況を確認した結果、何をもちて事業目標・成果を達成できているのか判然としないものが複数あった。	○	91
【指摘事項-6】	当包括外部監査において、各監査対象事業の「市民ニーズの傾向」及び「市民満足度」を確認した結果、市民ニーズについて分析結果に基づく現状把握ではなく傾向の評価のみに留まり、市民満足度においても客観的な根拠となるアンケート調査を実施していない点で、適切に評価しているとは言い難い事業が複数あった。		91
【意見-2】	現在の仕組みでは、補助事業で受益者負担の適正度を評価する場合は、事業分類112（ソフト事務法令等無）を選択せざるを得ないが、「ソフト事務法令等無」では明瞭性に欠けるため、補助事業で選択可能な仕組みを構築するか事業分類112の名称を変更するなど事業分類を誤らない工夫を行い適切に事業評価することが必要である。	○	90

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-3】	補助金という括りでは同じであるため、補助金の適正な評価項目を統一すべきである。その上で施設整備になじまない項目（外部委託の可能性）以外は評価項目とするなど、評価項目についての見直しが必要である。		91
【意見-4】	事務事業評価における成果・有効性の評価に際して、「成果の達成状況」については、まず事業目標・成果の評価指標である活動指標及び成果指標の設定及び評価を適切に行うことが重要であり、指標設定が困難なものについては、市民ニーズの傾向ではなく現状の把握、すなわち過去実績等の分析を実施した上での事実即した客観的な「市民ニーズ」や、定期的実施する市民へのアンケート調査結果に基づく分析を行った上での「市民満足度」によって成果・有効性の評価を行うべきである。	○	92

### (3) 障害福祉課所管の行政財産及び普通財産の個別施設計画と今後の方向性について

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-5】	施設総量の縮減の対象となる範囲、現在使用している事業者の事業計画や財源、利用者の考慮など検討すべき事項は多岐にわたるため、今後速やかに検討を開始する必要がある。とりわけ、行政財産及び普通財産として有償又は無償で貸付の有無や今後の方向性について、令和6年6月市議会でも質疑応答が公表されているが、市としての具体的な対応は特段の記載がなく、今後の検討課題と回答している。有償又は無償で貸付している相手先との交渉は相当な時間がかかることが予想されるため、市は今後の方向性や対応についてロードマップを作成して期限を設定した上で、実施する必要がある。	○	93
【意見-6】	名神あけぼの園や武庫川すずかけ作業所等を無償貸付している普通財産について中長期修繕計画の対象から除外するとしても賃借者がどのような維持管理修繕を行うかについて市は把握する必要があるため、速やかに賃借者との協議を行う必要がある。		94

## 2. 各事務事業

### (1) 民生委員・児童委員活動推進事業

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-7】	市は民生委員の欠員区域の解消に向けて、民生委員の負担軽減に取り組んでいくとされていることから、国の補助金を活用した事業の実施状況について確認した結果、ICTの活用に関する検討は行われていたものの、その他の取組についての十分な検討は行われていないまま、国の補助金も活用されていなかった。		98
【指摘事項-8】	令和5年度の当該研修に係る委託契約書を確認した結果、市の契約規則第19条第1項に規定されている項目のうち、(1)契約の当事者、(2)契約の目的、(3)契約金額、(4)履行期間又は履行期限、(7)契約代金の支払又は受領の時期及び方法、についてのみ規定されており、当該契約締結に関する市の決裁文書においても、他の項目が契約の性質または目的により必要のない事項であることを検討した結果の記載はなく、市の契約規則に反する契約書であった。	○	99
【指摘事項-9】	当該委託契約書において委託料の額は、民生・児童協力委員定数に1人あたり400円を乗じたものと規定されており、令和5年度の委託料は令和5年4月1日付定数(区域担当民生委員×2人)の1,384		99

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	人に400円を乗じた553,600円を支出していた。令和5年度末の民生・児童協力委員数は974人であり、年間を通して千人を下回っていた状況を鑑みると、委託料の額を定数により算出することは合理的ではないといえる。		
【指摘事項-10】	当該業務委託仕様書では委託業務完了届の提出についての記載はあるものの、委託した研修の実施状況を確認できる文書が提出されておらず、当該研修業務の実施状況を確認できなかった。		100
【意見-7】	市においても、民生委員の担い手確保は喫緊の課題であるとの認識があるため、国の補助事業も活用し、より幅広い民生委員の担い手確保に向けた取組を検討し、実施していく必要がある。		98
【意見-8】	市の契約規則第19条第1項で規定されている事項が漏れなく契約書に織り込まれているかどうか、また、必要がないとして記載しない事項については必要性の有無についての検討結果が決裁文書等で明確になっているかどうかを確認のうえ、契約を締結する必要がある。なお、所管課契約かつ特命随意契約の場合は同様の指摘事項がある可能性があるため、他の契約（他部署含む）についても留意が必要である。	○	100
【意見-9】	委託契約では、委託業務の実績報告書等入手し、事後的に業務の実施状況を確認する必要がある。		100

## (2) 地域福祉活動助成事業

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-11】	補助事業の内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかの審査として、令和6年5月に市担当課と市社協とで対面で事務審査を実施したとのことであったが、上記のとおり、補助金の交付を決定した際の計画に対する実績について、十分な審査が行われていたのかどうか疑問が残る。		104
【指摘事項-12】	各地区社協の実績報告を確認したところ、参加費等の収入額について市社協から交付された補助金を還付している地区社協が1地区あったが、その他の地区では交付された補助金の還付は生じておらず、参加費等の収入額の取り扱いが不明であり、市の補助金交付要綱の考え方からすると補助金の交付が過大であった可能性がある。		106
【指摘事項-13】	各地区社協で補助金の交付額について異なる運用が行われているのは、市社協の補助金の要綱において、補助対象経費や補助金交付額に関する明確な規定がないことが要因であると考えられ、このような運用は公平性の観点から問題である。	○	106
【意見-10】	市の「補助金等の取扱いに関する規則」に則り、補助金の交付決定の内容を十分に踏まえた適切な審査の実施が必要である。		104
【意見-11】	補助金の交付額算定において共通の認識ができるよう明確な要綱に改定するとともに、要綱の内容について各地区社協に説明する機会を設ける等、周知徹底する必要がある。	○	106
【意見-12】	新たな制度が創設される場合には、所管課が決まっていないことや複数部局での横断的な検討が必要になることも多いと考えられ、縦割り行政による福祉の限界に早期に対応するためにも、例えば定期的に各部局の担当者が集まり、新たな制度の導入可否を含めた政策検討の場を設けるなど、所管にとられない柔軟な検討を早期に行うことができる体制を整備することが必要である。		108

### (3) 民間老人福祉施設建設補助事業

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-14】	本来であれば、市は採択の条件を付して事業者を選定している以上、施設開設に際してその条件が充足されているか否かを確認すべきであったが、条件の充足状況に係る確認は行われていなかった。		111
【指摘事項-15】	市の社会福祉施設の整備等を目的とする補助金の各根拠規定（社会福祉法人の助成に関する条例、補助金等の取扱いに関する規則、西宮市社会福祉施設等整備等補助金交付要綱）に補助金適正化法で規定されている補助対象財産の処分を制限する定めがない。これは、補助金適正化法の趣旨に照らして合理性を欠くものである。		112
【指摘事項-16】	市は補助対象事業者から財産処分の承認申請及び処分後の報告を受けていなかった。		115
【指摘事項-17】	当包括外部監査において、公募関連書類等を確認した結果、公募時に提出された資金計画では施設整備のための借入金は3億円とされていたにもかかわらず、実際の借入金額は6億円と倍増していることが確認された。事業者選定の審査項目として「借入金の多寡」が挙げられており、借入金額は事業計画の重要な要素の一つであるにもかかわらず、市は、借入金額の変更理由やその合理性、事業計画に与える影響などについて事業者への確認手続を実施していなかった。	○	115
【意見-13】	市は、事業者に対して採択の条件を充足しているか否かを確認すべきである。		112
【意見-14】	市は、社会福祉施設の整備等を目的とする補助金の各根拠規定に補助対象財産の処分を制限する定めを加えるべきである。		112
【意見-15】	市は、社会福祉施設の整備等を目的とする補助金の各根拠規定の改正を行った上で、市単独の補助金の場合にも補助対象事業者から財産処分申請書の提出及び処分後の報告を受ける体制を整備すべきである。		115
【意見-16】	市では今後も社会福祉施設の整備を進める方針であり、その際には同様の補助事業が実施されることも想定されることから、市は補助対象事業者と緊密に連携を図り、事業計画の重要な変更等を適時適切に把握できる体制を整備すべきである。	○	116

### (4) 軽費老人ホーム補助事業

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-18】	当包括外部監査において各設置者から提出された令和5年度補助事業等実績報告書を確認した結果、実績報告書及び添付書類に記載されている実績金額が、確定決算に基づく実績金額ではなく、補正予算や決算見込額に基づく金額を記載しているものが複数確認された。市の担当者に確認した結果、交付要綱に定める事業完了後1ヶ月の時点（今回の場合、令和6年4月末）までに設置法人側で決算が確定しない場合には、補正予算や決算見込額に基づく実績金額を報告し、決算確定後に決算書を提出する方法を実務上は容認しているとのことであったが、担当者への確認時点（令和6年9月17日）では令和5年度決算書も未入手であった。		118
【意見-17】	確定決算に基づく実績金額を報告することが困難な場合に関する例外的な取扱いを明記するよう、西宮市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱を改正すべきである。		118



### (5) 地域包括支援センター運営事業

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-19】	各地域包括支援センターの運営事業者から提出された精算調書を確認した結果、給与明細書や領収書が添付資料として提出されていない例が散見された。		120
【意見-18】	給与明細書や領収書は市が必要と認める場合にのみ提出を求める方式とするなど、精算調書の様式を見直すべきである。		120

### (6) 民間障害福祉施設建設等補助事業

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-20】	令和5年度に交付された補助金について確認した結果、補助事業者が賃借する建物の所有者が当該補助事業者の代表者であり、補助事業者から建物の貸主（＝当該補助事業者の代表者）へ支払われた礼金280,000円が補助事業の対象経費に含まれている事例が1件あった。この場合は市の補助金が代表者個人に流れていることになり、補助金の目的にそぐわない不適切な支出であったといえる。		122
【意見-19】	建物所有者が配偶者や親・子である場合等では、補助金の不適切な交付に該当するとの疑念が残るため、住居の借りに伴う初期費用から、例えば、代表者個人及びその配偶者、二親等以内の親族が貸主となる場合は対象外とする、というように、その範囲を広げる必要がある。		122

### (7) はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-21】	はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業の有効性については性質上評価不能であるにも関わらず、目標を概ね達成できているとの評価を行っている点で、本事業の有効性について不適切な評価を行っていると言える。	○	124
【指摘事項-22】	市民ニーズについて、現状の把握が評価項目にはなく、傾向の評価のみを行っている点、市民満足度においてアンケートを実施していない点で、市民ニーズや市民満足度について評価を怠っていると言える。		125
【指摘事項-23】	市は受益者負担の適正度について、評価対象外としているが、本事業が、『はり・きゅう・マッサージ施術費補助』という受益者の経済的負担軽減であるにもかかわらず、評価対象外としている点で、評価すべき項目の評価を怠っていると言える。	○	125
【意見-20】	有効性については、直接的に評価する指標の設定は困難であることから、適切でない指標に基づいて評価せず、市民ニーズの傾向や市民満足度の評価項目で事業を評価すべきである。	○	125
【意見-21】	市民ニーズについては、傾向だけでなく現状の把握、つまり、令和5年度の補助券交付枚数は4,835人に交付しており、市の令和6年4月1日現在の70歳以上人口95,014人に対する利用者割合は5%程度であり、さらにその利用率は60%～65%程度である現状に対して適切に評価すべきであり、市民満足度を把握するうえでは効率的な方法で定期的にアンケートを実施すべきである。		125
【意見-22】	受益者負担の適正度を適切に評価すべきである。	○	125



## (8) 老人福祉施設等改修事業

3. 現地視察 (5)～(8) 参照

## (9) 高齢者外出支援サービス事業

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-24】	事業を評価するための指標である『活動指標』及び『成果指標』は、高齢者福祉タクシー派遣事業に係る指標のみであり、高齢者バス運賃助成事業に係る指標が設定されていない点や、必要性、成果・有効性、コスト・負担、執行方法の4つのそれぞれの項目においても高齢者福祉タクシー派遣事業もしくは高齢者バス運賃助成事業のどちらか一方に関する評価のみを行い、もう一方の評価を行っていない点から、事務事業評価が適切に行われていないことは明らかである。	○	131
【意見-23】	高齢者福祉タクシー派遣事業と高齢者バス運賃助成事業それぞれの事務事業評価を行うべきである。	○	131
【意見-24】	今後、増加を見込んでいる高齢者とそれに伴って増加すると見込んでいる将来の事業費を考慮のうえ、高齢者バス運賃助成事業の在り方を検討すべきである。		131

## (10) 介護施設等新型コロナウイルス感染症対策支援事業

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-25】	様式4-1を確認した結果、算定基礎情報である療養満了日が適切に入力されておらず、市のチェックも適切でなかった結果、施設内療養費が500千円過大に算出され、施設に対し補助金が過大に支給されていた。		135
【意見-25】	当該補助金は国庫支出金でまかなわれているため、支給先である施設からの返還を検討するとともに、国庫支出金を返納する必要がある。		135

## (11) 養護老人ホーム管理運営事業（寿園）

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-26】	市民が措置費用の徴収対象者の範囲に関して誤解することを防止するため、市は「老人福祉法による費用の徴収に関する規則」第2条を老人福祉法第28条と合わせるように改正すべきである。		141

## (12) 障害者団体補助事業

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-26】	運営費分担金であったとしても障害者団体補助事業の一つと位置付けている以上、何らかの成果（結果）を出すことは必要である。現状では目標となる指標がない中で、市が何をもってはんしん自立の家ショートステイ（レスパイト）事業の成果を評価しようとするのか判然としない。	○	144
【意見-27】	ショートステイ（レスパイト）の「利用者数」が対外的にも分かりやすいため、今後は市が7市1町や事業協会との協議において主導的な役割を果たして「利用者数」を成果指標に設定し、事業評価を行う必要がある。	○	145

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-28】	参加者数の実績数値の正確な測定方法としては、スタンプカード配布数もチラシ配布数も一長一短があることから、市は今後もできる限り正確な測定方法の更なる工夫をすることを検討されたい。		146
【意見-29】	今後は各団体要望への個別の対応はもちろんのこと、当該対応を踏まえた次の施策や事務事業に反映させるなど、団体要望の活用について可視化し次のアクションに繋げることを検討することが望まれる。		147

### (13) 障害者社会参加促進事業

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-27】	市はタクシー事業者からの請求書の履行確認において、タクシー利用券の枚数と現物を照合しているとのことであるが、その実施状況を確認したところチェックした担当者の名前がなく、また、上席者が確認した証拠もなかった。		149
【指摘事項-28】	市は、毎年度3月に業者から利用券の納品を受けており、利用者の登録申請数より多めの冊数を発注していることから必ず利用券の冊数が残ることになるが、利用券の冊数管理状況を確認したところ、利用券の未使用の現物と登録申請番号のリストにおける残数との照合を行っていなかった。これでは、利用券の使用、未使用、残数を適時に把握できないことになり、仮に金銭と同様の経済価値を有する利用券がなくなったとしても直ちに分からないため、内部統制上非常に問題である。		149
【指摘事項-29】	「定額制」福祉タクシー利用者の利用実態の動向を把握分析せずに、有効な事務の執行ができるとは思われず、「定額制」福祉タクシー利用実績の分析により得られるデータは少ないとする市の見解には疑義を持たざるを得ない。		151
【指摘事項-30】	事業評価するための活動指標や成果指標がほぼ同じアウトプット指標になっていること及び事務事業の点検（CHECK）において成果・有効性の一つとしての市民満足度でアンケート調査等を実施していないことから、何をもって障害者社会参加促進事業の成果を評価しているかが判然としない。	○	155
【意見-30】	市に委託料の履行確認における事務手続のルールがないのであれば、少なくとも内部統制（牽制）の観点から担当者の実施状況として請求書に証拠を残し、上席者が確認する手続を行う必要があり、そうした事務手続のルールについても速やか規定する必要がある。		149
【意見-31】	市は、金銭と同様の経済価値を有する利用券について厳格な管理手続が必要である。		150
【意見-32】	「定額制」福祉タクシー派遣事業の利用実績の分析には一定の効果と施策目的達成のための客観的なデータに活用することが期待できると考えられるため、市はその対応について検討すべきである。		152
【意見-33】	「予約制」の要件が厳しく使い勝手が悪いのであれば、「予約制」の利用者の利用状況や他都市事例の調査をした上で、要件緩和するなど次の施策に反映させることが考えられる。また、「予約制」の拡充における広報を重点的に行い、使い勝手の悪さの改善を利用者に適時適切に情報発信することも検討の余地がある。その結果、今後も「予約制」福祉タクシーの利用実績の減少傾向に歯止めがかからない状況になれば、予約制を廃止して定額制に集約することも考えられ、今後の予約制の継続の要否を検討する必要がある。		154
【意見-34】	市は事業の有効性評価の一つである市民満足度としてのアンケート調査や福祉タクシーの利用実績の分析に基づく有効性の評価を実施すべきである。	○	156

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-35】	市は、障害福祉団体の声を聞き協議するための場を定期的に設け、障害者社会参加促進事業の施策目的の達成に向けた情報として収集し、その評価を活用するといったより積極的な対応をすべきである。また、7市1町の障害福祉所管課会議で福祉タクシーの課題などを議題として取り上げ、業務実態と地域性などを勘案した協議をすることも考えられるため、これらの対応を検討されたい。		156

#### (14) 特別障害者手当等支給事業

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-36】	市は今後の受給者数を予測するにあたり、分析の参考とできるようなシステムで数値等が把握できる環境整備に努める旨の対応は可能としていることから、システムで出力される「特別障害者手当受給者全件リスト」について、障害別地域別データや年齢等の要素を加えるなどして、客観的なデータに基づく把握分析の対応を検討することが望まれる。		160

#### (15) 地域生活支援事業

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-31】	地域生活支援事業は必須事業または任意事業が多岐にわたり予算規模も比較的大きい中で、各小事業をどのように評価し優先順位を付けて実施すべきかについて明確な方針がなく、判然としない。	◎	168
【意見-37】	市は、選択されていない事業者の状況を利用者から直接聞くなど、より利用者の機会拡充とサービス品質の向上に向けた取組を行う必要がある。また、近隣自治体の指定事業者まで広げる、利用者へのアンケート調査をするなどして、利用者の選択機会を増やすことは利用者の利便性向上にも繋がるため、追加的な対応を検討されたい。		164
【意見-38】	手話通訳者・要約筆記者派遣事業について今後より一層の成果を上げるためには、養成講座カリキュラムの充実を図ることはもちろんのこと、ICTを利用した意思疎通支援機器の活用、合格者に対する就業機会の支援、社会貢献活動に積極的な企業や団体へ訪問して養成講座の受講促進を説明するなど合格者を増やす活動について、ターゲットを絞って実施する必要がある。また、そのための人員体制や予算確保などの対応も必要となるため留意されたい。		168
【意見-39】	市の財政構造改善で予算削減の可能性がある中で、今後も安定的に事業継続するためにはどの事業を優先するかの評価と根拠を明確にする必要がある。そのためには、各小事業の成果目標を設定し、その成果実績の評価を行う必要がある。	◎	168
【意見-40】	地域生活支援事業として新たにeスポーツの活用を導入するためには、スポーツにおける障害福祉支援の観点から文化スポーツ課等との連携が必須になるが、市は兵庫県eスポーツ推進検討会の動きなどを注視しつつ、実施可能性について検討されたい。		169

#### (16) 自立支援医療事業

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-32】	市は利用者からの要望や苦情等もないことを正式に調査したわけではなく、受動的に利用者からの要望や苦情等もないことを理由に増加させる必要はないとするのはその根拠や正当性に欠ける。		173

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-41】	障害福祉課としては何らかの情報提供や医療費抑制策の留意点などの打ち手を検討して、当事者意識を持って関係所管課と協議し、障害福祉課の役割を明確にする必要がある。加えて、今後の市の負担見込額を客観的なデータや根拠に基づき算定して中期的な予算編成の根拠にするなどのエビデンスの整備も必要となるため、改めて自立支援医療受給者証（更生医療）の将来予測と市の負担の抑制について、具体的な対応を検討することが望まれる。	○	173
【意見-42】	障害者の利便性の観点から言えば、可能な限り多くの自立支援医療機関が増えることは障害者の利益に繋がることから、少なくとも自立支援医療機関となっていない医療機関にその理由を確認するなどの対応を行う必要がある。		173

### (17) 障害者自立支援施設管理運営事業

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-33】	市は毎年当初の補助金交付に対して、多額の補助金返還を繰り返している実態があることから、市社協及び事業団の予実管理に対する市の適時な把握がされているとは言い難い。結果として毎年の補助金返還の事実は補助金が有効活用されておらず、補助金に充当した当初財源が適切に使用されていなかったことを示しており、このような状況が続いていることは妥当性を欠いていると言わざるを得ない。	◎	175
【指摘事項-34】	障害福祉課における他の団体でこのような補助金の算定方法を適用している事例はなく、外郭団体との取引であるが故により一層の透明性が求められるところ、事務事業費や人件費などの経費総額から介護給付費報酬等の収入総額を控除した金額を支給額とする方法は透明性と効率性に欠ける恐れがあり、現行の要綱の算定方法に問題である。	◎	176
【指摘事項-35】	障害者自立支援施設管理運営事業については、成果指標として一日平均の利用者数（総合福祉センター）、開所日数（いずみ園）といずれもアウトプットとしての活動指標を設定しており、本事業の実態に即した成果指標としては疑義がある。	○	179
【指摘事項-36】	青葉園及びいずみ園の管理運営事業は施設への補助をメインとした事業主体が市ではない補助金事業であり、施設管理業務をメインとした総合福祉センターへの指定管理業務とは性格を異にしているにもかかわらず、同じ事務事業評価シートで評価するのは不自然である。		180
【意見-43】	多額の補助金返還によるロスを防ぎ財源の有効活用を進めるためには、今後は市が当初予算の精査により、実施可能な計画であることを市社協及び事業団と十分に協議を行うとともに、年度末決算の実績との乖離を少なくすることで補助金ロスを極力少なくする必要がある。そのためには、月次決算における予算実績比較の報告を定例化し、市社協及び事業団の予実管理のモニタリングを実施して適時の進捗管理報告をさせ、予実管理の乖離が見られる場合の対応策について市社協及び事業団と協議し、計画の変更の要否と余剰金の見込額を迅速に算定し、他の施策事業の活用予算に充当する仕組みを構築する必要がある。	◎	175
【意見-44】	市が不足分を補助する現行の補助金の算定方法では、市社協や事業団の運営努力を評価することは不可能であることから、算定方法の見直しと要綱の改正が必要である。	◎	176
【意見-45】	市社協や事業団の運営努力を引き出す手法として、成果連動型の補助金の算定方法が考えられる。例えば、市と市社協や事業団との間で青葉園及びいずみ園の管理運営事業について成果指標を設定し、	○	176

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	当該成果指標の目標値を達成すれば、補助金の増減を行う仕組みを構築するのである。現に、東近江市や西条市では福祉関連の事業ではないものの、ソーシャルインパクトボンド事業の一環で成果連動型の補助金スキームを構築して成果を出している事例もある。市はこうした事例を参考にして、市社協や事業団の運営努力とインセンティブを引き出す工夫を検討することが必要である。		
【意見-46】	市は実施したアンケート調査結果の分析から、中長期的な観点から若年層の利用を促すアクションに結びつけるプロセスについて、事務事業評価の指標として設定することを含めて、成果指標を検討する必要がある。	○	179
【意見-47】	市は青葉園及びいずみ園の管理運営事業における補助金事業の事務事業評価について、障害者自立支援施設管理運営事業から障害者団体補助事業の項目に移管するのが現実的な対応になるため、改めて障害者自立支援施設管理運営事業の事業範囲の見直しが必要である。		180

### (18) 障害者就労支援等事業

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-37】	市の「財務事務業務マニュアル契約」には所管課契約の場合、契約管理課に特命随意契約を依頼する場合の「随意契約依頼書」は求められていないものの、他の随意契約をしている事業では「随意契約依頼書」が添付されているものもあり、所管課契約であっても随意契約理由を記載しなくて良い合理的な理由はない。	○	182
【指摘事項-38】	委託料の年度末の履行確認について、担当者の口頭によるチェックが実施されているものの、その根拠資料がなく対外的に何をどのように履行確認したかについて明確な説明ができない状況であった。		183
【指摘事項-39】	予算実績差異について、市は月次での予算執行管理資料の提示は求めておらず、差異が発生する状況を把握していない。市はこのような差異について、決算時点で初めてわかったものであり、この時点で不用額が判明しても財源を他に流用することができず、結果として財源の使用にロスが生じる結果となっていた。	○	184
【指摘事項-40】	市の障害者就労支援に関する対応は受動的と考えられ、市内の企業から就労継続支援B型に関する問い合わせが増えていることから、より積極的な障害福祉サービス事業者への訪問や照会の優先順位についての方針や戦略があつて良いはずである。現状では、障害者の就労場所の拡充の観点から企業及び事業所の開拓と訪問などの方針や戦略はなく、市社協との情報連携や共有も十分できておらず、市の対応が成果に結びついているか判然としない。	○	185
【意見-48】	所管課契約で随意契約を締結する場合、起案文書に随意契約理由を記載すべきである。なお、所管課契約の際に他の様式がないのであれば、「随意契約事務の指針」3 随意契約理由の例示に基づき、起案文書に随意契約理由を記載する必要がある。	○	182
【意見-49】	履行確認について職員の履行確認レベルもバラバラであるのが実態と考えられることから、履行確認のチェックリストを使用し、それをエビデンスとして保存することを検討する必要がある。		183
【意見-50】	市は委託先からの事業内容及び予算額を精査して当初予算の精度を上げるとともに、通常月から受託先の予算執行管理状況を把握する必要がある。また、今後、市は月次から事業実績報告書に予算執行状況を記載させるなど毎月の予算執行管理を行い、不用額の見込みをできるだけ早期に把握した上で、資金の有効活用を図る必要がある。	○	184



指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-51】	今後、より一層の就労定着支援の継続と定着に向けた財源及び人員体制の確保が求められる。また、厚生労働省の労働政策審議会障害者雇用分科会の意見書では、「福祉と雇用の切れ目のない支援を可能とするために、障害者本人と企業双方に対して必要な支援ができる専門人材の育成・確保を目指し、雇用・福祉の分野横断的な基礎的な知識・スキルを付与する研修を確立することが必要であるとの方向性が示された。」ことから、市は受託者と連携して就労定着支援に向けた専門人材の育成・確保について更なる対応が必要である。		185
【意見-52】	市は、就労を希望する障害者と障害者就労を受け入れる企業とのマッチング業務を効率的に行うためにも、就労継続支援事業者の増加に向けた取組として、「西宮市障害者等実態調査結果報告書」で質問に回答した企業を中心に事業者への優先的な訪問や照会を行うなど、戦略的な方針を打ち立て、市社協との協議により事業計画に織込むなどの対応を検討する必要がある。	○	186
【意見-53】	自主製品の売上機会を増やすことは働く障害のある人の就労意欲と工賃の向上を図ることに貢献することが期待できるため、今後は人流が多い、阪神及び阪急西宮駅での開催など積極的に自主製品の売上機会を創出する計画の可能性について検討する必要がある。		187

### (19) 権利擁護支援センター運営事業

#### 3. 現地視察 (1) 参照

### 3. 現地視察及び現地調査

#### (1) 権利擁護支援センター【権利擁護支援センター運営事業】

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-41】	令和5年度の当該運営事業に係る委託契約書及び契約締結に関する決裁文書を確認した結果、市の契約規則第19条第1項に規定されている項目のうち、(6)契約履行の場所、(9)履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息及び違約金その他の損害金並びに契約保証金の処分(の一部)、(10)危険負担、(11)契約不適合責任、(12)契約に関する紛争の解決方法、については明確な記載がなく、市の契約規則に準拠した契約書とはいえないものであった。	○	192
【意見-54】	市の契約規則第19条第1項で規定されている事項が漏れなく契約書に織り込まれているかどうか、また、必要がないとして記載しない事項については必要性の有無についての検討結果が決裁文書等で明確になっているかどうかを確認のうえ、契約を締結する必要がある。なお、所管課契約かつ特命随意契約の場合は同様の指摘事項がある可能性があるため、他部署の他の契約についても留意が必要である。	○	192

#### (2) 西宮市障害者就労生活支援センター【障害者就労支援等事業】

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-55】	増加する障害者就労支援ニーズに対応した統計的なデータの分析等を行い、西宮市障害者就労生活支援センターとして客観的データに基づく障害者就労支援の効果的かつ効率的な管理運営を行うとともに、市と一体的な障害者就労支援を行うための体制と予算手当てについて市と協議する必要がある。		193

(3) いずみ園【障害者自立支援施設管理運営事業】

2. 各事務事業 (17) ③参照

(4) 名神あけぼの園【障害者自立支援施設管理運営事業】

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-56】	市は早急に事業団から施設の劣化診断情報を入手し、施設の老朽化状況の現場を把握するとともに、施設の所有や管理運営のあり方について協議する必要がある。		195

(5) 旧市立デイサービスセンター（安井）【老人福祉施設等改修事業】

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-57】	施設を有効に利用することを検討する課に所管替えして、施設の有効利用を図ることが必要である。		197

(6) 鳴尾老人福祉センター【老人福祉施設等管理運営事業】

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-58】	利用対象者は条例上原則 60 歳以上の高齢者としており、多世代から親しまれ利用できる場にしたいたとの愛称を募集・投票を行った趣旨とは矛盾する利用者の制限が存在している。また、現場視察にて閲覧した利用者名簿からは、開所日の大部分の日数で利用されており利用率は高い一方で、特定の団体や個人が繰り返し利用しており、幅広く利用されているとは言い難い状況でもある。施設が有効に利用されるよう、対象者の年齢制限を変更し、全世代が幅広く利用できるようにするなどの変更の検討を行う必要がある。		199

(7) 老人いこいの家【老人福祉施設等管理運営事業】

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-42】	西宮市老人いこいの家の管理運営要綱第5条に「使用料は徴収しない」とあるが、これは明らかな要綱違反であり、不当に使用料を徴収している。		203
【意見-59】	直近 10 年の利用実績推移からは、全体として減少傾向にあること、令和 5 年度老人いこいの家利用実績からは、約半数の施設で開所日あたり 5 人も利用していないこと、また現場視察の 2 施設の利用者名簿からは、特定の利用者が利用しているのみである当該状況は、施設が有効に利用されているとは言い難い状況である。従って、施設が有効に利用されるよう、対象者の年齢制限を変更し、全世代が幅広く利用できるようにするなどの変更の検討を行う必要がある。	○	202
【意見-60】	市は、早急に使用料を徴収しないよう指導すべきである。また、施設が不当に徴収した使用料については利用者に返還すべきであるが、過去から徴収していた実態を踏まえ施設責任者と調整の上、既徴収額に対する今後の取り扱いを検討すべきである。		203

(8) 養護老人ホーム西宮市立寿園【養護老人ホーム管理運営事業】

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-43】	寿会の会計管理は入居者ではなく、主には高齢施設課主任生活相談員が担当しているが、寿会の決算状況を示す「令和5年度 寿会会計報告」について、証憑等の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施した結果、当該会計報告に上がっていない簿外の収入が発見された。当該収入が会計報告にて簿外である結果、一部の支出と相殺を行うことで期末現預金残高が一致するように調整が行われていたため、不適切な会計報告である。	○	205
【指摘事項-44】	商品券に係る領収書と預金通帳の突合を実施した結果、職員自身の現金で商品券を購入し、翌日預金を引き出している取引や預金引き出しから相当期間経過後に商品券を購入している取引があった。すなわち、職員が寿会の現預金を自由に扱うことが出来る体制になっており、会計管理が杜撰である。	○	206
【指摘事項-45】	管理事務所に設置された金庫の実査を行った結果、寿園は預かっている入居者個人の現金の両替が必要な際に使用する両替用の現金について、職員個人の現金を日常的に使用していた。職員の個人財産を使用するのは問題がある。		206
【指摘事項-46】	預かり保管及び所有者不明の現金等は市職員が管理を担当しているが、出納記帳しているのみで、管理するための各種規程や職務分掌が整備されておらず、適正な管理体制が構築されていない。		206
【指摘事項-47】	寿会における準公金は過去から存在していたものの、市の「事務処理適正化に関する報告」の調査対象事務一覧になく、報告がなされていなかった結果、寿会の現預金について不適切な管理が長年継続されている。		207
【指摘事項-48】	当包括外部監査において、高齢施設課の令和5年度内部統制自己点検シート（整備状況）を確認した結果、高齢施設課は準公金の管理に係るリスク対応策の項目について実施できているかどうかを検討すべきであったにもかかわらず、「実施機会がなかった」と回答しており、寿会の現金預金が準公金に該当するとの認識がなかった点でリスク対応策の整備状況に不備があり、所管課におけるモニタリング機能が有効に機能しているとは言えない状況であった。	○	208
【指摘事項-49】	高齢施設課に寿会の現金預金が準公金に該当するとの認識がなかった点を鑑みれば、内部統制推進事務局は、内部統制制度についての理解促進につながる活動やリスク対応策の内容についての周知徹底が十分に行えていなかった。	○	208
【指摘事項-50】	寿園への現地調査時、備品管理簿から備品を10件抽出し現物確認を行った結果、備品シール貼り漏れが1件、現物不明なものが1件検出された。		211
【意見-61】	寿会における収入及び支出は漏れなく正確に記載報告すべきである。		205
【意見-62】	令和5年度末時点の寿会の預金は860万円を超えており、多額であることからより厳重な会計管理が求められる。従って、取引時における複数職員のチェックや責任者の承認を必ず行うといった管理体制を強化する必要がある。	○	206
【意見-63】	職員の個人財産の使用はトラブルの一因ともなるため、両替用の小口現金が必要であれば、公金としての小口現金を保有すべきである。		206
【意見-64】	寿園は公金としての現金を所有していない一方、寿会や入居者個人の現金等を多額に保有しており、より厳格な管理が求められるため、適切な管理体制を構築すべきである。		207
【意見-65】	寿園の準公金について、所管部署である高齢施設課は改めて内部統制自己点検シート（整備状況）のリスク対応策に対し、適切な評価	○	209



指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	を行うべきであり、内部統制評価事務局である総務課もより効果的なモニタリングが実施できるよう工夫・検討されたい。		
【意見-66】	職務の関係上、市以外の団体等が保有する現金等の取扱いを市職員が行っている事務について、公金ではないとはいえ、公金同様に適正に扱わなければならない、間違いがあれば、当然、市の管理体制が問われることになるため、内部統制制度のリスク対応策の適切な実施及び同対応策が記載されている「リスク評価シート」の関連する例規・マニュアル・通知等に明記している「西宮市市民局準公金に係る取扱い方針」を改めて全庁的に周知徹底し、高齢施設課以外においても不適切な経理を未然に防止することが何より重要である。	○	209
【意見-67】	担当者への聴取及び備品チェックリストを確認した結果、市は年1回現物確認しているものの、今回の現地調査にて不備が確認されたため、引き続き定期的な現物確認を行い、確認結果について決裁をとるなどして実効性のある備品管理に努めるべきである。		211

#### 4. 指導監査

##### (1) 複数年度連続した文書指摘事項について

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-51】	過去5年間の指導監査結果を確認した結果、令和2年度を除き調査対象となった年度に同様の文書指摘内容（経理基準に従い、小口現金出納帳を作成すること）を受けているにもかかわらず、それについて改善がなされておらず、市も改善に向けた対応を十分に行っていない結果、現在でも未改善の状態が継続している。		212
【意見-68】	同様の文書指摘事項について連続して改善がなされない法人に対しては監事への報告や理事会に出席するなどして改善を強く求めるべきである。		212

##### (2) 文書指摘事項に係る改善状況の確認について

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-52】	指導監査担当者に議事録の提出を求めた結果、市は審議・報告されたとされる理事会議事録について未入手であった。		213
【意見-69】	改善措置が必要な指摘事項がある場合は、市は理事会議事録を必ず入手し、審議・報告されていることを及び改善状況を確認すべきである。		213

##### (3) 複数年度連続した口頭指摘事項について

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-70】	複数年度連続して口頭指摘事項を受けている場合、次回監査指導時にも同様の状況であれば文書指導もありうるため改善を強く求める旨を監査講評等で説明するなど、指導結果が効果的に働くような工夫を図ることが必要である。		213

#### (4) チェックリストの事前送付について

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-71】	市は、厚生労働省による実施要綱別紙「指導監査ガイドライン」に基づいた「チェックリスト」を作成し、実地監査前に対象法人へ送付、対象法人は指導監査に先立ちこの「チェックリスト」に記入し（自己チェック）するといった対応が必要であるとする。	○	213